

# 第七十七回 参議院社会労働委員会会議録第三号

(九七)

昭和五十一年五月十一日(火曜日)  
午前十時二十四分開会

委員の異動

三月三十日 辞任 索谷 照美君  
五月六日 辞任 村田 秀三君  
五月十日 辞任 山崎 昇君  
五月十一日 辞任 石本 茂君  
森下 泰君  
安田 隆明君  
斎藤 十朗君  
栗原 俊夫君  
片山 甚市君  
栗原 俊夫君  
柏原 ヤス君  
道一君  
片山 甚市君  
堀川 春彦君  
川野辺 静君  
宮嶋 剛君  
佐分利輝彦君

三月三十一日 辞任 索谷 照美君  
補欠選任 戸田 菊雄君  
高田 浩運君  
橋本 繁蔵君  
安田 隆明君  
柏谷 照美君  
片山 甚市君  
栗原 俊夫君  
柏原 ヤス君  
道一君  
片山 甚市君  
堀川 春彦君  
川野辺 静君  
宮嶋 剛君  
佐分利輝彦君

五月六日 辞任 村田 秀三君  
補欠選任 索谷 照美君  
高田 浩運君  
橋本 繁蔵君  
安田 隆明君  
柏谷 照美君  
片山 甚市君  
栗原 俊夫君  
柏原 ヤス君  
道一君  
片山 甚市君  
堀川 春彦君  
川野辺 静君  
宮嶋 剛君  
佐分利輝彦君

五月六日 辞任 村田 秀三君  
補欠選任 索谷 照美君  
高田 浩運君  
橋本 繁蔵君  
安田 隆明君  
柏谷 照美君  
片山 甚市君  
栗原 俊夫君  
柏原 ヤス君  
道一君  
片山 甚市君  
堀川 春彦君  
川野辺 静君  
宮嶋 剛君  
佐分利輝彦君

五月六日 辞任 村田 秀三君  
補欠選任 索谷 照美君  
高田 浩運君  
橋本 繁蔵君  
安田 隆明君  
柏谷 照美君  
片山 甚市君  
栗原 俊夫君  
柏原 ヤス君  
道一君  
片山 甚市君  
堀川 春彦君  
川野辺 静君  
宮嶋 剛君  
佐分利輝彦君

政府委員 国務大臣 発議者  
環境庁水質保全 局長 厚生大臣  
厚生省公衆衛生 局長  
厚生省環境衛生 局長  
厚生省医務局長  
厚生省農務局長  
厚生省社会局長  
厚生省児童家庭局長  
厚生省金局長  
厚生省援助局長  
通商産業大臣官房審議官  
労働省労働基準局安全衛生部長

玉置 和郎君  
丸茂 重貞君  
浜木 万三君  
小平 芳平君  
戸田 菊雄君  
石野 清治君  
山高 章夫君  
伊藤 和夫君

三月三十一日村田秀三君委員長辞任につき、その補欠として戸田菊雄君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

正吉君  
半次君  
俊雄君  
博君  
上原  
小川  
鹿島  
神田  
斎藤  
高田  
浩運君  
橋本  
繁蔵君  
安田  
隆明君  
柏谷  
照美君  
片山  
甚市君  
栗原  
俊夫君  
柏原  
ヤス君  
道一君  
片山  
甚市君  
堀川  
春彦君  
川野辺  
静君  
宮嶋  
剛君  
佐分利輝彦君

事務局側  
常任委員会専門 中原 武夫君  
説明員  
総理府恩給局次  
通商産業省立地  
企画課長  
消防庁危険物規制課長  
永瀬

といたします。(拍手)

○委員長(戸田菊雄君) 委員の異動について御報告いたします。  
去る六日、斎藤十朗君が委員を辞任されました。また、昨十日、山崎昇君が委員を辞任され、その補欠として栗原俊夫君が選任されました。

○委員長(戸田菊雄君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、理事に一名の欠員を生じておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(戸田菊雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。  
議事に入るに先立ち、「一言」あいさつを申し上げます。

このたび、私は社会労働委員会の委員長に選任されました。

○委員長(戸田菊雄君) 社会保障制度等に関する調査を議題といたします。

まず、厚生行政の基本施策について田中厚生大臣から所信を聽取いたします。田中厚生大臣。

(拍手)

○委員長(戸田菊雄君) 社会労働委員会の御審議に先立ち、厚生行政について所信の一端を申し述べたいと存じます。

旧年は、わが国が久しく経験しなかつたような景気の低迷に見舞われ、その余波は本年にも色濃く影を落しております。また、景気の回復後においてもわが国経済の基調がかつてのようない度成長から安定成長へと転換するため、従前のような大

幅な財政の自然增收を期待することはむづかしい情勢にあります。

社会保障、保健福祉、生活環境の整備等国民生活に密着した厚生行政は公共資金に依存する度合いが強く、その充実強化はこれまで主として財政

の自然増収のうちからこれらの分野への配分を極大する方法によって行われてきたのであります  
が、今後はこうした方法に大きな期待を寄せるこ  
とは困難であります。

一方、人口の老齢化の急速な進行などの事情が

なお、老齢福祉年金については、月額一万一千円から一万三千五百円に引き上げることといたしております。

次に、心身障害者等の社会的に弱い立場にある人に対する福祉の基礎整備の推進について申し上げます。

心身障害者の福祉については、在宅重度心身障害児・者緊急保護事業の創設、特別児童扶養手当及び福祉手当の増額等を図ることといたしております。母子保健及び児童の健全育成については、乳児保健相談事業の新設、都市児童健全育成事業

といたしております。  
また、公的病院等の特殊診療部門の充実強化を図るため、公的病院及び自治体病院に対する運営費の助成を強化することいたしております。  
予防接種制度については、その対象疾病、実施方法及び予防接種による健康被害が起った場合の救済制度に関して、その改善に努めてまいる所存でございます。

難病対策については、国立精神・神経・筋・発達障害センターを整備するほか、特定疾患等の調査、治療研究等を引き続き推進することいたしました。

年度予算案に九・一%の改定を盛り込んでおり、去る三月二十三日の中央社会保険医療協議会の答申に基づき、歯科診療報酬を除く診療報酬につきましては四月から改定をいたしているところであります。歯科診療報酬につきましては早急に日本歯科医師会推薦の委員が中央社会保険医療協議会に復帰され、答申が得られるよう銳意努力してまいる所存であります。

第五に、生活環境の整備についてであります。近年における生活水準の向上、都市化の進展等に伴い、水道及び廃棄物対策はさわめて緊要の課題

ておりますし、また、現行の制度の普及、成熟などの理由によっても当然のことながら給付は拡大の一途をたどらざるを得ない趨勢にあります。このような事態に対し、引き続き財政資金の適正な配分の確保に努力することはもちろんであります。が、一つには、これまでの施策についても、関連諸制度の整理統合など効率的な運用を進めることと

生活保護については、生活扶助基準を一一五%引き上げることいたしております。

つた国民の適正な負担を求めていくことが必要になつております。  
昭和五十一年度予算については、前に述べたまゝ、うな困難な経済財政状況を背景に編成されたのですが、厚生省関係予算は、総額四兆七千三百九十二億円、対前年度比一一・三%増となつております。

社会福祉施設については、今年度に引き続き、特別養護老人ホーム、心身障害児・者施設及び保育所を中心的に計画的に整備を進めるとともに、施設入所者の処遇改善を図ることといたしております。また、保母等の施設従事者については労働条件の改善のために大幅な増員を図る等その処遇改善に格段の配慮をいたしております。

以下当面の主要課題について申し上げます。

第三に、国民の健康の保持増進を図るための保

第一に、来るべき老齢化社会における社会保障の中核となる年金制度の充実であります。厚生年金及び国民年金につきましては、前回改正を行つた昭和四十八年以降の経済変動に対処するため、昭和五十三年度に予定される財政再計算期を昭和五十一年度に繰り上げて実施し、厚生年金については、年金額の引き上げ、在職老齢年金の支給制限の緩和、遺族年金、障害年金の通算制度の創設、遺族年金の給付改善などを行い、国民年金についても年金額の引き上げ、障害年金の改善などを行うこととしております。

第三に、国民の健康の保持増進を図るための保健、医療の基盤整備の推進であります。国民医療の確保を図るため、明年度においても医療機関の体系的整備を推進することといたしましたが、特に、重症救急患者のための後方病院として新たに救命救急センターを設置するほか、休日夜間医療の確保を図るために、引き続き日夜晚間急患センターの整備等を進めることになります。

僻地医療対策については、僻地中核病院の整備の推進、無医地区への保健婦の配置の強化等を行うことにより僻地における住民医療を確保するこ

見地から標準報酬の上下限の改定、一部負担金の改定、高額療養費自己負担限度額の改定等を行なうとともに分娩費、埋葬料等を実情に合わせて改善するほか、任意継続被保険者制度の拡充を図る所存であります。

国民健康保険の助成の強化については、老人医療費の増高等によりその財政状況はきわめて厳しくなつておきますが、明年度予算におきましても、その健全な財政運営を図るために、保険料に対する助成の強化を図ることとしたとしておりま

は、遺族年金等の増額、支給範囲の拡大等を図ることにいたしております。また、海外戦没者の遭骨収集、戦跡遺靈巡拝、戦没者慰靈碑の建設等の事業を行なうこといたしております。  
以上が厚生行政の当面の主要課題であります。が、そのいずれをとりましても国民生活に密接な問題ばかりであります。  
私は、皆様の御支援を得つつ、全力を擧げて取り組む覚悟でございますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(戸田菊雄君) この際、川野辺厚生政務次官から発言を求めております。これを許します。川野辺厚生政務次官。

○政府委員(川野辺静君) 昨年末、はからずも厚生政務次官を拝命させていたきました。今日までごあいさつの機会がなく、大変ございました。おくれましたことをおわび申し上げます。

いろいろ公私ともにお世話になっておりますが、今後とも御指導と御協力よろしくお願ひ申し上げとうございます。ありがとうございました。

○委員長(戸田菊雄君) 次に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず政府から趣旨説明を聴取いたします。田中厚生大臣。

○国務大臣(田中正巳君) ただいま議題となりました廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

廃棄物の適正な処理は、国民の健康の保護と生活環境の保全のために必要不可欠であるものであります。このため昭和四十五年には廃棄物の処理及び清掃に関する法律を制定し、新たな廃棄物の処理体系の整備を図ったところであります。その後における産業廃棄物の処理の実態は、必ずしも適正に行われているとは言いがたい状況にあり、産業廃棄物の処理に関する事業者の責務の確実な履行を確保するための措置を整備する等廃棄物の適正な処理を図るために制度の改善を行うことが必要となっております。

また、廃棄物の適正な処理を図るため引き続き廃棄物処理施設の緊急かつ計画的な整備を強力に進めていくことが必要であります。

このような諸般の情勢にかんがみ、産業廃棄物の処理に関する規制及び監督の強化を中心廃棄物

物の処理に関し当面速やかに改善措置を講すべき事項について必要な制度の改善を行うとともに、現行の廃棄物処理施設整備計画に引き続き、昭和五十五年度までの廃棄物処理施設整備計画を策定することとした次第であります。

以下、この法律案の内容について、その要旨を御説明申し上げます。

まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一

部改正について申し上げます。

第一に、事業者がその産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には一定の基準に従わなければならぬこととするとともに、有害な産業廃棄物を生ずる一定の施設が設置されている事業場または

一定の産業廃棄物処理施設を設置する事業場ごとに、産業廃棄物の適正な処理を行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならないことといたしておきます。

第二に、産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理業等について、その許可制度の整備を図ることも

に、産業廃棄物処理業の許可を受けた者は、一定の場合を除き、その処理を他人に委託してはならないものとしております。

第三に、新たに廃棄物の最終処分場で一定のものを届け出を要する廃棄物処理業者とともに、都道府県知事は、廃棄物処理施設とするとともに届け出があった場合において、当該廃棄物処理施設が一定の基準に適合していないと認めるとときは、その計画の変更等を命ずることができるこ

とし、さらに設置後においても基準に適合しなくなつた場合にも必要な改善を命ずることができます。

第四に、事業者及び産業廃棄物処理業者等は、

それぞれ帳簿を備え、廃棄物の処理に関し所要の事項を記載し、これを保存しなければならないこととし、廃棄物の処理の実態の把握に資すること

の趣旨説明をいたしております。

第五に、都道府県知事または市町村長は、廃棄

物の処分基準に適合しない処分によって、生活環境の保全上重大な支障が生じ、または生ずるおそ

れがあると認められる場合に、その処分を行つた者に対してその支障を防除するための所要の措置を命ずることができることとしております。また、産業廃棄物に関する場合は、委託基準に違反した委託によりその処分が行われたときは、当該委託者に対しても同様の措置を命ずることができる

こといたしております。

第六に、有害な産業廃棄物等の環境保全上特に問題となる産業廃棄物の投棄禁止に違反した者に対する罰則を強化し、委託基準に違反して産業廃棄物の処理を委託した者に対し罰則を適用することとするほか、罰則についても所要の整備を行ふこととしたしております。

次に、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正についてでありますが、厚生大臣は、昭和五十五年度までの廃棄物処理施設整備計画を作成し、閣議の決定を求めなければならないことといたしてお

ります。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正は、公布の日から起算して九ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日から、廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部改正は公布の日から、施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(戸田菊雄君) 以上をもって、趣旨説明の聴取は終わりました。

○委員長(戸田菊雄君) 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。田中厚生大臣。

○国務大臣(田中正巳君) ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正

する法律案について、その提案の理由を御説明申しあげます。

第五に、都道府県知事または市町村長は、戦傷病者、戦没者遺族等に対しましては、その

にわたる援護の措置を講じ、福祉の増進に努めてきたところであります。今回これらの支給額を引き上げ、支給範囲の拡大、新たな特別給付金の支給等を行うことにより援護措置の一層の改善を図ることとし、関係の法律を改正しようとするものであります。

以下この法律案の内容の概要について御説明申しあげます。

第一は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正であります。障害年金、扶養親族加給、遺族年金及び遺族給付金の額を恩給法に準じて昭和五十年及び遺族給付金の額を恩給法に準じて昭和五

十一年七月から増額するほか、障害年金受給者が死亡した場合にその遺族に支給される遺族年金等の支給範囲を拡大し、また、夫及び再婚解消妻等に支給される遺族年金等の支給要件を緩和し、遺族一時金の支給範囲を拡大することといたしてお

ります。

第二は、未帰還者留守家族等援護法の一部改正であります。未帰還者の留守家族に支給される

留守家族手当の月額を遺族年金の増額に準じて引き上げることといたしております。

第三は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。戦傷病者等の妻として受給した特別給付金の国債の最終償還を終えた

時点での、当該戦傷病者等の死亡により戦没者等の妻となつている者に特別給付金を支給することといたしております。

第四は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正であります。特別弔慰金として交付された国債の償還金について、その支払いの特例を定めることといたしております。

第五は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正であります。特別給付金として交付された国債の最終償還を終えた戦傷病者等の妻に改めて特別給付金を額面三十万円十年償還の

国債で支給することとし、また、満洲事変中の戦傷病者等の妻にも特別給付金を支給する等の改善を行ふことといたしてあります。

以上がこの法律案を提出する理由であります



えれば工業出荷額等の推移に大体並行していくと  
承知のような経済情勢で工業出荷額が若干の減少  
を見ておりますので、幾らか横ばい傾向かなとい  
う感じを持つてゐるわけでござりますけれども、  
そういった一般の生産活動のほかに、やはりなる  
だけ出さないような技術の推進、あるいは資源化  
再利用の促進というようなことによりまして、こ  
れの減少に努力をいたすべきだと思つております  
が、このような点につきましては、いずれもきよ  
う、あす、急激に効果を發揮するというような性  
格のものでもございませんので、ただいまのこと  
ろ、そろ大きな産業廃棄物の量の急激な減少を期  
待するということは非常に困難ではないかとい  
ふうに理解をいたしております。

そういう趣旨から、一つは産業廃棄物の再利用、再資源化を推進するということで、なるべく出てきた廃棄物をもう一度利用するというのが第一点。それからもう一つは、出てまいりました廃棄物を無害化——書がないように無害化処理する等、適正な処理をするということで、処理設備の設置等につきまして、税制、金融上の助成措置をとる。大体以上のような方針をもちまして、それぞの業種ごとに指導をしているという現状でございます。

○浜本万三君 厚生省の水道部長にお尋ねするのですが、特に問題なのは有害な産業廃棄物なんですが、これは六億クロム以来、厚生省としてもその実態を調査するように関係自治体に指示しておられるようござります。すでに六億クロムの関係は終わつたらしいんでござりますが、その他の有害廃棄物全体の調査を早急に行わなければ、問題の把握をすることは私はできないというふうに思つてゐます。伺うところ、五十一年度の予算にはその調査費用がのつておるようござりますが、この五十一年度から調査にかかつて、いつまでにその実態の調査が完了をし、かつその結果が集約して問題点が摘出できるのか、見通しについてお尋ねいたしたいと思います。

○政府委員(山下眞臣君) 昨年秋、六億クロム問題が起つりましたて、直ちに実はその年から着手いたしまして、この有害物質関連事業の調査につきましては、五十年度と五十一年度の二年度にわたるわけでございます。五十年度は年度途中でございましたものですから、便宜、環境庁等の調査費をいただきまして取りかかりまして、引き続き五十年度は予算化いたしてやると、こういうことになっております。したがいまして、まず初めにやりましたことが、全体のそういう有害物質を始めたわけございまして、おおむね五十年度中に全数を把握し、その中で六億クロム関係の事業場、これは六億クロムだけじゃなくて、六億クロムのほかの有害物質も出すわけですが、その部

分もあわしてその事業場の状況を調査する。それから六価クロム以外の有害産業廃棄物の関係につきまして五十一年度調査する。それからなお六価クロム関係事業につきましても、それから出されました廃棄物が処分地でどのように処分されておるかといふ追跡調査もいたしたいと、その分も五十一年度行いたいと、こういうことでござります。したがいまして、もういま進行中でございまして、着々進んでおりますので、遅くとも五十年度中、私どもの気持ちといたしましてはできればそれよりも少し早い時期に調査結果がまとまるようにならいたいと思っております。なお、五十年度調査をいたしましたものにつきましては、現在手元に来ておりまして、集計中でございますので、そう遠くない時期に中間報告ができると、かよう存じております。

○浜本万三君　まあ、急いでこの改正案をつくつたという関係もあるかもわかりませんが、そういう内容が十分把握できないのに、しかも法律の内容を読みますと、相当省政令にゆだねる点が多いわけですね。多少法律改正が少し焦り過ぎたんだはないかと、こういう私は感想を持つものなんですが、まず、それに付いてはどのよう感じを持つおられるかということを私は想像する一つは、調査が完了いたしまして、先ほどのようない。有害な廃棄物の実態が把握された場合には、恐らくこの新しい事態に即応する法律の改正がさらに必要なんではないかということを私は想像するわけなんでございます。その中で、特に有害廃棄物の処理については処理施設の義務づけをする必要があるんではないかというふうに想像しておるんですが、その点についていかがでしょうか。特に後段については、これは厚生大臣の方から御解答をいただきたいと思います。

○政府委員(山下眞君)　御指摘のとおり、すべての実情を完全に把握し、あらゆる問題につきましての回答を出すというような意味での改正案に今回なつておるかということにつきましては、その感なきにしもあらずという感じを持つわけでござります。

ざいますが、私どもといたしましては、昨年問題が起きた現行の制度につきまして御批判をいたいたいとの内容を率直に見ました場合に、やはり現在の制度の中に明らかな不備があるということは認めざるを得ない。これらの点について取り急ぎます改正をいたしたいということでお急遽昨年の秋から関係審議会等の御意見も徴しながら、今回の案を取りまとめたわけですが、今までございましたして、今回の案によりまして、すべて百点満点で後はもう問題がないかということになりますれば、そのようには考えておりませんので、引き続き各種の基本的な問題がら検討と勉強を続けていかなければならぬと、かように思つておるわけでございます。御指摘ございました施設の設置の義務化、この問題につきましても一応勉強をいたしたわけですが、けれども、やはり実態といたしまして、あるいは現在の制度といたしまして、処理業者の制度も認め、あるいは公共関与の道も開き、非常に零細な中小企業につきましては実態といたしましては共同化してやつていかざるを得ないと、いふような実情等にかんがみまして、指導として先生の御指摘のような気持ちを生かしていくことは現行法に盛られておるわけでございますので、推進をいたしまりたいと考えておるわけでございますが、法律上の制度としてこれを義務化するということにつきましては、やはり慎重にならざるを得ないと、現時点においてはそのような判断に立つておるわけでございます。

○國務大臣(田中正巳君) いま浜本先生の御指摘、私はよくわかるわけでございます。しかし、当時、昨年の夏ごろの実態を考えてみると、私どもはやはり産業廃棄物の処理について法規制をいま少し強化をしなければならないというのが当時の世論でございました。したがいまして、問題はとめどなくあるということをおわれわれも承知をいたしております。しかし、さればといって、これを完全なものにするためにじんせん日を過ぎすということはいかがかと、こうすることを考え

ましたのですから、当面どうしてもやらなければならぬものについて法律制度を整備をいたすと、いう所存で実は取り組んだわけでございまして、いま水道環境部長も申したとおり、そうしたことを踏まえて、関係審議会の御答申等をいただき、当面どうしても急ぐものについての法律の整備をいたしたわけございまして、この法律を実施していく過程においてさらにはまた一步を進める必要はなしに、行政上の問題についてもさようの問題が、いま先生御指摘のような問題もありますんで、その節にはまた国会の先生方の御審議を煩わしい。なお、このことについては、法律問題だけですが、どれもこれも完全にと思いますると結局おくれてしまう。それよりはひとつやつて、できるだけのことをやろうというのがわれわれの率直なところでございまして、問題の点はよく踏まえております。

と、前者は千六百件余、五十年度が千三百件といふように報告をされておるわけでございます。その原因はどこにあるかといえば結局排出業者及び処理業者が公害問題に対する認識が欠如しておるというところに第一の原因があると思うし、その結果、根本的には処理能力がいざれもないというところに大きな問題があるのではないかというふうに思うわけです。四十六年の法律施行以来、一體行政指導の結果あるいは世論の圧力によつて事業者や処理業者の姿勢に、先ほどのお話では変化があつたようなお話しになつたんですが、私はどうもしないように思つてますが、重ねて、この姿勢の変化があつたかなかつたかという点についてお尋ねしたいと思うんです。

○政府委員(山下眞臣君) 数字的な資料といったしましては、届け出部門が持つております産業廃棄物処理施設の数字の推移があるのみでございますが、これにつきましては、実は毎年ここ三年ばかり調べておるわけですが、逐年、年を追うて増加をいたしております。一番新しい数字で昭和五十一年二月現在で廃棄物処理施設は約四千八百五十といふ数字を数えるに至つております。さて、これは昨年の同時点に比べまして約八百程度の増加を見ておるということで、そういつた限りにおきましてはやはりそういう施設を設置し努力していくという状況は進行いたしておりますといふふうに思うわけでございます。一般的な見方といふたましまして、昨年の六七クロム問題以来この問題に対する非常な意識の高揚があつたのではないかというふうに理解をいたしております。

○浜本万三君 いま大分進んだと、四千八百五十九所ほど設置されておるという話なんですが、これは一体三億二千万トンの排出量に対しまして何%程度の処理能力なんですか。特に有害廃棄物に對してはどの程度の処理能力を設置したというふうになるんですか。そういう点具体的に答えてもらいたいと思います。

○政府委員(山下眞臣君) 実はその点明確に数字的に分析を了しておるわけではございませんので

ございまますが、おおむね三億二千万トン産業廃棄物が出るという、その内容を検討いたしまする。と、おおむね三分類ができるかと思うのでござります。約三分の一程度のものがいわゆる建設廃材、土砂といったようなものでおおむねそのまま埋め立て処分用に使われるというようなものが相当数あると思います。それからおおむね三分の一もしくはそれに近いような数字のものが資源化再利用あるいは他の用途への転用というような形で、いつておるんではないかと、そうすると、中間処理その他によつて処置すべきものはおおむね三分の一程度で一億トン程度じゃなかろうかというふうに私ども理解をいたしておるわけでございまます。それに対応いたしまして、いまの四千九百の施設がどれだけの能力を持つておるかということにつきましては、なお今後調査を続け分析をしていかなきやならぬわけですが、これには非常に困難が伴いまして、それらの産業廃棄物のうちそのまま処理してよろしいものと、必ず処理しなきやならぬものと、そういうた分類等を詰めてそれに対応するものとしての把握をしなきやならぬといふことでござりますので、現段階におきまして正確な数字を分析したものは持ち合わせておらないわけでござります。ただ、いずれにいたしましても、先生御指摘のとおり、この廃棄物の処理施設が現状で十分足りておるか、それで完全な処理ができる状態に相なつておるかと、いうことでござりますと、私ども受けた感じといたしましては、なおこれを増加させ、かつ充実をさせていかなければなりませんという認識を持つておるわけでございます。

○浜本万三君 今まで把握をいたしておりません。  
それから、処理業者の処理能力ですね。何か厚生省の資料によりましても、大部分は処理業者の処理にゆだねられておつて、そしてこれは東京都の資料などによると七七%程度がもぐり業者で不適正な処理ないしは不法投棄がなされておるという報告がなされておるんですが、処理業者の能力というものは一体どの程度評価されておるんですか。  
○政府委員(山下真臣君) 東京都が処理計画をつくるに当たりまして調査いたしました処理計画の基礎といたしましては、先生の御指摘のとおりおむね二割程度が事業者の自己処理になり、八割程度は一般の外部への委託というような状況になつておるということをございます。一方、私どもが昨年来有害産業廃棄物の調査にかかっておりまして、いま何と申しますか、集計の過程にあるわけですが、その感じで受けますと、有害産業の処理の大体の感じとしては自己処理が大体四四、五%、事業者処理の方が約四五五%というような感じになるんじゃないかという感じを持っておるんですが、現在集計の途中でござります。  
なお、先ほど申しました四千八百の処理施設の内容といたしましては、相当部分が事業者の施設ということになつておりますて、処理業者の施設といったしましては数の上におきましては一割程度という形になつておりますが、実はこれは数だけではなくなかなか判断できませんで、その規模とあわせて見なきやいけませんものでございますから、いまその辺を分析をさせておる次第でございます。  
○浜本万三君 いまのような資料ですね、これはできるだけ早くひとつ手元にもらいたいというふうに思いますので、調製をした後、早急に提出してもらいたいと思います。

次の質問なんですが、事業者及び処理業者の処理の実態、能力を先ほど伺いましたと、前の厚生省資料に比較いたしますと相当能力が上がったという報告なんですが、しかしまだまだ不十分であるという答えになるとと思うんです。それで、そういう実態の中で、今回改正案を提案なさつておるわけですが、確かにこの改正案は先ほど申しましたように事業者や処理業者に対する規則や、それから処分あるいは処分に対する措置命令とかあるいは罰則などが設けられまして、改善はされておるとは思うんですが、この法律を施行したことで直ちに処理能力が急速に倍加するとは考らられないわけでござります。

また議論の分かれるところで、慎重にならざるを得ないと思うのでござりますけれども、やはり施策といたしまして、金融上の措置あるいは税制上の措置、そういうもののにつきまして從来にも増して努力をしていかなきやならぬと思っております。現に今年度、昭和五十一年度におきましては、従来は一般の公害防止法で実施しておつたわけですが、されども、公害防止事業団の中におきまして特に産業廃棄物用といたしまして枠を設定いたしまして、二百億の低利の資金を用意をするというような措置も講じておるところでございまして、今後とも努力を続けてまいりたいと、かようになります。

成につきましては、特に処理業者ということでお話をうながしておきましても、先ほど申しました公害防止事業団初め中小企業金融公庫、国民金融公庫等政府関係機関におきましては、産業廃棄物の処理ということとで事業者と同じ枠の中で処理業者に対しましても融資の道を講じ、また税制上も同じ立場で扱いをいたしております。そこで、お問い合わせでござります。

処理業者特有の問題といたしましては、たゞいま申されましたような非常に技術的な進歩等が必要な講習会、研修会等の開催等を活発に行っていくというようなことをいたしたい。

が、この法律施行と同時にそういうことをなさる  
つもりがあるのかどうか、また、できるのかとい  
う点についてお答えいただきたいと思います。  
○政府委員(山下眞臣君) 法律上の措置といたし  
ましては、すでに現行法による許可を受けており  
ますので、新法に、もし成立させていただいた場合の  
改正法になつた際に改めて許可を取り直すと  
いう措置を講ずることは、いわば既得権の保護と  
いう見地に立ちましても法律上の措置としては困  
難であるうと思つております。しかしながら、現  
在与えております許可は、非常に事業範囲等を限  
定し、かつまた、施設の種類等もきめつとして早  
えておりますので、そういうものの変更を行な  
う場合によ、今後じきじきより新たに許可を必要と

事業者の自己努力と申しますか、規制を強化されば出さない努力に向かうという方向で、それ自体意義のあることだと思っておりますけれども、御指摘のとおりに、法律を改正をいたして規制を強化すればそれでもって直ちに処理が前進をするかというと、そうではないので、あわせて施策の充実に努めていかなければならぬという認識は御指摘のとおりございます。まあ事柄の性質上、産業廃棄物の処理施設、そういうものに対しまして、国等の税金からする直接の国庫補助金等の交付ということにつきましてはどうも問題があり、かつ

答第 それからさしき中間処理ということが非常に重要だということを言わされましたんですが、中間処理の今後の積極的な推進でありますとか、それから一番問題になるのは、最終処分地をどのように確保するかということが必要だと思うんです。そして、また同時にそれらの能力を持つような業者をどんどん育成するということも大変重要なことだと思うわけなんですが、そういう点について今後の考え方を聞きたいと思います。

○政府委員(山下直臣君) 私どもも御指摘のとおり考えておるわけでござります。処理業者の資

約九ヵ月以内ということでありますから相当の期間があると思うのですが、その間に現在すでに許可しておる七千幾つの処理業者がござりますが、その業者の再点検をする必要があるんではないかと思うのです。つまり、すでに許可をしておる業者も、設備でありますとか、それから、この投棄の場所でありますとかいうようなものは、一定の期限を過ぎればその能力も消滅するということを考えられますので、この際、それらの業者に対する再点検をするということが必要だと思うのです。

○政府委員(山下眞臣君) 定期報告につきましての必要性、実は事業者の数にいたしますと五万、製造業だけでも六十五万ということになりますので、企事業主に全産廃につきまして定期的な報告をさせるということは、受け入れる側の立場からいいますと、かつまた、業務処理体制の問題もござりますし、この産業廃棄物の実態からしても、その必要性は點など落としたのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○渕本万里三君 それから処理業者の育成協作のことなんですが、先ほどの処理業者の実態についてお答えをいただいたのでややその能力が判断できることであります。そこでどういう問題についてお答えをいたいのですが、全体として廃棄物処理をする場合には、最近、大臣からさつきお答えいただきましたように、最近の産業の動向から非常に高度な技術が導入をされておりまして、したがつてわれのわからないような廃棄物も有害なものが出てきまして、そういうことになつておりますので、特に高度な処理施設の設置ということが非常に必要なんではないかと、そうすると、それに対する資金は非常にたくさんかかるということもよくわかるわけですね。そこでそういう問題についての政府の今後の

したわけでござりますが、中小企業等の共同化の問題もいま調査をいたしておるわけですが、相当全国でも普及してきておりまして、現在把握しておるところでは約九十三の共同組織が産業廃棄物の処理のために組織されております。そういった中には中小企業事業者と同時に処理業者も一緒に入つてやるというようなケースも見られるわけでございます。そういったことで、非常に規模が大きくなり、かつ技術的にも高度の処理を要するというようなものにつきましては、処理業者につきましても、その協業化の促進といふこと等につきましては、それでも努力をいたしていくべきやならないのじやないかというふうに理解をいたしております。

とするということになつていくわけでございまして、さるにまた、過去の業者、今後の業者、共通する規制の面が生じております。たとえば廃棄物の排出状況等の記帳義務でありますとか、あるいは今後省令段階でも設定する予定でございますけれども、報告義務でありますとか、そういうこと等が生じておりますので、いわゆる許可業者につきましての御指摘のような指導は相当程度に可能じゃなかろうかと思ひますので、御指摘の方向で努力をいたしてまいりたいと思います。

○浜本万三君 それからこれは排出業者の関係なんですが、改正案によりますと、事業者の記帳などの保存義務というのを今度規定しておりますが、これだけではどうも監視できないんじゃないんぢやない

次の質問なんですが、事業者及び処理業者の処理の実態、能力を先ほど伺いましたと、前の厚生省の資料に比較いたしますと相当能力が上がったという報告なんですが、しかしまだ不十分であるという答えになるとと思うんです。それで、そういう実態の中で、今回改正案を提案なさっておるわけですが、確かにこの改正案は先ほど申しましたように事業者や処理業者に対する規則や、それから処分あるいは処分に対する措置命令とかあるいは罰則などが設けられまして、改善はされておるとは思うんですが、この法律を施行したとことまで直ちに処理能力が急速に倍加するとは考ふられないわけでございます。

また議論の分かれるところで、慎重にならざるを得ないと思うのでございますけれども、やはり施策といたしまして、金融上の措置あるいは税制上の措置、そういうものにつきまして從来にも増して努力をしていかなければならぬと思っておりました。現に今年度、昭和五十一年度におきましては、從来は一般的の公害防止法で実施しておったわけですが、ますけれども、公害防止事業團の中におきまして特に産業廃棄物用といたしまして法を設定いたしまして、二百億の低利の資金を用意をするというような措置も講じておるところでございまして、今後とも努力を続けてまいりたいと、かように存しております。

成につきましては、特に処理業者ということとで分かれませんで、先ほど申しました公害防止事業団初め中小企業金融公庫、国民金融公庫等政府関係機関におきましては、産業廃棄物の処理ということとで事業者と同じ枠の中で処理業者に対しましても融資の道を講じ、また税制上も同じ立場で扱いをいたしております。

処理業者特有の問題といたしましては、ただいま申されましたような非常に技術的な進歩等が必要でござりますので、厚生省といたしましても從来から実施はいたしておりますけれども、必要な講習会、研修会等の開催等を活発に行つていくと、いうようなことをいたしたい。

が、この法律施行と同時にそういうことをなさるつもりがあるのかどうか、また、できるのかといふ点についてお答えいただきたいと思います。

○政府委員(山下眞臣君) 法律上の措置といたしましては、すでに現行法による許可を受けておりますので、新法に、もし成立さしていただいた場合の改正法になつた際に改めて許可を取り直すという措置を講ずることは、いわば既得権の保護という見地に立ちましても法律上の措置としては困難であろうと思つております。しかしながら、現在与えております許可は、非常に事業範囲等を限定し、かつまた、施設の種類等もきちつとして与えておりますので、そういうものの変更を行なう

本に及ぶものかどうかということは、なお検討を要すると思うわけでございますが、私どもの気持ちといったしましては、特に有害な産業廃棄物、こういったものについては定期的な報告が必要であると考えております。当初そういうことを検討しながら今日に至ったわけでございますが、法律的な問題といたしまして、省令によりまして定期報告を義務づけるということが可能であるという見解になりましたので、その措置は省令において随時行つもりにいたしております。

なお、法律において報告徵収権が規定されておるのは従来どおりでござりますので、これの活用等もあわせていくことで臨んでいきたいと思つております。

○浜本万三君 今度は別な質問なんですが、不法投棄に対しまして、改正案では回収などの原状回復の措置命令を出すことができるようになつておるわけなんであります。まあ生活環境の保全上重要な支障が生じたときには、都道府県知事が必要な措置を命ずることができることとは大変結構だといふうに思うのですが、また不許可業者などによる不法投棄に対しましても、委託した排出業者まで遡つて同様の措置命令が出されるようになつたことは、これは一定の前進だといふうに、私評価しておるわけです。しかし、この正規の処理業者による不法投棄については、排出業者の原状回復の責任が免責をされるようになると思うんですが、これは私どもぐあいが悪いことだ。そこでは、私は正規業者であろうと不許可業者であろうと、この排出業者を含めて連座責任を嫁ぐるよう改定すべきだと、こういう意見を述べておるわけなんですが、この点について、大臣からもう一回、ひとつ決意を伺いたいんです。が、この法律を施行してみて、なおかつ問題があるとすればそういう方向で連座責任を嫁せるように検討する用意があるかないか、その点についてお尋ねしたいと思うんです。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘のとおりに、委託者が責めを負うべき事由がある、たとえば相手が正規の許可業者でない者に委託したときでありますとか、あるいは内容を知らしむべき有害産業廃棄物であるにもかかわらず、その性状を告げないで相手に委託したというようなことで、基準を守らないで委託した場合につきましては、排出者につきましても措置命令をかけるという立法になつきました。

○浜本万三君 これが、どうもはつきりした答弁を

も実はいたしたわけでござります。しかし、相手

のある者に委託をいたしました。そして、その人間の資格を信じ、その者が正當にやってくれるという

つておることは御承知のとおりでございます。そちらの範囲を、正規の許可業者が正規の業務できちつと委託基準に従つて委託した場合についても行うべきではないかという議論でございますけれども、この点につきましては、やはり現行法上廃棄物処理業者というものを、一つの廃棄物の処理をする独立の主体として設置をし、構成をいたしました以上、そこまでいくのはいささか制度として無理ではないかということでおざいます。もちろん委託基準以外の要素でございましても、一般的の刑法の原則にござりますような教唆ですとか、共同正犯でありますとか、間接正犯でありますとか、そういった事情があつて責めを負うべき場合には、一般的の解釈に従つて措置されると思ふんでござりますけれども、きちっとした成規の手続をして、きちんととした正規の業者に委託をいたしました場合におきましては、やはりそこで行為者責任の原則というものが働きまして、正規の許可業者がみずから責任で処理した分につきましてはその処理業者に責任を問ううなことが法律上妥当じゃないかと、かように考えておるわけございます。

○浜本万三君 世論としては、やっぱり出した者は全部一蓮託生に考えておることは間違いないと思います。そこでは、私は正規業者であろうと不許可業者であろうと、この排出業者を含めて連座責任を嫁ぐるよう改定すべきだと、こういう意見を持つておるわけなんですが、この点について、大臣からもう一回、ひとつ決意を伺いたいんです。が、この法律を施行してみて、なおかつ問題があるとすればそういう方向で連座責任を嫁せるように検討する用意があるかないか、その点についてお尋ねしたいと思うんです。

○國務大臣(田中正巳君) いま浜本先生のおつしやつておることは、立法の過程でないぶんと考へておるがゆる正規の許可業者であり、そうした資格をもつておる方には、たとえおるがゆる正規の許可業者でも、その監視、指導の大半の責任が地方自治体に移るわけなんですが、ところが地方自治体の実態を調べてみると、昨年五月現在でたとえば環境衛

間がないので次に移りたいと思います。

厚生省は、昨年の九月だったと思うんですが、都道府県知事に対しまして産業廃棄物の実態を把握し、適切な処理計画を策定するよう指示をさ

れていますが、その作業が一体どのようになつておるかということと、それから作業の内容を

いわけではありません。しかし、法たてます上やはりこの程度にとどめておくべきものだろう

このことはいたさないことになつてはいるのは先生条文で御案内のとおりです。いささかの心配がないわけではありません。しかし、法たてます上やはりこの程度にとどめておくべきものだろう

いわけではありません。しかし、法たてます上やはりこの程度にとどめておくべきものだろう

生指導員とか、自治体担当職員といふのは、わざわざかに三千七百人程度だという報告があるんですが、これで果たして指導できるのかどうか。恐らくできないとと思うんですが、その対策をまずお尋ねするのと、それからもう一つは、今度立ち入り検査をすることになつておるわけなんですが、特に立ち入り検査の範囲が広がりまして、工場事務所及び事業場内といふうに拡大をされて結構なことなんですが、問題は生産工程に立ち入つてどんな廃棄物がどれだけ出ておるかということをやつぱり把握しなければ問題の解決にならないじゃないかというのが従来の批判であつたわけなんです。せっかくこの法律ができて立ち入り検査が広く行えるようになつたとしても、従前問題のありますた企業秘密などいうことで拒否される心配はないか。そうした場合にはどうするのかということがやつぱり問題だと思いますから、この点の御答弁をいただきたいと思います。

御指摘のとおり、必要がござりますれば生産工程にまで立ち入ることができます。いたしております。ゆえなくそれを拒否いたしますと、罰則がかかるということでございます。なお、必要な限度において立ち入るということござりますので、不必要に企業秘密をあばくような目的で立ち入り、生産工程に入るというようなことはこれはできませんけれども、廢棄物行政上必要があれば十分立ち入って差し支えないというふうに思います。

○浜本万三君 それから冒頭申し上げましたが、この改正案は後で政省令にゆだねておるところが非常に多いわけであります。したがつて、内容が十分わからぬといふことが審議に当たつて私どもも思われる点なんですが、この点についてはすでに厚生省の方で決まっておるものがあると思うんですが、その決まつておるものがあれば、これまでは一々質問をし、答弁をいただくわけにいきませんので、後ほどひとつ文書で早急に出していくただきたいということ。

○説明員(森孝君)　はい承知いたしました。  
○浜本万三君　それでは引き続きまして、まずは最初に一般戦災者、戦争犠牲者に対する援護措置の問題についてお尋ねをしたいというふうに思うのです。  
この戦争犠牲者の援護措置は、国と身分関係のある、あるいは軍人軍属に対して国家補償の精神で手厚く行われておるわけなんですが、同じ戦争犠牲者でも一般的の国民については社会保障の体系の中で如理をされておるというふうに思うわけです。で、今回の大戦は、翻つてみますと國みずからのおいて戦争を開始し、終結をした事情があるわけでござりますから、当然國は國の責任において一般戦災犠牲者に対する援護の措置を講ずる必要があるのではないかと思うんです。特に、戦後十年たままで、戦災者の方々が相当老齢化をしておりますので、なお一層その援護措置は緊急であるというふうに思います。したがって、私は軍人軍属だけなくして、多數の国民が空襲などで

ゆる一般の社会保障の施策の中でこれについて充実をしていく方向で解決をするのか、あるいはまた先生の御唱道するような方向についての施策を踏み出しか、その要否等につきましていろいろと検討をいたしたいとは思つておりますが、いまだに結論を得ていないということが実情でございまして、大変歯切れの悪い答弁で恐縮でございますが、ただいまのところ率直に申してその域を出でないというのが事実でござります。

○浜本万三君　まことに歯切れが悪いんです、しかし、世論は相当別な角度でも国家補償の精神で救済をすべきだという意見が出ておると思うのですが、たとえば新しく法案として提出されるところの予防注射の問題なんですが、その予防注射の問題を審議される制度改正特別部会の牛丸さんが出されたこの答申書によりますと、この注射液の被害を受けた人についても国家補償的精神に基づき救済措置を講ずる必要があるというふうなこともすでに出ておるわけなんでございまして、注射禍の人ももちろん救済する必要はあるとし

Digitized by srujanika@gmail.com

生指導員等の職員の問題、確かに現状で十分であるとは考えておらないわけでござりますけれども、御承知のような地方財政の逼迫している現状でございまして、急激に直ちにその大幅な増加ということも困難な事情にあろうかと思うわけでございます。地方交付税法上その算定をいたしてゐるわけでございますが五十年度並びに今年度の五十一年度引き続きましてそれぞれ一名ずつの増加ということで、非常に苦しい地方財政の中では配慮をいたしておるわけでござりますけれども、その充実につきましては、引き続き努力をいたしますと同時に、現有の職員につきまして、その能力を十分に發揮ができますように、研修でありますとか必要な情報の提供でありますとか、そういうふたことにつきましては大いに努力をいたしてまいりたいと思っておるわけでございます。

なお、立ち入り検査の問題につきましては、御指摘のとおり、今度事務所、事業所一般に立ち入り検査されることに改善をいたしたわけでございまして、

それから今後審議会に譲つて検討されるものもあると思いますから、それは何と何と何を審議会に譲つて検討するとかいろいろに、いずれもひとと問題を後に残しておるのは整理をして、ただいままして、私どもにわかるような資料を提示してもらいたいということを要望しておきたいと思ひます。

それから通産省の方に最後にお尋ねするんですが、資源の再利用、それから中間処理の技術の導入ということは非常に重要なことをお話になりましたんでけれども、その点について、これは答えは要りませんから、さらに積極的な施設等を推進していくだけるよう願望しておきたいとふうに思います。

以上で産業廃棄物の私の質問を終わります。

○委員長(戸田菊雄君) いまの資料提出は、大臣よろしくうながしますか。――厚生省関係。

○政府委員(山下眞臣君) 調製いたします。

○委員長(戸田菊雄君) 通産省もよろしいでナ

他の戦時災害によって傷害を受けたり、または死んでしまった者に対する援助を行う必要があると思ふ。立派な一般戦災者の援助法も本委員会に提案をされておるようですが、これに対しまして政府の見解を承りたいと思うわけです。これは大臣の方からひとつ。○国務大臣(田中正巳君) 一般戦災者の援助措についてかねがね国会の内外で議論のあるところであります。政府といたしましては、従来これらの方々については一般の社会保障の施策の中いろいろ措置をいたしてきたところでござります。しかし、なおいろいろな御意見がございまので、御案内のとおり、昨年全國身体障害者実調査の一環としてこの種のものも調査をいたしておりまして、現在これについての集計点検中であります。こうした調査の結果を踏えてわれわれがどのような施策を考えるか、い

うりで、會見で置かれます。されど、この問題は戦後三十年、かなりリナーバリーがきいているものもございますから、こちに付いては考へることはいたしておりません。先生おっしゃる戦災によつて傷痍を受けた一般戦死者者、この人たちについてどうするかということござりますが、今までのわれわれの方の対策としては、こうしたものはやはり一般の社会保障生

族に対し何らかの援護を行う必要があると思ふんであります。先ほど片山委員からそういう趣旨に立ちましてこの一般戦災者の援護法も本委員会に提案をされておるようでござりますが、これに対しまして政府の見解を承りたいと思うわけですが、これは大臣の方からひとつ。

○國務大臣(田中正巳君) 一般戦災者の援護措置についてはかねがね国会の内外で議論のあるところであります。政府といたしましては、従来こちらの方々については一般の社会保障の施策の中いろいろ措置をいたしてきたところでございます。しかし、なおいろいろ御意見がございまので、御案内のとおり、昨年全国身体障害者実態調査の一環としてこの種のものも調査をいたしましたし、現在これについての集計点検中であります。しかしながら、おおむねの御意見がございまして、御案内とのおり、昨年全国身体障害者実態調査の結果を踏まえてわれわれがどのような施策を考えるか、い

うり  
会員の直面する問題であります。世論の動向に照らしてもう一遍大臣のひとつ歯切れのいいやつを答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(田中正巳君) 一般戦災者にもいろいろな御希望がございます。この委員会でも申し上げたと思いますが、たとえば空襲で家を焼かれたとか、企業整理とかいうふうな、いわゆる主に財産並びに営業権等々をめぐつての補償措置を要望するものもございますが、これについては私どもは、もう財産上の問題は戦後三十年、かなりリナーベリーがきいているものもございますから、ことについては考へることはいたしておりません。生おつしやる戦災によって傷痍を受けた一般戦災者、この人たちについてどうするかといふことがございますが、今までのわれわれの方の対策としては、こうしたものはやはり一般の社会保障生

体とて炎光れ方も重則たる。左の

御指摘のとおり、必要がござりますれば生産工程にまで立ち入ることができるというふうに理解をいたしております。ゆえなくそれを拒否いたしまと、罰則がかかるということですござります。な

○説明員(森孝君)　はい承知いたしました。

ゆる一般の社会保障の施策の中でもこれについて充実をしていく方向で解決をするのか、あるいはまた先生の御唱道するような方向についての施策を踏み出すか、その要否等につきましていろいろと

第七部 社會勞動委員會會議錄第三號 昭和五十一年五月十一日【參議院】

系の中でも今日いろいろな傷害があればそれであつていい」ということでございます。しかし、この方の傷痍というものは戦争に起因をしておるのだから考へるということでございます。この点についてはいろいろ議論の分かれることころであります。別途また御審議をお願いをいたしますが、原爆被爆者に対する措置との関連もあるうと思います。こうしたことを踏まえてどの辺に落ちつかせらるかということについてはいろいろ実は議論がござります。また現実に一体どの程度の施策をやるか、あるいはどの程度の対象があるか、財政負担はどうのぐらいいになるかといったよなことについても詳細の把握を現在いたしておらないわけでございますので、そうしたことをめぐらまして今後どういう方向でいくか、私どもとしてはいまことにわかに結論を申し上げるという段階まで至つておりますんで、このたびはそういうことでひとつ御勘弁を願いたいというふうに思います。

○浜本万三君 勘弁するというわけじゃございませんが、なほ一層ひとつ前向きで検討いただくようにお願いをしておきたいと思います。

いずれにしましても、そういう方針を立てるためには一般民間戦災犠牲者や傷害者や死没者等の全国的にわたる調査を必要とするというふうに思ふんですが、それを国の責任でやられる必要があると思うんですが、その点はいかがでしょうか。これぐらいは前向きにひとつ答えていただきたいと思うんです。

これから女子挺身隊及び臨時人夫、これは厚生省関係の所管に属する方々の問題なんですが、これらの方々に対しまして、健康診断及び疾患の原因究明並びに治療方法の確立等いろいろ調査をされておるということを聞いておるわけです。私も四十九年度の報告書ではござりますが、大久野島毒ガス傷害研究会の西本先生の出されたものを拝見をしておるわけですが、これによりますと、非常にたくさんの方々が問題があるということが報告をされておるわけなんです。したがつて、政府がこれまで調査をされました状況につきまして、結果につきましてお尋ねをいたしたいと思います。

○政府委員(佐分利輝彦君) 旧令共済の組合員以外の方々の健康状態でございますが、私どもも現在のところは、先生がいま御説明なさいました四十九年度の健康診断の結果しか持つております。それで拝見いたしますと、やはり一般の方々よりも病氣にかかるいはらっしゃる方が多いようでございます。また西本教授が行いました別の精密調査の結果を拝見いたしましても、たとえば死産だとかあるいは周産期死亡、乳児死亡、こういったものも一般の方々よりも多いようでござります。ただこういうふうな調査は、対象を特定して実施いたしますと、どうしても有病率とか罹病率等が高く出てくるような傾向がございます。そういった一般的な傾向のほかに、旧令共済の組合員以外の方々もだんだんと平均年齢が上がってまいりまして、今後調査を続けて、一体一般の方々と厳密に申してどの程度健康状態などが違うかきわめてまいりたいと考えております。

○浜本万三君 健康状態が一般の人に比べて悪いということは、いま局長の方からの答弁をいたしましたが、西本教授の報告によると、問題なのは特に中でもがんが非常に多いと、それから遺伝の可能性もあるのではないかというようなことは報告をされておるわけなんでございます。そういう中で、お話しのように、相当老齢化をしてお

るということになつてしまりますと、これらの方の救濟措置はこれ以上いまでの状態で放置するということはよろしくないのではないかという考え方方がいたします。したがいまして、早急にお実態を精査されまして、これは国家の仕事に従事して病気にかかった人たちなんぞございますから、国家との因果関係もあるわけなんでございましょうから、特別な救済措置を國の責任で講じるように考えてもらいたいというふうに思いますが、この点、大臣いかがでしようか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 先生のお気持ちはよくわかるのでござりますが、旧令共済の組合員は確かに危険業務に従事いたしましたけれども、非組合員は当時から危険業務に従事しないよう著作計画がつくられていてござります。ただ、やはりああいった特殊な環境で業務に従事しておられましたので、当時の勤貢学徒あるいは女子挺身隊員、そういう方々に大変な不安がござりますので、国といたしましては特別な配慮として、予算措置をもって、四十九年度からは調査研究と健康診断を始めましたし、五十年度はさらに医療費の公費負担を始めましたし、また本年度は十月から原爆と同じような健康管理手当の支給をしようとしているわけでございまして、そのような特殊な非組合員に対する制度というような観点から、従来のこういった施策を今後も充実をしていければ、十分御期待に沿えるのではないかと考えております。

○浜本万三君 いまの状態では十分な期待に沿えないでの、なお一層ひとつ検討していただきますように要望しておきます。

それから、五十一年度の予算の中で、健康管理手当ですね、これは何人でどのぐらいの額になるでしょうか、細いことですがお尋ねします。

○政府委員(佐分利輝彦君) 新しい制度でござりますので、実際に実施してみないとわからぬのでございますが、一応本年度の予算としては百十数名を対象にいたしまして十月から毎月一万三千五百円を支給するという計画になつております。

○浜本万三君 さかのぼってお尋ねするようですが、五十年度から実施したこの療養費の支給総額が、どのぐらいになつてありますか。

○政府委員(佐分利輝彦君) 五十年度から実施いたしました医療費の公費負担でございますが、延べ人員でございますが二百十六人となつております。金額は三十二万四千円となつております。

○浜本万三君 まあ、いずれにいたしましても重ねて希望しておりますが、早急に、特殊な事情にかんがみまして、この立法措置を考えていただくようお願いをしておきたいと思います。

次は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の関係についてお尋ねをいたしたいと思います。

援護法の年金は国家補償の精神に基づくものでありますから、まあ私の考え方としては他の年金よりも手厚くすることがよろしいのではないかといろいろに思つておるわけなんですが、その点お考え方を聞きたいと思います。

○政府委員(山高章夫君) ただいまのお尋ねでございますが、一般の公的年金につきましてはこれは社会保険システムによりまして所得保障を行つてゐると、援護法におきます年金はお話しのように国と身分関係のある者に軍事公務に対する災害補償というたてまえをとつておりますので、全額国庫負担でやつておるわけでござります。援護法の年金は恩給にすべて準じております。障害年金につきましては恩給と全く同様でございまして、遺族年金につきましてもこれは恩給の兵の年金に合わせてございます。そういう意味におきましては一般的の公的年金よりも高い水準を維持していくと考えられます。なおこの点につきましては引き続き努力をしてまいりたいと存じます。

○浜本万三君 次は、先順位者の遺族年金は今回引き上げられまして月額五万円になつておりますが、後順位者の年金は月額二千円で、少しまあ低いんじやないかと、こういふ感じがするわけなんですが、この点については、なぜこのように低くなるのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(山高章夫君) 後順位者の遺族年金

は、恩給法におきます公務扶助料等の扶養加給と同様の性格のものでございます。で、扶養加給に比べて先順位者の受給者と別生計を営んでいる場合であつても支給されるといふ点がまあ恩給法と違つてある点でございますが、額につきましては、恩給法の公務扶助料とこれに対する扶養加給をプラスしたものと、遺族年金の先順位者と後順位者をプラスしたものとは同額になつてゐるわけでございます。したがつて、先順位者の額と後順位者の額とを合わせたものでお考えいただくものでございまして、ただ、遺族年金の場合には後順位者が同一生計でなくともこれが対象になるといふ点が違うわけでございまして、なお、後順位者の年金額の引き上げにつきましては今後十分努力を続けてまいりたいと存じておるわけでございます。

○浜本万三君 いざれにしましても、いまから核家族のようなことになりまして、同一世帯でない場合が相当ふえてきておるというふうに思うんです。さらにその努力をひとつ要請したいと思うんです。私は、そのためには、今度標準的な厚生年金が九万円に改善されることになりましたので、少なくとも後順位者の年金もその半分の月額四万五千円ぐらいにすべきじゃないかという考え方を持つてゐるんですが、先ほどはできるだけ努力をす」というお答えなんですが、そういう具体的な考え方についてどのような見解を持たれるか、お答えいただきたいと思います。

○政府委員(山高章夫君) ただいまの先生のお考えでございますが、援護法の年金の場合との関連もござりますので、その点も十分考慮しながら今後引き続き勉強してまいりたいというふうに思います。

○浜本万三君 それから、スライドの問題なんですが、援護法が先ほどのお答えのように恩給に準じて改善をされておるということになりますと、援護法の遺族年金も公的年金と同様に自動スライド制を導入すべきではないかという気がするんですが、これはなぜできないのでしょうか。

○政府委員(山高章夫君) おっしゃるとおり、援護法の年金は恩給に合わせておるわけでございまして、恩給年額の増額に応じて援護法の方も年金額をプラスしたものと、遺族年金の先順位者と後順位者をプラスしたものとは同額になつてあるわけでございます。したがつて、先順位者の額と後順位者の額とを合わせたものでお考えいただくものでございまして、ただ、遺族年金の場合には後順位者が同一生計でなくともこれが対象になるといふ点が違うわけでございまして、なお、後順位者の年金額の引き上げにつきましては今後十分努力を続けてまいりたいと存じておるわけでございます。

○浜本万三君 いざれにしましても、いまから核家族のようなことになりまして、同一世帯でない場合が相当ふえてきておるというふうに思うんです。さらにその努力をひとつ要請したいと思うんです。私は、そのためには、今度標準的な厚生年

金が九万円に改善されることになりましたので、少なくとも後順位者の年金もその半分の月額四万五千円ぐらいにすべきじゃないかという考え方を持つてゐるんですが、先ほどはできるだけ努力をす」というお答えなんですが、そういう具体的な考え方についてどのような見解を持たれるか、お

答えいただきたいと思います。

○政府委員(山高章夫君) ただいまの先生のお考えでございますが、援護法の年金の場合との関連もござりますので、その点も十分考慮しながら今後引き続き勉強してまいりたいといふうに思います。

○浜本万三君 次は遺族一時金の問題についてお尋ねするんですが、内地における勤務関連傷病の併発によって、傷病によつて死亡した遺族に対し

ますして遺族一時金を支給した方がよろしいんじやないかというふうに思うんですが、この点改善を

してもらることはできませんでしたでしょうか。

○政府委員(山高章夫君) 遺族一時金の制度は、

先生御存じのよう、単に公務傷病があつてそれによって死亡したということではございません

で、戦地の劣悪な状況のもとで公務傷病になつた、しかしながら公務傷病の認定を受けないままに併発病で亡くなつたというような方に対しまして一定の条件のもとに支給されるものでございまして、内地における勤務関連の場合には環境その他が違いますので、そういう、何といいますか、

公務傷病の判断がつかないと、そういうふうなケースがございませんので、さしあたりはそれについては考える必要がそれほどあるとは考られませんので、現在のところ傷病の対象にしていない

といふような状況でございます。

○浜本万三君 改善を希望して、次の質問に移りたいと思います。

戦傷病者の相談員及び遺族相談員の待遇改善の問題なんですが、今度の厚生省の案によりますと、手当が月額にして九百二十円程度で非常に低

いんじやないかというふうに思われるわけです。他の奉仕員、相談員等の資料をとつてみると、

公務員の給与の平均改定率にならつているものですから、自動スライド制よりは実はこつちの方がよくなつてゐるわけでござりますので、わかつに

自動スライド制になにするといさか不利になる

といふこともあります。まあ自動スライド制を採用するといふことも一つの考え方でございま

すが、いままでのところ、実際問題として、国家

いう措置をとつてゐるのをごぞいます。一定のと

ころまでいつたらそいつたような先生のお考えもあるいは実現することが賢明かとも思つておりますが、当分の間、これが有利な方といふことを

で、実はこういう方法をとつておるわけでござります。

○浜本万三君 次は遺族一時金の問題についてお尋ねするんですが、内地における勤務関連傷病の併発によって、傷病によつて死亡した遺族に対し

ますして遺族一時金を支給した方がよろしいんじやないかというふうに思うんですが、この点改善を

してもらることはできませんでしたでしょうか。

○政府委員(山高章夫君) 遺族一時金の制度は、

未帰還者の調査究明の問題についてお尋ねする

んですが、これは基本的には、未帰還者の調査究明を早急にひとつやつてもらいたいということな

どですが、特に、最近新聞紙上で報道されており

ベラ島にそいつた生存者が皆無であるという断



した。国会がこのような形でまともに議論ができるないまま、調査の案件がいろいろとできないまま過ぎてきたということで、非常に内心じくじたるものがある、こういうようなものであります。多くの陳情を受けましたし、現地調査にも行ってまいった関係から、若干のことについて、先ほど浜本委員の方から大きな問題点についてお聞きをしておりますから、私はその観点からお聞きをいたします。

これは絶対措置のことですか。従前から産業廃棄物処理施設を設置しようとするときは事前に都道府県の知事に届け出が義務づけられていましたので、その中で徳島工場のような六価クロム関係の鉱滓処理施設はその中に含まれていたでしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(山下眞臣君) 六価クロムの鉱滓処理施設として届け出処理施設には從来なっておりませんでした。

○片山基市君 それでは今度の改正では含まれることになるのでしょうか。申しますのは、やはりクロム禍の問題は鉱滓処理の問題を含めてござりますから、今回の改正にはいかがございましたようか。

○政府委員(山下眞臣君) 先生御指摘なさいますので——実はクロムでございましても、汚泥の懸濁却だとか乾燥というのはもうすでに入っているわけでございます。汚泥の鉱滓の処理施設というとでござりますので、十分検討をさせていただきまして、前向きに処理をいたしたいと思います。

○片山基市君 省の方はそういうふうに正直にとおっしゃるが、まじめにやつていうこと、いうことわかりますけれども、ここでもやはり産業優先といきますが、鉱滓の問題、御承知のようにそれが飛び散りますと障害を、健康上非常に悪いということがわかつているわけです。ですから確かに汚泥の中に入るものになつておりますけれども、この六価クロムについて何々についてということで汚泥とありますが、まじめにやつておりますけれども、私たちが知りつておる限り、東京の江戸川でもそうですがこれど

も、今日もなおそのいわゆる鉱滓の紛じんとい  
ますが、そのものが散つたならばどうなつたかと  
いうことで大きな社会問題がある。先ほど申しま  
したように、クロム禍の問題が全国至るところで  
起りこり、ことに労働基準監督署の方でいまさりき  
り舞いをして、ここに労働基準監督署ありと、皆  
さんのおかげでこんなことが起つてデビューシ  
たような感じがあります。労働行政の中でも鼻中  
隔せん孔のような形で鼻に穴があくのが当然だと  
思うような状態ですね。こういう形のものであります  
だけに、今回の改正でそうなつておらないと  
すれば、先ほど大臣が言いくそうに、通産省に負  
けるとは言いませんでしたけれども、なかなかむず  
かしい、それは一等にいかないような、今度の  
法改正についてわれわれは事業者にもっと責任を  
持つようにしてもらいたい、委託業者に責任を持  
つてなくて連座制をと、こう大臣に言いました  
ね。そのときに、大臣は、いや、そこまではいか  
ないけれども、ひとつそれはよく事情を見なけれ  
ばならぬ、いろいろ努力をしたのだとおっしゃつ  
ています。私たちも、工場というか事業主とい  
か、そういうところで産業活動をしたから起つ  
たのだから、その元凶ということ、元の責任はと  
るべきだと思っています。そういうことでさらによ  
く、大臣、非常に失礼なんですが、いかがでしょうか。  
○政府委員(山下眞臣君) 届け出を要しますの  
業廃棄物処理施設の種類は政令で定めることがで  
きるようになつておりますので、ただいま先生が  
御指摘なさいました六価クロムの鉱滓の処理、ロ  
ータリーキルン等の還元焙焼施設等が中心になる  
と思いますが、そういうものについて届け出義務化  
を課するかどうかなどということは、この法律成立後  
における政令の段階で処置ができるわけ  
でございます。御指摘の点を踏まえまして、政令  
に当たつて検討いたしたいと思います。

申されたのは、私が申し上げたのは、政令の中です  
十分に踏まえて判断をしたい、こういうことです  
から、そういうふうに受けとめて、ひとつ一層の  
国民の期待にこたえる厚生行政をお願いしたい、  
こう思います。それに加えて改正法では、処理施  
設の届け出に当たりまして最終処分場を届けるこ  
とになつておりますが、これまで徳島工場のよう  
なところでは処分場は届けておりましようか。  
○政府委員(山下眞臣君) 現行法上は直接最終処  
分場の届け出制度がございませんので、届け出ら  
れておらない現状でございます。  
○市山基市君 これは厚生省の方の御理解を得て  
おるかどうかわかりませんが、六価クロムに関する  
新しい公害防止協定というものが徳島工場と徳  
島県の間で新しく結ばれたということを聞いてお  
りますが、内容は御承知でしょうか。  
○政府委員(山下眞臣君) 公害防止協定が結ばれ  
たということをちょっと聞いておりますけれども、  
も、現在のところいまその内容の詳細は承知をいた  
しておりません。  
○片山甚市君 私はたまたまそのことについて不  
勉強でございまして、本日その書類を持ってきて  
おりませんが、その内容が完全に実施されるなら  
ば、六価クロムの今回の問題は起らなくなる、  
こういうような協定を、県当局と日本電工の会社側  
との間で結ばれたと聞いておりますから、ひとつ  
厚生省の方もせっかく融資についても検討を加え  
てもらいたい。参考にしてやってもらいたい。省  
が違いますとやはりどうしてもこのあたり問題に  
なりますが、しかし、こういうような産業廃棄物  
棄物に対する問題を取り扱っているだけに非常に  
私は皆さんの行動を注意しておるのであります。  
さて、改正法附則第二条の経過措置によります  
と、既設の処理施設や処分場については届け出の  
必要なく、したがつてこの際将来に備えてチエ  
クすることができないように読みますが、六価クロ  
ム禍をめぐる住民の不安を解消するためにも、  
既設のものについて、少なくとも有害産業廃棄物  
に関するものについて報告を求め、指導してもら

○政府委員(山下眞臣君) 実はこの法律の規定が大変わかりにくうございまして、私どもちらりとそういう感じを受けるのでありますけれども、從来御承知のとおり、一般的の処理施設は事前に届け出でて把握をいたしておるわけでございます。しかし最終処分場、埋め立て処分地につきましては、制度上届け出制度がございませんので、何ども把握ができないという状態になつておりますて、今回の改正法で最終処分場も廃棄物の処理施設と同じようにもう発足をいたしておる廃棄物問題は、すでにもう発足をしておる廃棄物処理の最終処分場、それの届け出はどうするかということをごぞいます、御指摘のとおり附則第二条では、この附則第二条の従前のものはいわゆる最終処分場を含まない処理施設のことを書いておるわけでござります。そのすでに進行しております埋め立て中のこの法律施行前に発足をしまして、この法律の規定に基づいた最終処分場の届け出の問題、これは実は大変わかりにくいのでございますが、法律の今度の改正案の第二十四条の一というのがございまして、この第二十四条の二の中で「この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。」こういう規定があるわけでござります。実はこの規定が置かれました一番のねらいは、埋め立て処分を現在すでに行つておる処分地につきましても、この政令で届け出義務を課すことができるようにしておることで、この規定が置かれたわけでございます。なぜなら、こういうふうにいたしましたかと申しますと、この届け出を要します最終処分場の範囲につきましては、一定のすそ切りをいたしまして、政令で届け出をすべき処分場の範囲を定めることにいたしております。したがいまして、その政令を定めると、この二十四条の一を受けまして、すでに

発足しておる最終処分場であつても、これによつて政令で届け出義務を課する、こういうことを考へておるわけでござります。

それからなお、法律上の措置につきましてはそろでございますが、御指摘ございましたように、有害産業廃棄物の処分地につきましての実態把握、非常に大事だと思っておりまして、けさほど浜本先生にも申上げましたとおりに、五十年度、五十一年度、二年度にわたりまして、有害産業廃棄物事業場の実態調査をいたしております。

その第二年度、五十一年度におきましては有害産業廃棄物がすでに処理された処分地の状況も追跡調査をいたしたい、かように考えておりますので、今年度中にその結果を把握することができると思いますので、所要の指導等に努めてまいりた

いと思つております。

○片山基市君 少し私訝然とできませんが、時間がございませんので、次に移ることになりますが、そこで今回の改正では、産業廃棄物の処理状況を

記録をして一定期間保存することが義務づけられました。そして、有害多量の排出者に対して、有害の多量の排出者は、産業廃棄物処理責任者を置くことになつておるんです。せめて、有害の産業廃棄物の排出者は処理状況を定期的に行政府に報告することを義務づける、いわゆる一般の廃棄物と違った意味で有害廃棄物に関する届け出の義務を定期的に行うよう政令をつくるときに明確にできないが、これがどれだけの効果を生むのかと言ふ前に、そういうようなことがあることによつて点検が速やかにできる。報告がなければこれはそれまでですが、報告がなければ違法ということで、そういう措置がとれないものかどうか、これはひとつお聞きをいたしたいんです。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘のような有害産業廃棄物に対しましての一定期間における定期報告、これを厚生省令におきまして規定をいたす予定にいたしております。

○片山基市君 私の方からもう一度聞きますが、厚生省としては有害廃棄物を出すところについて

は一定のいわゆる期間を定めて報告を求めるようになりますか。

○政府委員(山下眞臣君) そのようにいたしたいと思つております。

○片山基市君 政令でこれから捕つていかれるんですから、くどく聞いたのは、そなりますと、行政当局の姿勢がどのようなものかによって非常に大きくなれば前向きになるか、混乱を起すとかになりますから、ただいま申しましたように、行政当局がたなごろを指すごととは言います。

まんが、有害の廃棄物を出すところだけは掌握がき切れる、こういうような姿勢を強めていただけのことについてさらに御努力を願いたいと思ひます。

そこで事業主責任と市町村の責任の問題について少しお聞きをいたしますが、産業廃棄物として排出者責任を問うことになりますが、先ほど浜本委員の方から言いましたように、認可された処理業者に委託すれば免責になるというか、事業主は当然契約違反でなければよろしいといふことになつておるのですが、これはこれからのが執行される中で私たちが申し上げた事業主と処理業者と一体的な責任を負うような仕組みにされがございましたね。許可業者に任せられ、許可業者がやるところの廃棄物の処理については業者の責任である。しかし、地方自治体、市町村の場合は市町村が負うと考えてよろしくござりますね。それは事業主という意味になりますか、いかがですか。

○政府委員(山下眞臣君) 一般廃棄物につきまして市町村が処理の責任を有するという立場は、事業主としての立場といたことはございません。それと同様に、一般的廃棄物ですが、第七条にあります市町村の担当ですが、収集、運搬及び処理が困難であるときは処理業者に委託できるとなつています。そうですね、市町村について。困難とは何かについて御返答を願いたい。

○政府委員(山下眞臣君) 事実上当該市町村の廃棄物の量、それから当該市町村における担当部局の体制、そういうものをにらみ合わしてやはりあります。市町村の担当ですが、収集、運搬及び処理が困難であるときは処理業者に委託できるとなつておられます。

○片山基市君 その場合は市町村、都道府県がこれ

おるわけでございますから、みずからが許可したしましての一般的義務を有しておるものといううような状態があるときには、ということでおさないといふような状態があるときには、ということでおさないといふような状態があるときには、ということでおさないといふような状態があるときには、

○政府委員(山下眞臣君) そのように理解をいたしております。

○片山基市君 実は地方自治体が生活環境をやはり整えるということに主たる大きな仕事があらうかと思います。ですから、このような問題についていわゆる処理業者をつくる、こういうことではなくて、みずからこれを実行ができるよう、それも量が多過ぎてごみ戦争だという世の中ですから、そうですね。いま少し、今まで使い捨て、何とかかんとかがなくなつたとか、言つております。

すけれども、そういう形で私たちとしては業者に任すということについても市町村は免責をすることができない。もし一般の事業主が免責をすると

いうことについて先ほど当分の間続くよろなことがございましたね。許可業者に任せられ、許可業者がやるところの廃棄物の処理については業者の責任である。しかし、地方自治体、市町村の場合は市町村が負うと考えてよろしくござりますね。

それは事業主という意味になりますか、いかがですか。

○政府委員(山下眞臣君) 一般廃棄物につきまして市町村が処理の責任を有するという立場は、事業主としての立場といたことはございません。それで、やはり行政主体と申しますが、管内の公共事務の処理の責任者という立場においてそういう責任を有するものではないかというふうに理解をいたしております。

○片山基市君 それでは市町村、都道府県がこれを立ち入り検査をするとか、いや監督をするとか言っておるのであるのだから、まさか自分のところが頼んである業者が違反をしたらおれは知らない業者だなどと、そんなことは言わないでしょ。うまくいかない、そういう事情が存在するという場合のことを指しておるというふうに理解いたし

おるわけでございますから、みずからが許可したことでもこの民間の戦災者に対する御努力をかけておるということについて理解を示していただき、少なくとも医療の問題といたことで具体的に一つでもこの民間の戦災者に対する御努力をかけていただきたい。きょうはですね、主題が援護法の問題でありますからこれ以上言いませんけれども、私たちとしては、日本の国民の中で、戦争の犠牲者の中でも戦争で体を傷めた者たちは、国の、公の命令が直接あつたか、なかつたかということでお

おるわけでございますから、みずからが許可したことでもこの民間の戦災者に対する御努力をかけておるわけございます。いずれにいたしまして

○片山基市君 それだけは直ちに許可の取り消しを行ふこともできますし、所要の指示をすることもできるという法制に相なつておるわけでございます。

○片山基市君 わかりました。

さつとも、横へ向けないようになつておつたんだ。  
だから、自分たちの町を守るのはあたりまえだと  
やつてきた。そういうことでありますと、大臣が  
おつしやるよう家が焼けたからそれを、営業して  
おつた店がなくなつたからその金を、そんなこと  
と言つておるのじやなくて、その人たちに対する  
十分な気持ちをあらわしてもらいたい。先ほど大臣  
は、いまにわかにそういうことについては賛成  
をするといふことはできないというか、意見が分  
かれるところだとおつしやつておりますから、こ  
れ以上言ひませんけれども、そこで、先ほど当局  
の方がお答えをしておりました、その中で、東  
京、大阪を中心とする都府県が参加しておるんで  
ある。去年の十一月にやりまして、間もなくでき  
ますとおつしやつておりますが、その中で、東  
京、大阪を中心とする都府県が参加しておるんで  
しょうか。一番戦災の多く受けたところが今度の  
調査については返上をされておると見ておるので  
すが、いかがでしよう。

ない。申し出るにも申し出られない、もう死んでしまったから。こういうようなことになつておるのですが、こういうところでいま調査をした結果どのようなものが出るだらうか、こういうことを考えますと、これだけの単独のいわゆる調査をなぜおやりになれないのか、こうしたことについてお聞きをし、大臣の方から、先ほども御自分の気持ちを十分に述べておられましたけれども、何としても國民は、戦後の痛みといふのは、体の不由さ、こういうものは怨念になるものでありますから、これは正しく受けとめてもらい、あつたかい省であるとともに、一般の社会保障だけを包み切れない問題を持っておることについても理解をしていただきたい、こう思います。

それで、まず初めの方のところで、大きな都市が、太平洋岸の多くの都市が返上しておるようになりますといいますか、調査ができなかつたのは東京、埼玉、神奈川、静岡、京都、大阪、岡山、長崎の八都府県と、川崎、横浜、京都、名古屋、大阪、神戸の六市でございます。

○片山基市君 私は省を責めることを、——きよ うは責めようと思つておるんではありません。これについては、やはり十分に、私たちの願つておる調査は、それぞれの形で行われるならば非常に有効的だったんじゃないいか、ですから、もう一度そういうことについてはお考えを願いたいですね。

調査の結果は、それは参考にならないということを申し上げておきます。

だから、よつてどうするかということについて、きょう御回答願うのには時間がございませんので、それぐらいにします。

ひとつ、その調査の結果によつて、戦時災害を受けた、空襲によつて痛んでおる人たちを探すことはむずかしい。一番たくさん、そこにおる人たちは思われるところが、調査について参加してもらえなかつた、こういうことで、そこの県だけでももう一度改めて調査をしてもらいたいと思いま

○政府委員(山高章夫君) この調査は個々の被災者を調べ出すという調査ではございませんで、抽出調査で、全体の傾向、傷害の程度とか被災状況、生活状況、そういったものを推定するための資料でございますので、現在集計中でございますので、その結果を待つて次の措置を検討いたしたいと存じておるところでござります。

○片山甚市君 いま、厚生省の意図したことが国民から十分に受け入れられなかつたということについては、私は非常に残念だ。調査そのものが他の目的に使われるんぢやないかと憶測される、あるいはその結果自分たちの悲しみやつらさが政治の中に反映してもらえるんだといふような信頼感がないことが、いわゆるこの拒否になつたと思う。私は戦時災害援護法を出してほしいという人たちからは、何としても調べ上げてほしい、幾らおるんかわからないのにわれわれが大きな声を並べてもしようがない、こんなこと言っておるんです。大臣、何でもしてくださいと言つておるのであります。いわゆる事態をよく調べて、全国的にわかつてどうしたらいいかも聞きたい。しかし、私たちは軍人や軍属と同じように戦争を一緒にやつたんぢやないんでしょかと言つておるだけです。そこはそんな命令書がないよ、知らぬよと、こういうふうに、おまえは日本人だったけどうかわからぬよと言わぬばかりの態度はやめて、やはりそういう温かみを持つてしてもらいたい、こう思います。こう言つても、時間的にもう制約されてますから、次のこととに移ります、お会いをする機会がまだありますから。これだめだということだけ言つておきます。いまの調査資料持つてきて、この間出しました、十一月からの、どうかこれでひとつ行政をやりたいと言つても、そんな肝心な太平洋地帯のベルト地帯が欠落しているような調査ではだめだと、こう申し上げるだろうと思ひます。そのつもりでおつてください。

で、もう一度やり直した方がいい、こういうふうな言い方ですが、直すか直さぬか、御答弁を問

さて、血液の問題ですが、私は昨年の三月、予算委員会で血液行政について、本来血液は薬品ではなく、人体の生きた一部のものである、こういう基本的認識に立って一連の血液事業ないし関係法制を改めるべきだと主張しました。質問しましたところ、田中大臣の方から、大筋君の言うことはわかるというお話をございました。大臣も覚えておられると思うけれども、こういうようなことで、いまいわゆる血液行政の中では、どのようにになっておるかというと、輸血に際して、自己負担金を支給する方法について昨年の四月改善を見ましたけれども、一昨年に比べて昨年の状況はどういうように改善されたか、これについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(上村一君) 血液代金の自己負担制度を発足させましたのは、お話をとおり、四十九年度からでございます。そのときは申請手続が必要として簡単なものではございませんでしたので、償還実績は予算額の二八%しかやれなかつたわけでございます。

そこで、五十年度は前年度に引き続きまして、この制度、血液代金の自己負担金分については公費で見るといふこの制度の趣旨を徹底をすると同時に、申請手続につきまして必要最小限度のものにするということにしたわけでございます。

具体的に申し上げますと、一つのやり方は、その患者さんがかかりました医療機関で、本人に申請はがきというものを渡しまして、申請が簡単に行えるようにするという方法が一つ。それからもう一つは、その医療機関の方から一括をして証明をしてもらいまして、それを血液センターが受け取りまして、血液センターから一括証明された患者さんに往復はがきで照会をして申請をしてもらう、こういった申請手続を簡素にするというやり方を採用したわけでございます。その結果、昭和五十年度の償還実績でございますが、四十九年度が四億五千万円でございましたのに対しまして七億二千万円というふうに、前年に比べますと相当

大幅にふえた、こういう実績でございます。

○片山基市君 実は、それでもそれぞののセンターセンテージから言うとどのくらいになりますか。

○政府委員(上村一君) 五十年度の給付の予算額に比べまして、六五・五%に当たるわけでござります。

○片山基市君 そこで、実はこの周知方法について健康保険手帳の裏などに、この血液代金の取り扱いなどをいわゆる明文化して、明記をして、常にどのように請求したらいいかということをわかるようする用意がございませんか。

○政府委員(上村一君) 御案内のように、血液代金の自己負担制度、他の医療費の公費負担の仕組みとは性格を異にするわけでございます。

○片山基市君 端的に申し上げますと、一つは献血者の善意にて所得制限も何もない、そういう仕組みをとっておるわけでございます。そこで、いまお話しにいたることは、健保の被保険者証にそういうことを図るという措置でございまして、したがいまして、健保の被扶養者に絡む各種の公費負担制度もいろいろあるわけでございます。同時にこの健康保険の被保険者証と申しますのは、あくまでも被保険者としての資格の証でございまして、注意事項も、被保険者がそれを使う場合の注意事項が記載されておるわけでございますので、この注意事項に血液制度の周知を図ることを加えることが果たして妥当かどうか問題があるわけでございましては問題があると思うわけでございます。ただ健康保険の被保険者証に書くことにつきましては問題があると思うわけでございります。

○片山基市君 母子手帳などでは公費負担の方を明示しておりますから、私は省の方が率先し

て、いわゆる自己負担のものが経減されるようになつておることになり宣伝をしてもらいたい、こう思ひます。

○政府委員(上村一君) 申しますのは、実は昭和四十九年の十一月に薬価基準として全血保存血液一本について三千九十九円で決めまして、今日まできておるのですが、いわゆる血液製剤を一般の薬品と同様に考へることについては問題があります。血液センターではなくて、一般の医局、病院で輸血用の血液を調製すると、その技術料、材料費は何点となりますか。

○政府委員(上村一君) いまお話しになりましたのは生血を病院で輸血をした場合のお話でござりますか。

○片山基市君 病院で輸血をする場合。

○政府委員(上村一君) いまの、ちょっと手元に資料、持ち合わせがございませんんで。

○片山基市君 それじゃ、実はこの血液型などの検査や採血作業、各種のいわゆる事後検査などを入れて、大体いま三千九十九円という薬価で決められたお金に対して、四千七百六十円ほどになると

いうように私たちは試算をしてみました。血液センターとしてはそれ以外に、供血者のいわゆる募集のために百四十四円、それから供給体制といわゆる運送、配達するというような形で四百二十九円などを欠かすことができず、計算をしてみますと、大体三千九十九円以外に三千円程度多く要るようにならうか、こういうように考へるのです

が、こういうような考え方にして、いまの厚生省の考へておるやり方から言つて、供血者の募集や検査の完全実施、配給体制の完備などについてどこにしわが寄つておるのか、それはどこになつておるのでしようか。

○政府委員(上村一君) 先ほど質問を取り違えまして失礼いたしました。いまのお話では、輸血をする場合の検査等が何点ぐらいであるかという

ことはいま赤十字がやつております検査を、診療報酬点数に置き直しますと四百四十六点というこ

とに甲表の場合なるわけでございます。それで在の保存血の代金三千九十九円と申しますのは、薬

価基準で、まず都道府県における購入価格が、保存血液の薬価であるというふうに決めておるわけ

でございます。そしてそれは日赤の全センターの年十一月に薬価基準として全血保存血液一本について三千九十九円で決めまして、今日まできておる、これがこの三千九十九円でございます。

○片山基市君 中には、日赤の採血から製造、供給に至りますまでの手数料等々とあります。これは、それがこの三千九十九円でございます。

○片山基市君 いまお話しになりましたのは生血を病院で輸血をした場合のお話でございまして、それは生血を病院で輸血をした場合のお話でございまして、どこがネックになつておるかというふうなことは、私余りないんじやないかというふうに思うわけでございます。この三

千九十九円が妥当であるかどうかということにつきましては、これは四十九年の十一月から施行されたものでございますから、その後のいろいろな経費の推移を考えますと、検討を要する問題であるといふうことにつきましては、認識をいたしておりますつもりでございます。

○片山基市君 時間が来てしまつたのですが、局长、もう一度お聞きします。

三千九十九円で、いまのままでいいと考えられない、改める必要が私の方はあると思ひますから、どこが改めるべきか、こう考へたのですが、いかがでしょう、いまの情勢の中で昭和四十九年十一月に決めた三千九十九円は、現状のままで妥当と思われますか。変える必要が私はあるということを申し上げたいんですが、検討されますか。

○政府委員(上村一君) 四十九年の十一月に施行されましたもので五十年度の実績を見てまいりますと、日赤全体で収支はとんとんござります。

しかし、これは五十年度の話でございますが、五十年度になりますと、いろいろ検討しなければならない事項があるということは先ほどお答えいました。

○片山基市君 実は技術料などについて是正をしてもらつて、いま配達関係、供給体制も大変でんやわんやをしておるわけです。日赤のセンターが黒字とか赤字とかいつているのはよろしいけれども、実はことしの正月早々の新聞に、捨てられる

献血などということを大見出しで書かれましたよ

うに、凍結血液をふやすとか、研究センターをつくるとかいうことで、厚生省は、政府は努力をしておることは事実でありますけれども、需要の多い血漿分画製剤ですね、これについてはやはりコ

マーシャルペースで、民間にやらそっとしておるんですが、せんだって私の方から申し上げたよ

に、このことこそこれから医学の中でも医療関係で一番たくさん使われる部分になろうと思うので、これは公的な機関でやつてもらいたい、こういう

もう一つは、まだ輸入による売血を血漿分画製剤に使っておる、こうすることについては私はやめなければならぬですね。ことしの一月にライオングループに対しても日赤が外国からも血液を買つて分画製剤をつくっていますというようなことを報告していますね。私はこの二つについて改めてもらいたい。先ほどの一本三千九十九円というのに

ついては、いまの情勢の中で十分でない、検討してもらいたい、これが一つ。いまの問題に出たのは、分画製剤について公的な機関でこれが行わ

れて、民間の製薬会社に委託をする形はやめてもらいたい。もう一度申し上げますが、いかがでしょうか。

○政府委員(上村一君) 血漿分画製剤の製造とい

うのは、国によりまして赤十字で行われているところもございます、営利企業によって行われているところもあるわけでございます。日本の場合に、赤十字社に製造能力がございませんで、民間企業で行われておるわけでございますが、率直に申します

ところがござりますが、これまでの実績なり、設備能力、稼働が半分ぐらいだと思いますが、したがつて製造そのものはこれにゆだねることが私は適當ではないかといふふうに思うわけでございます。しかし、いまお話しになりましたように原料を献血でまかなつていいみたい、輸入をするととかあるいは売血をするということは好ましいことではございませんので、原料を献血でまかなつていくということにな

りますと、國民の善意にこたえるという見地から、そのやり方にについて慎重な配慮が必要だらう。そこで一つの参考になる点としましては、たとえばアメリカなんかでは献血によって集められた血液というのを赤十字から民間の製造業者に渡しまして、その製品には献血による旨の表示をさせておる、こういう方法が行われておるわけですが、実はいま局長おっしゃることについては賛成でないんですが、民間で分画製剤をつくるということについては、血液は人体の一部であるという形から、これが公による機関できんと管理をされなきやならぬ。民間というのは利潤を追求することがこれが商売であります。そうですね。金をもうけて何が悪いんだといつて丸紅が言うでしょう。丸紅の一家ですから、みんな、御心配なところがこれが商売であります。だから、これはだめですけれども、あなたはやっぱりそれの系統があつて、筋があつて、それを言わなきやこれが勤まらぬから言ふとるんだけれど、私は前から、そんなのだめだ、だめだと言っている。何遍でも言いますよ。国がそんなのにどかつと金を使つて、國が經營をして、安心をして、そして献血ができるようになります。

そこで最後に、このためには、上野の駅で集めるとか、新宿の駅で集めるとかいうようなことはやめて、健康で働いている職場で献血ができるよう、勤務時間中に供血、献血ができるよう、ひとつ運動を起こしてもらえんだろうか。できる

ことです。そんなに時間からんです、あれは、二百ccぐらい取つて倒れるようだつたら、もともと体が悪いですから、これ、二百ccぐらい取れば、すつと頭がまたよくなるのですから。

(笑聲)ですから、人事院規則を改正をするなり、入れて、勤務時間中に献血をするというヒューマニズムだけは認める、このくらいを、通達でもいいです、何でもいいから、ひとつ厚生大臣、私も

○片山甚市君 最後、ちょっと時間おくれました

が、実はいま局長おっしゃることについては賛成でないんですが、民間で分画製剤をつくるとい

うことについては、血液は人体の一部であるとい

う形から、これが公による機関できんと管理を

されなきやならぬ。民間というのは利潤を追求す

ることがこれが商売であります。そうですね。金

をもうけて何が悪いんだといつて丸紅が言うでし

ょう。丸紅の一家ですから、みんな、御心配な

ところがこれが商売であります。だから、これはだめですけれども、あなたはやっぱりそれの系統があつて、筋があつて、それを言わなきやこれが勤まらぬか

ら言ふとるんだけれど、私は前から、そんなのだ

めだ、だめだと言っている。何遍でも言いますよ。

国がそんなのにどかつと金を使つて、國が経

営をして、安心をして、そして献血ができるよ

うに。

そこで最後に、このためには、上野の駅で集め

ると、こうした方向でいろいろ努力するように、人

事院と相談をしてみたいと思います。

○小平芳平君 私は、廃棄物の処理関係について質問をいたします。

今回の改正につきましては、厚生省の努力は承

知いたしておりますが、私たちはこういう今回の

ような改正では、きわめて不十分であるといふ

うに考えております。で、昭和四十五年、第六十

四回国会で、従来の清掃法が大改正になり、現在

の体制になつた。あるいは昨年夏の六箇月問題を契機として法の整備が強く要請されるようになつた、こういうないきさつ、あるいは今回

の改正に対しても、いろいろ言つてきましたけれども、この献血についてのことを、努力をしてもらわんだろうか、い

くつてもらいたい。これいかがでしょうか。

○政府委員(上村一君) 現在献血されております

ものはほとんど労働者でございます。したがいま

して、いま御指摘のように、勤務の時間に献血車

が参りましたようなときに、献血できる機会をつ

くるということはきわめて大切な話ではないかと

いふうに思うわけございます。したがいま

して、公務員のたとえば健康安全週間等について

は、人事院の方から、そういう利便を職員に提供するように、通達がお出されておるというふうに

私聞いておる次第でござります。

○片山甚市君 大臣、規則をつくってくれと言つ

ているのじやない。国家公務員を含め、地方公務

員を含めて、公の者が献血を普及するために率先垂範してほしい、たくさん役人おるのだから、どうでしよう。

○国務大臣(田中正巳君) 実はその話が出そうだ

と、そういうことで、確かに調査不十分でございま

すが、けさほどそういう人事院の通達が出ていると

いう説をなす者もありますし、現物が見当たらぬ

ものですから、そりやしないんじやないかといふ

こともありまして、調べてみますが、もしなけれ

ば、そうした方向でいろいろ努力するようにな

ります。

○小平芳平君 私は、廃棄物の処理関係について質問をいたします。

今回の改正につきましては、厚生省の努力は承

知いたしておりますが、私たちはこういう今回の

ような改正では、きわめて不十分であるといふ

うに考えております。で、昭和四十五年、第六十

四回国会で、従来の清掃法が大改正になり、現在

の体制になつた。あるいは昨年夏の六箇月問題を契機として法の整備が強く要請されるようになつた、こういうないきさつ、あるいは今回

の改正に対しても、いろいろ言つてきましたけれども、この献血についてのことを、努力をしてもらわんだろうか、い

くつてもらいたい。これいかがでしょうか。

○政府委員(上村一君) 現在献血されておりま

すが、これはほんと労働者でございます。したがいま

して、いま御指摘のように、勤務の時間に献血車

が参りましたようなときに、献血できる機会をつ

くるということを、努力をしてもらわんだろうか、い

くつてもらいたい。これいかがでしょうか。

○政府委員(上村一君) 現在献血されておりま

すが、これはほんと労働者でございます。したがいまして、いま御指摘のように、勤務の時間に献血車が参りましたようなときに、献血できる機会をつくるということを、努力をしてもらわんだろうか、いくつとも存じておるわけ

くつてもらいたい。これいかがでしょうか。

○政府委員(上村一君) 現在献血されておりま

すが、これはほんと労働者でございます。したがいまして、いま御指摘のように、勤務の時間に献血車

が参りましたようなときに、献血できる機会をつくるということを、努力をしてもらわんだろうか、いくつとも存じておるわけ

くつてもらいたい。これいかがでしょうか。

○政府委員(上村一君) 現在献血されておりま

すが、これはほんと労働者でございます。したがいまして、いま御指摘のように、勤務の時間に献血車

が参りましたようなときに、献血できる機会をつくるということを、努力をしてもら

は、投棄された事実はこの改正法施行前でありましても、改正法施行前の基準に違反して投棄されてしまうということによりまして、現にただいま環境に支障を来たす事実が存在する、あるいはそのおそれが濃いという場合には、この措置命令をかけることができる、このように解釈をいたして

います、法令上の問題といたします。それからさらに、大変時間をとつて恐縮なんですが、詳しく申し上げさせていただきたいと思ひます。

現行法上は処理業者、事業者というよう

な正規のルートに乗ったものにつきましては許可の取り消しでありますとか改善命令ということができることになつておりますが、無許可業者でござりますね、あるいはすでに許可を失つたもの、

そういうものに対する措置というのが抜けておるわけでござりますが、今度の十九条の二という規定は人に対しても一応かけられるということになつておりますから、無許可業者であります

も措置命令をかけることができる、法律上の内容になつておるわけでございます。そういう意味におきまして、法改正の内容は、法律といしましては相当の対応ができるような内容に相なつておるというふうに理解をいたしております。

○小平芳平君 そうしますと、ただいまの御答弁では、この羽村、瑞穂の地区の場合ですね、その場合、たとえ許可業者であつて、しかも有毒物質でなくとも、最終処分地の最終処分量に超過して

環境汚染が生じておるという場合は、これは規制できるということですね。

○政府委員(山下眞臣君) その状態が現行法の処

分基準に違反しておるという状態でなされておる

ことであります。たとえ許可業者であつても、

このように解釈をいたしております。

○小平芳平君 いや、それが現行の基準に適して

いるかいないかというね——じゃ、この場合は、

羽村、瑞穂の場合は現行の基準に適しているんで

すか、いかんですか、どう厚生省は理解しておられますか。

昭和三十九年ころから砂利採取のために穴を掘つたと——厚生大臣、よくお聞きいたただいたい。厚生大臣にも十分答弁していただきたいので、この写真をひとつごらんになつていただきたい。(写真手渡す)

そして四十三、四年ころから建築廃棄物がこの

砂利の穴に捨てられるようになり、四十六、七年

ころから産業廃棄物や一般廃棄物が捨てられるよ

うになつた。昭和四十五年の先ほど指摘いたしま

した法律改正、それを契機として、今度は四十七

年ころから本件土地を借り受けた廃棄物を受け入

れ、その対価を徴収して営業すると、そういうよ

うなものが出てきたと。昭和五十年秋以降は廃棄

物の山が地上にできるようになつた。現在捨てら

れているものの中でも悪臭を放つのは、青果

物、汚泥、廢油、残飯、紙くず、動物の死体、化

学薬品等である。で、自然発火がしばしば発生し

ている。昭和四十九年には八回、昭和五十年にも八回。そうして、その廃棄物が埋められるに伴つて、ネズミ、蚊、ハエ、カラス、ゴキブリ、こう

いとは……汚なき、悪臭……いたたまれなかつた。好きなタバコも吸う気にならなかつた。し

かも、捨てる方の側はどう言つておるかといま

すと、同じ「アサヒタウンズ」によりますと、立

川市の清掃課長、この方の談話が出ておりますが、「問題のゴミ穴に責任は感じませんか。」とい

う質問。それに対して、答えは、「そりやあ感じ

てますよ。両町の地元のみなさん本当に迷惑か

けています。ただ、いま1番問題になつておるの

は自治体が出す一般ゴミではなく、全体の7割に

当る企業の産業ゴミですよ。それをいつしょくた

に、論議するから混乱するんぢやないですか。

○小平芳平君 そこで、基準に違反する部分が相

当あるから、どうします。

○政府委員(山下眞臣君) 率直に申し上げまし

て基準に違反する部分が相当にあるというふうに見ざるを得ないのではないかと思つております。

○小平芳平君 そこでも、基準に違反する部分が相

当あるから、どうします。

○政府委員(山下眞臣君) 一般的には現行法上も

そういう基準違反の行為のありましたものにつき

まして、処理業者であればその許可の取り消しと

いう行政処分をいたしますとか、その前段階とし

て指導いたしていけることがありますとか、

事業者についても直罰規定はないものの、やはり

守りなさいということで指導をしていくことはで

きるわけでございますが、今度改定法におきまし

た法律改正、それを契機として、今度は四十七

年ころから本件土地を借り受けた廃棄物を受け入

れ、その対価を徴収して営業すると、そういうよ

うなものが出てきたと。昭和五十年秋以降は廃棄

物の山が地上にできるようになつた。現在捨てら

れているものの中でも悪臭を放つのは、青果

物、汚泥、廢油、残飯、紙くず、動物の死体、化

学薬品等である。で、自然発火がしばしば発生し

ている。昭和四十九年には八回、昭和五十年にも八回。そうして、その廃棄物が埋められるに伴つて、ネズミ、蚊、ハエ、カラス、ゴキブリ、こう

いとは……汚なき、悪臭……いたたまれなかつた。好きなタバコも吸う気にならなかつた。し

かも、捨てる方の側はどう言つておるかといま

すと、同じ「アサヒタウンズ」によりますと、立

川市の清掃課長、この方の談話が出ておりますが、「問題のゴミ穴に責任は感じませんか。」とい

う質問。それに対して、答えは、「そりやあ感じ

てますよ。両町の地元のみなさん本当に迷惑か

けています。ただ、いま1番問題になつておるの

は自治体が出す一般ゴミではなく、全体の7割に

当る企業の産業ゴミですよ。それをいつしょくた

に、論議するから混乱するんぢやないですか。

○小平芳平君 そこで、基準に違反する部分が相

当あるから、どうします。

○政府委員(山下眞臣君) 一般的には現行法上も

そういう基準違反の行為のありましたものにつき

まして、処理業者であればその許可の取り消しと

いう行政処分をいたしますとか、その前段階とし

て指導いたしていけることがありますとか、

事業者についても直罰規定はないものの、やはり

守りなさいということで指導をしていくことはで

きるわけでございますが、今度改定法におきまし

た法律改正、それを契機として、今度は四十七

年ころから本件土地を借り受けた廃棄物を受け入

れ、その対価を徴収して営業すると、そういうよ

うなものが出てきたと。昭和五十年秋以降は廃棄

物の山が地上にできるようになつた。現在捨てら

れているものの中でも悪臭を放つのは、青果

物、汚泥、廢油、残飯、紙くず、動物の死体、化

学薬品等である。で、自然発火がしばしば発生し

ている。昭和四十九年には八回、昭和五十年にも八回。そうして、その廃棄物が埋められるに伴つて、ネズミ、蚊、ハエ、カラス、ゴキブリ、こう

いとは……汚なき、悪臭……いたたまれなかつた。好きなタバコも吸う気にならなかつた。し

かも、捨てる方の側はどう言つておるかといま

すと、同じ「アサヒタウンズ」によりますと、立

川市の清掃課長、この方の談話が出ておりますが、「問題のゴミ穴に責任は感じませんか。」とい

う質問。それに対して、答えは、「そりやあ感じ

てますよ。両町の地元のみなさん本当に迷惑か

けています。ただ、いま1番問題になつておるの

は自治体が出す一般ゴミではなく、全体の7割に

当る企業の産業ゴミですよ。それをいつしょくた

に、論議するから混乱するんぢやないですか。

○小平芳平君 そこで、基準に違反する部分が相

当あるから、どうします。

○政府委員(山下眞臣君) 一般的には現行法上も

そういう基準違反の行為のありましたものにつき

まして、処理業者であればその許可の取り消しと

いう行政処分をいたしますとか、その前段階とし

て指導いたしていけることがありますとか、

事業者についても直罰規定はないものの、やはり

守りなさいということで指導をしていくことはで

きるわけでございますが、今度改定法におきまし

た法律改正、それを契機として、今度は四十七

年ころから本件土地を借り受けた廃棄物を受け入

れ、その対価を徴収して営業すると、そういうよ

うなものが出てきたと。昭和五十年秋以降は廃棄

物の山が地上にできるようになつた。現在捨てら

れているものの中でも悪臭を放つのは、青果

物、汚泥、廢油、残飯、紙くず、動物の死体、化

学薬品等である。で、自然発火がしばしば発生し

ている。昭和四十九年には八回、昭和五十年にも八回。そうして、その廃棄物が埋められるに伴つて、ネズミ、蚊、ハエ、カラス、ゴキブリ、こう

いとは……汚なき、悪臭……いたたまれなかつた。好きなタバコも吸う気にならなかつた。し

かも、捨てる方の側はどう言つておるかといま

すと、同じ「アサヒタウンズ」によりますと、立

川市の清掃課長、この方の談話が出ておりますが、「問題のゴミ穴に責任は感じませんか。」とい

う質問。それに対して、答えは、「そりやあ感じ

てますよ。両町の地元のみなさん本当に迷惑か

けています。ただ、いま1番問題になつておるの

は自治体が出す一般ゴミではなく、全体の7割に

当る企業の産業ゴミですよ。それをいつしょくた

に、論議するから混乱するんぢやないですか。

○小平芳平君 そこで、基準に違反する部分が相

当あるから、どうします。

○政府委員(山下眞臣君) 一般的には現行法上も

そういう基準違反の行為のありましたものにつき

まして、処理業者であればその許可の取り消しと

いう行政処分をいたしますとか、その前段階とし

て指導いたしていけることがありますとか、

事業者についても直罰規定はないものの、やはり

守りなさいということで指導をしていくことはで

きるわけでございますが、今度改定法におきまし

た法律改正、それを契機として、今度は四十七

年ころから本件土地を借り受けた廃棄物を受け入

れ、その対価を徴収して営業すると、そういうよ

うなものが出てきたと。昭和五十年秋以降は廃棄

物の山が地上にできるようになつた。現在捨てら

れているものの中でも悪臭を放つのは、青果

物、汚泥、廢油、残飯、紙くず、動物の死体、化

学薬品等である。で、自然発火がしばしば発生し

ている。昭和四十九年には八回、昭和五十年にも八回。そうして、その廃棄物が埋められるに伴つて、ネズミ、蚊、ハエ、カラス、ゴキブリ、こう

いとは……汚なき、悪臭……いたたまれなかつた。好きなタバコも吸う気にならなかつた。し

かも、捨てる方の側はどう言つておるかといま

すと、同じ「アサヒタウンズ」によりますと、立

川市の清掃課長、この方の談話が出ておりますが、「問題のゴミ穴に責任は感じませんか。」とい

う質問。それに対して、答えは、「そりやあ感じ

てますよ。両町の地元のみなさん本当に迷惑か

けています。ただ、いま1番問題になつておるの

は自治体が出す一般ゴミではなく、全体の7割に

当る企業の産業ゴミですよ。それをいつしょくた

に、論議するから混乱するんぢやないですか。

○小平芳平君 そこで、基準に違反する部分が相

当あるから、どうします。

○政府委員(山下眞臣君) 一般的には現行法上も

そういう基準違反の行為のありましたものにつき

まして、処理業者であればその許可の取り消しと

いう行政処分をいたしますとか、その前段階とし

て指導いたしていけることがありますとか、

事業者についても直罰規定はないものの、やはり

守りなさいということで指導をしていくことはで

きるわけでございますが、今度改定法におきまし

た法律改正、それを契機として、今度は四十七

年ころから本件土地を借り受けた廃棄物を受け入

れ、その対価を徴収して営業すると、そういうよ

うなものが出てきたと。昭和五十年秋以降は廃棄

物の山が地上にできるようになつた。現在捨てら

れているものの中でも悪臭を放つのは、青果

物、汚泥、廢油、残飯、紙くず、動物の死体、化

学薬品等である。で、自然発火がしばしば発生し

ている。昭和四十九年には八回、昭和五十年にも八回。そうして、その廃棄物が埋められるに伴つて、ネズミ、蚊、ハエ、カラス、ゴキブリ、こう

いとは……汚なき、悪臭……いたたまれなかつた。好きなタバコも吸う気にならなかつた。し

かも、捨てる方の側はどう言つておるかといま

すと、同じ「アサヒタウンズ」によりますと、立

川市の清掃課長、この方の談話が出ておりますが、「問題のゴミ穴に責任は感じませんか。」とい

う質問。それに対して、答えは、「そりやあ感じ

てますよ。両町の地元のみなさん本当に迷惑か

けています。ただ、いま1番問題になつておるの

は自治体が出す一般ゴミではなく、全体の7割に

当る企業の産業ゴミですよ。それをいつしょくた

に、論議するから混乱するんぢやないですか。

○小平芳平君 そこで、基準に違反する部分が相

当あるから、どうします。

○政府委員(山下眞臣君) 一般的には現行法上も

そういう基準違反の行為のありましたものにつき

まして、処理業者であればその許可の取り消しと

いう行政処分をいたしますとか、その前段階とし

て指導いたしていけることがありますとか、

事業者についても直罰規定はないものの、やはり

守りなさいということで指導をしていくことはで

きるわけでございますが、今度改定法におきまし

た法律改正、それを契機として、今度は四十七

年ころから本件土地を借り受けた廃棄物を受け入

れ、その対価を徴収して営業すると、そういうよ

うなものが出てきたと。昭和五十年秋以降は廃棄

物の山が地上にできるようになつた。現在捨てら

れているものの中でも悪臭を放つのは、青果

物、汚泥、廢油、残飯、紙くず、動物の死体、化

学薬品等である。で、自然発火がしばしば発生し

ている。昭和四十九年には八回、昭和五十年にも八回。そうして、その廃棄物が埋められるに伴つて、ネズミ、蚊、ハエ、カラス、ゴキブリ、こう

いとは……汚なき、悪臭……いたたまれなかつた。好きなタバコも吸

ございまして、他意はございません。別にスロー  
モーにやろうということで申したわけではござい  
ませんで、先生の御要請に率直にお答え申し上げ  
たわけあります。しかし、そのことと現状を是  
正することとはこれ必ずしも同じ問題ではござい  
ません。実態が先生おっしゃるとおりのようでござ  
いますから、これについては是正をしなければ  
ならないということを、先ほど御答弁申し上げた  
とおりでございます。

いま水道環境部長が御答弁申し上げましたとお  
り、現行法でもある程度の措置はできますし、ま  
た、本法案が成立をいたしましたればなお強力な措  
置ができることと思いますが、いずれにいたしま  
しても、東京都を指導して、督励をいたしました  
善処をいたすことにはいたしたい、かように思いま  
す。

○小平芳平君 問題はその東京都ですが、東京都

は何をやったといふうに報告していますか。

○政府委員(山下眞臣君) 訴状の事実経過にはほ  
間違いないようでございまして、同時に進んでき  
ておるわけでございますが、正確でございません  
が、やはり当初、四十年ごろから建設廃材等でそ  
う有害なものでないようなもので砂利穴を埋めて  
きたということで、そう大きな問題意識を持つて  
おらなかつたんだと思うのでございます。そ  
のうちに、昭和四十七、八年ごろから、処理業者  
の数その他にいたしましても「百に余るような業  
者が入り乱れてここに投棄をするというような事  
態になり、非常な公害問題になってきた」というこ  
とで、最近におきましては非常にその問題に意識  
をいたしまして、都並びに関係市町村の職員が協  
力をし合いまして常時監視体制をつくりますと  
か、そのようなことをやつておると。なお、その  
関係業者で非常に悪質なものにつきましては、昨  
年の秋以来何件かの許可取り消し処分等も行って  
おるというようなことを申しているわけでござ  
います。

○小平芳平君 その常時監視体制です。それも私  
も都の係の方から、係官を派遣し云々というお話  
をどう確保するか、これに対し最終処分場に

を聞きましたが、実際被害を受けていらっしゃる  
方に聞いてみると、そんな監視員が来たのを見た  
こともない、それから、仮に監視員が来ていると  
しても、都の監視員なり関係市の監視員なり来て  
いるとしても、ごみはふえる一方だから何の役に  
も立たないとということあります。ですから、こ  
れはもうもつと根本的に、常時監視体制をとって  
いるからそのうちにというような問題じゃないで  
す。根本的にもつと、私はですから国土利用計画  
とかあるいは資源再利用とか、そういうような意  
見を持つております。意見を持つておりますが、  
それを持つておれないわけです、現実に。今日い  
まの時点でも大量のごみが投棄されているんです  
から。そしてこれからは梅雨どきにもなる、その  
悪臭、不潔、これはぜひとも梅雨どきに入る前に  
でも早急に手を打ついただきたいと思いま  
すが、いかがですか。

○政府委員(山下眞臣君) 至急に東京都清掃局当

局と連絡をとりながら最大限できるだけの措置を  
講ずるように努力さしていただきたいと思いま  
す。

○小平芳平君 厚生大臣、最大のできるだけの措  
置といいますがね、少しはよくなつたと、少しで  
もよくなつたというふうに早く手を打つ必要があ  
るでしょう。と思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(田中正巳君) 大変恐縮ですが、事業  
について私存じなかつたわけでござりますので、  
先生おっしゃるとおりでありますので、

○小平芳平君 厚生省の見解を承りたいのです  
が、今回の改正、それは処理業者の許可に関する  
部分ですね、それからもう一つは委託者の責任に  
關することは承知いたしておりますが、私が先ほど  
申し上げておりますことは、たとえば最終処分

によってと、そういう、届け出をさせるということのみ答  
えがありますが、実際問題、じゃ最終処分場が、  
最終的に処分されたその土地で同じようなことが  
起きてくる可能性があるわけです。ですからそ  
ういう点、最終処分地の確保、これはどう検討され  
ましたか。

○政府委員(山下眞臣君) もう先生よく御承知の  
とおりに、現在の処分地の確保難という事態には  
いろいろ原因がございますが、大きく申しまし  
て、経済的な要因もございましょうし、それ以外  
に経済的な要因もあると思うのでございま  
す。規制の強化とともに、その規制の強化と、  
規制の強化、最終処分場といふものを事前届け出させ  
構造基準、維持管理基準といふことを厳しくしてまいります。これにつきま  
しては規制の強化と、同時に、その規制  
を本当に実効あるものにいたしまして、最終処分  
場といふものの公害発生源としての、その何とい  
いますか、義務をきちっとさせるというようなこ  
とを今度の改正案に盛り込んでおるわけでござい  
ますが、そのこと自体が適正な執行がなされてい  
けば次第に最終処分地といふものに対しまくる御  
理解を得られるための一つのやすがになり得るん  
じやないかというような期待も持つておるわけでござ  
います。同時に、やはりこういった規制強化  
だけで最終処分場の問題、最終処分地の確保とい  
う問題が解決するわけではありませんで、あわ  
せてやはり施策面の強化ということ等も実施をし  
ていかなきゃならぬと思うわけでござりますし、  
現にここ一、二年来の状況といつしましては、地  
方公共団体等におきましてその面に対する乗り出  
し方も相当にふえておるわけでござります。

○小平芳平君 国といつしましても、金融上の措置でござ  
います。

○小平芳平君 産業廃棄物については  
事業者責任というのがテーマであると、ということ  
は、先生も申されておるところです。私は  
事業者責任というのがテーマであるとおもいます。私  
は、先生も申されておるところです。私は、  
いつもまたかくべきものだらうと思ひます。  
しかし、それは言うものの、やはり実際面として  
産廃の適正な処理がそのようなテーマだけを言つ  
ておつては解決がいたさない一面もあるうかとい  
うことをわれわれも心配をしているわけでござ  
います。かような意味で、公共がこれについて関与  
をいたさざるを得ない一面があることも私は否定  
をいたしません。その場合、この産廃の処理が適  
切妥当に行われるよう、いろいろな点で側面か  
らこれを助成をする、指導をする。つまり、事業  
者責任という旗印はこれを確立しながら、国がこ  
れからこれを側面からいろいろと、スムーズに行  
われるよういろいろお世話をし、また助長をす  
らこれを助成をする、指導をする。つまり、事業  
者の責任というものが基本の姿勢だらうと思います。そ  
うしたことをめぐらまして、いま水道環境部長が申  
しましたとおり、今まで金融面の措置とか、あ  
るいは税制上の措置、あるいは技術開発といった  
ようなことについてお世話を申し上げるというこ  
とをやつてきておりますが、なお、この面につい  
ては、今後ともさらにこうしたことについての努  
力を拡充強化しなければならないというのが現実

どううといふうに思つておりまして、今後とも  
そうした面についてはさらに努力をいたす所存で  
あります。

○小平芳平君（まあ） 努力をすることが第一に必要なですが、先ほど、また羽村、瑞穂地区に戻りました。それども、ここへ捨てられるものは公共団体からもののが相当あるわけですね。先ほど立川市のものを読み上げましたですがね。ですからそういう点で、地方公共団体はそれなりの悩みを持つているわけです。羽村、瑞穂へ運ばなくて済むわけですが、現実問題、羽村、瑞穂へ運んでいるというような悩みが一つあるという点があります。そこで、そうした地方公共団体に対しまして東京都を督励するとか、各市町村を督励するとか、行政指導するとかいうふうに言われるのですが、厚生省所管の厚生省として何ができるか。まあ資源として再利用あるいは国土の利用計画、そういうような点は厚生省の範囲からは出る面が多いかと思いますが、かといって関係各省みんなここへ来てもらうわけにはいかないわけです、実際問題。そこで、ひとつ責任のある厚生省がいかにして資源として利用する、そして廃棄物を減らしていく、全体の量を減らしていくための努力は具体的にどういう努力をされるか。土地、限られた国土、この限られた国土を、国土利用計画と、いうようなものが最近発表になったようでしたが、そうした大まかな計画はさることながら、現実ごみはだれでもみんな出し土を、国土利用計画なり国土計画なり厚生省の範囲から出しているわけですから、そういう、国はどういう責任をとるかってさっきから言っているんですが、その国の行政なり——国会でもごみは出るわけですから、そういう場合、再利用計画なり国土計画なり厚生省の姿勢が一番肝心だというふうに申し上げたいのですが、これに対し御答弁いただきたい。

○政府委員(山下眞臣君) ます、廃棄物の最終処分地対策の問題でござりますが、一般廃棄物の処

分地に対しましては、数年来要求をいたしておりましたのですが、本年度やっと実りまして、新規の予算といたしまして、堰堤でありますとか、そういった施設、それから排水処理の施設、そういうものの施設に対します補助金と、いうものが初めて芽を出したわけでございます。こういったことによつて措置をいたしまりたいということでおざいますが、産業廃棄物の場合には、もう先生御承知のとおりに、PPPなり事業者処理の責任の原則というたてまえがございまして、なかなか国の補助金を出すというような形にはこれはなしでない性格があるうと思うわけで、どうしても国といたしまして金融上の措置でありますとか、あるいは公害防止事業団を通じまする措置の強化でありますとか、そういったことによつて力を注いでいかなきやならぬというふうに思つております。非常に困難な問題でございまして、一挙解決というふうな妙案はないわけでござりますけれども、最大の努力を積み上げていくはかないのではないかというふうに思つておるわけでございます。なお、資源化再利用の問題、これはもうまさに資源の有効利用という見地からいたしましても、もう私ども廃棄物の立場からいたしまして、も、ぜひこれは推進をいたしたいということでございまして、今度法案立案の過程におきましても、事業所管官庁との間におきましても完全にその意見が一致いたしております。今後通産省とも所要の打合会を継続的にやつていこうじゃないかということ等も申し入れております。なお、法令上の措置といたしまして、現在そいつた資源化再利用を促進いたします場合、それがやりやすいようにするために資源化再利用専門の場合の処理業者の許可は要らないことにいたしておるわけでございますが、現在四品目に限つております、昔からの伝統的なものに。しかしながら、最近こういった資源化再利用も相当進んでまいつておりますので、よく実態を調査いたしましてその道を広げると、これは省令でできますので、そういうことにつきましては事業官庁と打ち合わせをして

て大いに進めてまいりたいということございまして、通産省におかれましても、工業技術院等で研究されますばかりに、クリーンジャパンセンターを設立してその道に努力しておられるわけでござります。私どもの方におきましても、所要の財団法人等を設立いたしておりますので、そういう活動についても大いに応援をいたしてまいりたいと、かように存じております。

○小平芳平君 厚生大臣に伺いますが、地方団体でこういう意見をよく聞きます。それは、産業政策は国がやっているではないか、廃棄物となれば市町村だと、あるいは都道府県だと、おかしいじゃないかと、産業政策は国が華々しく進めていく、さて廃棄物となれば地方団体だと、これは何とかもっと国が考えてほしいというその意見は、私は厚生大臣の立場からも言えると思うのです。産業政策は華々しく他の省が進める、さてごみとなると、廃棄物となると厚生大臣、さあどうしようと、うかとうかとなるわけですから、したがって、もつとこうした問題に対する厚生大臣の取り組み方、國務大臣としての取り組み方についてもひとつ具体的にお答えをいただきたい。御意見を承りたい。

○國務大臣(田中正巳君) 先生おつしやる意味がわかるようなわからないような気がいたすわけであります。で、産業政策について国が華々しくやっているではないかといふのですが、まあ經濟のかじ取りは確かに国がやっておりますが、しかし、個々の産業についてあれこれ内容に立ち至つて具体的にこれを何というのですか、經營をなにしたり、あるいは具体的な計画を実施さしたりするようなことは自由主義国家であるたまえ上こざいますので、したがって、この産廃について産業の政策に基づく産業活動の結果、産廃が出てくるということについては、これは当然のことではあります。

いろいろ問題が出てきたわけでござりますので、われわれはまあ、いろいろな問題がます多々あるだろうと思ひますが、とにかくできるだけ産廃の適切な処理のために法律を強化しなければならないと言つてここで法律を御審議を願つておるわけであります。しかし、法律に書いておらない点についてもいろいろやはり産廃の適切な処理を推進するための主要な官庁である私どもといしましては、その他の点についてもいろいろと努力をいたします。また、関係各省庁ともいろいろと連絡をいたしまして、こうしたことがひいては産廃問題の解決のために大きく役に立つわけでござりますので、そうしたことについても関係各省庁といろいろと連絡をいたしまして、よく産廃問題が解決するようにいたしたいというふうに思つております。

おりますのは、そういった金融、融資の拡大でありますとか、自治体が行います場合の起債のお世話でございますとか、そういったものの技術開発でございますとか、そういうことについて努力をいたしておりますのでございまして、ことに、こゝから公害防止事業団については從来にも増した前進を見ておるわけでございますので、そういったことについての施策の充実ということと当面は考えておるわけでございまして、ほかに具体的にいまこうするというような案は直接はまだ出ておらないわけでございます。

○國務大臣(田中正巳君) いますぐ行けとおっしゃるから、国会中だからだめだと、こう言つたんです。ですが、まあ国会が済んでもいいというなら、私もそう遠いところじやございませんからお伺いいたしましよう。

それから、この種の廃棄物についての適切な措置が講ぜられるような具体策を考究せよということをございますが、法案作成の過程にもいろいろわれわれは考究をいたしましたが、なお成案を得ない問題もござりますので、そうしたことをめぐってさらにひとつ検討もいたし、推進もいたしたい、かように思つております。

とどめ、午後三時まで休憩を

午後三時二十八分開会

○委員長(戸田菊雄君) ただ  
員会を再開いたします。

午前に引き続き、廃棄物の処理及び廃棄物処理施設整備等の一部を改正する法律案、戦傷病者等の一部を改正する法律案及び議題とし、質問

質疑のある方は順次御発言願います。  
○番脱タケ子君 それでは最初に廃棄物処理に関する法案についての質問をしていきたいと思いま

すでに午前の質疑でも言わせておりますよう  
に、昨年の六価クロムによつて環境汚染並びに人

体被害が起こりまして、これ

いう中で廃棄物、特に産業廃棄物の対策の強化というものが焦眉の急になってきているという中で、今回の法案の一帯改正については、厚生省として大変御努力をいただいておるということがよくわかるわけでござりますが、せつかくのこの法案改正に当たりまして、少しでもこれは本来の趣旨

を充実させていくという立場で私ども幾つかの点をお伺いをしていきたいと思うわけでござります。

ておりますね。ですから、その限定された業種に含まれていないものというものは、産業系のそれらの廃棄物というのも全部一般廃棄物として扱われていくことになっている。そこに一つの問題点があると思うわけです。

で、大気あるいは水質等のたれ流しの問題が公害は産業活動によって起る廃棄物の処理、後始末というふうなことが大変な重大問題になっておるわけでござりますが、両方がうまくいったという段階で、これは環境汚染あるいは公害というふうなものの解決のめどが立つていくものではないかといふふうに考えるわけでございます。そういう点で、私ども、最後にも申し上げたいと思うんですが、そいつた点で、対策の強化のためにといううことで実は修正点についての大要等をお手元へ、皆さんにも差し上げておりますが、そりいふた点をひとつ強化をしていくというふうな立場で、少しでも、せつからくの一部改正の成果を充実をさしていきたいという立場でございまして、まず最初にお伺いをしていきたいのは、廃棄物といふものの定義といつたら大きさですけれども、廃棄物の定義に関する問題なのでございます。

廃棄物処理法の第二条の規定では、事業活動によつて生ずる廃棄物と家庭から出でくる一般廃棄物との区別といふのが不明確になつております。ですから、現行法では一般の廃棄物と同じ扱いを受けているという部分があります。ですから、事業系の一般廃棄物の処理について、そういうまざに事業系の廃棄物であるが処理としては一般廃棄物として扱われるという部分がかなりあるという点では、これは事業者責任、排出者の責任といふ点が非常に不明確になるという点、この辺をやはり明確にしていくという点が非常に大切ではないかといふふうに考えるわけでござります。たとえば紙くずだとか木くずというふうなもの、これは法律の第二条第三項を受けて政令の第一条の規定によつては業種規定、業種による限定がなされ

地方自治体では、その問題は一つの重要な問題になりますと、川崎市などでは日本鋼管、この日本鋼管の会社だけ毎日十五トン、これらの一いわゆる一般廃棄物として処理をされていく廃棄物が出しているようです。この日本鋼管から出る一日十五トンの一般廃棄物扱いのものが、川崎市が収集、運搬、処分というのをやつてゐる。もちろん手数料については一応条例で定めておりますから、これは五百円ないし六百円、品物によつて徴収をしているようですが。ところが、実際、自治体の側から言ひますと、この十五トンなら十五トンのもの処理を考えてみると、一トン当たり計算すると、原価計算して一万三千円から一万五千円くらいかかる。こういう大きな開きが出てきているというのが、財政危機で大変な事態に落ち込んでおられる地方自治体の財政負担になつてきてるわけですね。川崎市では一日当たり二百トン、こういった種類のものが、いわゆる事業系の廃棄物が一般廃棄物として処理するという品物が約一日当たり二百トン出るというふうに言われてゐるわけでござります。こういうものについて厚生省としては、こういったものの廃棄物の処理について、こういつた種類のものについて、やはり事業系の廃棄物として処理するといふふうに言つてゐる。こういうものについては、やはり排出責任者の責任といふものを明確にするという点がどうしても必要ではないかと思うわけでござります。もし、自ら治体がこれをやむなく処理をしなければならないという一定の経過措置をあらうと思ひますが、そういう場合には少なくとも原価に見合ひような手数料、そりいふたものが当然賦課される必要があると思うのですけれども、そういう点について厚生省はどういうふうに対処していくかとしておられるのか、その点が一点です。これは中小企業

も含めてそういう問題は当然あるわけですが、中小企業について同じようにということを私は主張するわけではありません。これは中少ない企業においては配慮して対処しなければならないことは当然でございますが、一般的に言つて一般廃棄物という中に事業系廃棄物が相当な量が混在をしているという事態をどのように対処していかれるか、この点、最初にお伺いしたい。

○政府委員(山下眞臣君) 先生ただいま御指摘のとおり、廃棄物の種類を大きく分けまして産廃と一廃、その一廃の中に事業系の一廃と一般家庭から出る一廃という、おおむねその三つのグループが存在するわけでございます。この事業廃棄物、一般廃棄物の区分の仕方、これ自体についても現在が完璧であるのかどうか、検討の余地はないかという問題がございまして、実は私どもこの法案を審議いたします過程におきましても一つの意見として出てきておるわけでございますが、何分にも非常に影響するところも大きく、かつまた詰めいかなきやならない点もあるものでございますから、引き続いて検討すべき事項ということでおつとめの将来の課題として私ども意識をしておるような状態でございます。

御指摘の一般廃棄物の中における事業系のも

の、これにつきましては、もうよく御承知のとおりに、現行法におきまして、そういうものにつきましても、精神といたしまして、事業者が責任を有するという基本精神は現行法にうたわれております。具体的な措置といたしましては、必要がある場合には市町村が事業者に対しまして一定の場所まで事業系の一廃についてはまとめて運搬しておきまして、ただいま先生の御指摘のとおり各市町村の条例によりまして、これが徴収することができるということになつてお

おりまして、事業系の一廃につきましては、大都市におきましては徴収しておるところが相当あるようございます。東京都の場合は一キログラム当たり七円というような徴収料になつておるようございますが、そういった法の精神等に照らし、中小企業に対して何分の配慮をするということも、これまた適当ではないかというふうに考えております。

○資脱タケ子君

この問題は、後ほど関連してまたお伺いをいたしましたので、引き続いてお尋ねをしておきたいと思いますのは、廃棄物の有害物質の項目ですね、今度の法案が改正をされるという段階で政令が当然一定の改正がやられていくんではなかろうかと思いますが、その中の重大な課題というふうに考えられますのは、有害物質の項目をどういうふうにするのか、その点を最初にお伺いしたいと思う。

○政府委員(堀川春彦君)

おっしゃるとおり、廃棄物の処理の中で有害物を含む廃棄物をいかに扱うかという点は、これは人の健康に直接影響する問題でございますから非常に重要な問題でございます。

今まで私どもいたしましては、有害物

をいかに扱うかということにつきまして必要な調査研究を行つてしまり、専門家の意見も十分微

まして、現在のところ九種類の有害物質について

の特別の扱いというのを決めておるわけでござい

ます。ただ、この過程で、そう一遍に適切な処分

基準が決まるということになかなかなりがたいも

のところは、亞鉛とマンガンといふことになりま

す。亞鉛とマンガンは、これは生物にとりまして

限界の処置としてそこまで拡大をされるというお

であります。これは当然だと思うんですね。水銀とかカド

ミウム、砒素、鉛、六価クロム、それからそれら

の化合物ですか、それから有機燐、シアン化合

物。今回四月一日からですか、P C B と有機

塩素化合物、それが加えられて九項目というのが

該当するということになつていいわけですね。こ

れは私、厚生省に、特に大臣にお聞きしたいんだ

けれども、六価クロムで、六価クロムのあの被害を

通じて非常に重大な社会問題化したといふ点をと

られて考えてみましても、環境汚染あるいは人に

及ぼす健康被害というふうなことを将来ともに配

慮していくことになれば、いままでに明ら

かにされている危険物質といふものは、これは、

有害物質といふのは当然廃棄物の中の有害物質と

して対象範囲を拡大していくと、しておくとい

ことが、いまの科学水準で明らかに点で拡大を

していくということがきわめて重要ではなかろう

かというふうに思ふんです。そういう点で厚生省

のお考へを聞きたいわけですよ。

○政府委員(山下眞臣君)

結論的に申しますと、ただいま堀川本質保全局長から申し上げましたのと全く同じ考へで私どもおるわけでございまして、何分にも最終処分基準にかかる問題でもござりますので、環境庁ともよく連絡をとりながら

御趣旨を体して対処してまいりたいと思っており

ます。

○資脱タケ子君

私はこの際、法改正という立場で規制を強化していく立場を本当に追求を

するというなら、少なくともいまの現行のいわゆ

る健康項目と言っている九項目に加えて、す

で、現在指定しております以外のものにつきましてもいろいろの角度から検討すべき物質というものは多いものであろうというふうに思つております。その点につきましては所要の検討を続けてまごりますが、そういうたった法の精神等に照らしまして事業系の一廃につきまして所要の手数料を徴収するということは可能であるし、かつまた適当であるというふうに思つておりますが、その点をお伺いしてお

おりまして、事業系の一廃につきましては、大都市におきましては徴収しておるところが相当あるようございます。東京都の場合は一キログラム当たり七円というような徴収料になつておるようございますが、そういうたった法の精神等に照らしまして事業系の一廃につきまして所要の手数料を徴収するということは可能であるし、かつまた適当であるというふうに思つておりますが、その点をお伺いしてお

おりまして、事業系の一廃につきましては、大都市におきましては徴収しておるところが相当あるようございます。東京都の場合は一キログラム当たり七円というような徴収料になつておるようございますが、そういうたった法の精神等に照らしまして事業系の一廃につきまして所要の手数料を徴収するということは可能であるし、かつまた適當であるというふうに思つておりますが、その点をお伺いしてお

おりまして、事業系の一廃につきましては、大都市におきましては徴収しておるところが相当あるようございます。東京都の場合は一キログラム当たり七円というような徴収料になつておるようございますが、そういうたった法の精神等に照らしまして事業系の一廃につきまして所要の手数料を徴収するということは可能であるし、かつまた適當であるというふうに思つておりますが、その点をお伺いしてお

おりまして、事業系の一廃につきましては、大都市におきましては徴収しておるところが相当あるようございます。東京都の場合は一キログラム当たり七円というような徴収料になつておるようございますが、そういうたった法の精神等に照らしまして事業系の一廃につきまして所要の手数料を徴収する

で、現在指定しております以外のものにつきましては、大都市におきましては徴収しておるところが相当あるようございます。東京都の場合は一キログラム当たり七円というような徴収料になつておるようございますが、そういうたった法の精神等に照らしまして事業系の一廃につきまして所要の手数料を徴収する

体どういうことになるのかということをまず調べてみまして、そうして、そういう角度から見て、必要があればまず環境基準——健康項目にかかわるものとしての環境基準を設定をし、それとの関連をもって排水基準なども設定をいたす。それと同時に、廃棄物につきましても、これは水に溶け出してそれが人の健康にかかるという危険性を排除するという趣旨での廃棄物の特別の取り扱いを決める、こういう相互関連にならうかと思うわけでございます。したがいまして、ひとり廃棄物だけの問題じゃございませんが、じや、そのような物質——亜鉛とかマンガンとかいうものが水あるいは場合によつたら粉じんになりまして飛散をして、そして、それが呼吸器の系統から体内に入る危険性がどの程度あるのか、どのくらいのレベルの攝取、蓄積が行われると人間の健康上心配しないやならぬような事態が生ずるのか。もちろん、それは安全率とか種々の医学的知見を十分踏まえた上でこの処理の基準というものを決めていくのが適当であるという考え方にしておるわけでございます。これまでが抽象的な原理的なものの考え方でございますが、そういう考え方によつて見た場合に、当面のところ、その亜鉛とかマンガンにつきましては、これは排出物の生活環境項目の方には入つております。これは、主としてどういう形で入つておるかといいますと、植物への影響、植物の成長への影響ということで農作物の減収が起こる、あるいは水産動物——魚に対して悪影響があるというような形でございまして、その規制レベルといふものは、排水基準においておきましたが、かなり低い。それよりもはるかに高いレベルの攝取が継続して行われませんと人体への悪影響といふことはまず起ららないんじやないかといふようなのが現在まで知り得ておる状況でございます。ただし、これは、じや、心配が全然ないのかということになりますと、そこは慎重の上にも慎重を期する必要もございますので、たとえば、五十一年度におきましたは、亜鉛につきまして調査費を計上いたしまして、亜鉛が環境水の中には入つてこないはずのものなんですね。そ

の中に一体どういうふうに排出されてくるものか、そのレベルはどうであるのかといふようになりますから、これは調査をしてみたいと思っております。

そういうふうにして、特定のそういう重金属はとりあえずから、私ども所要の調査を続け、必要があればその結論に基づいて環境基準なり排水基準あるは廃棄物処理基準を決めてまいりたいという考え方でございます。

○杏脱タケ子君 それでは、当面は健康項目でいくと。その後は、いまおっしゃったように検討を進めていくて、漸次考えていくということですね。

○政府委員(堀川春彦君) 仰せのとおりでござります。

○杏脱タケ子君 それでは、時間の関係がありますから、項目別にもお伺いしたいもんで、たくさんお尋ねしたいので次に行きますが、次にお伺いをしたいのは、廃棄物の中に混入する危険物あるいは毒物、劇物の対策、これは、特に、労働安全衛生法の施行令ですか、別表で規定をされている危険物といふようなものは、これは消防法で規定をされているわけですね。違うかな、これ。その辺は一体どうなっているのかということが一つの心配事なんです。

すでに御承知だと思いますけれども、去る四月の十三日に川崎でいわゆる産廃物質の廃液運搬船

ですから、むらさき丸といふのが川崎の木江運河というところで爆発事故を起こして四人の死傷者を出したというものが新聞でも報道をされておりました。その原因というのが、いろいろ調査をされて

御指摘の川崎の運搬船、船の場合につきましては、通常の機能や維持管理とともに、そういう作業に当たっての注意事項というようなことで、指導事項としてやつておるわけでございます。

御指摘の川崎の運搬船、船の場合につきましては、そこまで思い及ばなかったわけでござりますけれども、私ども、今後の処理業者等の指導に当たりましては、そういう点につきましても留意をしたく、何らかの工夫をいたしてまいりたいと、かよ

うに考えます。

○杏脱タケ子君 それで、本来廃棄物の中にそういう危険物が混在するということになつてないといふ、法体系上そくなつておるはずですね。

消防庁の方、来ておられますね。——どういうふうになつておるのか。いまの危険物の取り締まりは消防法でやつておられると思いますが、現況ではそういう廃棄物に混在をしていくといふことにならないのか、なつておるのか、その辺の御見解をちょっと伺いたい。

○杏脱タケ子君 いまもおっしゃったように、微量しか含まれていなかつたということなんですが、これはいまの消防法の取り締まりで完全にそ

ういう危険物が混入するおそれがないということをさらに調査を進めまして、危険物の取り扱いとこの事故との関係において今後の事故発生のない

よう指導をし、検討を続けていきたいと考えております。

○杏脱タケ子君 いまもおっしゃったように、微

が、これはいまの消防法の取り締まりで完全にそれを強化する必要がないのかどうか。あるいは必要な規制強化の必要はないのかどうか、その点だけお伺いしたい。

○杏脱タケ子君 この点、先ほど申し上げましたような予防規定あるいは取り扱い者の規定がございます。これらの方が法の精神に沿いましておけば、消防法に基づきます政令、省令の基準の中に、危険物の取り扱いの問題の一

ういうものがたまたま何といふのですか、処理運搬の過程でこういう爆発事故が起つて、あるいは廃棄につきましては特にこの場合、焼却、それから埋没というふうに考えられないと思うのです。これにつけてどういうふうに対処していかれるのか、これについて最初にお伺いをしたい。

○政府委員(山下眞臣君) 先生申されますように、そのような爆発事故あるいは引火といふような直接のそういう危険防止と申しますか、そういう見地での法律では廃棄物処理法はないわけでござりますが、御指摘のようなことを主眼にした法律であるわけでござりますが、御指摘のようなこともあると思いますので、実は廃棄物処理施設につきましての指導指針、運営指針というものの中で

は、通常の機能や維持管理とともに、そういう作業に当たっての注意事項というようなことで、指導事項としてやつておるわけでございます。

御指摘の川崎の運搬船、船の場合につきましては、そこまで思い及ばなかったわけでござりますけれども、私ども、今後の処理業者等の指導に当たりましては、そういう点につきましても留意をしたく、何らかの工夫をいたしてまいりたいと、かよ

うに考えます。

○杏脱タケ子君 それで、本来廃棄物の中にそういう危険物が混在するということになつてないといふ、法体系上そくなつておるはずですね。

消防庁の方、来ておられますね。——どういうふうになつておるのか。いまの危険物の取り締まりは消防法でやつておられると思いますが、現況ではそういう廃棄物に混在をしていくといふことにならないのか、なつておるのか、その辺の御見解をちょっと伺いたい。

○杏脱タケ子君 いまもおっしゃったように、微量しか含まれていなかつたということなんですが、これはいまの消防法の取り締まりで完全にそ

ういう危険物が混入するおそれがないということをさらに調査を進めまして、危険物の取り扱いとこの事故との関係において今後の事故発生のない

よう指導をし、検討を続けていきたいと考えております。

○杏脱タケ子君 いまもおっしゃったように、微

が、これはいまの消防法の取り締まりで完全にそれを強化する必要がないのかどうか。あるいは必要な規制強化の必要はないのかどうか、その点だけお伺いしたい。

○杏脱タケ子君 この点、先ほど申し上げましたような予防規定あるいは取り扱い者の規定がございます。これらの方が法の精神に沿いましておけば、消防法に基づきます政令、省令の基準の中に、危険物の取り扱いの問題の一



わけですね、考えてみたら。で、そういうたった点で從来のようなかつこうではなくて、一般廃棄物の焼却炉のダストとか、あるいは焼却残灰ですね。そういうものの規制基準というものはこれは改正に当たって政令事項としてぜひ規制を強化する必要があるというふうに思うのですがね。厚生省のお考えはどうですか。

○政府委員(堀川春彦君) 厚生省からお答えになります前に、処理基準として直ちに設定する必要性があるかどうかという問題は他の要素とよく見比べてみまして、そしていま言つたような事態が起るということの中にはいろいろの原因があるうと思います。一般に一般廃棄物を収集している過程でどつかのプロセスでそういう有害物事がまぎれ込むことがあります。そういうものが一体何に起因するか、これは収集分別の方法等を工夫すればできることなのか、あるいはやはり処分基準までいかなければいけないことなのか、特に焼却場におきましては、これは公共機関が管理し得るようにしておるということであり、厚生省方面におきましてこういった問題についての日ごろの御指導をいただいておるわけでございますから、それら関連のある全体の事項を全部並べてみまして、よく検討した上で、処分基準の設定の必要があればといいますか、それを一般廃棄物でありますけれども、特別の処分をこういう場合にしなければならない。一般的に何か焼却灰はこうだというふうにするにはなかなかこれは困難ではなくらうかというふうに思います。

○政府委員(山下眞臣君) ただいまの水質保全局長からお答えになりましたとおりの考え方を私ども持つておるわけでございまして、基準の前にそういった有害物質を含む可能性のある物質とそうでないものとができれば分別されて収集されまして、それぞれに適応した処理がなされるような施策を工夫する、これがまずできれば一番いいなと思っておるわけで、そういうたった努力をする。さらにはいまの基準の問題につきましては堀川局長お

話しのとおりでござりますので、十分協議をいたしまりたいと思っております。

○沓脱タケ子君 これは環境庁では御調査になつたという調査資料もあるということをおっしゃつておられるので、まあ学者の先生方も調査でもいろいろなデータ出しておりますし、ぜひそういった調査を進めていただいて、少なくともこれは一般廃棄物の焼却炉から大気中に危険物質が散布されたり、あるいは残灰が埋められたところでそれが有害物質のかたまりだとうふうなことにならないよう、これは基準をどうするという問題は将来の問題といったとしても、処理対策としては、規制対策としてこれは指導を強化してもらいたい、その点を申し上げておきます。

それから次に、これはもう各先生方からもおっしゃられた点ですが、きわめて重要なことで再度お伺いをしておきたいと思いませんが、いわゆる許可をされた業者との関係でございます。で、違法処置が行われて生活環境に支障を起こした場合でも、処理業者には措置命令は出されるけれども、事業者は適用されないという問題というのも、事業者は適用されないという問題といふことは、今度の法案の中で問題点とされておる一つの重点だと思いますが、この点について、私はお答えはもう先ほどからずっと伺つておりますのでよく承知をいたしておりますが、なお不信を感じますのは、たとえば今までにいろいろな人体被害、環境汚染を起こしてきて、しかも措置命令という形じゃないですね、何とかの形で処理をしなければならない、原状回復をやらなければならぬというふうな場合に、これは本当にほし

て起つたという場合に、許可業者に対してだけ原状回復等の措置命令を出したとしても果たしてできるのだろうか。それができないということになりますと、今度の法案改正の中心的な趣旨である違法処理がやられた場合に、措置命令を出して原状回復をさせるということができないということになりはしないか。そこが最大の重点であるにもかわらずそこがはつきりしないとできないんではないかというふうに思つておるのです。せつかくこの法改正の趣旨が、非常に大きな柱が抜けるので、もう重ねての御答弁をいただかなくともよろしいので、いわゆる法律的な立場から考えて、いわゆる排出業者と処理業者の間で契約が交わされたら、これはもう排出業者が免罪になるのは当然だと、関係なくなるのは当然だという関係にあるらしいですけれども、お話を伺つておりますと。もし処理業者にいわゆる許可を与えて、許可業者に於ける責任を負わなければならないという立場、責任を貫くなら、これはもうこの許可業者といふ制度をやめて、排出業者、排出事業者が自分の企業から出した排出物については終末処理に至るまで全責任を負うというふうなところまではつきりさせる必要があるんでないか。それが、許可業者といふのがあるから法律的に邪魔になると、それはわかつておつてもできないといふのであれば、そこの制度を変えたつていんじやないかというふうに思つんすけれども、一番大事な点なので、ひとつ御見解を伺いたいと思うのです。

○政府委員(山下眞臣君) お話をございましたように、午前中の質疑におきましてもその件が出ましたとて、私どもの考え方、一応正規の許可業者を独立の事業として位置づけました場合における法律的事業は、これはもう処理業者のござつての意見ですね。それは大変だと。それは確かに生計を立てなければならぬから処理業者として業は進めなければならぬけれども、それじゃきちんと基準に基づいた処理ができるような環境が整えられないかなどとおもなれば、これはいいけれども、そこがまたもう一つ、さつき午前中も審議をされたように、最終処分地の問題については

おしりが抜けておるわけですから、これはもう大変だということをこれは処理業者自身が言つておられる。そういう点では、今後の課題といふふうにおっしゃつておられるんですけど、この点を、もしさういう事態になつた場合に、措置命令を出してやる能力がないと、いう場合には、それではどこが責任を負います。

○政府委員(山下眞臣君) 非常に観念的な、法律的な御説明を申し上げますと、この十九条の二で公法上の措置命令をかける対象、これをこのように整理をいたしておるわけでございます。したがいまして、それとは別個に、私法上の問題といつましても、委託を受けた処理業者が公法上の措置命令は処理業者が受けたけれども、私法上の問題として委託者との間において別途経済的なやりとりをするということにつきましては本法は触れておらないわけでございます。これは環境保全上の見地の事項でございましては、そういう場合であつても経済的な負担でありますとか、応援を事業者に求めるというようなことは間々あり得ますけれども、社会的な通常の常識的なムードといいますか、感じといつたことで、そういう場合非常にアバウトな言い方をして恐縮なんですが、おらぬわけございます。これは環境保全上の見地でございましては、そういう場合であつても経済的な負担でありますとか、応援を事業者に求めるというようなことは間々あり得ることではないか、というふうには思つておりますけれども、やはり環境保全を図る、いわば衛生立法としての十九条の二につきましては、先ほど来申し上げましたよなことで整理をさせていただいている、こういうことでござります。

○普通脱タケ子君 この点は今後問題が出てくるといふふうに心配が十分あるものですから、この点は私ども御答弁には満足いたしかねるのですがね。こ

こは一番やはり大事な点なので、今後の課題だと思いますので、これは後の最終処分地の問題と非常に密接不可分な問題があるうと思つますから、これにはぜひ対策を強化していく際に指導をはつき

りさせていくということをその点でやらないと、それは法律的に責任がないことになれば、それはいざということになつたら処理業者だけの責任になりますよ、実際には。その点法律がうたつておれば、何らか引っかかるところがあればよろしいけれども、十九条の二ではこれは排出事業者の責任がなくなるわけですからね。その辺はこれは非常に重大な問題だといふうに思います。で、こ

れは何遍答弁してもらつても私満足がいかないですね、朝から聞いておつても。だから邪魔にするならその何らかの制度上の点を工夫をすればいいんじゃないか。せつかくやろうとしている本旨を貫くためにも、必要な施策の変更だって考えて

○政府委員(山下眞臣君) 一つの立法上の御意見として承るわけでござりますけれども、許可業者制度というものを根本から変えてかかつて制度を組み変えるということにつきましては、なお今後勉強はいたさしていただきたいと思いますけれども、この場

で緊急にそういうことにいたしますといふうに私から申し上げるのもちよつと自信がございませんものでございますので、なお勉強をさしていただきたいということでお許しをいただきたいと思

います。

○普通脱タケ子君 これはそこが最大の問題点だと思いますが、私は私どものこの法案では思つておりますの

ことでも、やはり環境保全を図る、いわば衛生立法としての十九条の二につきましては、先ほど来て申じ上げましたよなことで整理をさせていただいている、こういうことでござります。

○普通脱タケ子君 この点は今後問題が出てくるといふふうに心配が十分あるものですから、この点は私ども御答弁には満足いたしかねるのですがね。こ

こは一番やはり大事な点なので、今後の課題だと思いますので、これは後の最終処分地の問題と非常に密接不可分な問題があるうと思つますから、これにはぜひ対策を強化していく際に指導をはつき

りさせていくことをその点でやらないと、それは法律的に責任がないことになれば、それはいざということになつたら処理業者だけの責任になりますよ、実際には。その点法律がうたつておれば、何らか引っかかるところがあればよろしいけれども、十九条の二ではこれは排出事業者の責任がなくなるわけですからね。その辺はこれは非常に重大な問題だといふうに思います。で、こ

れは何遍答弁してもらつても私満足がいかないですね、朝から聞いておつても。だから邪魔にするならその何らかの制度上の点を工夫をすればいいんじゃないか。せつかくやろうとしている本旨を貫くためにも、必要な施策の変更だって考えて

○政府委員(山下眞臣君) 一つの立法上の御意見として承るわけでござりますけれども、許可業者制度というものを根本から変えてかかつて制度を組み変えるということにつきましては、なお今後勉強はいたさしていただきたいと思いますけれども、この場で緊急にそういうことにいたしますといふうに私から申し上げるのもちよつと自信がございませんものでございますので、なお勉強をさしていただきたいということでお許しをいただきたいと思

います。

○普通脱タケ子君 これはそこが最大の問題点だと思いますが、私は私どものこの法案では思つておりますの

ことでも、やはり環境保全を図る、いわば衛生立法としての十九条の二につきましては、先ほど来て申じ上げましたよなことで整理をさせていただいている、こういうことでござります。

○普通脱タケ子君 この点は今後問題が出てくるといふふうに心配が十分あるものですから、この点は私ども御答弁には満足いたしかねるのですがね。こ

こは一番やはり大事な点なので、今後の課題だと思いますので、これは後の最終処分地の問題と非常に密接不可分な問題があるうと思つますから、これにはぜひ対策を強化していく際に指導をはつき

りさせていくことをその点でやらないと、それは法律的に責任がないことになれば、それはいざということになつたら処理業者だけの責任になりますよ、実際には。その点法律がうたつておれば、何らか引っかかるところがあればよろしいけれども、十九条の二ではこれは排出事業者の責任がなくなるわけですからね。その辺はこれは非常に重大な問題だといふうに思います。で、こ

れは何遍答弁してもらつても私満足がいかないですね、朝から聞いておつても。だから邪魔にするならその何らかの制度上の点を工夫をすればいいんじゃないか。せつかくやろうとしている本旨を貫くためにも、必要な施策の変更だって考えて

○政府委員(山下眞臣君) 一つの立法上の御意見として承るわけでござりますけれども、許可業者制度というものを根本から変えてかかつて制度を組み変えるということにつきましては、なお今後勉強はいたさしていただきたいと思いますけれども、この場で緊急にそういうことにいたしますといふうに私から申し上げるのもちよつと自信がございませんものでございますので、なお勉強をさしていただきたいということでお許しをいただきたいと思

います。

○普通脱タケ子君 これはそこが最大の問題点だと思いますが、私は私どものこの法案では思つておりますの

ことでも、やはり環境保全を図る、いわば衛生立法としての十九条の二につきましては、先ほど来て申じ上げましたよなことで整理をさせていただいている、こういうことでござります。

○普通脱タケ子君 この点は今後問題が出てくるといふふうに心配が十分あるものですから、この点は私ども御答弁には満足いたしかねるのですがね。こ

こは一番やはり大事な点なので、今後の課題だと思いますので、これは後の最終処分地の問題と非常に密接不可分な問題があるうと思つますから、これにはぜひ対策を強化していく際に指導をはつき

りさせていくことをその点でやらないと、それは法律的に責任がないことになれば、それはいざということになつたら処理業者だけの責任になりますよ、実際には。その点法律がうたつておれば、何らか引っかかるところがあればよろしいけれども、十九条の二ではこれは排出事業者の責任がなくなるわけですからね。その辺はこれは非常に重大な問題だといふうに思います。で、こ

れは何遍答弁してもらつても私満足がいかないですね、朝から聞いておつても。だから邪魔にするならその何らかの制度上の点を工夫をすればいいんじゃないか。せつかくやろうとしている本旨を貫くためにも、必要な施策の変更だって考えて

ますけれども、もう大変なことですね。いわゆる一廃として扱つてもらえる産廃物質を委託され



て、今後とも努力をいたします。また、いわゆる許可業者に処理を委託した場合に、事業者が免責をされるという条項でございますが、これも先生おつしやることはよくわかるわけでございます。しかし許可業者というものについて、これをさつき水道環境部長が言っているように、これが単なる実務者であって、言うなれば下請の労務提供者であるというような考え方をとつてよろしいかどうかということをいろいろ考えてみたわけでございます。しかし、大企業の場合は、場合によってはそういうことがあるが、中小企業の場合にはやっぱり許可業者としてのメリットというものが十分あるのではないか。まあ、その間にいろいろ考えまして、やはり許可業者、要するに処分業者を許可をする、それによって秩序あらしめるといふ法体系をとる。そうすれば、この人たちがやる仕事については受けとめて、今後やはり立法が、問題点としては受けとめて、今後やはり立法論を含めて実態を見て検討することはやぶさかでございませんが、まあ、あれやこれや考えた結果、とにかく今日の法体系はそうなっているわけであります。冒頭申すとおり、この法律制度が十全であつて、これ以上のものではないという趣旨ではございません。何しろ今日は現下の社会情勢にかんがみて、やるべきことはやつてみた、取り急ぎやろうではないかということでございますので、いろいろ御不満もあろうかと思いますが、今後われわれも努力をいたしますので、五十歩でも六十歩でも進んだところで一つ問題を進めたいということがわれわれの真意でございます。ではほうりつ放しであつて申しわけない状態であったわけですが、これを進めるようにいたしたい

ものであるというのが私どもの本当の心境でござります。立場がやはりそういう立場でございます。市町村につきましてはやはりおつしやることはよくわかるわけでございます。しかし許可業者といふものについて、これをさつき水道環境部長が言つてゐるようによろしくお聞きをしたいんですが、私は一つだけこれは行政指導で実効をあらしめなければならぬと思いますのは、事業活動によつて生ずる産廃物質だけではなくて、たとえばボリ容器だとか、そういう加工品——製造、加工、販売に際しての製品、容器、こんなものが廃棄物になつた場合に適正な処理がやられていない、それが一廃に混入されるという問題が非常に多いわけですが、その点では法律にも規則にもちゃんと規定されていますが、それはどうですか。

○沓脱タケ子君 それで、時間の都合がありますので、あと幾つかお聞きをしたいんですが、私は別に考えておらないわけでございますが、有害物につきましては御指摘のような措置をとりたいと、かように考えております。

○沓脱タケ子君 その点では細かくちょっとお尋ねしたかたんですけれども、まあ時間がありませんので、それはどうですか。

もう一つは、十九条の二の措置命令のところで、市町村や府県を適用除外にしてるんですね。これは地方公共団体だから違法措置をしないという保証はない。むしろ從来からいたらすることの方が幾つかあるわけですね、私どもよく知つてますよ、実際は。申し上げませんが、ですから、やはり事業者の責任という点では地方公共団体たつて、まあ自分の府県の中で起こつてることを自分が措置命令出されへんからね、行政地域を越えるところで起こつた場合にはこれは適用するということが当然ではなかろうかと思うんですね。自分でお話を出ておりましたけれどもね。自分の行政区の範囲で知事が自分に対して措置命令出すわけにいかぬでしよう。その場合は国がこれはやるべきだと思いますし、行政区を越えてそこで起こつている場合には、これは当然措置命令を出せるといふことにならないとね。これは悪意で違法措置をとつてると思ひませんよ。しかし、いろんな関係でそういう問題といふのはいまなお起つていいんですからね。その点はほつきりした方がいい

○沓脱タケ子君 それで、あと少しお聞きをいたいのは、午前中の質疑で出ておりましたのが、今度新たにできました記録義務ですね、これ

は私は非常に大事な点だと思うのですが、いろいろ御答弁を伺つてしましても、実態がなかなか把握できないというのがいまの実情だと思うんですね。その点で国が実態を把握するという上でも、いまして、ここで除いておりますのは、その行政

○沓脱タケ子君 もう先生御承知のとおり

事務として行う場合、これを除いておるわけでございます。立場がやはりそういう立場でございます。立場がやはりそういう立場でございます。しかし一般的に市町村につきましてはやはりおつしやることはよくわかるわけでございます。間々そういう例が一部にあるというお話をございますが、私どもが聞いておりますところでは、委託業者を使つたいたしているわけでございます。間々そういう例が聞いておりますので、御理解をいただきたいと

するということが一番大事だと思つんですね。計画をつくつていく場合にも必要だと思いますが、これは定期報告を政令ではやらせるということになさるんですね。

○沓脱タケ子君 すべてのものについては、委託業者につきましては御指摘のような措置をとりたいと、かのように考えております。

○沓脱タケ子君 その点では細かくちょっとお尋ねしたかたんですけれども、まあ時間がありませんので、それはどうですか。

もう一つは、十九条の二の措置命令のところで、市町村や府県を適用除外にしてるんですね。これは地方公共団体だから違法措置をしないという保証はない。むしろ從来からいたらすることの方が幾つかあるわけですね、私どもよく知つてますよ、実際は。申し上げませんが、ですから、やはり事業者の責任という点では地方公共団体たつて、まあ自分の府県の中で起こつてることを自分が措置命令出されへんからね、行政地域を越えるところで起こつた場合にはこれは適用するといふことが当然ではなかろうかと思うんですね。自分でお話を出ておりましたけれどもね。自分の行政区の範囲で知事が自分に対して措置命令出すわけにいかぬでしよう。その場合は国がこれはやるべきだと思いますし、行政区を越えてそこで起こつている場合には、これは当然措置命令を出せるといふことにならないとね。これは悪意で違法措置をとつてると思ひませんよ。しかし、いろんな関係でそういう問題といふのはいまなお起つていいんですからね。その点はほつきりした方がいい

い。

りで、地方交付税法上の措置はおつしやるとおりでございまして、十分ではございませんが、今後とも努力をいたしたいと思つております。御指摘

のような責任者、技術管理者、あるいは都道府県の環境衛生指導員、こういったものにつきましての研修、必要な資料の提供、これにつきましては一層努力をしてまいりたいと思ひます。

○斎藤タケ子君 それでは私の持ち時間が来ましたので、まあ以上、まだ不十分ですけれども、質問の中で明らかにしてまいりましたように幾つかの要望したい点を持つておりますので、そういう点で実はお手元に配付を申し上げたような修正案を要綱の準備をいたしたわけなんですが、ひとつ御参考にしていただきて、せつかくの法律が本当に実効の上がるものになるようにはと皆さんの御協力もいただきたいたいということをつけ加えてこの問題については終わりたいと思います。

で、私はあと戦傷病者援護法についても質疑をする予定でございましたけれども、持ち時間が終わりましたので、以上でもって終わらしていただきま

す。

○柏谷照美君 私は大臣の所信表明に関連をいたしまして二、三質問をいたします。

まず最初に育児休業法が昨年国会を通りました。これは十年來、ぜひとも婦人労働者が一生働き続けられる条件をつくるためにということも含めて努力をしてきた私たちにとってみれば要求とははるかに離れた形の法律ではありますけれども、一応通ったということを、それもまた全会一致でこれが成立したということを心から喜んでいます。この法律施行——法律が通つてから今までの間に厚生省が果たしてきた役割は非常に大きいといふに思ひますし、また厚生省管轄内の婦人労働者も厚生省の指導というものの大きな期待を持つっているというふうに思います。その人たちが一体いままで皆さんのところにどういうような問題点があるんだ、こういうようなことをしても

らいたいんだというふうな意見などが反映されておりますでしょうか。その辺をまず第一にお伺い

したいと思います。

○政府委員(石丸陸治君) 育児休業法の問題点と文教委員会におきましても附帯決議がつけられておるところでございますが、たとえば「育児休業

制度適用対象者中、保健婦等の範囲について将来拡大の方向で検討を加えること」あるいは「育児休業制度の実施に当つては、地方財政に過大な負担をかけないよう努めること」と、約五項目について問題点が指摘されておるところでございま

す。そのほか、ただいま先生御指摘のように、そ

の具体的な問題等につきましてもいろいろ意見を

聞いておるところでございますが、ただいま先生

御指摘のよう、この育児休業法が今年四月に施行されたばかりでございまして、これららの問題

点、特にその具体的な問題につきましては今後の運用の実態を見守つた上で対処してまいりたいと考

えております。

○柏谷照美君 これから問題が起きるという以前

にとるかならないかということを判断する、そういう時点でもう問題が出てくるというふうに思う

んですよね。その辺の質問をしているつもりなん

です。一年たちました、はい、こういう問題があ

りますたということではもう過ぎるんではない

かというふうに考えておましてもの質問なんです。

○柏谷照美君 これまでの問題が起きていた上

でございましたが、具体的な解決策をお尋ね

でござります。

○柏谷照美君 それでは私が期待するような御答

けれども、この四月から育児休業をとつたという人たちですね、調査をするには余りにも期日があ

りませんから統計などは出でないかもしませんけれども、一人もないということではないと

いうふうに思うわけです。そういう人たちの、ま

ず代替要員が一体どういうふうな形で確保をされ

たのかということについて質問したいと思いま

す。

○政府委員(石丸陸治君) この各対象職種の代替

職員確保の問題でございますが、まず私の方から

医療施設の代替職員の実態について申し上げたい

と思つております。

すでにこの国際関係でございますが、四月一日から施行されまして、五月一日現在におきまし

て、この育児休業の対象になつてゐる職員数が二十五名、かような実態になつておるところでござ

ますが、この医療施設におきます看護職員の代

替職員の確保の問題につきましては從来から看護

婦等の養成施設の整備拡充あるいは給与及び夜間

看護手当の引き上げ等の処遇の改善、あるいは院

内保育施設の充実、あるいは未就業看護婦の活用

のためのナースバンクの設置等の施策について從

来からいろいろ看護要員の確保の施策について推

進に努めておるところでおきましますが、今回の育

児休業制度の発足に伴いまして必要となります代

替職員の確保につきましては、今後とも先ほど申

し上げました看護要員の養成施設の拡充等の施策を一層推進するとともに、当面必要となります代

替職員の確保につきまして各都道府県において実

申し上げます。

○政府委員(翁久次郎君) 社会福祉施設について

童家庭局でございまして、三月に両局長名をもち

ましてこの法律の施行に遺憾のないように各府県に指示をいたしております。ただいままでのところ、主として社会福祉施設の保育所を中心とした

します民間施設について具体的な数字はまだ上が

つておませんけれども、各施設長におきま

して事前にこの育児休業をとられる保母さん、あ

るは指導員の事前の調査、それからそれに対処

する措置の誤りなきよう期するよう具体的な指

導を府県を通じて行つております。

また具体的な数といたしましては、大体保育所

の場合を申し上げますと、年に一万人程度の保母

さんは代替要員として全国に確保される見通しで

ございます。したがいまして、施設長の方でこの

休業をとられる人を事前に把握した場合にはこの

代替要員の確保についてはおおむねこれは確保で

ございます。休業をとられる人を事前に把握した場合にはこの

代替要員の確保についてはおおむねこれは確保で

ございます。休業をとられる人を事前に把握した場合にはこの

代替要員の確保についてはおおむねこれは確保で

ございます。休業をとられる人を事前に把握した場合にはこの

代替要員の確保についてはおおむねこれは確保で

ございます。休業をとられる人を事前に把握した場合にはこの

○柏谷照美君 この育児休業制度をつくったとい

うことで、保育所にあなたの子供は入れないで、

育児休業をとつてくださいといふような指導が行

われるのでないかといふ不安を非常に大勢の人

たちが持つてゐるわけですね。そういう心配など

わられるのではないかといふ不安を非常に大勢の人

たちが持つてゐるわけですね。そういう心配など

対して、育児休業をとるによつて従来保育所に

預けていた子供たちが出されてしまふのではない

かと、こういうふうな御心配もございました。そ

の他幾つかの御心配がございましたので、実は三

月の二十七日に各県の部長あてに通知を出しまし

て、——幾つかございますが、一つは、今度の法

の対象となります職種の女子が養育する児童につ

きましては、育児休業の許可を申請することができ

ます。

○柏谷照美君 それでは私が期待するような御答

弁がいただけませんから具体的に質問いたしま

きることを理由として入所対象にしないというようなことはやめてもらいたいというような点、あるいは、育児休業中の女子が養育する場合に、すでに保育所へ入っているような場合、こういう場合は、いろんな施設の事情も考えて、私的契約児として引き続して当該保育所へ通所をさせるような措置を考えてもいいというような幾つかの点を示しまして、各県の方に連絡をいたしたわけだと思います。

○粕谷照美君 私もそれを先日拝見しました。こういう疑問を持っている人、危惧を持っている人たちに対しても、厚生省としてはあらゆる知能を振りしほって考えた結論だなというふうに思いました。その点は高く評価をしたいというふうに思っているんです。けれども、私的契約児に対するといふことになりましても、これはまた問題がやっぱりないというわけではありませんし、また第一子を預けていて、第二子を産んで育児休業に入った。その第一子が、やっぱりやめざるを得ない状況があるわけですね。というのは、同じ女子教員あるいは看護婦、保母などの子供で待機児がいる場合には、問題がないわけではありませんから、そういう意味では私はこの育児休業制度ができたからといって、厚生省の考へているこの保育行政そのものが後退をしてはいけないというふうに考へているところですが、大臣にお伺いしますけれども、大臣の所信表明のところに、「保母等の施設従事者については労働条件の改善のための大変な増員を図つた」という趣旨は、実はかねがね、私就任、——おととしの十二月に就任したころに、厚生大臣になつたころにちょうど問題がございました。施設職員が非常に労働過重で、労基法さえ守られないというような事態がございました。したがつて私としては、そういうことはこれは絶対に許すことができないというわけで、就任直後でございましたが、財政当局と強力な折衝をいたしましたが、財政当局と強力な折衝をいたしました。しかし、二年目になりましたが、どうぞ、大臣の所信表明のところに、「保母等の施設従事者については労働条件の改善のための大変な増員を図る等の処遇改善に格段の配慮をいたしております」と、実に明確な所信表明をされました。けれども、私どもが考へてみますと、高度経済成長のこの世の中に、やっぱり社会的サービスを要求する国民の声というものは非常に大きくなつて、職種についていろいろ御意見があります。そうしますと、看護婦さんや保母さんなどのいわゆる労働白書なんかを見てみましても、働く

ている御本人だけではなくて、その御本人の家族の人間性まで踏みにじるような労働条件というものは具体的にあるわけですね。労基法違反の事実もあるということを国会の中でも指摘をされ、そのことを認めもされたというふうに思いましたし、認めたればこそこの労働条件改善のために大幅な増員を図るというようなことも行われたというふうに考へているわけですが、育児休業法ができるということで保育行政が後退をするというふうなことはなくて、ますます前進をさせるのがどうかという、その所信をお伺いしたいというふうに思うわけです。

○国務大臣(田中正巳君) 私が所信表明で、施設従事者についての労働条件の改善のための大変な増員を図つたという趣旨は、実はかねがね、私就任、——おととしの十二月に就任したころに、厚生大臣になつたころにちょうど問題がございましたので、安心をしているのでござりますけれども、これまでの、安心をしていてはいけない、きよも、これは法律ができる前から大きな声になつておりましたが、対象職種をなぜそれだけにしほつて、施設職員が非常に労働過重で、労基法さえ守られないというような事態がございました。したがつて私としては、そういうことはこれは絶対に許すことができないというわけで、就任直後でございましたが、財政当局と強力な折衝をいたしましたが、財政当局と強力な折衝をいたしました。しかし、二年目になりましたが、どうぞ、大臣の所信表明のところに、「保母等の施設従事者については労働条件の改善のための大変な増員を図る等の処遇改善に格段の配慮をいたしております」と、実に明確な所信表明をされました。けれども、私どもが考へてみますと、高度経済成長のこの世の中に、やっぱり社会的サービスを要求する国民の声というものは非常に大きくなつて、職種についていろいろ御意見があります。そうしますと、看護婦さんや保母さんなどのいわゆる労働白書なんかを見てみましても、働く

ある程度成功をいたしましたということを申し上げたわけあります。

育児休業制度をめぐりましてのいろいろの問題は、まあ同じような文言として当てはまるわけですが、ひつ厚生省としましても、この共済組合掛金制度とつ厚生省としましても、この共済組合掛金制度実態であるということを国会の中でも指摘をされ、そのことを認めもされたというふうに思いましたが、これは最近の問題でございますので、さらにこれについては新しい事態として考究をし、対策をとらなければならぬということだと思います。

○粕谷照美君 私は、大臣の努力を決して不信の目で見てはいるわけじゃありません。本当に前進をしていますというふうに思いますが、前進をする以上に、この保育所に入れたい、入れなければならないという実態の方が大きく進んでおりましたのでね、もつともっとがんばつていただきたいという気持ちで先ほどから質問をしているわけですが、まあ代替要員の問題については、いまのところ心配がないんだということが報告をされましたが、専門職種を確保するという、そういう大義名分が立つならば、すべてのという要求もあるけれども、もう少し拡大をしてもいいんではないか、しかもその専門職種を確保するという、そういう大義名分が立つならば、すべてのという要求もあるけれども、もう少し拡大をしてもいいんではないかというふうな声があるわけですが、この辺についての、何ですか、施策というものは一年たつてみてから行われるのか、いまからまた考へていかれるのかということを、ひとつ質問をしたいというふうに思います。

それから二番目に、次には有給の部分についてですけれども人事院勧告が出されまして、共済組合の掛金程度というのが出ました。これは国会の附帯決議で言えば、まあ十分な額を期待しという言葉になつていて、職種についていろいろ御意見があります。何が十分かと言えば、それは一〇〇%もらえば十分だ、八〇%もらえば十分だということがあらうかといふふうに思いますが、余りにも私はこの人事院勧告の共済組合の掛け金程度ということでは少ないところに思つてますよ。日教組の組合では三

ては、政府としてそれをあれこれ論評をすることはないかがかかると思いますが、実態に即応して今後考究すること、研究をすることについては、これはあります。ただ、どうと思いませんが、当面始まつたばかりでございますので、ひとつもう少し推移を見てこの問題の今後の扱いを考えさせていただきたいということございます。

○粕谷照美君 大臣が実態を見て研究をすることもあり得ると、こうおっしゃったことに大変私は足がかりのようなもの、手がかりのようなものと、言うにはちょっと足りませんけれども、持つたような気持ちがいたします。ぜひともその精神をお忘れなく、今後の育児休業法のさらに充実した発展というものについての御努力をお願いをしたいということをまず第一にお願いをいたしまして、先ほどもお願いしましたように、この制度があるからといって保育所行政が停滞することなく、いまでもまだ希望する子供たちの半数は入所できないでいるというこの実態を解消するための努力というものをやつていただきたいというふうに考えているところです。

では、次に移りまして、いまわが社会党では内閣委員会で法律を出しておられますので、そちらの方に内容的には譲りたいというふうに思いますが、教説看護婦に対する軍人恩給法適用に関する請願書というのがこうずっと出ておりますけれども、大臣この内容を御存じでどうか、いかがでしょうか。

○国務大臣(田中正巳君) 最近いわゆる従軍看護婦さんの待遇についていろいろと御要望が出ております。また、御要望について、いま柏谷先生どこをさしておられるのか、私も、大臣この内容を御存じでどうか、いかがでしょうか。

度との関連においての御要望もあるよう承っております。

○粕谷照美君 そういうことなんです。それで、これは四十七年の五月の二十三日、当社労委員会

でもって公明党の小平委員、それから自民党の石

本委員が質問をされているわけですが、この内容につきまして。ぜひともこの軍人恩給に適用させて

その当時の大臣は齋藤大臣でいらっしゃいましたが、まあ、あのころ、昭和四十七年のころは皆さんよくおわかりにならないようなんですね。私も譲事録を見ましたけれども、何か余り明確ではなくたような感じがいたします。その齋藤大臣が最終的にわからぬ点があるから恩給局や大蔵省の共済組合を扱っているところに調査をして、日赤看護婦の戦争中に駆り出された人にに対する待遇の問題について一遍よく検討してみると、こう答弁をしていらっしゃるのであります。で、田中大臣にお伺いするのはちょっと申しわけありませんから、厚生省そのものにお伺いしますけれども、大臣がそういうふうにおっしゃったのですから、当然その下部機構にいらっしゃるところでは検討をされたいするのはちょっと申しわけありませんから、厚生省そのものにお伺いしますけれども、大臣がそししてどのような結論を出したかということについてお伺いしたいと思います。

○政府委員(山高章夫君) ただいまのお話でございますが、日赤の従軍看護婦の中特に私どもの援護法で扱っております看護婦さんは、これは亡くなつた方であるとか、あるいは戦傷を受けられた方が対象になるわけでございますが、そうでない方の問題ということで、これはまあ援護法の対象になりませんので、特にただいま先生のお話のような経緯もござりますので、恩給局その他といろいろ検討をいたしておられるのが、私は、大臣この問題になつたのですよ。四十八、四十九、五十、五十一と、何ですか四年もかかるでまだ検討中なんですか。

○政府委員(山高章夫君) 主としてただいまのお話のようなケースは恩給局なり何なりの所管になります。

○粕谷照美君 いろいろと検討をさせていると見て、本当に胸が打たれたわけですよ。そして、この議事録の中に示されている大変な苦労の数々は、それは戦争に行かれた方々も苦労されてましたけれども、国内においての銃後の守りの人たちだってやっぱり苦労しているのだという点では岡松さん自身もそれはそれで納得をしているというふうにおっしゃっているわけですが、しかし、二十一年の八月に自分たちが看病した兵隊さんたちは帰された、ところが、看

ているということをございます。

○粕谷照美君 所管にかかわるところだからその部分について厚生省がやらないということについても言つてあります。しかし、私はそれでは当社労委員会で問題になつたことが何にも意味がなかったことはわかります。しかしながら、私はそれでは当社労委員会で問題になつたことが何にも意味がなかったことはわかります。

その間が大変うまくようであればそれは皆さんから、当然厚生省では、こうこう、こういうよな問題点があつたと、研究した結果、このようないふうに思つたのですよ。齋藤厚生大臣が具体的に研究しますとおっしゃつたんでやつぱり答弁というものがあつてしかるべきではないだろうかといふうに考えるわけですが、それではさらに、五十年、昨年の十一月の六日に参議院の内閣委員会で、恩給法、共済年金二法案の審査に關連して、元日本赤十字看護婦の岡松八千代さんを参考人としておいでいただいていろいろな御意見を伺い、そして各派が質疑をしているわけです。そこで私は、植木總務長官が、いろいろな質疑、御意見などを伺つて、最終的に「特別の措置を考える等の研究をいたしませんと」、こうお答えになつていらっしゃるわけですが、その議事録を厚生省の皆さんお読みになつたでしょうか。

○政府委員(山高章夫君) その公聽会の席ではございませんが、その後の委員会の席に私行つておりまして、総務長官の御答弁を伺つております。

○粕谷照美君 私もその岡松さんと同時代を生きてきた人間として、岡松さんの意見陳述を読みまして、本当に胸が打たれたわけですよ。そして、この議事録の中に示されている大変な苦労の数々は、それは戦争に行かれた方々も苦労されてましたけれども、国内においての銃後の守りの人たちだってやっぱり苦労しているのだという点では岡松さん自身もそれはそれで納得をしているというふうにおっしゃっているわけですが、しかし、二十一年の八月に自分たちが看病した兵隊さんたちは帰された、ところが、看病した兵隊さんたちは帰された、ところが、看

病した自分たちはなぜか知らないけれども残された、その残されたという理由は一体なぜ残されたんだろうか、この疑問がちつとも解明されていないといふふうに思つたのですね。で、最終的に自分たちは八路軍のもとに七年間看護として尽くして、で、日本へ帰るようになつたときに中國の幹部の方々から、今後日本と中国に對して一生懸命に尽くしてくださったと、いうことが大きな原因の一つにもなつてゐるんだといふふうな感謝の言葉をされたにもかかわらず、日本へ帰つたら大変何といふふうにおっしゃつて、貧乏な状況になつたといふふうに思つたのです。そこで引き揚げ證明書、その中に陸軍の復員者でありますと、陸軍省の復員者であるといふふうに記載が行はれていないということについても私は大変問題点があるなどいろいろに思つたのですが、その中で、舞鶴に引き揚げてきて、その引き揚げたときの引き揚げ證明書、その中に陸軍の復員者であると、陸軍省の復員者であるといふふうに記載が行はれていないといふふうに思つたのですが、そこまで詳しい説明というのではなくて非常に納得できる説明をされた。當時の援護局の業務の状態などは、私が自衛隊に入れば國家公務員になるんですよ、国家公務員になつたら引き続き恩給対象になるんでありますよといふふうな、こういう説明がなくて非常に納得感がした、といふふうに思つたのです。そこまで詳しい説明というのではなくて、丁寧な説明をされた。その中で、あなたたちは個人面接を受けて、あなたの印が押してある、あるいは陸軍の軍属であるといふふうな援護局長の印が押してある。そして、そのときにまた、自分たちは個人面接を受けて、あなたたちは国家公務員になるんですよ、

だけれども、頭の中には取り出せない弾が残つていて、その弾が視神経を圧迫している。だんだん、目が見えなくなつて、全盲になつてしまつたんです。生活を維持するために、自分たちが勧めてマッサージ師になれというので、免許状を取つたんですけども、こういうような人たちには傷病恩給があるというふうに聞いてるんですねけれども、こう書いてあるわけですね、議事録を取つたんですけども、こういうような人たちは傷病恩給で言えば年金が、障害年金が支給されるんではないかというふうに思うのですよね。この辺のところについて、申請を出したけれども、まだ返事がないとこを言つてらつしやるわけです。「すぐやる課」じゃありませんけれども、国会の場所で参考人の意見が、公の場所で質問をされているのにもかかわらず、明らかになつてゐるにもかかわらず、この辺のところについての手配といらんですか、それはすぐなされたでしょうか、いかがなものですか。

に日赤などにもすいぶんお願いをいたしました。具体的な調査をしていただいたんです。本当に大変な調査を日赤は精力的にやってくださったわけですねけれども、こういう調査が行われています。この調査が出てまいりまして検討した結果によりますと、二百何十名ですか、そのうちの二人ぐらいいがうちの、われわれの出した方の法律が通れば恩給該当者から外れるだけということなんですかね。大変な損失を受けているわけです、言いかえでますと。差別を受けていることによって、もらえるというふうな、もらえると思われるお金がもらえないということでは大変な差別を受けているという実態が判明いたしましたので、私は大臣といたましても、看護婦さん、しかもその看護婦さんも単なる看護婦さんじゃなくて、もうピンク色の召集令状でもって戦争に引き出された人たちなんですから、努力をしてくれるよう、田中大臣からも一言お声をかけていただきたいというふうに思うのですけれども、その辺の御決意はいかがなものですか。

○國務大臣(田中正巳君)　いま援護局長から御答弁申し上げましたとおり、傷害者につきましては援護法で扱うことになつております。具体的なケースについては具体的な案件を見て処理をいたさなければならぬと思いますが、冒頭先生の御質問があつた件は、これは恩給の系統のお話だらうというふうに思います。私もまた、総理府の方へお話を通ずることについてはやりたいと思いますが、いまちょうど恩給局が見えましたものですから、恩給局の方から答弁をしていただいた方がよろしいんじゃないかと思います。

○説明員(大屋敷行雄君)　日赤の救護員の普通恩給の問題でございますが、これは国会でいろいろ御審議になつておりますように、公務員の範囲という非常に重要な問題がございまして、と言いますのは、恩給制度といいますのは、これは公務員の年金制度でございまますから、やはり対象といふものがある程度確定しないといけないわけでございますが、ただ先ほど先生からちょっとお話をどう

さいましたように、公務員の履歴のある方、こういう方につきましては、現在公務員の通算措置、公務員の在職年の通算措置として日赤の救護員の期間が入つておるわけでございまして、ただ救護員だけの期間につきましては、これは年金制度のたてまえから非常に困難な状態があるわけでございます。したがいまして、恩給局としても現在結論が出ておらないわけでございますが、しかし、衆参両院の内閣委員会で附帯決議の事態もございましたので、私ども現在いたしましては、日赤からいろいろ資料を取り寄せ、またどういう、恩給としては非常に困難ではございますが、恩給以外にいろいろな方法がないかどうか、恩給局内で一つの研究班をつくって研究しておる次第でございます。現状はそういうことでござります。(「傷病恩給みたいな、あるやないか、従軍看護婦やつたら。」と呼ぶ者あり)

○委員長(戸田篤雄君) 不規則発言はやめてください。

○粕谷照美君 私は、その内容に、恩給局の意見を開きたいと思ったわけではないんですよ。看護婦さんもありますし、しかも、その引き揚げのときの厚生省援護局の対応そのものにもやっぱり問題があつたんではないかというようなことも含めて、ひとつ厚生大臣からはこの恩給適用に関しての審査が行われるようなときには意見を出していただきたい、こういう要望をした次第でござります。ですから、恩給そのものについての私は質問をしたつもりではないんです。ただ、衆参両院の附帯決議を大事にして、恩給局でも検討されると、いま御答弁がありましたので、非常にまあやんで、ぜひとも前向きで、この人たちが教われるような方向で検討していただきたいという要望をして、この件については終わりたいと思います。

あと三分ぐらいの時間しかありませんから、次の質問は、この次の身障者雇用法に関する質問の前提として一言だけお伺いをしたいというふうに思いますが、身障者、身障児の調査がありましたね、先ほどの調査の問題がありました。うちの片

山委員からの質問も行われましたけれども、あれが本当に全国的な統計として意味があるのかないのかということについての評価が、一体どのようになされていられるのか。

それからあれば実施できなかつたということについては、その内容は、実施できない、だめでと言つてきたその原因は、一体どのような項目が考えられるのか。

それから、今後これが、私が思うには、全国的な統計の意味がないといふに思ひますけれども、こういう統計をどのようにしてきちんと保管をしていくのかということについての決意をお伺いしたい。というのは、私はやっぱり、福祉行政をやっていくにはこういう統計というの是非常に重要なことだといふに思つてはいるからなんですね。重要なことだといふに思つていればこそきちんととした統計がほしいと思ひますし、統計をやつしていくには、やっぱりそれを具体的にやってくれる自治体の協力も得なければなりませんし、その該当者であります障害者団体の、障害者個人の意見なんかというものも十分に反映できるような調査方法でなければならぬと思うのですから、それについて質問をして終わりたいというふうに思ひます。

○政府委員(翁久次郎君) 昨年厚生省が実施いたしました身体障害者・児の調査につきましては、いまおつしやいましたように、われわれとしてはできるだけこれらの実態を把握いたしたいと五年ごとの調査をいたしたわけでござりますけれども、まことに遺憾なことに、一部のところで調査の結果身障者を全部施設に収容するのでは、そのための調査ではないかというような誤解がござります。これによつてできなくなりましたのが、千八百カ所のうちの約四割が調査ができませんでした。したがいまして、当初予定しておりましたような完璧な調査結果を得ることは遺憾ながらできぬわけでござりますけれども、目下集計中でござりますけれども、この身障児、者について

のある程度の傾向は出てくるものと思つております。

ただいま御指摘がございましたように、こういった点について十分理解を得、また協力をいただかぬことには調査の全きを期し得られないわけ

でございますので、私どもいたしましては今後このようない調査に当たつては十分そういった障害のないよう努力をするといふことが一つと、今回や一部不十分ではござりますけれども、この調査の結果について活用できるものについてはこれを活用するような努力をしてまいりたい、かよ

うに考へてお伺いいたします。

○柏原ヤス君 援護法による障害年金の請求をしておりました相模海軍工廠化学実験部に勤務しておられた小川仁衛さんの件についてお伺いしたい

この件につきましては、一昨年この席上で取り上げて調査していただきました。その後の調査状況を御報告いただきたいと思います。

○政府委員(山高章夫君) ただいまの御質問でござりますが、御質問の小川仁衛さんの障害年金の請求についての調査でござりますが、申請になら

れました資料だけでは旧相模海軍工廠化学実験部におきます作業あるいは小川さんが毒ガス製造あるいは実験の業務に従事していという事実、さらには現在の症状とか公務との因果関係、こういうもの立証について十分でなかった。立証されなかつたわけであります、かねて私どもの保管資料等から関係者をいろいろ把握しまして、当時の化学実験部の状況等について調査を進めてきたところでござります。現在までのところ関係者の証言を組合いたしましたと、この相模工廠の化学実験部は相当大きな組織でございまして、昭和六年ごろから終戦のときまで毒ガスの合成実験であるとかから、その間でござります。現在この相模工廠に勤めておりましたので、海軍の軍属というふ

うに、したがつて、旧令共済の組合員でないかと

の化学実験部の第一課というところで毒ガスの合成実験等に従事しておられたということはほぼ間違いない事実と考えられるに至つておる次第で

○柏原ヤス君 そうしますと、これまでの調査でわかつた範囲というのは、まず身分関係については相模海軍工廠化学実験部第二課に在職していた

と、ということです。それから毒ガスのこの実験部では、確かにイペリット、ルイサイト系のガス製造、また、こうしたガスを実験的に使用して、それからこの小川さんはこの第一課に属してい

た、こういうふうに調査ができた、この事実は確かであるということです。これが、この辺が大変むずかしい点でございまして、これらのが毒ガスを扱つたことに起因するんだといふこと

○政府委員(山高章夫君) 小川さんが先ほど申し上げましたように、昭和十七年十一月ごろから二十年の三月ごろまでの間、この化学実験部の第一課におりましたということはほぼ間違ひがないと

いうことでござります。

○柏原ヤス君 ですから、毒ガスの製造あるいは使用に携つて、こういうふうにそちらで調査をしたということですね。くどいようですが、そのところが大事なところですか。

○政府委員(山高章夫君) この海軍工廠の第二課は毒ガスとか合成実験とか試験的製造とか実験的使用をやつて、そこそこ大事なところですか。

○柏原ヤス君 そうしますと、この障害年金の支給については、残る問題は因果関係の調査だと思います。そこで、この因果関係の調査というの

が、どこをやるのか、またどの程度進んでいる

のか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(山高章夫君) この小川さんは海軍工廠に勤めておりましたので、海軍の軍属といふ

考へられるわけでございます。この方の年金の問題でございますが、遺族援護法におきます戦傷病者の障害年金ということになりますが、援護法の立場から申し上げますと、公務上の傷病によつて

恩給法の別表に定める五款症以上の障害を残している場合に障害年金が支給されることになるわけでございます。現在までのところ小川さんが旧令共済組合の組合員であるということになつてゐるわけでございますが、現在の症状が肺結核と慢性気管支炎という事になつてゐるわけでございま

す。この肺結核と慢性気管支炎が公務上の疾病にかかるからになればいいと思いますが、その辺が非常にむずかしい問題でございまして、それからもう一つその疾病的症状が恩給法の別表の五款症状になるかどうかかといふ点がもう一つの問題点になつてゐるわけでございます。それで、援護法については、先ほど申し上げましたように、ややむずかしい点があるのでございますが、なおこういつた点で公務に起因するかどうかかといふ点が一番問題でござります。そこで、援護法に

ついては、専門の医師と十分相談してその意見を聞く必要があるわけでございます。

○柏原ヤス君 そこで、障害年金の適用にするためには、こうした明確な因果関係、その他の調査といふものが十分に成り立つと、これにこしたことはないと思います。しかし、ずっと厚生省の方の力でいろいろ調査を進めていたといふと、本人が

毒ガス製造に従事していたということが、一応――これはほぼですけれども、わかつた。この毒ガス製造に従事していたといふことは肺結核、慢性気管支炎に影響があつたと、こういうふうに結論などを待ちつつ、これを判断してまいりた

い、なおしばらく時間をおかしていただきたいと思うわけでございます。

○柏原ヤス君 そうした困難な問題とは思いますが、調査を進めていただきたいと思いますが、こ

うした調査が終われば、最後は医師の判断で決定するのか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(山高章夫君) ただいま申し上げましたように、研究班で研究——ガスとの関係でござりますが、その辺の結論の出るのを待ちつつやつてまいりたいというふうに考えております。○柏原ヤス君 私がお聞きしております。この大久野島の場合は、忠海工場に勤めて毒ガス製造に従事しておられたといふ人たちは、毒ガス製造に従事しておられたといふことだけれども、その因果関係を認めてよいのではなくいか、こういうふうに私は思います。その理由の一つとして、あの大久野島の場合のように、忠海工場に勤めて毒ガス製造に従事しておられたといふ人たちは、毒ガス製造に従事しておられたといふことだけれども、その因果関係を認めてよいのではなくいかと私は思います。それからまた、一面、この大久野島の毒ガス製造に従事していた人たちの被害の程度を二十年間

にわたって研究していらした広島大学の西本幸男教授の報告を見ますと、死亡原因は呼吸器系疾患がまず抜けて多い。また、慢性気管支炎発生率も異常に高い。そして、がんとか慢性気管支炎、こういう病気はイペリットやルイサイトの製造従業員に多い。そして、結論的には、この毒ガス障害というものは一時に体に付着したり吸収しても生じるが、多くは本人が気づかない程度の超微量でも長期にわたると出てくる。だから直接製造室で働くかなくても、大久野島で働いていたことのある者はみんな毒ガスの影響を受けていると推定してよいと、全部が毒ガスの影響を受けていると推定してよいと、ここまで言っているわけですね。私はこの推定してよいという意味が非常に大切だと思います。

まあ、そういう点で、この小川さんが第二課にいたと、毒ガス製造に従事していたということがほぼわかった。それならば、この困難な因果関係を長い時間突きとめて、果たしてそれが突きとめられるかどうかも困難な問題もある。だから、明確ではなくても影響があつたと推定して認めてよいのではないかと、こういうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(山高章夫君) この因果関係について、確証がなくても推定してやつたらどうかといふお話をございますが、その辺はひとつ、毒ガス障害の研究班の方でやつておりますので、もうしばらくその結果を待つてというふうに考えさせていただきたいと思っております。

○柏原ヤス君 待つことはいつまでもお待ちいたしますけれども、いま私が申しました意見に対して、明確な因果関係が成り立たなくとも、毒ガスを製造するところ、使用しているところに従事していたことは事実なんだから、そこが決め手ですから、その毒ガスの被害というものは受けていると推定してもいいじゃないかと、そして認めてもいいじゃないかということに対していかがなんでしょうか。そういうことについてはいまは答えられないと言うのか、それともそういう方向に行つ

てると言葉うのか。ただ時間を待つてくれ、時間を待つてくれと、ずいぶん待っているんですよ、これ。議事録を見ると、少し近づきました、少し近づきました、ちょっと待つてくれ、ちょっと待つてくれと。本人はずいぶん長い間病床で苦しみ、そして、やっと申請を厚生省に出せる段階までいつて、一日も早く結論を出していただきたいと。そして、それに対する何とか期待ある御判断と、そうした処理をお願いしているわけなのですから、まだ時間まだ時間と言つていたんでは、私は厚生省少し薄情じやないか、冷たいんじゃないかと、こう思います。まあ本人の気持ちになつて、私、くどいようなことを申し上げているわけですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(山高章夫君) 大久野島の場合はかなりの数の障害者が出てるわけでござりますが、こここの場合は非常に戦時中とは申しましても、化學的に管理された海軍工廠でございまして、障害者も一人ということで、しかも、それは肺結核とか気管支炎というようなケースでござりますので、その辺は必ずしも大久野島と一緒に考えられない事情もあると思ひます。そういう点もひとつお含みおきいただきまして、私どもも一生涯にこの調査の方は進めますので、ひとつ御了承をいただきたいと存する次第でございます。

○柏原ヤス君 推定として認める方向へ行けるんじゃないかという御意見に関して余りお答えがありませんですね。

○政府委員(山高章夫君) この取り扱いにつきましては、ただいままで申し上げましたように調査を進めなければいけないと思います。なお、最終的な扱いについてはまた関係省ともいろいろ相談をして、先生の方に御相談申し上げたいと思います。

○柏原ヤス君 それでは、障害年金の支給がいますが、これは無理だと。また因果関係の調査をもう少し時間かけてやるということでございますので、それに期待をかけますけれども、この小川さんの病状というのは慢性気管支炎、肺結核という症状で

○政府委員(山高章夫君) これは先ほど来申し上げておりますように、肺結核、慢性気管支炎の障害を残しておるわけでござりますが、公務上の傷病、すなわち毒ガスとの起因性が明らかでないために、たとえば戦傷病者特別援護法による療養の給付を行うということは現在のところ困難であるがでしようか。

なお、これらの点を含めまして、取り扱いについては関係省の間で相談したいと存ずるわけでございます。

○柏原ヤス君 それでは、まあ、これは仮定の問題なんですねけれども、因果関係がもし成り立った場合ですね、この救済は援護法の障害年金の適用でやるのか、それとも大蔵省の旧令共済によるものか、これはいかがでしようか。

○政府委員(山高章夫君) 旧令共済の組合員でございますので、筋からは旧令共済になると思います。そういう点含めて関係省の間で協議してまいりたいと思っております。

○柏原ヤス君 それで、まあ因果関係が成り立つて救済をしていただけるということになつた場合に、いまのお答えのように旧令の共済組合員の毒ガス障害者について旧令共済の救済措置でやるというようなことでございますが、それが適用されるようになつた場合には、いま連絡をとつてといふお言葉がございましたが、その連絡もその適用のために今まで厚生省が調査に要した日時といふのところは非常に長かった。去年、おととしからずつとこれはお願ひしておるわけで、またこれと同時に長い時間を待たなければならない、そういうふうな調査を今度は大蔵省の方でやるといふことは非常にむだなことが行われて、本人もささらに長く時間を待たなければならない、そういうふうな点ないように要望したいと思いますが、この点がでしようか。

いかがでしょう。

○政府委員(山高章夫君) 関係各省の間では資料を交換する等、重複しないように注意してやっていきたいと思います。

○柏原ヤス君 もうこの委員会でいろいろお願ひしているのも三回にわたりますので、どうかひとつよろしくお願ひいたします。

次に、先ほどちょっと問題が出来ましたけれども、この従軍日赤看護婦の待遇についてお伺いいたします。

この問題は、私は恩給関連ということでお聞きしたいんですが、内閣委員会でこの問題が論議されております。で、これは結局どういうことになつたんでしょうか、これは恩給局にお聞きしておきたいと思います。

○説明員(大屋敷行雄君) 衆参両院の内閣委員会で日赤の救護員の問題が論議されておりますが、問題点を申し上げる前に現行制度をちょっと申し上げますと、この日赤救護員の問題につきましては昭和四十一年に公務員の履歴のある方につきましては恩給の最短年限、つまり十七年を限度としてこの日赤救護員の在職期間を通算したわけです。続きまして、四十七年でございますが、四十七年にこの最短年限という制限を取り外しまして全面通算と、こういう形になって現行の制度になつておるわけでございます。したがいまして、それ以後衆参両院の内閣委員会で問題にされましては、この日赤救護員の戦地における加算とか、あるいは抑留期間とかのみならず、恩給では看護婦長、まあ、いわゆる判任文官に当たる看護婦長だけが通算対象になつておるわけなんですが、いますが、その看護婦長の枠をはずしまして、一般的の看護婦さんにも及ぼす。それから在職年関係につきましては、公務員の履歴のない方、つまり日赤の救護員の期間だけの方についても退職年金に相当する普通恩給を支給してはどうかと、こういう点が論議の対象になつたわけでござりますが、内閣委員会の論議の対象はそういう形でござります。

○柏原ヤス君 最後に、こういう方たちの救済措置というものは当然今後検討されて図られることだと思いますが、その中に厚生年金、国民年金との通算措置ということも含めて救済措置の検討をしていただきたいと、こういうふうに思います。が、この点いかがでしょうか。これは恩給局の方、年金局の方にお答えいただきたいと思います。

○説明員(大屋敷行雄君) 恩給の面について申上げますと、先ほどもちょっと触れましたが、日本赤の救護員の方が戦地におきまして死亡なされたとかあるいは傷害を受けられたと、こういうようあります場合には、現在援護法で措置されておるわけでござりますが、ただ、生存されましてお帰りになつた方につきましては、先ほども述べましたように、恩給の適用がないわけです。これは恩給が公務員を対象にしたいわゆる退職年金でございますので、そういう点から、公務員の身分を持つておらない日赤の看護婦さんの方々については、法のたてまえ、恩給法のたてまえから非常に困難な問題と感じられておつたわけでございますが、しかし、衆参両院の附帯決議もございましたし、また救護員の方々の要望もござりますので、私どもとしてましては恩給法の枠内で処理していくというの是非常に困難ではござりますが、何かいい知恵がないだらうかということで、現在恩給局の中の、先ほどもちょっと触れましたが、一つのグループを作つくりましてこの問題を取り上げて研究しているわけでござります。

たのは昭和二十八年でござります。したがいまして、厚生年金サイドでこれらの方々を救済するということは、全く制度の適用のない人たちの中ではなぜ従軍看護婦という方だけを救済しなければならぬかと、同じような方、同じような事情の方がおられるわけですから。特に厚生年金にいたしましても、制度そのものは民間の被用者あるいは自営業者、すなわち一般国民を対象とする制度でござりますから、そういう制度が適用になつてない時代の特定のグループの方を救済するというのはどうも年金体系の上では基本的に問題があるのではないかと、したがいまして、私どもいたしましてはこれらの方々の救済を考えるいたしましても別個の体系でお願いせざるを得ないのではないかという考え方でござります。

おおむね網羅されているといつていい実情でありますけれども、法十四条第一項ただし書きで、都道府県知事の許可を要しないものとしては、故紙、鐵維くず、金属くず、空びんの四品目が挙げられているにすぎません。審議会答申書の中にも、再資源化、有効利用、経済的残価値の利用というものが重要な課題として指摘されているところでありますけれども、こうした視点から法及び施行令並びに省令の洗い直しが今後必要であると、こう考えられるわけでございますが、まずその所見をお伺いをいたしたい。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘のございました点、立案の過程におきましても意識をいたしておりまして、ただいま御指摘の故紙、空びん、故鐵維、くず鐵という四品目ですと伝統的にやってきておるわけでございますが、近年非常に再生利用率資源化ということが進んでまいっておるような物質もござりますし、したがいまして、そういう物質ごとに調査をいたしまして通産省とともにそのための打ち合わせ会を持とうというお約束をいたしておりますして、そういった場におきまして、十分検討いたしまして、これにこだわらないで所要の措置を講ずるという方向で検討をいたしたいと思つております。

○柄谷道一君 御検討に期待したいわけでございますが、たとえば食品製造業における使用済み活性炭、これはまあ水、空気、酒、しょうゆ等のろ過がこの活性炭によつて行われるわけでございまが、これらを再び活性炭製造工場に送付されますが、これが取り扱われ、再生の後再び効果を持つ活性炭として活用されるわけでございます。これらの問題につきましても、当然これを一概に産業廃棄物という定義づけを行つて処理業者によつてこれを処置するということは現実問題として、実際問題として、これは不適当だ、こう思われるわけでござります。これらの問題について、いま御説明のあつた検討の中でも慎重に對処されるものと理解してよろしくございます

○政府委員(山下眞臣君) 御意向を受けまして、十分検討させていただきたいと思っております。

○柄谷道一君 それに関連いたしまして、産業廃棄物のうち紙くず、木くず、繊維くず、動植物不用品など排出企業の業種指定がございます。指定された業種から排出される場合のみが産業廃棄物とされているわけでござります。しかしながら、ガラスくず、陶磁器くずなどは業種の指定がありません。したがつて、これらは法のたてまえからすればすべて産業廃棄物として取り扱われる、こうしたことにならうかと思ひます。しかし、これらのものにつきましても、たとえば従業員が使用した食品の空びんだとか、産業廃棄物と現行のたてまえではなつておるけれども、一般家庭から排出されると同様のものというのも存在するわけでござります。非常に技術的な問題でござりますけれども、これらのガラスくず、陶器くずなどにつきましても業種指定を行いまして、繊維その他の廃棄物と同様の配慮というものが加えられることが適当ではないか、こう思ひんでございますが、いかがでござりますか。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘のとおり、ガラスくず、陶磁器くずにつきましては、事業活動に伴つて生じたものであります以上は産業廃棄物といふことに現実になつております。先ほども出たわけでございますが、産業廃棄物と一般廃棄物と区分、整理の問題、これは非常に多面的な、また影響するところも大きい問題でござりますので、十分慎重に検討いたしたいと思っております。

御指摘のような検討をいたしますけれども、相当前の時間をいただきまして、勉強する時間をおきただきたいと思うのでござります。

○柄谷道一君 時間の制限がございますので、要望として、産業廃棄物の区分体系の見直し、そしてそれに伴う処理体制の整備、これにつきましては今後十分に検討されて、産業の実態に即したひとつ基準が制定されるように要望いたしておきた

次は、産業廃棄物の再生利用につきましては、現在、私の知る範囲におきましては、工業技術院で若干の研究が進められている程度ではないかと、こう思います。しかし、そのような状態では不十分であることは論を待ちません。したがいまして、大学研究機関への研究委託、産業または企業における研究の助成というものを拡張いたしまして、その技術開発を積極的に推進し、あわせて、再利用可能な産業廃棄物の回収対策や製品の市場対策を含めた総合施策が確立されるべきではないか、こう思考するわけでございます。御所見をお伺いいたします。

○政府委員(山下眞臣君) 資源化再利用に関する調査研究、通産省におかれましても、また厚生省も一部、各事業関係とも相当の研究をいたしております。御所見をお伺いいたします。

○政府委員(山下眞臣君) 資源化再利用に関する技術開発等の調査研究、通産省におかれましても、また厚生省も一部、各事業関係とも相当の研究をいたしております。御所見をお伺いいたします。

なお、大学や民間の企業等において研究いたしましたものにつきましても、補助制度も、工業技術院で重要技術研究開発費補助金でございますとか、あるいは中小企業庁の技術改善費補助金でござりますとか、あるいは科学技術庁におきまする発明実施化試験費補助金とか、幾つかの項目がござります。こういったものの活用等で今後対応していくべきだと思ふわけですが、御指摘のとおり、廃棄物の立場からいたしましても、資源化再利用につきましては今後力を入れていかなければならぬものだと、うふうに認識をいたしております。

○柄谷道一君 大臣にこれは要望したいわけでございますが、いま部長答弁はございましたけれども、やはり資源再利用という問題に対するまだ政府施策はようやく縮についたばかりといふことで、十分なものとは決して言えないと思うわけでございます。この産業廃棄物の処理と再資源化という問題は、これは表裏の関係をなすものでござりますので、國務大臣としても、今後の施策としてこれらの研究開発について格段のひとつ御努力を希望いたしたい、こう思う次第であります。

第一は、産業廃棄物の処理に当たって重要なこ

とは情報の管理ということではないかと思います。わが国においては正確なその実態すらまだその把握は十分でないと言わなければなりませんし、施策はむしろ後追い行政であり、情報管理という視点に立ちますと、ほとんどまだそれは行われていないというのが率直な実態ではなかろうかと思うわけです。そのために、これは笑い話ではありますけれども、産業廃棄物を積んだトラックが国道上ですれ違うと、こういつたまさに珍現象も各所に見られているのが実態であります。西ドイツのハンブルクではエストバングという制度がすでに創設されているということを聞いておられます。本法改正の中で事業者、処理業者に対する処理状況の記録と保管及び定期的報告義務を課すといったような一步前進が見られていることは評価いたしますけれども、それは決して情報管理といふ域まで達するものではないと思うわけです。で、各国の実例も十分に研究、掌握されまして効率的処理、資源化再利用の目的も含めたたとえば情報管理センターを設置する、こういった問題を含めたひとつ前向きの情報管理体制の確立について政府はすでに本腰を入れるべき時期に来ているんではないかと、こう思いますが、大臣の所見をお伺いをいたしたい。

○政府委員(山下眞臣君) 御指摘になりました点は生活環境審議会の答申、あるいはそれと同じ時期に出ました産業廃棄物処理問題懇談会の意見書の中においても指摘を受けておるわけでございまして、最も基本的な情報こそは産業廃棄物行政の基本になるんだと思っておりまして、重要な問題だと思っております。先生のお話の中にもございましたように、今度の法改正によりまして情報の、第一次の情報をとるための体制の整備といふのができまいります。そういったものを受けたときに実は昨日をもちまして参事官制度も発足さしていただきまして産業廃棄物の関係での増員をしていただいているわけでございます。そういうふうに

ものを基礎にいたしまして、すでに有害物質についての実態調査を開始しているということはけさほど申し上げたわけですが、引き続きこういう情報の把握に努めてまいりたいと思つておりますし、将来の問題といたしましてその状況に即応いたしました体制の整備ということも検討してまいりたいと思っております。

○柄谷道一君 現行体制の中で整備に努めると、情報の収集、管理に努めると、これはまことに結構でございますけれども、私は大臣に要望したいのは、明年度の予算編成に当たつてせつかく産廃処理といふことの改正が行われるわけでございますから、これをより実効あるものにするために特段のやはり配慮というものが通産大臣とも十分御検討されて、前向きの意欲というものが予算に盛り込まれるべきではないかと、こう思ふわけです。大臣いかがですか。

○國務大臣(田中正巳君) 産廃問題の検討の最初の段階において、この情報の整備というのをわれわれの間でも論じられるし、どこにどういうものが出てきているのか、それをどこへ捨てていいのか、まさしく情報が欠如をしておりまして、先生おっしゃるようにな産廃のトラックがすれ違うといふような話をわれわれも聞いておるわけであります。今後こうした法律の体系とはどうやらはの関係でござります。とするならば、事業者の責任体制の構想であつて、将来に志向する方向としてはこれは確かに審議会も産業廃棄物多発型の産業から知識集約型産業へ産業構造を転換するということはうつております。しかし、これは相当遠い将来の構想であつて、当面の対策とはなり得ないわけですが、事業者の責任体制の確立整備、違法行為に対する取扱い、行政機関の監督強化、いわゆるむちにも匹敵するこの規制を強化するという側面のほかに、産業政策の関連も考慮した国及び地方公共団体の支援策というものが当然配慮されなければならない。

そこで、今までの国の施策を考えてみますと、中小企業金融公庫、国民金融公庫、中小企業設備近代化資金、中小企業振興事業団、公害防止設備リース事業にかかる資金、公害防止事業団、日本開発銀行などの現行制度の中でも、とにかくにもかくにこれを継続する、こういう施策に現にも必要な資金を確保する。そして租税特別措置や地方税の優遇措置についても、まあ租税特別措置が問題になつておるさ中ではあるけれども、とてば対象企業、融資比率、融資金利、償還期間、融資限度額などございます。私としましては、たとえば対象企

といったような現在の融資条件についても一度洗い直しが行われる必要があるし、公害防止事業団の位置づけ、税制優遇措置についても、この際廃物の完全処理という視点からひとつ洗い直しが行われて、十分にこの法の目的が達成できるようなバックグラウンドをつくり上げていくという国々の姿勢がいま望まれると思うわけでございます。

○政府委員(伊藤和夫君) 御承知のように、いま廃棄物の処理の問題というのは、一応いわゆる事業者責任の原則というものがございまして、事業者側がみずから処理をしていくという原則に立ておりますけれども、私ども通産省としましては、そういうたた産業廃棄物処理につきまして事業者責任を踏まえつゝその産業廃棄物処理施設の設置の促進をするために、先生御指摘のような積極的に金融税制上の措置というものを講じてまいりつておられますけれども、私ども通産省としましては、

○柄谷道一君 まあ、最後に要望は申し上げることとして、時間の関係から次へ進みますが、第四は、埋め立て処分地の確保対策ということについてであります、まあ審議会答申を読みまして、設備の追加等、助成の充実を図つてしまいたいと思つております。

○柄谷道一君 まあ、最後に要望は申し上げることとして、時間の関係から次へ進みますが、第四は、埋め立て処分地の確保対策sth

いというののが実態であろうと思います。

そこで、私は、国としても広域処理の問題がございます。また、国による地方自治体の処分地確保に対する強力なバックアップ策というものが必要なバックグラウンドをつくり上げていくという国々の姿勢がいま望まれると思うわけでございます。

○政府委員(伊藤和夫君) 御承知のように、いま廃棄物の処理の問題というのは、一応いわゆる事業者責任の原則というものがございまして、事業者側がみずから処理をしていくという原則に立つておりますけれども、私ども通産省としましては、

その機能を強化することも必要であろうと思います。また、第三セクターの設立促進や公害防止事務の活用も考えられる方策であります。いずれにいたしましても、あるべき埋立処分地の確保対策につきまして、国が明確な方針を打ち出し、国策につきまして、国が明確な方針を打ち出し、国策としてこれを支援し、そして埋立地確保に対する企業に対する特別の措置を強化する。また、地方に対する方策としては地方交付税上の配慮を加える。これはこの程度にとどめてあるわけでございます。しかし、今後関係方面と連絡、協議をいたさなければ、この最終処分地対策というものは完全に立法の過程でいろいろ議論の出た問題でもござりますので、今後関係方面と連絡、協議をいたさなければ、この最終処分地対策といふことはむずかしかろう、こう考へるわけでござります。今後のこの問題に対する政府としての取り組みの姿勢についてお伺いをいたします。

○國務大臣(田中正巳君) お説の点はまさにさよ

うだと思います。で、この産廃処理問題についてお聞きをいたしました。

○柄谷道一君 ゼひそのような検討をいたさなければ、この最終処分地対策といふことはむずかしかろう、こう考へるわけでござります。

○國務大臣(田中正巳君) お説の点はまさにさよ

うだと思います。で、この産廃処理問題についてお聞きをいたしました。

○柄谷道一君 ゼひそのような検討をいたさなければ、この最終処分地対策といふことはむずかしかろう、こう考へるわけでござります。

○國務大臣(田中正巳君) この法律を策定するま

で、いかにこの問題が国との縦割りの行政の中と各方面と連携が多いものであるかということをわれわれは痛感をいたしました。さようなわけですいぶん実は苦労を率

直に言つていただしたわけでござりますが、ともあ

ら、果たして一般の土地譲渡及び土地取得と同様にこれを税制上考えていいのかどうか、これは非常にむずかしい問題でござりますけれども、たとえばそういった問題にもひとつ検討が加えられ

る必要があると、こう思つわけです。

そこで私は、以上指摘いたしましたように、資

源化再利用の促進、情報管理体制の整備、産業政

策との関連的配慮、さらに中間処理体制の整備、埋立処分地の確保といつたような本法を実効であらわしつつあるという段階までは到底をしていな

しめるための総合施策を推進していくことというこ

とになります場合は、厚生省や環境庁だけの力量であります。また、国による地方自治体の処分地確保に対する強力なバックアップ策といつたことがおのずからこ

れは明らかでございます。通産省、経企庁、中小企業庁、文部省、建設省、国土庁、自衛省、大蔵省、さらには科学技術庁まで各省庁に広範にまた

がるこれは問題になつてくると、こう思つわけで

・ステップでいくことで、今日これについて

はこの程度にとどめてあるわけでござります。

が、立法の過程でいろいろ議論の出た問題でもござりますので、今後関係方面と連絡、協議をいたさなければ、この最終処分地対策といふことはむずかしかろう、こう考へるわけでござります。

しかし、前向きにこの問題についての推進を図つていただきたいと思いますし、またそうでなければこの法

目的は達成ができないということでござりますの

で、大いに努力をすべき問題だといふふうに思つております。

○柄谷道一君 ゼひそのような検討をいたさなければ、この最終処分地対策といふことはむずかしかろう、こう考へるわけでござります。

○國務大臣(田中正巳君) お説の点はまさにさよ

うだと思います。で、この産廃処理問題についてお聞きをいたしました。

○柄谷道一君 ゼひそのような検討をいたさなければ、この最終処分地対策といふことはむずかしかろう、こう考へるわけでござります。

○國務大臣(田中正巳君) この法律を策定するま

で、いかにこの問題が国との縦割りの行政の中と各方面と連携が多いものであるかということをわれわれは痛感をいたしました。さようなわけですいぶん実は苦労を率

直に言つていただしたわけでござりますが、ともあ

ら、果たして一般の土地譲渡及び土地取得と同様にこれを税制上考えていいのかどうか、これは非常にむずかしい問題でござりますけれども、たとえばそういった問題にもひとつ検討が加えられ

る必要があると、こう思つわけです。

そこで私は、以上指摘いたしましたように、資

源化再利用の促進、情報管理体制の整備、産業政

策との関連的配慮、さらに中間処理体制の整備、埋立処分地の確保といつたような本法を実効であらわしつつあるという段階までは到底をしていな

いるところもございます。

これを完全に義務化を

うかと、かように思つておるわけでございます。さようなわけでよく前向きでこの問題が処理ができるような形で、そいつたような連絡、協議の場を設けたいといふうに思つております。人間対象の法といたしまして、これは法律が施行される段階において考慮しなければならない問題でなかろうかというふうに思つております。

○柄谷道一君 今回の法改正で産業廃棄物処理責任者が置かれることがあります。それと関連いたしまして科罰の対象がどうなるのか、委託基準に違反して産業廃棄物の処理を委託した者という中に、社長等の上級当事者がこの中には当然含まれるものだと思いますが、いかがでございますか。あわせて委託事業者と処理業者の責任区分、事業者責任というものについて明確にお答えを願いたい。

○政府委員(山下眞臣君) 事業者の処理責任ある者はそれに対する罰則その他の適用関係、この点につきまして、処理責任者制度が設けられることによって変化はないものと思っております。

それから、後段の質問は、事業者並びに処理業者の責任の区分の問題で、午前中から問題になつておりますようことで、基本的に事業者責任があるわけでございますが、正規の許可を受けた処理業者に対しまして、定められた基準に従いまして正規の委託をいたしました場合には、その委託された処理業者がその責任において処理した行為につきましては、その処理業者の責任ということで、午前中来御説明申し上げておるわけでございます。

○柄谷道一君 まあ、本法の最後の質問として、化学物質の安全性確保に関して御質問いたしたいと思います。

〔委員長退席、理事浜本万三君着席〕

現在の法律を洗つてみると、物質対象として食品衛生法がございます。これは厚生省所管でございます。薬事法がございます。これは厚生及び農林省の所管でございます。肥料取締法も農林省所管

であります。また化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、これは通産、厚生、環境庁にまつがっております。人間対象の法といたしましては、労働安全衛生法がありまして、これは労働省の所管でございます。このように現在わが国における化学物質の安全性確保に関する法律は多岐にまたがり、これを所管する所管庁も多岐にまたがつております。人間対象の法といたしましては、労働安全衛生法がありまして、これは労働省の所管でございます。このように現在わが国における化学物質の安全性確保に関する法律は多岐にまたがり、これを所管する所管庁も多岐にまたがつている、これが実態であろうと思います。このような状態の中で、一つには消費者の安全確保、業員の健康と安全の確保を図つていくことは非常に重要な問題であります。われわれがかなで要請いたしておりますように、五十一年度予算連絡会議の開催が組み込まれております。しかし、これは行政ベースにおいて、お互いにただ連絡をするといふことなどまるでではなくて、消費者、生産者いわゆる労働者でございますが、こゝれに経営者、学識経験者等を網羅いたします安全性確保のための懇談会の設置がいま必要な時期ではないか。過般、化学産業労働組合連絡協議会が官房長官を通じまして三木総理にこの設置の要請をいたしておるところでございますけれども、ござつておられるわけでございますが、正規の許可を受けた処理業者に対しまして、定められた基準に従いまして正規の委託をいたしました場合には、その委託された処理業者がその責任において処理した行為につきましては、その処理業者の責任ということで、午前中来御説明申し上げておるわけでございます。

○柄谷道一君 まあ、本法の最後の質問として、化学物質の安全性確保に関して御質問いたしたいと思います。

〔委員長退席、理事浜本万三君着席〕

現在の法律を洗つてみると、物質対象として食品衛生法がございます。これは厚生省所管でございます。薬事法がございます。これは厚生及び農林省の所管でございます。肥料取締法も農林省所管

をいただきました。ぜひともその趣旨が実現に移されますように、大臣初め関係者の一層の努力を要望いたしたいと存します。

統いて戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改

正する法律案について御質問をいたします。

この改正案は、障害年金、遺族年金の引き上げ、戦没者及び戦傷病者の妻に対する改めて特別給付金を支給すること、未帰還者留守家族に対する賃金を支給することと、未帰還者年金の支給範囲の拡大等がその骨子であります。いわゆるその処遇の改善を図らうとするものであります。したがいまして、本改正案の早期成立を望みますとともに、最近の著しい物価上昇、さらに国民の生活水準の向上ないしさらな遺族の高齢化等の現象等を踏まえまして、今後さらに援助の措置を引き上げるために政府が積極的に努力することを望みますとともに、あわせて午前中の質問でも述べられましたので質問は省略いたしますが、生存未帰還者の調査と救出について政府として万全の対策を期せられるよう冒頭要望いたしておきたいと存

します。この点に対し、再度國務大臣としての御答弁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(田中正巳君) 午前中にも同様の御質問をいたしておるところでございますけれども、ござつておられるわけでございますが、前回お聞きいたしましたが、前回お聞きいたしておいたところではございませんが、御見解をお伺いをいたしたい

ところです。それで、いままで指摘されてきたところでありますけれども、旧防空法では「空襲により建築物に火災の危険を生じたときはその管理者、所有者、居住者その他命令をもつて定める者は之が応急防火を為すべし」と国民に義務を課し、かつこれに違反した者に対する刑罰を科していることは御承知のとおりでございます。私はこうした事実と、前線統領の別なく戦われた國家総力戦の実態というものを踏まえます場合に、戦後三十年の処理の一つとして、一般戦災に伴う戦傷者及び戦没者に対する何らかの措置を実施に移すことは国家としての責務ではないか、こう思うわけでございまます。この点に対し、再度國務大臣としての御答

弁をお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(田中正巳君) 午前中にも同様の御質問をございました。またかねがね質問主意書あるのは衆参両院の委員会、本会議等で御質問のあつた件でございました。まだこの種のものについて、いままで国が援護の措置をとっているのは、いろいろニユアンスの違いがありますが、特別権力關係にある者に限つておつたというのは今日まで

しております。まあ、この問題は、必ずしも厚生省管轄事項ではありません。しかし、こうした問題の必要性が今後とも増進する今日でございます。したましたが、その答弁書はいずれも不満足なものではありませんが、その答弁書はいづれも不満足なものであり、本日の答弁においてもなお意を満たしましたが、その答弁書はいづれも不満足なものではありません。私は政府は一貫して、本法による援護の措置は国と一定の使用関係にあつた者またはそれに準ずる者に対し國が使用者としており、本日の答弁においてもなお意を満たすものではありません。私は政府は一貫して、本法による援護の措置は国と一定の使用関係にあつた者またはそれに準ずる者に対し國が使用者としての立場から行つておるものである、こういうたてまえ論を堅持されているわけでございます。しかしさういふべき対策の検討を進められることを要望いたしております。まあ、この問題は、必ずしも厚生省管轄事項ではありません。しかし、こうした問題の必要性が今後とも増進する今日でございます。したがつて、その答弁書はいづれも不満足なものではありません。私は政府は一貫して、本法による援護の措置は国と一定の使用関係にあつた者またはそれに準ずる者に対し國が使用者としての立場から行つておるものである、こういうたてまえ論を堅持されているわけでございます。しかし、その立場から行つておるものである、こういうたてまえ論を堅持されているわけでございます。しかしながら顧問官房にもこの問題についての善処方を私がお願いをいたしておきたいと存します。

〔理事浜本万三君退席、委員長着席〕

現在の法律を洗つてみると、物質対象として食品衛生法がございます。これは厚生省所管でございます。薬事法がございます。これは厚生及び農林省の所管でございます。肥料取締法も農林省所管でありますけれども、意欲として前向きの御回答

に基づいて組織されました満州開拓義勇隊の隊員など、必ずしも國と一定の使用関係にあつたとは言えない者も対象に加えられているわけでございます。そこで、いまでも指摘されてきたところでありますけれども、旧防空法では「空襲により建築物に火災の危険を生じたときはその管理者、所有者、居住者その他命令をもつて定める者は之が応急防火を為すべし」と国民に義務を課し、かつこれに違反した者に対する刑罰を科していることは御承知のとおりでございます。私はこうした事実と、前線統領の別なく戦われた國家総力戦の実態というものを踏まえます場合に、戦後三十年の処理の一つとして、一般戦災に伴う戦傷者及び戦没者に対する何らかの措置を実施に移すことは国家としての責務ではないか、こう思うわけでございまます。この点に対し、再度國務大臣としての御答弁をお伺いしたいと思ひます。

そこで、今まで指摘されてきたところでありますけれども、旧防空法では「空襲により建築物に火災の危険を生じたときはその管理者、所有者、居住者その他命令をもつて定める者は之が応

ざいまして、一定の原因を考えて援護の措置をとるという考え方をとっているわけでございますが、これはそうした独得な立法を持っていいることはやっぱり放射能を多量に浴びて、そのため身体に非常な傷痍を受け、そして固定をしない現在の病気の中につて非常に不安を持っているという獨得な状態に着目した立法例でござります。こうしたことと考えてみると、一般戦災者については確かに財産ではなしに身体に傷痍を受けたということについてはやや原爆被爆者と似ているところがございますが、しかしこの方々はほとんど病状は固定をいたしているわけでございまして、なお今後の健康について特別な不安を持つておられるという状況はやや違うだろう、この辺が一体今後政策としてどう扱うかということについての私は一つのメルクマールというふうに思つてございまして、したがいまして、こうした方々をどう扱うかということについてがねがね国会で答弁しているとおり、一般身体障害者の調査をいたし、その実態を把握をいたし、またそれによるところの財政負担等々もいろいろ検討をいたさなければならぬということとで調査をしていることは御案内のとおりですが、残念ながらさき局長は大変遠慮をして答弁をいたしましたが、まさに私どもとしては実はこの調査に当たって心外な事態に遭遇をいたしました。すべての人間をこの調査によつて施設に取り込むのだというふうに牽強付会の議論をいたし、あげくの果てには私どもの職員を一晩中糾弾をするというような、まことに乱暴さわまりない実は抗議がございました。このことは他の地方公共団体にもあったようございまして、そなしたことで調査が十分にできなかつたということは遺憾でござりますが、いずれにしてもこうした調査を踏まえまして、さつき申した一連のこうした戦争犠牲者の中における位置づけというもののを見きわめつ政策を考究したいというふうに思つておりますが、ただいまのところ、これについて政府全体としてこれに対処する態度といふものは決まっておらないわけでござります。

ざいまして、今後さらにひとつ考究をいたしたいというふうに思つております。ただいまこれを絶対にやると申し上げるわけにはいきませんし、またやらないと申し上げるわけにもいかない、まあ率直に言うて目下そうした客観情勢あるいは財政負担あるいは政策要請の意味合いでいったようなものをいろいろ踏まえて今後研究はいたしたいと思つておりますが、残念ながら皆様に御表明できないというものが現状でござります。これはそれから一步も出られないものと思いますけれども、私は単純に国との使用関係の有無によって差別を設けるということについてはやはり不公平ではないだらうか。その戦傷者及び戦没者遣族等の実態を踏まえて、仮に合理的な差を設けるとしても、一般社会保険施策をもつてその生存権を保障することがむずかしいと思われるものに対しては、特別立法をもつて何らかの措置が講ぜられることが適当であるという意見を述べて最後の質問に移りたいと存じます。

それは、すでに一人の方からも指摘されたわけでございますが、従軍日赤看護婦の処置に関してはこれまでの質問者は実態の中から申されましたので、私は重複することを避けたいたいと思いますが、日本赤十字社令は明治三十四年十二月三日の勅令二百二十三号、昭和十三年九月九日改正の勅令によりまして、戦時召集をいたしましたので、私の質問を終わります。

○國務大臣(田中正巳君) 午前中からるる日赤従軍看護婦さんについてのお話がございました。かれがれ国会で、衆参両院の委員会で問題になつておられたのであります。そこで、その日本赤十字社令によりまして、戦時召集を受け、第一線で軍人同様の激務に挺身したこともこれまで明らかであります。これらの人々の中でも、たゞ今までの答弁にもありましたように、委員長(戸田菊雄君) 委員の異動について御報告いたします。

○委員長(戸田菊雄君) 委員の異動について御報告いたしました。

本日、石本茂君及び森下泰君が委員を辞任され、その補欠として斎藤十朗君及び安田隆明君がそれぞれ選任されました。

○委員長(戸田菊雄君) 委員の異動について御報告いたしました。

本日、石本茂君及び森下泰君が委員を辞任され、その補欠として斎藤十朗君及び安田隆明君がそれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明瞭にしてお述べ願います。

なお、修正意見のある方は討論中にお述べ願います。小平君。

○小平芳平君 私は、公明党を代表して、たゞいま議題となつております政府提出の廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対し反対の態度を表明するとともに、お手元に配付の修正案を提出し、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

わが国の一般廃棄物及び産業廃棄物の発生量は、現在年間五億トンとし七億トンともいわれる膨大な量に達しております。また、石油化学工業を中心とした近代産業の目覚ましい発展に伴つて有害な化学物質や重金属を含む多種多様な廃棄物が生み出され、廃棄物処理上、重大かつ深刻な問題が数多く生じることは御承知のとおりであります。処理施設の未整備、処理技術の未開発、最終処分地の絶対的不足また事業者や処理業者の不法投棄や不適正な処理の横行、それらに伴う環境汚染の多発、さらに処理施設の建設をめぐる地元住民とのトラブル等々、いざれも解決困難な問題が山積しているのが現状であります。

このような現状は、これまでのように廃棄物を収集し、中間処理し、埋め立てや海洋投棄をするといった、排出された廃棄物を単に後始末するだけの現行の処理体系と方法によつては解決できなことは言うまでもありません。根本的な打開を図るために廃棄物の排出をより少なくする産業・社会構造への転換や製品・商品構造の改善などが必要であります。が、より緊急の策として、排出された廃棄物を再生利用または、再資源化していく対策がより強力に推進されいかねばなりません。

しかるに、政府案はかような観点を何ら含まず、これまでの処理体系と方法を踏襲し、單に事業者、処理業者の処理責任の強化や処理施設に対する規制・管理の強化を若干図つてゐるにすぎません。さらに現在、廃棄物処理の上で地方公共団体に強いられている過重な負担を軽減するための役割りと責任の強化が何ら明確にされておりません。政府案は抜本的に改める必要があります

が、政府案の弱点を是正する最小限の措置として本修正案を提出する次第であります。

以下、修正案の概要を御説明申し上げます。

一、廃棄物の処理が単に中間処理を施して埋め立てや海洋投棄等環境還元的処理に委ねられてゐる現状を改め、廃棄物の再生利用を図つていくことをより強力に推進していくため、現行法の題名及び目的の中に「廃棄物の再生利用」を明記するものとすること。

二、市町村及び都道府県の責務として「廃棄物の再生利用」を明記するとともに、国の責務として地方公共団体の廃棄物の再生利用を含めた廃棄物の処理に対する財政的、技術的援助の強化を図るため、努力規定を義務規定に改めるものとすること。

三、市町村は、その区域内における一般廃棄物の処理計画とあわせて再生利用計画を定めることができるものとすること。

四、市町村長は、製品、容器等が廃棄物となる場合において、その適正な処理が困難になるものとして政令で定める適正処理困難物の製造、加工、販売等の事業を行なう者に対し、廃棄物となるその適正処理困難物の回収その他必要な措置を講すべきことを勧告することができるものとすること。

五、都道府県知事は、産業廃棄物処理計画とあわせて産業廃棄物再生利用計画を定めることができるものとすること。

六、一定の事業者は、その事業活動を通して排出される産業廃棄物の処理及び再生利用に関する基準に従わなければならない。とあるのを、

知事に対して毎月一回報告するものとすること。

七、政府案において事業者がその産業廃棄物の処理を他人に委託する場合においては「政令で定める基準に従わなければならない」とあるのを、

改めれば委託してはならないこと、及び委託するとき

には、受託者に對してその産業廃棄物の組成物質、性状、有害性等を告知するものとすること。

八、市町村が設置する一般廃棄物再生利用施設の設置に要する費用については国庫補助ができることとするとともに、國は、廃棄物の再生利用施設の設置に必要な資金の融通、あつせん等に努めるものとすること。

九、その他所要の整備を図るものとすること。

以上が修正案の提案理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○委員長(戸田菊雄君) 浜本君。

○浜本万三君 私は、日本社会党を代表して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に賛成の討論をいたしたいと思います。

過去のいわゆる高度経済成長の中で産業廃棄物が急増し、有害な物質についての安全な最終処分方法が未確立のまま、あるいは実施されないまま環境汚染が進行し、現行法はこれを防止する上できわめて不十分であることが明白となつて、いたのですが、ようやくにしてこのたびの法改正により、産業廃棄物の処理に関する一定の基準の設置、処理責任者配置の義務づけ、許可制度の整備、委託規制、都道府県知事に対する届け出に基づく改善命令等規制の強化、記帳の義務づけ、罰則の強化等かなり改善が実現しようとしていることはいささか遅きに失した感はいたしますが、一步前進を実現されることを期待いたします。

また、公明党修正案は政府案よりさらに一步前進していることを認め、これに賛意を表し、討論を終わります。

○委員長(戸田菊雄君) 奄脱君。

○脊脱タケ子君 私は、日本共产党を代表して、

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に賛成の討論を行ないます。

今回の改正は、昨年の六価クロム問題を契機にして大きな社会問題化した廃棄物処理行政のどんな実態に対する国民世論の広範な批判、日本化學工業などに対する住民運動の追及の高まりなどに直面して、初めておくれせながらその部分改正に着手をして成ったものであります。

改正案は、無許可業者の委託の禁止、処理業者の再委託禁止など委託基準の強化による事業者の責任を拡大し、最終処分場の届け出制、それから処理状況等データの記帳と一定期間の保存義務、事務所または事業場への立ち入り検査対象の拡大、違法処理に対する措置命令権、罰則の整備強化などを幾つかの点で緊急の改善点を持っています。

しかしながら、今回の改正案では不十分な点があります。たとえば許可業者に委託する場合多々あります。たとえば許可業者に委託する場合の事業者の最終責任が抜けていること、事業系一般廃棄物の事業者自身による処理責任の徹底がなされていないこと、一般廃棄物の処理を地方公共団体の固有事務に任せておくのでは解決し得なくなっている今日の廃棄物の処理状況を見るとき、廣域的に最終処分地を確保し、処理することが國及び都道府県にとつてきわめて重要となつて、いること、さらには市町村及び都道府県が自分の行政にもかわらず、何ら手をつけていません。さらには地方公共団体の用地確保に國が補助し確保することと、さらには市町村及び都道府県が自分の行政区域以外の区域で違法処理をした場合の國の責任などあります。

今回の改正案は、緊急改善対策として一定の改善面を持っていることからこれを支持するもの、まだまだ多くの不備な点を残しているのであります。

そこでわが党は、先刻配付をいたしましたよう

に残された不備を埋めるため、事業者責任の徹底、一般廃棄物処理における国及び都道府県の処理責任、最終処分場の確保における国及び都道府

県の確保または助成の責務などを柱にした修正案要綱を皆さんにお示しをしたわけであります。

私は、政府が速やかにわが党提案のこの修正要綱を受け入れられて、近い将来、再度この法案の改

正がなされることを強く要望いたします。なお、公明党の修正案に対しましては棄権の態度をとります。

○委員長(戸田菊雄君) 柄谷君。

○柄谷道一君 私は民社党を代表して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に賛成の討論を行ふものであります。

なお、公明党の修正案については、本日提案されたばかりであり、にわかに賛成しがたいとの態度を表明するものであります。

本改正案は、昭和五十年十二月十一日に生活環境審議会が答申した「産業廃棄物処理に関する制度の改善方策」におおむね沿うものであり、産業廃棄物をめぐる広範多岐にわたる問題の中で緊要度の高いものから段階的に改善するという視点に立つならば、了承できるものであります。しかしながら、産業廃棄物の適正な処理を確保し、国民の健康の確保と生活環境の保全を図るとともに、他方、産業の健全な発展を通じ、国民生活の向上と雇用の安定を実現するためには、一元的総合的な政策の確立と推進こそが緊要であることを指摘したいのであります。

質問の中でも触れてきたところでありますが、これを要約して再度意見として次の六点を開陳し、政府の格段の努力を強く求めます。

第一は、最終処分地の確保についてであります。産業廃棄物に当たり最も重要な問題は、最終埋立地の確保であります。事業者責任の原則は当然であるが、事業者のみの力量ですべてが満たされないものではありません。国及び地方公共団体としての情報の提供、用地のあつせん、地元対策等所要の措置を積極的に講ずるとともに、金融税制上の措置、各種土地利用制度における配慮など、各般にわたる総合的な施策を確立し、充実した支援策を展開すべきであります。

第二は、資源化再利用と中間処理技術の開発に

ついてであります。

産業廃棄物の減量化、無害化、安定化を図るために、中間処理技術の開発と資源の有効利用の促進は、研究助成を拡充するとともに、産業廃棄物の定義や基準の確立、技術者の養成等について格段の措置を講ずべきであります。

第三は、産業対策、特に中小企業対策の充実についてであります。産業廃棄物に係る施設を拡充するとともに、産業廃棄物の共同処理等に対する支援策を講ずべきであります。

第四は、情報管理の体制確立にかかる問題であります。

産業廃棄物の発生から処理に至る全国レベルの各種情報の把握と管理を行い、地方公共団体、事業者、処理業者等に提供する方策を確立し、あわせて地方レベルにおいてもこれに対応する体制の整備を推進すべきであります。

第五は、行政機構の整備についてであります。

以上の述べてきた四点について、実効ある総合施策を実施しようとすれば、厚生省、環境庁の範囲を超えて、通産省、経企庁、中小企業庁、建設省、国土庁、自治省、大蔵省等、各省庁にまたがる行政の体制づくりが必要であります。各省庁連絡会議の設置等、総合施策を確立、推進する行政機構を整備するとともに、地方公共団体においても体制を整備を図るべきであります。

第六は、国庫補助の拡充であり、一般廃棄物処理施設整備に対する国庫補助について、補助率、補助単価等、その内容の改善を図り、実態に適合するものとするよう努めるべきであります。

以上のはか、質問の中で指摘した「化学物質の安全性確保に関する懇談会」の設置を強く求めて

討論を終わります。

○委員長(戸田菊雄君) ただいまの小平君提出の修正案は、予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣からこの修正案に対する意見を聴取いたします。田中厚生大臣。

○國務大臣(田中正巳君) ただいまの修正案につきましては、政府としては賛成しがたいものであります。政府としては賛成しがたいものであります。

○委員長(戸田菊雄君) まず、小平君提出の修正案を問題に供します。小平君提出の修正案に賛成の方、挙手を願います。

○委員長(戸田菊雄君) 少数と認めます。よつて、小平君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸田菊雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○浜本万三君 私はただいま可決されました廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党及び民社党共同提案の附帯決議案を提案いたします。

案文を朗読いたします。

一、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり、次の事項につき

一、産業廃棄物の排出および処理に関し、その実態を十分掌握し、生活環境の保全に万全を期するとともに、その指導、監視に必要な職務の努力を払うべきである。

二、産業廃棄物の減量化、無害化、安定化を

実現するための中間処理技術の開発に努めること。

一、産業廃棄物の再資源化及び有効利用を促進

するための技術の研究開発、回収体制の確立、製品の市場対策等について積極的に取り組むこと。

一、産業廃棄物の処理について、中小企業の共講すること。

なお、一般廃棄物の最終処分地の確保についても、市町村においてその確保が著しく困難な場合には、国及び都道府県知事がその用地の確保に協力すること。

一、産業廃棄物に関する処分基準、構造基準、維持管理基準等の制定、改正及びこれらの運用にあたつては、産業廃棄物の不適正な処理による環境への悪影響を防止する見地に立つて、万全の配慮を加えること。

一、廃棄物となつた場合に適正な処理が困難な製品、容器等について、事業者に回収、処理させる方向で指導すること。

一、産業廃棄物処理行政を円滑に推進するため、関係省庁間並びに国、地方を通ずる連携を一層密にし、一体的運用に努めること。

右決議する。

以上です。

○委員長(戸田菊雄君) ただいま浜本君から提出された附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸田菊雄君) 全会一致と認めます。よつて、浜本君提出の附帯決議案は全会一致をもつて、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中厚生大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許して本委員会の決議とすることに決定いたしました。

○國務大臣(田中正巳君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、努力をいたす所存でござい

ます。

○委員長(戸田菊雄君) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(戸田菊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(戸田菊雄君) 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を議題とし、これより討論に入ります。——別に御発言もないようですが、これより直ちに採決に入ります。

○片山基市君 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸田菊雄君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○片山基市君 私は、ただいま可決されました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対し自由民主党、日本社会党、公明党、日本共産党、及び民政党共同提案の附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

一、警防団員等に対する援護法上の取扱いについて、戦後相当期間経過していることにならぬがみ、その認定方法等について彈力的に運用するよう配慮すること。

一、最近の激しい物価の上昇及び国民の生活水準の著しい向上にみあつて、援護の水準を更に引き上げ、公平な援護措置が行われるよう

努めること。

なお、戦没者遺族等の老齢化の現状にかかるがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに手続等の簡素化を図ること。

一、戦傷病者に対する障害年金等の処遇については、更にその改善に努めること。

一、生存未帰還者の調査については、更に関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

右決議する。

○委員長(戸田菊雄君) ただいま片山君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(戸田菊雄君) 全会一致と認めます。よって、片山君提出の附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、田中厚生大臣から発言を求めさせておられますので、この際、これを許します。田中厚生大臣。

○國務大臣(田中正巳君) ただいま御決議にならねました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして努力をいたす所存でござります。

○委員長(戸田菊雄君) 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(戸田菊雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。  
午後七時十五分散会

〔参照〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廢

棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中目次の改正規定の前に次の改正規定を加える。

廃棄物の処理及び再生利用に関する法律題名を次のように改める。

第一条を次のように改める。

第一条中目次の改正規定の次に次の二改正規定を加える。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の処理及び再生利用を適正に行い、並びに生活環境を清潔にするため、国、地方公共団体及び事業者の責務を明確化するとともに、廃棄物の処理及び再生利用並びに清掃の体制を確立し、並びに廃棄物の処理について必要な規制を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第四条第一項中「つねに」を「常に」に改め、「処理」の下に「及び再生利用」を加え、「あたつては」を「当たつては」に改め、同条第二項中「与えること」に「努める」を「与える」に、「はあく」を「は握」に、「処理が行なわれる」を「処理及び再生利用が行わる」に、「講ずることに努めなければ」を「講じなければ」に改め、同条第三項中「処理」の下に「及び再生利用」を加え、「与えることに努めなければならぬ」を「与えなければならない」に改める。

第五条第一項の改正規定の次に次の二改正規定を加える。

第一条のうち第十二条の改正規定中「次の三項を「次の四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

同条第三項中「処理計画」の下に「及び再生利用計画」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第一条のうち第十二条の改正規定中「次の三項を「次の四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、次の各号に掲げるとところに従わなければならない。

一 第十四条第一項の許可を受けた者に委託すること。

二 当該産業廃棄物の組成物質、数量、性状、有害性その他の政令で定める事項を受託者に告知すること。

三 前二号に掲げるもののほか、産業廃棄物が適正に処理されるための基準で政令で定めるもの

第六条の見出し中「処理」の下に「及び再生利用」を加え、同条第一項中「処理」の下に「及び当該市町村が行おうとする一般廃棄物の再生利用」を加え、同条第二項中「及び廃分」を「処分し、及び再生利用」に改め、同条第五項中「方法」の下に「並びに再生利用に関し必

要な事項」を加え、同条に次の二項を加える。

7 市町村長は、製品、容器等が廃棄物となる場合においてその適正な処理が困難になるものとして政令で定める物（以下この項において「適正処理困難物」という）の製造、加工、販売等の事業を行う者に対し、廃棄物となつた適正処理困難物で当該事業に係るもの回収その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

工、販売等の事業を行う者に対し、廃棄物と

なつた適正処理困難物で当該事業に係るもの回収その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第一条中第九条第一項の次に一項を加える改正規定の次に次の改正規定を加える。

第一条のうち第十二条の改正規定中「次の三項を「次の四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

同条第三項中「処理計画」の下に「及び再生利用計画」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第一条のうち第十二条の改正規定中「次の三項を「次の四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

同条第三項中「処理計画」の下に「及び再生利用計画」を加え、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第一条のうち第十二条の改正規定中「次の三項を「次の四項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、次の各号に掲げるとところに従わなければならない。

一 第十四条第一項の許可を受けた者に委託すること。

二 当該産業廃棄物の組成物質、数量、性状、有害性その他の政令で定める事項を受託者に告知すること。

三 前二号に掲げるもののほか、産業廃棄物が適正に処理されるための基準で政令で定めるもの

第六条の見出し中「処理」の下に「及び再生利用」を加え、同条第一項中「処理」の下に「及び当該市町村が行おうとする一般廃棄物の再生利用」を加え、同条第二項中「及び廃分」を「処分し、及び再生利用」に改め、同条第五項中「方法」の下に「並びに再生利用に関し必

あらかじめ、その産業廃棄物の処理に関する

毎月の計画及び当該事業者が行おうとする産業廃棄物の再生利用に関する毎月の計画を定め、都道府県知事に届け出なければならない。

第一条中第十五条第一項及び第二項の改正規定の前に次の改正規定を加える。

第十四条に次の二項を加える。

9 第一項の許可を受けた者は、事業者から委託を受けた産業廃棄物（政令で定める産業廃棄物を除く。）の処理の状況を、厚生省令の定めるところにより、毎月一回、都道府県知事に報告しなければならない。

第一条のうち第二十二条の改正規定中「及び屎尿処理施設」の下に「並びに一般廃棄物再生利用施設」を加える。

第一条中第二十二条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第二十三条中「その他の廃棄物の処理施設」の下に「及び廃棄物の再生利用施設」を加える。

第一条のうち第二十五条から第二十八条までの改正規定のうち第二十八条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「第十八条」を「第十四条第九项若しくは第十八条」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十二条第七項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者附則第二条中「改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「改正後の廃棄物の処理及び再生利用に関する法律」に改める。

附則第三条中第五百八十六条第一項第一号へ及び附則第十四条第四号の改正規定を次のように改める。

第五百八十六条第一項第一号へ中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物の処理及び再生利用に関する法律」に、「第十五条第一項」を「第十二条第五項第一号」に改める。

附則第三条に次の二改正規定を加える。

第七百一条の三十四第三項第八号及び第七百

一条の四十一第一項の表中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物の処理及び再生利

用に関する法律」に改める。

附則第四条中第三条第二十七号の改正規定を次のように改める。

第三条第二十七号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物の処理及び再生利

用に関する法律」に、「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

附則第八条中第四条第二十三号の改正規定を次のように改め、附則第八条を附則第十四条とす

る。

第四条第二十三号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物の処理及び再生利

用に関する法律」に改め、「最終処分」の下に「及

び最終処分場」を加える。

附則第七条中第九条の二第一項第十一号の改正規定を次のように改める。

第四条第二十三号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物の処理及び再生利

用に関する法律」に改め、「最終処分」の下に「及

び最終処分場」を加える。

法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中「廃棄物の処理及び再生利用に関する法律」を「廃棄物の処理及び再生利用に関する法律」に改める。

附則第五条を附則第六条とし、同条の前に次の二条を加える。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第五条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改

正する。

別表中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「廃棄物の処理及び再生利用に関する法律」に改める。

附則第五条を附則第六条とし、同条の前に次の二条を加える。

（奄美群島振興開発特別措置法の一部改正）

第五条 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改

七号) 一、雇用・失業対策確立に関する請願(第四二三号)

一、国民の社会福祉改善等に関する請願(第四二四号)(第四二九号)(第四三〇号)(第四三一号)(第四三三号)(第四五八号)(第四六八号)(第四六九号)(第五〇八号)(第五一二号)(第五五八号)

二、療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願(第四三三号)

一、全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願(第四五九号)

二、被災者の実態調査を直ちに実施すること。

三、全被害者を救済の対象とすること。

四、被害者の完全な賠償をすること。

五、被害者の保護育成を図り、そのための施設を完備すること。

六、予防接種被害についての専門機関を設置すること。

#### 理由

私たち予防接種被害者は、国の唱える伝染病予防という美名を信じ、予防接種の危険性や、被害の実態について全く知られていないまま、あらが

うすべもない愛児に接種を受けさせ、子どもの生

命を奪われ、あるいはその心身両面に重大な障害

をもたらされた。その障害は回復の可能性がない

ばかりか、悪化の一途をたどるものであり、今も

ひつきりなしのひきつけに襲われ、絶えず生命の

危険にさらされている。しかも被害は、接種を受

けた子どもたちだけにとどまらず、愛する子ども

を失った親の悲しみは言うに及ばず、突如として

重度の心身障害者を抱えることになり介護に、治

療に、機能訓練に、教育にと日夜懸命に努力する

家庭の苦労は、筆舌に尽くせないものである。更

に被害の発生は、全国的規模に及んでおり、今は

お被害は、発生し続いている。しかも、このよう

な重大な被害の発生をかまわずに、おおい隠しあつ、被害の救済は放置されている。

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年二月二十日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪府枚方市招提元町二ノ四ノ二

山本明子外二十名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第三六六号 昭和五十一年二月二十五日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 愛知県豊橋市老津町字西聖九五ノ一 川瀬雅玲外二十名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第四六七号 昭和五十一年二月二十五日受理

戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 大阪府泉南市信達金熊寺六〇四

米田国光外十名

紹介議員 紅谷 照美君

この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第四〇〇号 昭和五十一年二月二十三日受理

予防接種被害の絶滅と完全救済に関する請願

請願者 大阪市此花区西島三ノ一〇ノ一六

山岡博外九百六十二名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第二六四号と同じである。

第四二二号 昭和五十一年二月二十四日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北海道網走市南一三条西三丁目全

木計の助外七十四名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第四六二号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願(八通)

請願者 栃木県宇都宮市大塚町一〇ノ四

小平幸夫四千二十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第四六三号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願(四通)

請願者 福島県いわき市山田町毛内一一

清水シノ外千五百十四名

紹介議員 岩間 正勇君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第四七二号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市若松区大字小竹二〇二一

一 宮崎千代子外四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第四七三号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月上殿 堀江

伊勢美外四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

紹介議員 外九名 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第四六〇号 昭和五十一年二月二十四日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 栃木県今市市七本桜一、〇一三一

手塚久子外四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第四六二号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願(八通)

請願者 栃木県宇都宮市大塚町一〇ノ四

小平幸夫四千二十四名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第四六三号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福島県いわき市山田町毛内一一

清水シノ外千五百十四名

紹介議員 岩間 正勇君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第四七二号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市若松区大字小竹二〇二一

一 宮崎千代子外四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第四七三号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月上殿 堀江

伊勢美外四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第四七四号 昭和五十一年一月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 福岡県中間市上底井野 中村カズ  
エ外四十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第五一八号 昭和五十一年二月二十六日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
請願者 北九州市八幡西区楠橋新屋敷団地  
山口磨由美外四十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第四八〇号 昭和五十一年一月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 福岡県中間市上底井野 寺田チヅ  
子外四十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第四八五号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 福岡県中間市上底井野 十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第四八六号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 福岡県中間市大字岩瀬西一ノ九  
吉元政弘外二十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第四八七号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 北九州市八幡西区折尾五ノ八 植  
田和枝外四十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第四八八号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 北九州市八幡西区馬場山 山田恒  
外四十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第五二〇号 昭和五十一年二月二十六日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 北九州市八幡東区上本町二 横野  
ミユキ外二十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第五二一号 昭和五十一年二月二十六日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 北九州市八幡東区春ノ町三四ノ九  
上田千寿外二十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第五二二号 昭和五十一年二月二十六日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 北九州市八幡東区春ノ町三四ノ九  
上田千寿外二十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第五二三号 昭和五十一年二月二十六日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 北九州市八幡西区香月町大隈 豊  
田穀外四十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第五二四号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 福岡県遠賀郡水巻町吉田西吉限  
ノ三 大石清富外二十九名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

第五二五号 昭和五十一年二月二十五日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願  
諸願者 北九州市八幡東区竹下町三丁目  
増田カヌ外四十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

井手尾ソル外二十九名

大庭陸外二十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 神谷信之助君

第五二四号 昭和五十一年二月二十六日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町吉田団地一〇二ノ一 土井君子外二十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡西区香月 嶋原春喜

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡東区祇園町三丁目 大島ミト外二十九名

紹介議員 塚田 大顯君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡東区西台良町一丁目 中田リヤ外二十九名

紹介議員 塚田 大顯君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡西区香月 麻生花子

紹介議員 岩崎タケ子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡西区藤田町一丁目 真田光子外二十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡西区藤田町一丁目 山下ミキニ外二十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡西区陣山三丁目 山

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡東区尾倉一 富永アサ子外二十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡東区尾倉一 富永アサ子外二十九名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡東区大谷町一丁目 池田ソギ外二十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区宮の町一ノ一二 川村悟外二十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡東区祇園町三丁目 大島ミト外二十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡東区大原田 地二ノ三 長谷川寿人外三百七十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡西区岩崎 田津貞光外三千七百七十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北九州市八幡東区尾倉一 高島ビル内日本社会福祉研究会大

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北海道夕張市南清水沢四ノ二三 阪支部気付日本社会福祉労働組合

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北海道夕張市南清水沢四ノ二三 大阪支部内 元木一喜外二千四百三十九名

紹介議員 斎藤貞志外四百四名

国民の社会福祉改善等に關し、次の事項を実現されたい。

請願者 大阪市阿倍野区旭町一ノ四ノ六五 高島ビル内日本社会福祉研究会大

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北海道夕張市南清水沢四ノ二三 阪支部気付日本社会福祉労働組合

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北海道夕張市南清水沢四ノ二三 大阪支部内 元木一喜外二千四百三十九名

紹介議員 斎藤貞志外四百四名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北海道夕張市南清水沢四ノ二三 全国一律最低賃金制を確立すること。

請願者 北海道夕張市南清水沢四ノ二三 二、大幅賃上げ、大幅増員、労働時間の短縮等社

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

請願者 北海道夕張市南清水沢四ノ二三 一、企業による一方的解雇を制限する措置をとる

会福祉労働者の労働条件を改善すること。  
四、保育料など社会福祉施設利用者の負担を軽減すること。

五、社会福祉施設の増改築を行うこと。また未

(無)

認可保育所、施設に大幅な成をすること。

六、地方自治体が法律の定めを超えて負わされている超過負担の解消と国庫補助金の助成率、補助対象の適正化を行うこと。

#### 理由

百万人を超えるとする失業者また、内職もなくなり残業もけずられ収入がめつきり減る一般労働者の生活などは、いまインフレと不況のため、極端に不安にさらされている。こうした時こそ社会保障、社会福祉の拡充が必要であり、最も力を入れることを多くの国民は期待している。特に社会福祉施設での子ども、老人、障害者の生活は、この不況の中に圧迫されて処遇の低下が続出している。

第四二九号 昭和五十一年二月二十四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(三通)

請願者 埼玉県東松山市大谷五九〇青い鳥  
学園内 赤嶺喜代美外二千三百五十五名

#### 紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第四三〇号 昭和五十一年二月二十四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(三通)

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六ノ一  
三ホワイトビル内 東京都保育所労働組合内 中尾 辰義君  
三名

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第四三一号 昭和五十一年二月二十四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十一年五月十一日 【参考議院】

請願者 高知市東雲町高知一般労働組合内

寺尾清子外十二百名  
十一名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

請願者 京都市中京区鶴屋町通丸太町下ル 渡部ビル内京都私立保育所労働組合内 小山逸子外千三百三十九名

紹介議員 矢追 秀彦君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

請願者 京都市板橋区仲町一四ノ一五東京 渡部ビル内京都私立保育所労働組合内 小山逸子外千三百三十九名

紹介議員 矢追 秀彦君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第四三六号 昭和五十一年二月二十四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都板橋区仲町一四ノ一五東京 渡部ビル内京都私立保育所労働組合内 小山逸子外千三百三十九名

紹介議員 矢追 秀彦君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第四五八号 昭和五十一年二月二十四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区大森本町二ノ九ノ一 須山武外二千二百四十四名

紹介議員 矢原 秀勇君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第四五八号 昭和五十一年二月二十四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区大森本町二ノ九ノ一 須山武外二千二百四十四名

紹介議員 矢原 秀勇君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第四六八号 昭和五十一年二月二十五日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区大森本町二ノ九ノ一 須山武外二千二百四十四名

紹介議員 矢追 秀彦君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第四六九号 昭和五十一年二月二十五日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 京都市伏見区納所町九七ノ一 喜多見和男外九百八十八名

紹介議員 矢追 秀彦君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第四七〇号 昭和五十一年二月二十五日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 京都市伏見区納所町九七ノ一 喜多見和男外九百八十八名

紹介議員 矢追 秀彦君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第四七一号 昭和五十一年二月二十五日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 京都市伏見区納所町九七ノ一 喜多見和男外九百八十八名

紹介議員 矢追 秀彦君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

紹介議員 中尾 辰義君  
三名

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

の町分会内 武生忠治外千九百八  
三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、全国一律最低賃金制確立に関する請願(第一  
五号)(第六〇三号)(第六〇八号)(第六二  
号)(第六一九号)(第六二六号)(第六二七号)(第六二八  
号)(第六三三号)(第六三〇号)(第六三二号)

五、社会福祉施設の増改築を行うこと。また未  
(無)認可保育所、施設に大幅な成をすること。

六、地方自治体が法律の定めを超えて負わされて  
いる超過負担の解消と国庫補助金の助成率、補  
助対象の適正化を行うこと。

八三五号)(第八三六号)(第八三七号)(第八三

八号)(第八三九号)(第八四〇号)(第八四一

号)(第八四二号)(第八四三号)(第八四四号)

(第八四五号)(第八四六号)(第八四七号)(第

八四八号)(第八四九号)(第八五〇号)(第八五

一号)(第八五六号)(第八六六号)(第八六七

号)(第八六八号)(第八六九号)(第八七〇号)

(第八七一号)(第八七二号)(第八七三号)(第

八七四号)(第八七五号)(第八七六号)(第八七

七号)(第八七八号)(第八七九号)(第八八〇

号)(第八八一号)(第八八二号)(第八八三号)

(第八八四号)

一、療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化

に関する請願(第七一七号)(第八五七号)

一、雇用保険法による季節労働者等の失業給付

に関する請願(第七五三号)

一、増員をはじめとする労働行政体制の確立に

に関する請願(第七七八号)(第七七九号)(第

七八〇号)(第七八一号)(第七八二号)(第七八

三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六

号)(第七七八号)(第七七八号)(第七八九号)

(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第

七八四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九

七号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九

号)(第七九〇号)(第七九〇一号)(第七九〇二

号)(第七九〇三号)(第七九〇四号)(第七九

五号)(第七九〇五号)(第七九〇六号)(第七九

七号)(第七九〇七号)(第七九〇八号)(第七九

九号)(第七九〇九号)(第七九〇一〇号)(第七

九〇一〇号)(第七九〇九号)(第七九一〇号)

(第九一五号)(第九一五号)(第九一五号)(第

一、国の保育行政の改善に関する請願(第八一

〇号)(第九一九号)

一、乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

(第八一二号)

一、児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等

に関する請願(第八六〇号)

第五六九号 昭和五十一年二月二十七日受理

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 佐賀県唐津市相賀 福永良政外三

十九名

紹介議員 星野 力君

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 佐賀県唐津市元浜三ノ一一 矢野

恵子外百三十九名

紹介議員 安武 洋子君

全国一律最低賃金制確立に関する請願

請願者 大阪府泉南郡岬町深日二、九八二

二、現行の最低賃金制を即時廃止すること。

二、次の内容を基本とする最低賃金法を制定する

こと。

1 すべての労働者に適用すること。

2 全国一律の最低賃金を基本とすること。地

域ごとに最低賃金を決定する場合は、全国一

3 最低賃金の額は、当面、単身労働者の生計

費の基礎に定め、物価スライド制をとること。

4 同数の労使代表を中心構成される最低賃

金委員会を確立し、その委員会に最低賃金額

を決定する法律上の権限を与えること。

5 この最低賃金制度の実施のために必要な施

行、監督機構と罰則を設けること。

三、この最低賃金は、失業保障、生活保護、年金

など社会保障給付額および農漁民、中小零細業

者の自家労賃、下請け単価の基準として保障す

ること。

#### 理由

憲法第二十五条で示している権利を現実に保障していくためには、現行最低賃金法を廃止し、すべての賃金生活者に適用される全国一律最低賃金制度を直ちに確立することが必要であり、わが国の低賃金状態はもとより、国民各層の苦しい生活、營業条件を解決していく上で、基本的な方策であると確信する。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北海道旭川市四条六左六号 中村

正文外五百七十九名

第六〇二号 昭和五十一年二月二十八日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

紹介議員 小笠原貞子君

第六二五号 昭和五十一年二月二十八日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

紹介議員 岩間 正男君

第六二六号 昭和五十一年二月二十八日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡東区帆柱二丁目 安

田ハルエ外二十九名

紹介議員 上田耕一郎君

第六二七号 昭和五十一年二月二十八日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 島キミ子外二十九名

第六二八号 昭和五十一年二月二十八日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 小笠原貞子君

第六二九号 昭和五十一年二月二十八日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡岡垣町高陽 平山菊

第六二九号 昭和五十一年二月二十八日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 加藤 進君

第六二九号 昭和五十一年二月二十八日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 吉山正道外三千百九十九名

第六二九号 昭和五十一年二月二十八日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 渡辺 武君

第六二九号 昭和五十一年二月二十八日受理

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第六〇八号 昭和五十一年二月二十七日受理

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第六三五号 昭和五十一年二月二十八日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

紹介議員 須藤 五郎君  
下川伊太郎外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第六三〇号 昭和五十一年二月二十八日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区永大丸岩瀬 岩  
本京子外二十九名  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第六三一號 昭和五十一年二月二十八日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町油坂 藤  
本磯市外二十九名  
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第六三二號 昭和五十一年二月二十八日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町油坂 藤  
本磯市外二十九名  
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第六三三號 昭和五十一年二月二十八日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町油坂 新  
宅良春外二十九名  
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第六三四號 昭和五十一年二月二十八日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町油坂 新  
宅良春外二十九名  
紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四二三号と同じである。

第六三五號 昭和五十一年二月二十八日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区前田町 一ノ一ノ  
六 小木光年外二十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 井上辰巳外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。  
第六四一号 昭和五十一年二月二十八日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

紹介議員 須藤 五郎君  
下川伊太郎外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 小笠原貞子君  
三三一 宮尾キクエ外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 星野 力君  
三三二 宮尾キクエ外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 七ノ五 米光明外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 立木 洋君  
七ノ五 米光明外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 政時 正美外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 塚田 大顧君  
政時 正美外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 永山千代美外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 安武 洋子君  
永山千代美外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 三郎外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 内田健  
北九州市八幡西区香月町 内田健  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 山中 郁子君  
北九州市八幡西区香月町 内田健  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 仲川ヒメノ外四十九名  
北九州市八幡西区木屋瀬大正区  
仲川ヒメノ外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 岩間 正男君  
北九州市八幡西区木屋瀬大正区  
仲川ヒメノ外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 上田耕一郎君  
北九州市八幡西区西折尾三ノ二六  
下則夫外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 上田耕一郎君  
北九州市八幡西区西折尾三ノ二六  
下則夫外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 崎ノブ子外四十九名  
北九州市八幡西区香月町中尾 川  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第七五五号 昭和五十一年三月一日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北海道苫小牧市弥生町二ノ一九ノ  
五 笠井豪外七百三十五名  
紹介議員 小笠原貞子君  
三三三 宮尾キクエ外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 渡辺 武君  
三三三 宮尾キクエ外二十九名  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第八一六号 昭和五十一年三月三日受理 山本嘉次郎外四十九名

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 小巻 敏雄君

請願者 北九州市八幡西区香月明治町 兵頭ムメ外四十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。紹介議員 加藤 進君

第八一七号 昭和五十一年三月三日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 近藤 四坂井シナ外四十九名

請願者 北九州市八幡西区春の町四ノ五

勝田ウメノ外四十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第八一八号 昭和五十一年三月三日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町下香月

斐モモエ外四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第八一九号 昭和五十一年三月三日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町大辻 甲

北九州市八幡西区香月町大辻 甲

紹介議員 芙モモエ外四十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第八二一號 昭和五十一年三月三日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町大辻 申

北九州市八幡西区香月町大辻 申

紹介議員 北九州市八幡西区香月町大辻 申

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第八二二號 昭和五十一年三月三日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町大辻 甲

北九州市八幡西区香月町大辻 甲

紹介議員 北九州市八幡西区香月町大辻 甲

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第八二三號 昭和五十一年三月三日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町大辻 甲

北九州市八幡西区香月町大辻 甲

紹介議員 北九州市八幡西区香月町大辻 甲

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第八二四號 昭和五十一年三月三日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町岩崎 築

北九州市八幡西区香月町岩崎 築

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第八二五號 昭和五十一年三月三日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月金入堂 秦

北九州市八幡西区香月金入堂 秦

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第八二六號 昭和五十一年三月三日受理

雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月金入堂 秦

北九州市八幡西区香月金入堂 秦

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 渡辺 武君

請願者 北九州市八幡西区香月楠橋 田中 猛夫外四十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 岩間 正男君

請願者 福岡県中間市池田町一組 大久 保忠明外二十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 上田耕一郎君

請願者 福岡県中間市新手 谷岡住連外二十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 小笠原貞子君

請願者 福岡県中間市池田町一組 大久 保ヨシ子外二十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 加藤 進君

請願者 福岡県中間市垣生四組 上村龜夫 外二十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 加藤 進君

請願者 福岡県中間市池田町一一組 矢野 繁子外二十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 加藤 進君

請願者 福岡県中間市池田町一一組 矢野 繁子外二十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 加藤 進君

請願者 福岡県中間市池田町一一組 矢野 繁子外二十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 加藤 進君

請願者 福岡県中間市池田町一一組 矢野 繁子外二十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

雇用・失業緊急対策確立に関する請願 紹介議員 加藤 進君

請願者 福岡県中間市池田町一一組 矢野 繁子外二十九名

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九五二号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九四七号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 北九州市八幡西区香月町大辻東町 山田チヨ子外二十九名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九五三号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九四八号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県中間市大根土中台六九ノ四 三組 浪野スエ外二十九名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九五四号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九四九号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡遠賀町虫生津中町 黄田福松外二十九名  
紹介議員 酒脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九五五号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九五〇号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県中間市垣生四組 上村清美 外二十九名  
紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九五六号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九五九号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県中間市池田町一二組 矢野 敏子外二十九名  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九五九号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九五九号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県中間市中町 菊川与一外一 十九名  
紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九六〇号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九五九号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県中間市垣生四組 上村シゲ 外二十九名  
紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九六一號 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九五六号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県中間市吉田団地七一 二外二十九名  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九六二號 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九五六号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県鞍手郡鞍手町永谷 阿部ハ ノ六 本清トキエ外二十九名  
紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第六〇七号 昭和五十一年一月二十七日受理  
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等の抜本改善に関する請願(四通)

第六〇七号 昭和五十一年一月二十七日受理  
請願者 三重県四日市市南小松町一、二二二ノ三一  
五ノ一 谷口美枝子外五百六十名  
紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第六六四号 昭和五十一年三月一日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願(四通)

第六六四号 昭和五十一年三月一日受理  
請願者 大阪市住吉区南住吉四ノ五 小西 和夫外八千四百名  
紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第六六四号 昭和五十一年三月一日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願(四通)

第六六四号 昭和五十一年三月一日受理  
請願者 小関昌司外九千四百九十九名  
紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九五八号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九五三号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県中間市下蓮花寺 田中義人 外二十九名  
紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九五八号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九五三号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県中間市池田町一二組 矢野 井孝一外三百九十八名  
紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九五九号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九五九号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県中間市通一区四組 橋本治 二憲外二十九名  
紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第九五九号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

第九五九号 昭和五十一年三月四日受理  
雇用・失業緊急対策確立に関する請願

請願者 福岡県中間市本町三四ノ三 長 島真道外六千三百九十九名  
紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第六六一號 昭和五十一年三月一日受理  
請願者 東京都府中市本町三四ノ三 長 島真道外六千三百九十九名  
紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第六六二號 昭和五十一年三月一日受理  
請願者 京都府中郡峰山町杉谷 山中千代 外一万千百九十九名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第六六三號 昭和五十一年三月一日受理  
請願者 大阪市住吉区南住吉四ノ五 小西 和夫外八千四百名  
紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第六六四號 昭和五十一年三月一日受理  
請願者 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。  
第六一五号 昭和五十一年二月二十七日受理  
保育所建設に必要な事業費の超過負担の解消と国庫補助の増額に関する請願  
請願者 大阪府高槻市野田二ノ二ノ二 堀 井孝一外三百九十八名  
紹介議員 白木義一郎君  
保育所の建設に必要な事業費の超過負担を解消し、国庫・補助及び府の補助を大幅に増額されたい。

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

紹介議員 八名 内藤 功君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第六六五号 昭和五十一年三月一日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区旭町一ノ四ノ六五

高島ビル内日本社会福祉労働組合

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第六六六号 昭和五十一年三月一日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(三通)

請願者 東京都杉並区下井草五ノ九ノ八

宮地淳子外一万百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第六七八号 昭和五十一年三月一日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区矢口三ノ三二ノ一全

三國工業労働組合連合会蒲田工場

労働組合内 田村一利外五千五百

名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第六八二号 昭和五十一年三月一日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区矢口三ノ三二ノ一全

三國工業労働組合連合会蒲田工場

労働組合内 田村一利外五千五百

名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第六八三号 昭和五十一年三月一日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(二通)

請願者 石川県金沢市弥生町二ノ一ノ一四

塙谷与一外六千五百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第六八四号 昭和五十一年三月一日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(四通)

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六ノ一

三ホワイトビル内東京都保育所労

働組合内 三上君江外八千三百十

紹介議員 岩間 正勇君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七二七号 昭和五十一年三月二日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(五通)

請願者 山形県天童市天童甲九一三 矢吹

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七七一号 昭和五十一年三月二日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 久子外万千名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七七二号 昭和五十一年三月二日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 大阪市生野区勝山北三ノ一二ノ一

井上末男外千九百九十九名

紹介議員 合内 永井久子外四十九名

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七七三号 昭和五十一年三月三日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六ノ一三

ホワイトビル内東京都保育所労働組合内

三上君江外八千三百十

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七七四号 昭和五十一年三月三日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区東糀谷五ノ五ノ全

国金属労働組合東京地本日本起重機支部内

田中政光外四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七七五号 昭和五十一年三月二日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(四通)

請願者 東京都清瀬市松山二ノ一五ノ一四

幸外六千四百九十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七七六号 昭和五十一年三月二日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 札幌市中央区北三条西七丁目道立

社会福祉館内日本社会福祉労働組合

北海道支部内 池内喬外五千五

百名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七七七号 昭和五十一年三月三日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(二通)

請願者 東京都豊島区長崎三ノ二二六ノ四同

援どしま保育園内 山城君榮外七

千三百五十名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七七八号 昭和五十一年三月二日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(四通)

請願者 東京都渋谷区初台一ノ一七ノ二二

大和田菊枝外三千九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七七九号 昭和五十一年三月三日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(四通)

請願者 東京都板橋区加賀一ノ一八ノ一

小村邦子外四十九名

紹介議員 岩間 正勇君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七八〇号 昭和五十一年三月一日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(一通)

請願者 東京都掛川市掛川六六一 山田勝

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七八一号 昭和五十一年三月一日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(一通)

請願者 札幌市中央区北三条西七丁目道立

社会福祉館内日本社会福祉労働組合

北海道支部内 池内喬外五千五

百名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七八二号 昭和五十一年三月三日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都豊島区長崎三ノ二二六ノ四同

援どしま保育園内 山城君榮外七

千三百五十名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七八三号 昭和五十一年三月三日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都板橋区加賀一ノ一八ノ一

小村邦子外四十九名

紹介議員 岩間 正勇君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七八四号 昭和五十一年三月三日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区東糀谷五ノ五ノ全

国金属労働組合東京地本日本起重機支部内

田中政光外四十九名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七八五号 昭和五十一年三月三日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六ノ一三

ホワイトビル内東京都保育所労働組合内

三上君江外八千三百十

紹介議員 合内 永井久子外四十九名

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八三六号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区矢口二ノ二一ノ一六

紹介議員 加藤 進君  
朝山光子外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八三七号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区大森南二ノ一一〇

紹介議員 春日 正一君  
九根岸春雄外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八三八号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区新蒲田三ノ一六ノ一  
五 鳩貝節子外四十九名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八三九号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区蒲田二ノ一三ノ一七

紹介議員 春日 正一君  
五 鳩貝節子外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八四〇号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都北区西ヶ原四ノ四三ノ一  
白杉美知子外四十九名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八四一號 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都北区西ヶ原四ノ四三ノ一  
白杉美知子外四十九名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八四二号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区羽田三ノ一四ノ一〇

紹介議員 小巻 敏雄君  
村石サト外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八四三号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都品川区東品川三ノ四ノ一九

紹介議員 近藤 忠孝君  
伊東敏枝外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八四四号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区蒲田二ノ一三ノ一七

紹介議員 須藤 五郎君  
菊池文子外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八四五号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区蒲田二ノ一三ノ一七

紹介議員 立木 洋君  
四 並木博外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八四六号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区大森南二ノ一九ノ一

紹介議員 立木 洋君  
四 並木博外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八四七号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区蒲田二ノ一三ノ一七

紹介議員 内藤 功君  
○ 三吉光雄外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八四八号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区下丸子一ノ四ノ一三

紹介議員 橋本 敦君  
篠原サト外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八四九号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 横浜市旭区今宿町一、九七二ノ一  
ノ一〇一 高山和彦外五十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五〇号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区羽田四ノ八ノ七  
萩 萩  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五一号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区矢口二ノ二一 田村  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五二号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 美智子外四十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五三号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区蒲田三ノ一六ノ七  
田村  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五四号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区蒲田三ノ一六ノ七  
森田秀雄外五十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五五号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区羽田四ノ八ノ七  
萩 萩  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五六号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区蒲田三ノ一六ノ七  
高務清二外五十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五七号 昭和五十一年三月三日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都世田谷区下馬三ノ一一〇  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五六号 昭和五十一年三月四日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区新蒲田二ノ一ノ二一  
富田晴雄外五十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五六号 昭和五十一年三月四日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区蒲田三ノ一六ノ七  
角キク外五十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五六号 昭和五十一年三月四日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 小笠原貞子君  
上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五六号 昭和五十一年三月四日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 山形県新庄市大字昭和六三一  
保  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五六号 昭和五十一年三月四日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 小笠原貞子君  
加藤 進君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五六号 昭和五十一年三月四日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区蒲田三ノ一六ノ七  
森田秀雄外五十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八五六号 昭和五十一年三月四日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都品川区東五反田一ノ一ノ一  
高務清二外五十九名  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区多摩川一ノ五ノ一六

京谷有子外七十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八七一号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都足立区江北一ノ二二ノ三

小松崎武外五十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八七二号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一、七三

二 鈴木良栄外七十九名

紹介議員 岗脱タケ子君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八七三号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区羽田四ノ一七ノ七

長井則文外五十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八七四号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区西六郷二ノ三六ノ六

藤盛正知外五十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八七五号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(五通)

請願者 山形市旅篭町一ノ一〇ノ三〇福祉会館内日本福祉労働組合山形県支

部内 石栗栄市外七千五百五十九

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八八一号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区矢口三ノ二二ノ八

宇都宮政則外五十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八七六号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区羽田四ノ一七 高木 勝利外五十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八七七号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区矢口二ノ四ノ七 三 浦由喜外五十九名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八八二号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 神奈川県平塚市田村一、四六六 土屋博明外六十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八八三号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都大田区多摩川一ノ一四ノ一 七 本間修二外五十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第八八四号 昭和五十一年三月四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都江東区南砂五ノ一四ノ一五 馬場春喜外七十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第七七九号 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市中区新山下一ノ一ノ一 横山邦男外百六十九名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

第七七九号 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市西区浜松町四ノ二七 清水 文子外百四十名

紹介議員 青木 薫次君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七八〇号 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 名古屋市瑞穂区駒場町四ノ一七

紹介議員 早崎正則

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七八〇号 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 大東俊夫外五十九名

紹介議員 橋本 繁蔵君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第八五七号 昭和五十一年三月三日受理

療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願

請願者 山梨県韮崎市韮崎町一、五五五山 橋文勝

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

請願者 横浜市緑区長津田一四六 中村か  
つ外六十九名

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七八一號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七八一號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 横浜市南区中里町三ノ六ノ一九

紹介議員 中村仁外六十九名

西ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七八二號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七八二號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 横浜市神奈川区神大寺四二四 池

紹介議員 秋山 長造君

端八重外四十五名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七八三號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七八三號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 神奈川県横須賀市池上一ノ一ノ一

紹介議員 案納 勝君

井沢忠七外百七名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七八四號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七八四號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 神奈川県横須賀市林一ノ一八ノ二

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七八五號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七八六號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七八七號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七八七號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 横浜市南区八幡町二ノ一 山口よ  
ね外百九名

紹介議員 大塚 鶴君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七八八號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七八八號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 横浜市南区中村町四ノ二七四ノ一  
大曾根恒夫外六十名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七八九號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七八九號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 神奈川県大和市中央林間一ノ一七  
ノ一八 高橋れい子外九十二名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七九〇號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七九〇號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎四、六七  
八 安岡春吉外百十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七九五號 昭和五十一年三月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する  
請願

第七九六號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 横浜市磯子区磯子町四四〇 岩佐  
達彦外八十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七九七號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 横浜市磯子区磯子町四四〇 岩佐  
達彦外八十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七九八號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 静岡県熱海市泉一六五 佐藤学外  
八十六名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七九九號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 青森市勝田一ノ一八ノ一 藤田力  
外九十八名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第七九九號 昭和五十一年三月三日受理

請願者 神奈川県横須賀市舟倉町一、三五  
二 南トシ外五六六名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。



請願者 新潟県柏崎市栄町一四ノ七 品田 晴雄外百九名	請願者 新潟県柏崎市栄町一四ノ七 品田 晴雄外百九名
紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第八九五号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第八九五号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 新潟県十日町市昭和町一 大森賢 造外九十一名 紹介議員 野田 哲君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 新潟県十日町市昭和町一 大森賢 造外九十一名 紹介議員 野田 哲君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第八九六号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第八九六号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 北海道松山郡江差町茂尻町 前川 太一外九十八名 紹介議員 野々山一三君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 北海道松山郡江差町茂尻町 前川 太一外九十八名 紹介議員 野々山一三君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第八九七号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第八九七号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 札幌市東区北九条東一〇ノ一四 平田民子外九十四名 紹介議員 羽生 三七君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 札幌市東区北九条東一〇ノ一四 平田民子外九十四名 紹介議員 羽生 三七君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第八九八号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第八九八号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 札幌市東区北四八条東七丁目 佐々木伸子外七十九名 紹介議員 泰 豊君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 札幌市東区北四八条東七丁目 佐々木伸子外七十九名 紹介議員 泰 豊君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九〇〇三号 昭和五十一年三月四日受理 請願 增員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九〇〇三号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 北海道士別市西二条一丁目 藤田 外七十名 紹介議員 松永 忠二君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 北海道士別市西二条一丁目 藤田 外七十名 紹介議員 松永 忠二君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九一三号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九一三号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 新潟県柏崎市栄町一四ノ七 品田 晴雄外百九名 紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 新潟県柏崎市栄町一四ノ七 品田 晴雄外百九名 紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九〇四号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九〇四号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 札幌市南区南沢五〇八 須藤久則 外七十九名 紹介議員 浜本 万三君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 札幌市南区南沢五〇八 須藤久則 外七十九名 紹介議員 浜本 万三君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九〇五号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九〇五号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 小沢千恵子外七十八名 紹介議員 松本 英一君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 小沢千恵子外七十八名 紹介議員 松本 英一君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九〇六号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九〇六号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 北海道函館市深堀町一四ノ一二 紹介議員 福間 知之君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 北海道函館市深堀町一四ノ一二 紹介議員 福間 知之君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九〇七号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九〇七号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 米沢正芳外七十四名 紹介議員 宮之原貞光君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 米沢正芳外七十四名 紹介議員 宮之原貞光君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九〇八号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九〇八号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 北海道函館市榎本町八八ノ一四 紹介議員 保田 美子外六十六名 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 北海道函館市榎本町八八ノ一四 紹介議員 保田 美子外六十六名 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九〇九号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九〇九号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 上貢雄外百六名 紹介議員 森下 昭司君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 上貢雄外百六名 紹介議員 森下 昭司君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九一〇号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九一〇号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 北海道留萌市宮園町三ノ一五 井上貢雄外百六名 紹介議員 森中 守義君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 北海道留萌市宮園町三ノ一五 井上貢雄外百六名 紹介議員 森中 守義君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九一一号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九一一号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 北海道留萌市沖見町五丁目 長尾律子外九十五名 紹介議員 森中 守義君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 北海道留萌市沖見町五丁目 長尾律子外九十五名 紹介議員 森中 守義君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九一二号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九一二号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 角田和芳外百十九名 紹介議員 矢田部 理君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 角田和芳外百十九名 紹介議員 矢田部 理君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。
第九一三号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する	第九一三号 昭和五十一年三月四日受理 請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する
請願者 北海道旭川市春光台三条二丁目 橋秀夫外八十九名 紹介議員 安永 英雄君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。	請願者 北海道旭川市春光台三条二丁目 橋秀夫外八十九名 紹介議員 安永 英雄君 この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

請願 請願者 札幌市白石区中央一条三ノ三一  
浅沼省三外九十三名

紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

請願

第九一四号 昭和五十一年三月四日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 山形県米沢市吹屋敷町四ノ五 渡辺昌彦外百九名  
紹介議員 吉田忠三郎君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

請願 増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願  
第九一五号 昭和五十一年三月四日受理

請願者 山形県米沢市福田町二ノ三ノ一六  
紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第八一〇号 昭和五十一年三月三日受理

国保育行財政の改善に関する請願

請願者 大阪府枚方市楠葉中町三ノ六  
二二 横山葉月外一千七百七十六  
紹介議員 沢井タケ子君  
子どもと婦人の人権と生活を守るために、直ちに、次の事項を実施されたい。

第一、入所を希望するすべての子が利用できる、産休あけからの公立保育所を大量に建設すること。

二、無認可保育所へ公立並みに公費助成をし、父母負担を軽減すること。また、認可を取れるよう助成すること。

三、保育内容を豊かにするために、教材、給食、

人件費など保育措置費を引き上げ、物価、賃金に見合ったスライド制を探り入れること。

四、厚生省の徴収保育料のリンク制（保育単価が上がれば保育料が上がる）を改め、保育料の父母負担の軽減を図ること。

五、父母の勤務・通勤時間に見合った保育時間を職員と経費の増加で実施すること。

六、保育労働者の労働条件を改善し、大幅に人員を増員すること。

七、学童保育を制度化すること。また、現在保育を実施している自治体には、直ちに公費助成を行うこと。

八、国は地方自治体の超過負担の解消及び助成の保障を行うと同時に、地方自治体の福祉政策を後退させる自治省通達を撤回すること。

理由 今日、婦人の生活、労働の権利の保障、社会的地位の向上等国の施策が緊急に求められている。とりわけ婦人が働き続けるために、また、子どもの健やかな成長のために保育所の増設、保育料引下げ、保育内容の改善は切実な要求となつていている。現在二千万人を超える婦人労働者の五十九パーセントが既婚婦人といわれているが、相次ぐ物価値上がり、低賃金で多くの婦人が働くを得なくなっている。しかし、国の貧しい保育行政のもとで、公立の産休あけ保育所はほとんどなく、全国三千箇所以上の無認可保育所にたより、保育料も公立保育所で三万円以上もの地域もでている。

請願 児童福祉法に基づき、学童保育の制度化等に関する請願

第八六〇号 昭和五十一年三月四日受理

請願者 東京都八王子市日吉町一ノ二 藤沼秀三外百八十四名  
紹介議員 黒柳 明君  
この請願の趣旨は、第四号と同じである。

請願 第九一九号 昭和五十一年三月四日受理  
国保育行財政の改善に関する請願  
請願者 長野県下伊那郡鼎町大字鼎四、〇五ノ三  
鵜飼鍵一外千八百二十  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

紹介議員 沢井タケ子君  
子どもと婦人の人権と生活を守るために、直ちに、次の事項を実施されたい。

第一、入所を希望するすべての子が利用できる、産休あけからの公立保育所を大量に建設すること。

二、無認可保育所へ公立並みに公費助成をし、父母負担を軽減すること。また、認可を取れるよう助成すること。

三、保育内容を豊かにするために、教材、給食、

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 岩手県盛岡市緑ヶ丘一ノ二三ノ二  
三栗谷川寛衛外七千二百十二名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

請願 第九一四号 昭和五十一年三月四日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 山形県米沢市吹屋敷町四ノ五 渡辺昌彦外百九名  
紹介議員 吉田忠三郎君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

請願 第九一五号 昭和五十一年三月四日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 山形県米沢市福田町二ノ三ノ一六  
紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

請願 第八一〇号 昭和五十一年三月三日受理  
国保育行財政の改善に関する請願  
請願者 大阪府枚方市楠葉中町三ノ六  
二二 横山葉月外一千七百七十六  
紹介議員 沢井タケ子君  
子どもと婦人の人権と生活を守るために、直ちに、次の事項を実施されたい。

第一、入所を希望するすべての子が利用できる、産休あけからの公立保育所を大量に建設すること。

二、無認可保育所へ公立並みに公費助成をし、父母負担を軽減すること。また、認可を取れるよう助成すること。

請願 第九一九号 昭和五十一年三月四日受理  
国保育行財政の改善に関する請願  
請願者 長野県下伊那郡鼎町大字鼎四、〇五  
鵜飼鍵一外千八百二十  
紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第八一〇号と同じである。

紹介議員 沢井タケ子君  
子どもと婦人の人権と生活を守るために、直ちに、次の事項を実施されたい。

第一、入所を希望するすべての子が利用できる、産休あけからの公立保育所を大量に建設すること。

二、無認可保育所へ公立並みに公費助成をし、父母負担を軽減すること。また、認可を取れるよう助成すること。

三、保育内容を豊かにするために、教材、給食、

号)(第一二二八八号)(第一二二八九号)(第一二九〇号)(第一二二九一号)(第一二二九二号)(第一二二九三号)(第一二二九四号)(第一二二九五号)(第一二九六号)

一、雇用・失業緊急対策確立に関する請願(第一一六六号)

一、全国一律最低賃金制確立に関する請願(第一一六七号)

一、大體四頭筋短縮症対策に関する請願(第一一六八号)(第一一七〇号)(第一一八四号)(第一二二七号)(第一二二八号)(第一二二四三号)

(第一二四四号)

第一〇一七号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都多摩市桜ヶ丘一ノ四七〇四  
佐々木尚子外百十九名  
紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇一二号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六〇一  
百四十九名  
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇二三号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都三鷹市牟礼四ノ二ノ一九東  
京都保育所労働組合井の頭分会内  
西堀広子外七十九名  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇二四号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 千葉県鎌ヶ谷市佐津間一五三一酒  
入文子外二百四十九名  
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇二五号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都江東区大島六ノ一ノ一ノ  
一、〇二三 岡部東子外二百三十  
九名  
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇二六号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 川崎市高津区子母口四〇七〇一  
安部立子外九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇二七号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六〇一  
三ホワイトビル内 渡辺慧子外二  
百四十九名  
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇二八号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都大田区本羽田三ノ一ノ二〇  
鈴木勝雄外六千七百名  
紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇二九号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都杉並区阿佐谷北一ノ一五  
七 納村泰二外百八十九名  
紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇二九号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六〇  
二〇 東京都保育所労働組合杉並  
支部阿佐谷保育園分会内 三上康  
子外二百四十九名  
紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇二五号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都目黒区洗足一ノ三〇ノ五  
大塚宣彦外二百四十九名  
紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇三〇号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都目黒区緑が丘二ノ一六〇六  
ノ四 鎌田文子外五十九名  
紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇三五号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都練馬区石神井台五ノ一七  
請願者 千葉県船橋市高根台団地一六九ノ  
紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇三六号 昭和五十一年三月五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都足立区鹿沢五ノ二四ノ一  
ノ一〇七 沢田建治外四十九名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇八六号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ四一〇 豊川  
保育園内 軽部光寛外百四十九名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇八七号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ四一〇 豊川  
保育園内 小林幸子外百五十七名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇九〇号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ四一〇 豊川  
保育園内 藤垣美和子外百四十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇九一号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ四一〇 豊川  
保育園内 斎藤節子外百四十九名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇九二号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ四一〇 豊川  
保育園内 今野正夫外百四十九名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇九三号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都品川区西中延一ノ八ノ一六  
渡辺とみ子外七十九名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇九四号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ四一〇 豊川  
保育園内 山口裕裕外百四十九名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇九九号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ四一〇 豊川  
保育園内 吉岡美智子外百四十九名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇九五号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区堀船二ノ五ノ八 成田  
あい子外百四十九名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇九六号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ四一〇 豊川  
保育園内 今野正夫外百四十九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇九七号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区江北二ノ五ノ六 遠  
藤清司外百四十九名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一〇九八号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区平尾六ノ四九八平尾  
保育園内 山口裕裕外百四十九名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一一〇三号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区王子六ノ四一〇 豊川  
保育園内 九名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一一〇四号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区十条中原町二ノ一二ノ  
八 藤田和則外百四十九名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一一〇五号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都足立区扇一ノ一三ノ七 須

国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都杉並区桃井四ノ九ノ二 大  
草和子外二十九名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一一〇一号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都調布市国領町三ノ三ノ五  
暮地政夫外百四十九名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一一〇二号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区堀船二ノ五ノ八 倉繁  
昭八外百四十九名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一一〇三号 昭和五十一年三月六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都北区塙野谷来代子外百四十  
九名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

田清史外百四十九名	第一二九九号 昭和五十一年三月十一日受理	紹介議員 渡辺 武君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第一六二号 昭和五十一年三月八日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願	請願者 東京都稲城市平尾六ノ四九八平尾	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
請願者 東京都北区志茂三ノ四三ノ一九合	労働組合王子染料内 高橋清外八	紹介議員 上田耕一郎君	成化学産業労働組合連合日本化薬
千二百名	労働組合王子染料内 高橋清外八	紹介議員 加藤 進君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第一一七四号 昭和五十一年三月九日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願(二通)	紹介議員 次郎外十九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
請願者 東京都板橋区大谷口上町二三ノ一	東京都保育所労働組合陽光保育園	紹介議員 横浜市旭区笛野台一四二 常盤豊	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
分会内 高木律子外千七百四十六	東京都保育所労働組合陽光保育園	紹介議員 加藤 進君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
紹介議員 黒柳 明君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 小卷 敏雄君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第一一二九七号 昭和五十一年三月十一日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願	紹介議員 支部内 中村武男外十九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
請願者 東京都北区王子六ノ四ノ一〇豊川	都保育所労働組合平尾保育園分会	紹介議員 小卷 敏雄君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
保育園内 東京都保育所労働組合北	内竹内勇外十九名	紹介議員 支部内 中村武男外十九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
支部内 横山一男外十九名	東京都稲城市平尾六ノ四九八東京	紹介議員 小卷 敏雄君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
紹介議員 岩間 正男君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 内引浦ユキコ外十九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第一一二九八号 昭和五十一年三月十一日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願	紹介議員 近藤 忠孝君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
請願者 東京都稲城市平尾六ノ四九八東京	都保育所労働組合平尾保育園分会	紹介議員 内引浦ユキコ外十九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
都保育所労働組合平尾保育園分会	内椎名洋外十九名	紹介議員 近藤 忠孝君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
紹介議員 岩間 正男君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 内引浦ユキコ外十九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第一一二九九号 昭和五十一年三月十一日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願	紹介議員 内引浦ユキコ外十九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
請願者 東京都稲城市平尾六ノ四九八東京	都保育所労働組合平尾保育園分会	紹介議員 近藤 忠孝君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
都保育所労働組合平尾保育園分会	内椎名洋外十九名	紹介議員 近藤 忠孝君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
紹介議員 神谷信之助君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 内引浦ユキコ外十九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第一一二九九号 昭和五十一年三月十一日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願	紹介議員 近藤 忠孝君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
請願者 東京都稲城市平尾六ノ四九八東京	都保育所労働組合平尾保育園分会	紹介議員 内引浦ユキコ外十九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
都保育所労働組合平尾保育園分会	内椎名洋外十九名	紹介議員 近藤 忠孝君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
紹介議員 沢田 賢治君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 野坂 参三君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第一一二九九号 昭和五十一年三月十一日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願	紹介議員 野坂 参三君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
請願者 東京都稲城市平尾六ノ四九八東京	都保育所労働組合平尾保育園分会	紹介議員 高橋博治外九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
都保育所労働組合平尾保育園分会	内藤岡まり子外十九名	紹介議員 高橋博治外九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
紹介議員 須藤 五郎君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 野坂 参三君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第一一二九九号 昭和五十一年三月十一日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願	紹介議員 須藤 五郎君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
請願者 東京都稲城市平尾六ノ四九八東京	都保育所労働組合平尾保育園分会	紹介議員 高橋博治外九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
都保育所労働組合平尾保育園分会	内藤岡まり子外十九名	紹介議員 高橋博治外九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
紹介議員 沢田 賢治君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 野坂 参三君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第一一二九九号 昭和五十一年三月十一日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願	紹介議員 野坂 参三君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
請願者 東京都稲城市平尾六ノ四九八東京	都保育所労働組合平尾保育園分会	紹介議員 高橋博治外九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
都保育所労働組合平尾保育園分会	内松下正敏外十九名	紹介議員 高橋博治外九名	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
紹介議員 星野 力君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 星野 力君	この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第四一二四号と同じである。

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 沖縄県那覇市識名九五九 仲宗根

みつ外四十九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七五号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七六号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 群馬県伊勢崎市連取町一、二五

石川良江外四十九名

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七〇号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七一号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 栃木県大田原市浅香町三、五八七

ノ一三 星悦子外四十九名

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七二号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

紹介議員 沢脱タケ子君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七三号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 内藤 功君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七四号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇六四号 昭和五十一年三月五日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 長野市松代町松代五八一 石坂利

武外十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四一二四号と同じである。

第一〇六五号 昭和五十一年三月十一日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都稻城市平尾六ノ四九八東京

都保育所労働組合平尾保育園分会

内 鈴木豊彦外十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四一二四号と同じである。

第一〇六六号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 群馬県高崎市井野町二七六 引田 久美子外四十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇六七号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 武雄外四十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇六八号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 群馬県太田市藤久良二六ノ二 久 保田らむ外四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇六九号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 愛知県豊橋市大清水町字大清水九

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第一一二九号と同じである。

第一〇七〇号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 木俊子外四十九名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一一二九号と同じである。

第一〇七一号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 高田博夫外四十九名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七二号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 群馬県宇都宮市宿郷町四三九 青

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七三号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 滝賀光子外四十九名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七四号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 岡田信子外四十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇七五号 昭和五十一年三月五日受理

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 横沢ミハル外四十九名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第八一二二号と同じである。

第一〇八〇号 昭和五十一年三月五日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 滋賀県八日市市ひばり丘町二二ノ一 ○ 山内正行外四十九名	紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一〇八一号 昭和五十一年三月五日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 新潟県三条市旭町三一一ノ一 諸橋庸介外四十九名	紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一〇八二号 昭和五十一年三月五日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 滋賀県甲賀郡信楽町長野 谷博外四十九名	紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一四六号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 高知市大膳町五八ノ一 片岡峰子外九十九名	紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一四七号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 香川県高松市木太町二、五七四ノ一 有沢孝子外九十九名	紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五四号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 香川県高松市西宝町二ノ一二ノ一 古川緑外九十九名	紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五三号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 新潟県新津市田家三ノ四ノ五 和泉キヨミ外九十九名	紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五四号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 群馬県太田市石原一、〇四八 山田誠義外九十九名	紹介議員 塚田 大顯君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一四九号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 子外九十九名	紹介議員 井阪義外九十九名
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一四五号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 高知市宝町三〇ノ一三 萩野雅子外九十九名	紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五五号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 新潟県新津市中沢町一八ノ三 谷恒子外九十九名	紹介議員 坂田 大顯君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五六号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 新潟県新津市中新田四三四 布施止子外九十九名	紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五六号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 小笠原貞子君	紹介議員 林健子外九十九名
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五〇号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 群馬県前橋市総社町植野一四一ノ一 二五 掛川靖子外九十九名	紹介議員 小巻 敏雄君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五六号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 高知県宿毛市桜町四、九〇八 伊与田宏外九十九名	紹介議員 加藤 進君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五六号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 新潟県土佐市高岡町犬ノ場 神崎久恵外九十九名	紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五二号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 高知県土佐市高岡町犬ノ場 神崎久恵外九十九名	紹介議員 久恵外九十九名
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五七号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 福島県耶麻郡磐梯町一ノ沢三八 大田ふみ子外九十九名	紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五八号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 福島県耶麻郡磐梯町一ノ沢三八 須藤 五郎君	紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一五九号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 高知県安芸市伊尾木五六九 門田角田佳子外九十九名	紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
第一一六〇号 昭和五十一年三月八日受理 乳幼児医療費無料の制度化に関する請願 請願者 新潟県新津市中沢町一八ノ三 狩狩谷恒子外九十九名	紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。	この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一六一号 昭和五十一年三月八日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 三重原鈴鹿市加佐登町 増田久子  
外九十九名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一八五号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 山梨県富士吉田市上暮地三、一三  
一 志賀恵子外四十九名

紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一八六号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 栃木県足利市五十部町八七八 小  
川けい子外七十四名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一八七号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 茨城県日立市城南町一ノ八〇一〇  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九〇号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 山梨県富士吉田市上暮地三〇六 宮城  
生慎外四十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九一号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 群馬県伊勢崎市三光町一〇八  
大塚和子外四十九名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九二号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 滋賀県愛知郡愛東町上岸本 高橋  
久枝外四十九名

紹介議員 沢脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九三号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 滋賀県近江八幡市宮内町 清水英  
夫外四十九名

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九四号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 茨城県日立市中成沢町一ノ一五  
三三 森田誠子外四十九名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九五号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 神奈川県鎌倉市今泉 赤堀知通外  
外四十九名

第一一八九号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 山梨県甲府市伊勢一ノ四ノ七 真  
壁三三子外四十九名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九〇号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 沖縄県那覇市字寄宮三〇六 宮城  
生慎外四十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九一号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 沖縄県古河市鶴巣六九一 金井完  
次外四十九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九六号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 群馬県高崎市井野町七八一 高橋  
勝太郎外四十九名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九七号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市石井町二、八〇〇  
泉光子外四十九名

紹介議員 塚田 大顧君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九八号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 東京都足立区足立一ノ三五ノ一  
会谷忠義外四十九名

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一九九号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 木文代外七十四名  
渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一二〇〇号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 栃木県足利市五十部町八九七  
茂  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一二〇一号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 山梨県韮崎市韮崎町一、〇六四  
西中山勉外四十九名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一二〇二号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 山梨県韮崎市韮崎町一、〇六四  
西中山勉外四十九名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一二〇三号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 栃木県宇都宮市茂原町一ノ四  
崎清外四十九名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一二〇四号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 山梨県富士吉田市上吉田九一 小  
林一美子外四十九名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一二〇五号 昭和五十一年三月九日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 栃木県足利市五十部町八九七  
茂  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一一二七七号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 神奈川県鎌倉市今泉 赤堀知通外  
外四十九名

乳幼児医療費無料の制度化に関する請願

請願者 新潟県東頸城郡松之山町大字浦田

紹介議員 岩間 正男君  
佐藤彦平外二十三名

この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二七八号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 新潟県東頸城郡松之山町天水島  
久保田真市外二十四名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二七九号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 広島県三原市沼田東町 岡崎文子  
外二十四名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二八〇号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 新潟県東頸城郡松之山町五十子平  
鈴木梅郎外二十八名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二八一号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 沖縄県糸満市糸満一、四三五 玉  
城芳子外九名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二八二号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 大阪府茨木市上種積一ノ四ノ二〇  
八木静子外二十四名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二八三号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 沖縄県糸満市糸満一、四八九 奥  
沢千賀子外九名

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二八四号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 新潟県東頸城郡松之山町天水越  
佐藤巳代司外二十四名

紹介議員 豪脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二八五号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 新潟県西大畠町五、二一四 豊田  
勝外二十一名

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二八六号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 涌井正二外二十四名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二八七号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 広島県三原市旭町 中山初子外九

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二八八号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 新潟県東頸城郡松之山町鬼口 樋  
立木 洋君

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二八九号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 広島県三原市東町四、三一九ノ一  
寺崎幸子外五名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二九〇号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 兵庫県伊丹市春日丘三ノ三一 平  
林哲子外十八名

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二九一号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 沖縄県糸満市糸満九五四  
代子外五名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二九二号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 兵庫県伊丹市西野字芝小松原二ノ  
三ノ四ノ二五 奥田功外二十三名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二九三号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 新潟県東頸城郡松之山町天水島

紹介議員 高橋 フヨ外十二名  
紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二九四号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 新潟県東頸城郡松之山町鬼口 樋  
立木 洋君

紹介議員 口健二外二十四名  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二九五号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 広島県福山市郷分町一、〇二六ノ一  
中広美智子外二十四名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二九六号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 広島県福山市東深津町五五ノ三  
一 勇木純子外二十四名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二九七号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 富山県高岡市伏木湊町一四ノ六全  
桜井長外二十四名

紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一二九八号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 日自労伏木分会内 国谷政一外千  
十五名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第一二九九号 昭和五十一年三月十一日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 百三十九名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一三〇〇号 昭和五十一年三月八日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 新潟県上野市八幡町 原武一郎外  
八五

この請願の趣旨は、第五六九号と同じである。

第一六八号 昭和五十一年三月九日受理  
大腿四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県東八代郡御坂町成田七五五  
上川克巳外二千二百名

紹介議員 矢追 秀彦君

大腿四頭筋短縮症患者の救済対策のため、次の措置を講ぜられたい。

一、大腿四頭筋短縮症の原因究明と責任の明確化

二、全国各地に及ぶ患者児童の完全なる実態を把握すること。

三、患者児童の完全治療法の確立を図ること。

四、治療のため専門研究機関を設置すること。  
(国と地方自治体)

五、認定患者の治療費を全額公費の負担とするこ

と。

六、教育・就職等、患者児童の生涯保障の確立を図ること。

七、医療規制等に基づく未然防止の確立を図ること。

#### 理由

ここ数年、社会的問題になつてゐる大腿四頭筋短縮症患者は、関係機関の具体的対策も進まぬ状況の中でますます増加の一途をたどつてゐる。既にこれら患者児童を持つ家庭はもとより、幼児を抱える親の不安は極めて大きく、この重大な医療公害に対する抜本的対策は急を要するところである。殊に山梨県は全国に比べて多発地域である。

第一一七〇号 昭和五十一年三月九日受理  
大腿四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県塩山市上於曾一、九二五  
広瀬美津江外二千九十四名

紹介議員 太田 淳夫君  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

三月二十六日本委員会に左の案件を付託された。  
一、国民の社会福祉改善等に関する請願(第一

第一一八四号 昭和五十一年三月九日受理  
大腿四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県北巨摩郡大泉村谷戸一、九四四  
原末博外三千三百九十四名

紹介議員 黒柳 明君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一一二二七号 昭和五十一年三月十日受理  
大腿四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県韮崎市富士見ヶ丘 栃木芳江外千八百七十三名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一一二二八号 昭和五十一年三月十日受理  
大腿四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県甲府市住吉本町五七五二  
赤沢徳忠外二千三百三十八名

紹介議員 中尾 辰義君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一一二二九号 昭和五十一年三月十一日受理  
大腿四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県東八代郡石和町中川三一九  
杉本茂外千五百二名

紹介議員 上林繁次郎君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一一二四四号 昭和五十一年三月十一日受理  
大腿四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県甲府市古府中町一、四四二一  
及川順郎外二千名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一一二四五号 昭和五十一年三月十一日受理  
大腿四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県塩山市上於曾一、九二五  
広瀬美津江外二千九十四名

紹介議員 太田 淳夫君  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

八七九号(第一八八〇号)(第一八八一號)(第一八八二號)(第一八八三號)(第一八八四號)	第一六二八号 昭和五十一年三月十五日受理
一八八一號)(第一八八二號)(第一八八三號)(第一八八四號)	国民の社会福祉改善等に関する請願
(第一八八五号)(第一八八六号)(第一八八七号)(第一八八八号)(第一八八九号)(第一八九〇号)(第一八九一号)(第一八九二号)(第一八九三号)(第一八九四号)(第一八九五号)(第一八九六号)(第一八九七号)(第一八九八号)(第一八九九号)	請願者 東京都北区王子六ノ四ノ一〇豊川保育園内東京都保育所労働組合内北支部内 大高妙子外九名
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 小笠原貞子君
第一六二九号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 京都市下京区花屋町通 田中かず	紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 加藤 遼君
第一四三七号 昭和五十一年三月十三日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願(二通)
請願者 東京都練馬区小竹町二ノ六天城	紹介議員 山田 徹一君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 春日 正一君
第一六三〇号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○ 小林良二外四十九名	紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 岩間 正勇君
第一六二六号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 東京都足立区西新井本町一ノ一〇	紹介議員 岩間 正勇君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 上田耕一郎君
第一六二七号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 東京都北区王子六ノ四ノ一〇豊川保育園内東京都保育所労働組合北支部内 小森堅一外九名	紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 河田 賢二君
第一六三一号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 鎌田吉郎外四十九名	紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 河田 賢二君
第一六三二号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 土肥三千子外九名	紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 河田 賢二君
第一六三三号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 三枝清外九名	紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 安武 洋子君
第一六三四号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○八 佐藤純外九名	紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 小巻 敏雄君
第一六三五号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 福田スヨ子外九名	紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 福田スヨ子外九名
第一六三六号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 石川松雄外四十九名	紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 東京都足立区西新井本町四ノ二二
第一六三七号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 土肥三千子外九名	紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 河田 賢二君
第一六三八号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 鈴木孝雄外九名	紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 立木 洋君
第一六三九号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 佐藤一外四十九名	紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 安武 洋子君
第一六四〇号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 竹沢謙外二十九名	紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 竹沢謙外二十九名
第一六四一号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 志賀美子外九名	紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 野坂 参三君
第一六四二号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 東京都足立区西新井本町四ノ一七	紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 橋本 敦君
第一六四三号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 鈴木孝雄外九名	紹介議員 星野 力君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 星野 力君
第一六四四号 昭和五十一年三月十五日受理	国民の社会福祉改善等に関する請願
請願者 ○一 横浜市旭区本宿町一四四	紹介議員 安武 洋子君
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。	紹介議員 安武 洋子君

第一六四四号 昭和五十一年三月十五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都足立区西新井本町一ノ二〇

紹介議員 山中 郁子君  
鈴木幸代外九名  
この請願の趣旨は、第四四四号と同じである。

第一六四五号 昭和五十一年三月十五日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都北区豊島五ノ四ノ一ノ八ノ  
一 茂木由美子外四十九名  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一八〇八号 昭和五十一年三月十七日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘七ノ一四ノ  
四 増田綾子外五百二十九名  
紹介議員 藤原 房雄君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一八〇八号 昭和五十一年三月十七日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 東京都北区豊島五ノ四ノ一ノ八ノ  
一 茂木由美子外四十九名  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一八〇八号 昭和五十一年三月十七日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘七ノ一四ノ  
四 増田綾子外五百二十九名  
紹介議員 藤原 房雄君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一八〇八号 昭和五十一年三月十七日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願  
請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘七ノ一四ノ  
四 増田綾子外五百二十九名  
紹介議員 藤原 房雄君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一四三八号 昭和五十一年三月十三日受理  
大腸四頭筋短縮症対策に関する請願  
請願者 山梨県甲府市寿町三ノ八 村松と  
も子外千九百八十名  
紹介議員 山田 徹君  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一四三八号 昭和五十一年三月十三日受理  
大腸四頭筋短縮症対策に関する請願  
請願者 山梨県甲府市寿町三ノ八 村松と  
も子外千九百八十名  
紹介議員 山田 徹君  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一七九四号 昭和五十一年三月十六日受理  
大腸四頭筋短縮症対策に関する請願  
請願者 森本さくの外四千四百八十五名  
紹介議員 小平 芳平君  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一八〇〇号 昭和五十一年三月十七日受理  
大腸四頭筋短縮症対策に関する請願  
請願者 山梨県甲府市美咲一ノ七ノ一  
一  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一八〇〇号 昭和五十一年三月十七日受理  
大腸四頭筋短縮症対策に関する請願  
請願者 山梨県甲府市美咲一ノ七ノ一  
一  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

第一八〇〇号 昭和五十一年三月十七日受理  
大腸四頭筋短縮症対策に関する請願  
請願者 山梨県甲府市美咲一ノ七ノ一  
一  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。

佐藤広子外千九十七名  
紹介議員 三木 忠雄君

この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四五六号 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 東京都大田区南千束一ノ二六ノ六  
高岡久司外九十九名  
紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四五七号 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 山梨県甲府市千塚一ノ三ノ三 浅川富士夫外一千五百九十九名  
紹介議員 桑名 義治君  
この請願の趣旨は、第一一六八号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四五五号 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 東京都品川区南品川一ノ五ノ一四  
大須賀桂子外九十九名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四五五号 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 東京都大田区雪谷大塚町一八ノ三  
米沢五郎外九十九名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四五八号 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 東京都昭島市松原町一ノ九ノ一四  
福富ひさ江外四十九名  
紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四五八号 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 東京都立川市砂川町一、八六六ノ  
二ノ二一ノ二〇二 山口文子外九十九名  
紹介議員 沢脱タケ子君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四五九号 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 東京都府中市北山町三ノ四ノ二〇  
鈴木千代女外十四名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四五九号 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 東京都中野区東中野一ノ一七ノ一  
一四 山内貫司外九十九名  
紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四五九号 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 東京都北区豊島四ノ二三ノ一  
長谷井多美子外九十九名  
紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四五九号 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 東京都大田区大森西二ノ四ノ一  
和田智充外九十九名  
紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第一四六一號 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 平野妙子外四十九名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

第一四六二號 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 第一四六二號 昭和五十一年三月十三日受理  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願  
請願者 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。  
福社年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

請願者 東京都北区王子六ノ六 金子トモ  
子外九十九名

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

紹介議員 須藤 五郎君

第一四六六号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四六七号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四六八号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四六九号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四七〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四七一號 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四七二号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四七三号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四七四号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四七五号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四七六号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四七七号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四七八号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四七九号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

第一四八〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

請願者 東京都昭島市宮沢町一九五 関根 良長外九十九名

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

紹介議員 橋本 敦君

第一四八一号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

請願者 東京都中央区渋谷一ノ三ノ六 出口 賢太郎外九十九名

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

紹介議員 星野 力君

第一四八二号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

請願者 東京都豊島区千川町二ノ二六 大 津渡外四十九名

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

紹介議員 岩間 正男君

第一四八三号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

請願者 東京都町田市相原町一、八〇九ノ一二八 山岸令子外九十九名

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

紹介議員 山中 郁子君

第一四八四号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する請願

請願者 東京都北区豊島三ノ七ノ一三 郷 和子外九十九名

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

紹介議員 岩間 正男君

第一四八五号 昭和五十一年三月十三日受理  
福祉向上を公約する三木内閣が、眞に全国民の立場にたつて、次の事項の実現に全力をそそぐよう希望する。

紹介議員 岩間 正男君

第一四八六号 昭和五十一年三月十三日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

紹介議員 岩間 正男君

第一四八七号 昭和五十一年三月十三日受理  
年金改善のために、

紹介議員 岩間 正男君

第一四八八号 昭和五十一年三月十三日受理  
年金をいますぐ、月三万円、拠出制国民年金をいますぐ月四万円に引き上げること。

紹介議員 岩間 正男君

第一四八九号 昭和五十一年三月十三日受理  
年金の併給制限、支給停止の制限は一切撤廃すること。

紹介議員 岩間 正男君

第一四九〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
年金に税金をかけないこと。

紹介議員 岩間 正男君

第一四九一号 昭和五十一年三月十三日受理  
年金財政は、積立方式をやめて賦課方式にするための検討を直ちに開始すること。

紹介議員 岩間 正男君

第一四九二号 昭和五十一年三月十三日受理  
すべての地方自治体は、六十五歳以上の高齢者に差別なく月五千円の敬老年金を支給すること。

紹介議員 岩間 正男君

第一四九三号 昭和五十一年三月十三日受理  
労働者医療保険の保険料負担割合を労働者

三、経営者七とすること。

理由

インフレと不況で国民の生活がかつてない困難に陥っている今日、老人、障害者、患者など経済基盤の弱い人びとはもちろんのこと、国民すべてが、いま国民本位の医療制度の確立を強く求めている。

第一四八四号 昭和五十一年三月十三日受理  
医療保険の大改悪反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都品川区南大井六ノ一九ノ四 悅見三千代外四十二名

紹介議員 星野 力君

第一四八五号 昭和五十一年三月十三日受理  
医療保険の大改悪反対、医療制度の改善に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台四ノ六ノ七 都 築藤次外二名

紹介議員 岩間 正男君

第一四八六号 昭和五十一年三月十三日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都北区赤羽台四ノ六ノ七 都 築藤次外二名

紹介議員 岩間 正男君

第一四八七号 昭和五十一年三月十三日受理  
年金改善のために、

紹介議員 岩間 正男君

第一四八八号 昭和五十一年三月十三日受理  
年金をいますぐ、月三万円、拠出制国民年金をいますぐ月四万円に引き上げること。

紹介議員 岩間 正男君

第一四八九号 昭和五十一年三月十三日受理  
年金の併給制限、支給停止の制限は一切撤廃すること。

紹介議員 岩間 正男君

第一四九〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
年金に税金をかけないこと。

紹介議員 岩間 正男君

第一四九一号 昭和五十一年三月十三日受理  
年金財政は、積立方式をやめて賦課方式にするための検討を直ちに開始すること。

紹介議員 岩間 正男君

第一四九二号 昭和五十一年三月十三日受理  
すべての地方自治体は、六十五歳以上の高齢者に差別なく月五千円の敬老年金を支給すること。

紹介議員 岩間 正男君

と。

高齢者医療改善のために、

目標に当面六十五歳に引き下げ、すべての所得

制限、支給制限をなくすこと。費用は全額公費

とすること。

八、いまでぐ各県一箇所の老人専門病院を建設す

ること。併せて、すべての国公立病院に老人専

用ベットを配置すること。

九、六十歳以上の高齢者からは、差額徴収を取ら

ないこと。

老人福祉の充実・予算の拡充のために、

十、六十五歳以上の高齢者には、すべての交通機

関の運賃を無料とすること。

十一、寝たきりの高齢者の特別養護ホームを緊急

に大量建設すること。

十二、国と自治体の責任と費用負担で、寝たきり

老人訪問、看護体制を設け、訪問看護料を保障

すること。

十三、政府と地方自治体は、一般雇用につくこと

ができない高齢者の就労を保障するため、高齢

者事業を開発実施すること。

十四、公営住宅への高齢者の優先入居、高齢者住

宅、居室を優先確保する政策を確立すること。

十五、経営者は、老人福祉法の理念に立つて、定

年制を当面六十歳まで延長すること。併せて退

職金は大都市で家一軒建てる金額を保障す

ることなど、老齢保障確立のため努力すること。

#### 理由

公共料金の値上げ、日常諸物価の値上がり、雇用不安の拡大に伴う「高齢者・退職者の就職難、医療費の値上げに伴う病気の不安など、私たち弱い立場の退職者、高齢者にとって、いま国会で審議されている五十一年度予算は、極めて厳しく、冷たいものと言わざるを得ない。

第一四八七号 昭和五十一年三月十三日受理

退職者の生活保障確立に関する請願  
第一四八八号 昭和五十一年三月十三日受理

請願者 岩月光外二名

退職者の生活保障確立に関する請願  
第一四八九号 昭和五十一年三月十三日受理

紹介議員 上田耕一郎君

英朝外二名

第一四八九号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 小笠原貞子君

第一四九〇号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 加藤 進君

第一四九〇号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 春日 正一君

第一四九〇号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 瀬谷信之助君

第一四九〇号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 濑豊雄外二名

第一四九一号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 須藤 五郎君

第一四九一号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 東京都墨田区本所二ノ三一ノ一 増

第一四九二号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 立木 洋君

第一四九二号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 東京都港区白金台二一ノ九ノ一七

第一四九三号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 岩田栄作外二名

第一四九四号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 杏脱タケ子君

第一四九四号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 東京都新宿区若葉一ノ一三 萩野

第一四九五号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 本瀧一外二名

第一四九五号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 東京都目黒区東山三ノ六一 松

第一四九六号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 近藤 忠孝君

第一四九六号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 東京都練馬区貫井四ノ三九ノ八

第一四九七号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 橋謹治外二名

第一四九七号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 東京都墨田区本所二ノ三一ノ一 増

第一四九八号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 岩月光外二名

第一四九九号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 岩月光外二名

第一五〇〇号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 内藤 功君

第一五〇〇号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 千葉県東葛飾郡浦安町堀江四八〇

第一五〇一号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 長尾吉郎外二名

第一五〇一号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 東京都町田市玉川学園三ノ二二三ノ一

第一五〇二号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 一九 平林榮三外二名

第一五〇二号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 東京都世田谷区瀬田六ノ九ノ六

第一五〇三号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 一〇七 渡辺作治外二名

第一五〇三号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 東京都町田市玉川学園三ノ二二三ノ一

第一五〇四号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 星野 力君

第一五〇四号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 今野忠外二名

第一五〇五号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

紹介議員 立木 洋君

第一五〇五号 昭和五十一年三月十三日受理

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

請願者 東京都葛飾区西新小岩五ノ一六ノ

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一四九八号 昭和五十一年三月十三日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 岩田栄作外二名

紹介議員 塚田 大願君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一四九九号 昭和五十一年三月十三日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 岩田栄作外二名

紹介議員 岩田栄作外二名  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一五〇〇号 昭和五十一年三月十三日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 岩田栄作外二名

紹介議員 岩田栄作外二名  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一五〇一号 昭和五十一年三月十三日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 岩田栄作外二名

紹介議員 岩田栄作外二名  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一五〇二号 昭和五十一年三月十三日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 岩田栄作外二名

紹介議員 岩田栄作外二名  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一五〇三号 昭和五十一年三月十三日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 岩田栄作外二名

紹介議員 岩田栄作外二名  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一五〇四号 昭和五十一年三月十三日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 岩田栄作外二名

紹介議員 岩田栄作外二名  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一五〇五号 昭和五十一年三月十三日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 岩田栄作外二名

紹介議員 岩田栄作外二名  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

九 鳥山新一外二名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一五〇四号 昭和五十一年三月十三日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 川崎市中原区上平間九五六 山下

紹介議員 久雄外二名

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一五〇五号 昭和五十一年三月十三日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都杉並区本天沼二ノ二四ノ二

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七三三号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都目黒区八雲一ノ七ノ一 大

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七三三号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 久保鶴藏外二名

紹介議員 関口菊江

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七三四号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都新宿区上落合三ノ二二ノ二

紹介議員 青木 薫次君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七四五号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都北区赤羽南一ノ一七ノ一三

紹介議員 鈴木芳子

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七三五号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都板橋区常盤台三ノ七 小原 勇吉

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七三六号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都品川区西品川一ノ四ノ一

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七三七号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都中野区本町一ノ一ノ一 印 南サカエ

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七三八号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢三ノ三一ノ七

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七三九号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 田中寛

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七四〇号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七四一号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 本山ゆき

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七四二号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都大田区多摩川二ノ一八ノ一

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七四三号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都大田区多摩川二ノ一八ノ一

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七四四号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 千葉県銚子市興野二ノ八○ 寺井 四郎

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七四五号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 茨城県水戸市千波町一、二三四

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七五〇号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 滋賀県守山市

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七五一号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 横浜市鶴見区上末吉三ノ四ノ八

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七五六号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都港区赤坂七ノ七ノ一三 近藤四郎

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七五七号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都港区赤坂七ノ七ノ一三

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七五八号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都港区赤坂七ノ七ノ一三

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七五九号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都品川区東中延一ノ九ノ四

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七六〇号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都港區上末吉三ノ四ノ八

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七六一号 昭和五十一年三月十六日受理

退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 横浜市鶴見区上末吉三ノ四ノ八

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十一年五月十一日 【参議院】

第一七五一号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 千葉県印旛郡四街道町和良比二二  
紹介議員 小柳 勇君 六 長門義保

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七五七号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 横浜市港北区仲手原一ノ二五ノ一  
紹介議員 鈴木美枝子君 ○ 石井良三

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七五八号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区磯子町七五〇ノ一二  
紹介議員 鈴木 力君 田中一雄

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七六三号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 千葉市花園一ノ五ノ一四 相沢寛  
紹介議員 佐々木静子君 二郎

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七六四号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都大田区西蒲田四ノ二〇ノ一  
紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七六九号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都東村山市栄町一ノ三七 湯  
紹介議員 濑谷 英行君 山源三

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七〇号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 埼玉県大宮市高鼻町一ノ三八〇  
紹介議員 田中寿美子君 小林一郎

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七一号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都立川市錦町三ノ一ノ三三  
紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七二号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都品川区旗の台一ノ四ノ八  
紹介議員 伊藤今朝市 重

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七三号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区中原一ノ九ノ六 加  
紹介議員 竹田 現熙君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七四号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都立川市錦町三ノ一ノ三三  
紹介議員 伊藤宇吉

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七五号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区杉田町一ノ二一〇  
紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七六号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都立川市錦町三ノ一ノ三三  
紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七七号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区中原一ノ九ノ六 加  
紹介議員 竹田 現熙君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 川崎市幸区南加瀬二、八八三 政  
紹介議員 木真寿雄

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都大田区田園調布五ノ四  
紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都日野市仲町二、五八五 馬  
紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都八王子市石川町一、四九四  
ノ一 立川貞治

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都大宮市大和田町一ノ六二八  
ノ一 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大和田町一ノ六二八  
ノ一 岩田将穂

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 埼玉県与野市与野二一五 小川輝  
紹介議員 崎博

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都北区堀船二ノ一八ノ三 宮  
谷原重徳

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 埼玉県与野市与野二一五 小川輝  
紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都北区堀船二ノ一八ノ三 宮  
崎博

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
退職者の生活保障確立に関する請願

請願者 東京都北区堀船二ノ一八ノ三 宮  
崎博

紹介議員 野口 忠夫君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七三号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 東京都北区赤羽西五ノ三 橋本敏雄

紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七四号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 千葉県柏市増尾一、一二一 永浦音次郎

紹介議員 野々山一三君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七五号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 千葉県八千代市八千代台北七ノ一四ノ八 竹内照男

紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七六号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 栃木県塙谷郡氏家町大字氏家一、八一八ノ一 小平九吾

紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七七号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 東京都北区堀船二ノ一八ノ一ノ三〇二 川島茂

紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七八号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 東京都北区赤羽西五ノ三 橋本敏雄

紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七八一號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 千葉県柏市八千代台北七ノ一四ノ八 竹内照男

紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七八二號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 東京都北区堀船二ノ一八ノ一ノ三〇二 川島茂

紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七八号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 横浜市旭区笛野台三一 出水正雄

紹介議員 福間 知之君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七九号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 埼玉県浦和市大谷場一、六六七

紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七〇号 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 東京都品川区西品川二ノ八ノ四

紹介議員 前川 旦君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七一號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 鬼丸丑之助

紹介議員 前川 旦君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七二號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 小宮恒三郎外一名

紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七三號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 東京都八王子市横川九一三ノ七

紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七四號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 小宮恒三郎外一名

紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七五號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 東京都八王子市横川九一三ノ七

紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七七八號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 神奈川県相模原市若松一ノ三ノ五

紹介議員 目黒今朝次郎君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
第一七八六號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 古德庄治郎

紹介議員 森 勝治君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
第一七八七號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 東京都港区北青山一ノ一一ノ一〇

紹介議員 森下 昭司君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
第一七八八號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 六 志村長重

紹介議員 板倉吉  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七八九號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 千葉県野田市上花輪八六九 山崎

紹介議員 文男  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七八一號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 吉田忠三郎君

紹介議員 文男  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七八二號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 千葉県流山市江戸川台西三ノ九

紹介議員 和田 靖夫君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七八三號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 東京都東久留米市氷川台一ノ一七

第一七八九號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 埼玉県南埼玉郡菖蒲町下柏間一、五九六 山崎村吉

紹介議員 宮之原貞光君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
第一七八四號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 埼玉県三郷市高州一ノ一八五 内

紹介議員 田豊之丞  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七八五號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 東京都荒川区町屋四ノ二三ノ三

紹介議員 鈴木敏  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
第一七八六號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 千葉県野田市木野崎二、一一四

紹介議員 久則  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
第一七八七號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 横浜市金沢区町屋町一六八 杉内

紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
第一七八八號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 千葉県野田市木野崎二、一一四

紹介議員 田竹治  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
第一七八九號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 千葉県野田市木野崎二、一一四

紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。  
第一七八一號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 千葉県野田市上花輪八六九 山崎

紹介議員 文男  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七八二號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 吉田忠三郎君

紹介議員 文男  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七八三號 昭和五十一年三月十六日受理  
退職者の生活保障確立に関する請願  
請願者 千葉県流山市江戸川台西三ノ九

紹介議員 和田 靖夫君  
この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一七八四號 昭和五十一年三月十五日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願(二通)  
請願者 東京都東久留米市氷川台一ノ一七

ノ一四 鈴木春明外千七百七十一  
名 紹介議員 矢追 秀彦君

誰もが安心して利用できる保育所の充実を図り、  
父母負担のこれ以上の高騰を回避するよう、次の  
事項の実現を図られたい。

一、保育料の徴収金基準額を直ちにさえ置くこと。  
二、第二子以降の保育料を全階層にわたり減免す  
ること。

三、保育単価と保育料のリンク制を廃止し、公費  
による保育内容の向上を図ること。

一、福祉施設の中で保育所は、特に「受益者負担」  
の立場が強く貫かれ、物価上昇等に伴い保育単  
価が上がると、保育料も自動的に引き上げられ  
る(リンク制)ため、保育料は最高四万円にもな  
り、一人子供がいる場合は深刻な家計圧迫とな  
っている。

二、自家財源による父母負担軽減を図る地方自治  
体もあるが、国庫負担が低く抑えられている福  
祉行政の中では、多大の超過負担を抱えること  
になり、地方財政危機の下で、保育料の大幅値  
上げがいつせいに進められている。

第一六四九号 昭和五十一年三月十六日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六ノ

二〇保育センター内全国保育要求  
統一行動実行委員会内 西元昭夫

外千七名

紹介議員 寺屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一六五九号 昭和五十一年三月十六日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願  
請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六ノ

ノ一四 鈴木春明外千七百七十一  
名 紹介議員 野々山一二君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一七九七号 昭和五十一年三月十七日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原西六ノ一ノ一八  
ノ三〇六 片山守外千二百三十三名

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九〇四号 昭和五十一年三月十七日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 横浜市金沢区町屋町六九 中島秀  
雄外九百九十九名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九八七号 昭和五十一年三月十八日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ八ノ一〇ノ二〇四  
三浦英明外千二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九八八号 昭和五十一年三月十八日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台一ノ三ノ二八  
七ノ三〇一 佐藤洋一外千名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一六二五号 昭和五十一年三月十五日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 大分県竹田市寺町四八七 立花久

二〇保育センター内全国保育要求  
統一行動実行委員会内 田島良子  
外千二十一名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一六五六号 昭和五十一年三月十六日受理  
療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願

請願者 富山県高岡市金屋五ノ一四 中杉  
吉田 為雄

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六六〇号 昭和五十一年三月十六日受理  
家内労働者の生活権確保に関する請願

請願者 東京都荒川区南千住二ノ一六ノ六  
全日本家内労働組合総連合東京  
地方雇用工組合協議会内 本間熊  
藏

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九八七号 昭和五十一年三月十八日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ八ノ一〇ノ二〇四  
三浦英明外千二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九八八号 昭和五十一年三月十八日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台一ノ三ノ二八  
七ノ三〇一 佐藤洋一外千名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一六二五号 昭和五十一年三月十五日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 大分県竹田市寺町四八七 立花久

美子外千三百二十五名  
請願者 新潟県北蒲原郡水原町岡山町二ノ  
二九 前田マサノ外二名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。

第一六五六号 昭和五十一年三月十六日受理  
療術の制度化阻止及び違法行為取締り強化に関する請願

請願者 富山県高岡市金屋五ノ一四 中杉  
吉田 為雄

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一六六〇号 昭和五十一年三月十六日受理  
家内労働者の生活権確保に関する請願

請願者 東京都荒川区南千住二ノ一六ノ六  
全日本家内労働組合総連合東京  
地方雇用工組合協議会内 本間熊  
藏

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九八七号 昭和五十一年三月十八日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 千葉市幸町二ノ八ノ一〇ノ二〇四  
三浦英明外千二名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九八八号 昭和五十一年三月十八日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 千葉県船橋市高根台一ノ三ノ二八  
七ノ三〇一 佐藤洋一外千名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一六二五号 昭和五十一年三月十五日受理  
乳幼児医療費無料の制度化に関する請願  
請願者 大分県竹田市寺町四八七 立花久

請願者 新潟県北蒲原郡水原町岡山町二ノ  
二九 前田マサノ外二名

紹介議員 阿木根 登君

政府は、家内労働者・内職者の劣悪な労働条件に  
目を向け、労働権の保障と適正な工賃保障のため  
積極的な対策をとられるよう、強く要請する。

一、家内労働者の身分を保障し、各種社会保障を  
適用すること。

二、すべての内職者に労災法を適用すること。

三、内職・パートの賃金は、時給三百五十円以上  
を保障すること。

四、全国産業一律七万円の最低賃金制を確立す  
ること。

五、臨時・パートの首切りをやめ、婦人雇用を保  
障すること。

三、内職・パートの賃金は、時給三百五十円以上  
を保障すること。

四、全国産業一律七万円の最低賃金制を確立す  
ること。

千九百七十二年に制定された家内労働法は、全く  
ザル法的な面が強く内職者の働く条件をなんら保  
障するものではない。しかも、今日の不況深化  
は、家内労働者・内職者の仕事を減らし、その  
上、低い工賃を更に低下させているのが現状であ  
る。

一、家内労働行政を抜本的に強化し、家内労働者  
の仕事と生活を保障する対策を樹立すること。  
二、家内労働者の健康を守り、「ひま場」の休業  
保障制度の確立と、各種社会保険の適用を図  
ること。

昭和四十五年「家内労働法」が発効し、既に五年  
経過しているにもかかわらず、家内労働行政は極  
めて立ち遅れおり、依然として無権利、無保障  
のまま放置されているのが家内労働者の実態であ  
る。また、大企業本位の政府の経済政策のもと  
で、インフレ、不況からくる深刻な「ひま場」低  
工賃、偏重労働などによる家内労働者の生活と健  
康の破壊は、ますます進行しており、ゆるがせに  
できない事態となつてゐる。

第一八三九号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関  
する請願

請願者 謹岡県浜松市西伊場町二〇ノ一八  
松下たか子外二名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八四〇号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関  
する請願

請願者 山梨県甲府市塙部四ノ一一ノN七

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八四一号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 茨城県土浦市川口町一ノ一一ノ一四

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八四二号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町二九

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八四三号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 東京都目黒区目黒一ノ一〇ノ七

紹介議員 桑納 勝君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八四四号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 横浜市瀬谷区宮沢町九八七ノ五

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八四五号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 島根県浜田市内田町六〇三

藤原

紹介議員 ヒサヨ外二名

請願者 小野 明君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八四六号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 岡山県倉敷市八王寺町一五三ノ一

紹介議員 大塚 翁君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八四七号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 岡山市東古松五ノ二 埼見和枝外

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八四八号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 千葉県野田市尾崎二三五 石原富

紹介議員 美子外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八四九号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 松沢美代子外二名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五〇号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 島根県浜田市内田町六〇三

紹介議員 片山 基市君

請願者 中村とみ子外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五一号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 山梨県甲府市国母二四ノ二一 中

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五二号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 鳥取市吉方四区一三〇 谷本明子

紹介議員 神沢 浄君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五三号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 東京都江東区北砂五ノ二ノ一八

紹介議員 平野 あい子外四名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五四号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 滋賀県大津市御殿浜八ノ一四 小

紹介議員 林雅江外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五〇号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 宮島早苗外三名

紹介議員 小谷 守君

請願者 千葉県市原市椎津一、〇〇七 北

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五七号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 東京都世田谷区南烏山三ノ一四ノ

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五八号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 六 角谷まみ子外四名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五九号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 岐阜市黒野四九一 北岡ます江外

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五四号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 神奈川県大和市大和東二ノ九ノ一

紹介議員 四 大貫静枝外四名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五〇号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 佐々木静子君

第一八五五号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 福島県白河市旭町二ノ一 江田ミ

請願者 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五六号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 千葉県市原市椎津一、〇〇七 北

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五七号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 埼玉県朝霞市高麗一、〇〇七 北

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五八号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 岐阜市黒野四九一 北岡ます江外

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五九号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 神奈川県大和市大和東二ノ九ノ一

紹介議員 四 大貫静枝外四名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八五〇号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 第七部 社会労働委員会議録第三号 昭和五十一年五月十一日 [参議院]

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八六〇号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 岡山市並木町二ノ一〇ノ二二 岡  
田弘子外二名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。  
第一八六一号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 群馬県前橋市南町三ノ九ノ一一  
松井茂子外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。  
第一八六二号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 志苦 裕君  
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八六三号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 静岡県富士宮市北町三ノ一 小山  
なが江外四名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八六四号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 鈴木美枝子君  
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八六五号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 芳江外二名  
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八六六号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八六七号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 本美春外三名  
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八六八号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 関キン外三名  
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八六九号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 岩手県盛岡市西青山一ノ一三ノ一  
この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 大平マサエ外二名  
請願者 横浜市保土ヶ谷区富田町三ノ三一  
二 田中富美子外四名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 対馬 孝旦君  
請願者 大阪府枚方市養父丘一ノ一〇ノ二  
八 養父文子外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 瀬谷 英行君  
請願者 東京都荒川区荒川八ノ三三ノ一  
柳川とみえ外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 群馬県渋川市八一三ノ七 飯塚雅  
子外四名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 田中寿美子君  
請願者 東京都荒川区荒川八ノ三三ノ一  
柳川とみえ外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 対馬 孝旦君  
請願者 横浜市保土ヶ谷区富田町三ノ三一  
二 田中富美子外四名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 対馬 孝旦君  
請願者 大阪府枚方市養父丘一ノ一〇ノ二  
八 養父文子外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 対馬 孝旦君  
請願者 東京都荒川区荒川八ノ三三ノ一  
柳川とみえ外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八七四号 昭和五十一年三月十七日受理  
家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

紹介議員 戸叶 武君  
請願者 川崎市川崎区昭和一ノ一〇ノ九  
老川敏子外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 戸田 菊雄君  
請願者 茨城県東茨城郡大洗町磯浜一、五  
五二ノ四 砂押キミ外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 戸田 菊雄君  
請願者 東京都立川市幸町二ノ五〇ノ二  
阿部キン外二名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 中村 波男君  
請願者 東京都立川市幸町二ノ五〇ノ二  
阿部キン外二名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 中村 波男君  
請願者 岩手県水沢市東中通一ノ四ノ一四  
阿部ヒサ外二名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 中村 英男君  
請願者 岩手県水沢市東中通一ノ四ノ一四  
阿部ヒサ外二名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 中村 英男君  
請願者 德島市末広三ノ四ノ一三 山口静  
子外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八七九号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 兵庫県高砂市松波町一ノ二五ノ三 下芝晴子外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

第一八八〇号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 滋賀県甲賀郡水口町朝日ヶ丘六ノ三 井上甲外三名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 野々山 一三君

第一八八一号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 東京都新宿区弁天町九 中条清子

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 羽生 三七君

第一八八二号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 千葉県船橋市前原西一ノ三二ノ一 四 小柴さだ子外二名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 秦 豊君

第一八八三号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 山梨県甲府市中央三ノ二二ノ三一

小尾秋子外二名

紹介議員 浜本 万二君

第一八八四号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 栃木県小山市天神町一ノ四ノ四三 若菜富子外二名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 福間 知之君

第一八八五号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 山梨県甲府市飯田五ノ二ノ一〇 鳥田和子外一名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 藤田 進君

第一八八六号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 神奈川県大和市深見台一ノ一ノ三 伊藤米子外二名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 前川 旦君

第一八八七号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

請願者 岡山県篠岡市笠岡一、二二四ノ三 宮田サカエ外二名

この請願の趣旨は、第一八三八号と同じである。

紹介議員 松永 忠二君

第一八八八号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

小尾秋子外二名

川みね外二名

松本 英一君

第一八八九号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

福間 知之君

第一八八五号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

山梨県甲府市飯田三ノ六ノ四〇

第一八九〇号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

宮之原貞光君

第一八九一号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

堺玉県桶川市西一ノ一〇ノ一三 関口フミ外二名

第一八九二号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

村田 秀三君

第一八九三号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

熊本市京町一ノ四ノ八 吉松百代

第一八九四号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

森下 昭司君

第一八九五号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

森中 守義君

第一八九六号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

矢田部 理君

第一八九七号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

安永 英雄君

第一八九八号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

長野市中越三五ノ四 田村ふさ子

第一八九九号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

いよ子外二名

第一八九三号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

山崎 留君

第一八九四号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

笠井勝子外二名

第一八九五号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

第一八九六号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

第一八九七号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

第一八九八号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

第一八九九号 昭和五十一年三月十七日受理

家内労働者(内職)の労働条件と働く権利保障に関する請願

いよ子外二名



一〇七 鈴木寛外千九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第二五二三号 昭和五十一年三月二十四日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 京都市中京区麁屋町通丸太町下ル

渡部ビル内京都私立保育所労働組

紹介議員 藤原 房雄君  
合内 戸崎エリ子外千九十一名

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第二五四三号 昭和五十一年三月二十五日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 大阪市阿倍野区旭町一ノ四ノ六五

高島ビル内日本社会福祉労働組合

大阪支部内 安藤克子外五百名

紹介議員 藤原 房雄君  
この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第二五八九号 昭和五十一年三月二十五日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(三通)

請願者 東京都大田区久が原五ノ二ノ二十四

斎藤鉄工労働組合内 中川広外三

千八百五十名

紹介議員 柏原 ヤス君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第二五九四号 昭和五十一年三月二十五日受理

国民の社会福祉改善等に関する請願(三通)

請願者 静岡県藤枝市下青島一、三五九

四 青木史郎外三千二百八十六名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

留辺蘿雇用失業対策連絡会内 戸

田健司

紹介議員 日黒今朝次郎君

一、当面、季節労働者の雇用保険九十日支給の継続を行うこと。  
二、「雇用及び失業対策緊急措置法案」の早期審議と成立を図ること。  
三、冬の仕事の確保ができるよう、「特定地域開発就労事業」の実施を行うこと。  
四、公共事業の拡大、地元企業優先発注と就労を図ること。

二、国と地方自治体の責任で特別就労事業をおこし、月間二十日以上の仕事を保障すること。  
三、職業選択の自由を保障し、能力と希望を尊重して紹介を行い、職業紹介の民主化を徹底すること。

四、雇用保険の特例として、月間十四日の職安出頭で保険金の給付を行うこと。

第二三六四号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市港南区港南二ノ一三ノ三六

和田トシ子外十三名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二三六五号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市戸塚区波沢町二、二二九ノ四八 成田トミ子外十四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二三六六号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市西区宮ヶ谷二五ノ二 西野あけみ外十四名

紹介議員 茂ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二三六七号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市南区庚台六一 守田百合子

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二三七〇号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市中区曙町四ノ四五 小野田久美子外十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二三七一号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市港南区下永谷町一、三五〇

ノ一九 斎藤さえ子外十四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二三七二号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市港南区下永谷町一、三五〇

ノ一九 斎藤さえ子外十四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二三七七号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市緑区寺山町五七一 茂垣博

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第三六八号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

紹介議員 案納 勝君

請願者 横浜市南区眞金町一ノ六 美藤和代外十四名

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第三六九号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ七〇一 藤原かほる外十四名

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第三七〇号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市中区曙町四ノ四五 小野田久美子外十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第三七一号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市港南区下永谷町一、三五〇

ノ一九 斎藤さえ子外十四名

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第三七二号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市緑区寺山町五七一 茂垣博

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第三七七号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市緑区寺山町五七一 茂垣博

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第三七八号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願

請願者 横浜市緑区寺山町五七一 茂垣博

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

外十四名	紹介議員 加瀬 完君 この請願の趣旨は、第一三六三号と同じである。
第三七三号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願 請願者 横浜市磯子区岡村町七六三 横山 紹介議員 神沢 長谷川君子外十四名 この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三七四号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願 請願者 横浜市金沢区富岡町二一、八五〇ノ一 紹介議員 粕谷 照美君 この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三七五号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願 請願者 横浜市鶴見区鶴見町四一四 増田 片岡 勝治君 この請願の趣旨は、第一三六三号と同じである。
第三七六号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願 請願者 横浜市鶴見区鶴見町四一四 増田 片岡 勝治君 この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三七八号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願 請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町四、四五九 永野 英光外十四名 この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三七八号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願 請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町四、四五九 永野 英光外十四名 この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三八〇号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願 請願者 横浜市金沢区六浦町九六八ノ一二 野沢 兼英外十四名 この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三八一号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願 請願者 東京都大田区西糀谷町一ノ三ノ二 二 太田文男外十四名 この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三八六号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願 請願者 神奈川県厚木市戸室一四五ノ二 本郷洋美外十四名 この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三九一号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に関する請願 請願者 横浜市保土ヶ谷区狩場町三〇三ウ シオ電機社宅内 鈴木すみ子外十四名 この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。

請願者 神奈川県鎌倉市玉繩五ノ一四 小野むつみ外十四名	紹介議員 田中寿美子君	この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。
第三九二号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三九二号 昭和五十一年三月二十三日と同じである。
請願者 横浜市神奈川区大口仲町一八六工藤悦子外十名	紹介議員 竹田 現照君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三九三号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三九三号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 東京都葛飾区鎌倉町四ノ一九ノ一九富塚幸雄外十二名	紹介議員 寺田 雄雄君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三九四号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三九四号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 竹田 四郎君	紹介議員 田 英夫君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三九五号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三九五号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 横浜市戸塚区岡津町一、二九九須貝恵子外十名	紹介議員 戸叶 武君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三九六号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三九六号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 横浜市戸塚区岡津町一、二九九紹介議員 辻 一彦君	紹介議員 野田 哲君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三九七号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三九七号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 横浜市旭区中希望が丘一八六社鶴園 哲夫君	紹介議員 村智優樹外十八名	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三九八号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三九八号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 横浜市旭区左近山团地一ノ二十四ノ五〇五佐々木清子外十名	紹介議員 中村 英男君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三九九号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三九九号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 横浜市保土ヶ谷区西久保町一九後藤貞夫外九名	紹介議員 野口 忠夫君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三四〇〇号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三四〇〇号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 横浜市中区錦町五 川口恵美子外十三名	紹介議員 戸叶 武君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三四〇一号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三四〇一号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 横浜市中区弥生町三ノ三五 高橋満理子外九名	紹介議員 戸田 菊雄君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三四〇二号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三四〇二号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 東京都港区芝公園一四 下山田源吉外九名	紹介議員 中村 波男君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三四〇三号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三四〇三号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 横浜市保土ヶ谷区西久保町一九後藤貞夫外九名	紹介議員 野口 忠夫君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三四〇四号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三四〇四号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 横浜市磯子区杉岡町一、四五九 大須賀はる子外九名	紹介議員 野田 哲君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
第三四〇五号 昭和五十一年三月二十三日受理	職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に關する請願	第三四〇五号 昭和五十一年三月二十三日受理
請願者 横浜市神奈川区神大寺町一六〇	紹介議員 福間 知之君	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。
この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。	この請願の趣旨は、第三六三号と同じである。

関する請願 請願者 横浜市神奈川区白幡西町四二 萩

紹介議員 村舎外九名

藤田 進君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四一一号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 横浜市港南区日野町三、五六四

吉田エミ子外九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四一二号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 横浜市港南区日野町三、五六四

吉田エミ子外九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四一三号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区上星川七四 白

井玄外九名

紹介議員 松永 忠君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四一四号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 横浜市緑区竹山三ノ二ノ一一

美外六名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四一五号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 神奈川県平塚市中里四七ノ二二

渡辺厚子外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四一六号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 佐藤治夫外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四一五号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 佐藤治夫外九名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四一七号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 川崎市川崎区下並木一三 高橋定

雄外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四一八号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 横浜市戸塚区笠間町五一六 浦田

秀一郎外九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四一九号 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 横浜市港北区片倉町七一四〇一

門村利春外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四二〇号 昭和五十一年三月二十二日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 吉沢キヨ外九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四二一號 昭和五十一年三月二十二日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 渡辺厚子外九名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四二二號 昭和五十一年三月二十二日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 佐藤治夫外九名

紹介議員 宮之原貞光君

中村彰一郎外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四二〇號 昭和五十一年三月二十二日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 横浜市中区本牧大里町一五二 小

島龍平外九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四二一號 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 横浜市港南区上永谷町五、一三六

ノ一九七 小倉礼子外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四二二號 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市梶原九〇一 見留

和子外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四二三號 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 和子外九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四二四號 昭和五十一年三月二十三日受理

職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策確立に

関する請願

請願者 横浜市神奈川区片倉町七一四〇一

吉沢キヨ外九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四二五號 昭和五十一年三月二十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 岡山県赤磐郡山陽町山陽団地七

二ノ八ノ二〇一 小林潤子外九名

紹介議員 九十六名

請願者 神奈川県鎌倉市今泉一、一〇〇

紹介議員 一五二 宗田茂外九名

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二四六〇號 昭和五十一年三月二十四日受理

全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等

の抜本改善に関する請願

請願者 川崎市川崎区大島三ノ二七ノ八 麻生光子外八百五十五名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二五三六號 昭和五十一年三月二十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 徳島県鳴門市撫養町黒崎字宮津一

三八ノ一 岡田出子外千九百九十九名

紹介議員 九名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。

第二五三七號 昭和五十一年三月二十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 岡山県赤磐郡山陽町山陽団地七

二ノ八ノ二〇一 小林潤子外九名

紹介議員 九十六名

紹介議員 九十六名

この請願の趣旨は、第二三六三号と同じである。



紹介議員 木島 則夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六七三号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 山形市行才一・二六ノ二 朝倉みね  
子外二千九百九十九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六七四号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 兵庫県養父郡養父町 森元佐賀枝  
外三千四百五十八名

紹介議員 中沢伊登子君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六七五号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 名古屋市港区港明一ノ一〇ノ六中  
部労災病院内 箱崎鈴江外千九百  
九十九名

紹介議員 三治 重信君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六七六号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 高知市朝倉甲一、三七八 吉田和  
外二千十九名

紹介議員 田渕 哲也君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六七七号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 長崎市椎木町一三ノ三〇 三戸部  
ヒデ外千百四十四名

紹介議員 中村 利次君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六七八号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 長崎市渕町二〇ノ五 江口諒子外  
三千百七十九名

紹介議員 栗林 卓司君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六七九号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 愛知県知多郡美浜町大字河和字西  
谷 長谷川ミエ子外二千百十九名

紹介議員 向井 長年君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六八〇号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福井県勝山市旭町二ノ三ノ一四  
斎藤和子外二千百九十九名

紹介議員 和田 春生君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六八一号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福岡市南区大楠一ノ七ノ一六 江  
島妙子外九百三十名

紹介議員 鈴木 一弘君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六八二号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)

請願者 福岡市南区大楠一ノ七ノ一六 江  
島妙子外九百三十名

紹介議員 鈴木 一弘君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二六八三号 昭和五十一年三月二十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 徳島市助任本町七ノ一〇 森歳子  
外二千六十九名

紹介議員 中尾 辰義君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 和歌山県有田郡金屋町修理川三一  
五ノ一 宮前朱美外千十名

紹介議員 矢追 秀彦君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二七七〇号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(五通)

請願者 埼玉県川口市峯五八八 太田垣登  
志乃外五十名

紹介議員 上原 正吉君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二七七一号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(六通)

請願者 群馬県渋川市元町六四二ノ一 今  
井美奈子外六十名

紹介議員 高橋 邦雄君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二七七二号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 群馬県渋川市元町六四二ノ一 今  
井美奈子外六十名

紹介議員 高橋 邦雄君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二七七三号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福島市大町一ノ二〇セントラルマ  
ンション内 石綿敷子外千名

紹介議員 鈴木 省吾君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二七七四号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(三十六通)

請願者 長野県松本市島内南中五、三〇六  
宮下節子外千五十九名

紹介議員 伊藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二七七五号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

紹介議員 木内 四郎君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君

第二七八〇号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 石川県七尾市盤若野町トノ九 出村外美外四百八十四名

紹介議員 嶋崎 均君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 嶋崎 均君

第二七八一號 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(三十二通)  
請願者 福岡市南区老司一時三九八 福田純子外三百五十二名

紹介議員 劍木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 劍木 亨弘君

第二七九一號 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 京都市東山区本町一五ノ三八八臥雲荘内 田野島弘子外九百九十九名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 相沢 武彦君

第二七八九号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 愛媛県松山市道後北代一二ノ一七 宮内琴江外千百十九名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 市川 房枝君

第二八五五号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(十二通)  
請願者 岐阜県瑞浪市大湫町九三九 渡辺

紹介議員 典子外百二十名

紹介議員 典子外百二十名

第一八五六号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(三十三通)  
請願者 熊本県人吉市下青井町九六 尾方歌子外三百二十九名

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第一八五七号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(十通)  
請願者 佐賀県伊万里市伊万里町甲三七三前田洋子外九十九名

紹介議員 鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第一八五八号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(九十九通)  
請願者 幸子外三百五十二名

紹介議員 永野 駿雄君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 永野 駿雄君

第一八五九号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 富山県射水郡大島町小島一、〇四三 島田穂子外六百四十名

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 橋 直治君

第一八六〇号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(十三通)  
請願者 京都府綾部市青野町グンゼ病院内

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 市川 房枝君

紹介議員 山城恵子外百三十名

紹介議員 山城恵子外百三十名

第一八六一号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(四通)  
請願者 小林たつ子外三十九名

紹介議員 中村 太郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第一八六二号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(七通)  
請願者 群馬県沼田市東倉内町四九〇ノ五安沢君代外六十九名

紹介議員 最上 進君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第一八六三号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(十一通)  
請願者 島取県境港市中町九五 添田ますゑ外二百十名

紹介議員 石破 一朗君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 石破 一朗君

第一八六四号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(四十六通)  
請願者 神奈川県横須賀市船越町一ノ四一 田村喜美子外千七百四十九名

紹介議員 大島 友治君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 大島 友治君

第一八六五号 昭和五十一年三月三十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 齊藤サト子外四百六十五名

紹介議員 章君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 章君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 林田悠紀夫君

第一九一一号 昭和五十一年四月一日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(二十五通)  
請願者 山形県酒田市中町三ノ四ノ一〇本間病院内 木村美保子外三百四十名

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第一九一五号 昭和五十一年四月一日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(十五通)  
請願者 京都府綾部市青野町 川渕初枝外百四十九名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第一九一六号 昭和五十一年四月一日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(三十二通)

紹介議員 山崎 五郎君

請願者 秋田市広面字柳沢二九ノ一四 鎌

田孝子外三百十九名

この請願の趣旨は、第一五六三六号と同じである。

第一九一七号 昭和五十一年四月一日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(八十七通)

請願者 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字

岩井七四ノ二 成田朋子外八百六

十九名

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第一五六三六号と同じである。

第一九一八号 昭和五十一年四月一日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(六通)

請願者 東京都板橋区高島平九ノ一ノ五

二二 小山篤子外五十九名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一五六三六号と同じである。

第一九一九号 昭和五十一年三月二十六日受理  
大脛四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県甲府市下河原町三ノ三五ノ

一二 芦沢辰廣外二千四百二十名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一九二〇号 昭和五十一年三月二十六日受理  
大脛四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県大月市御太刀二ノ九ノ一八

桑田順之助外二千六百八十六名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

第一九二一號 昭和五十一年三月二十九日受理  
大脛四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 田中信夫外千八百二十名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

大脛四頭筋短縮症対策に関する請願  
請願者 山梨県中巨摩郡田富町東花輪四四

田中信夫外千八百二十名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第一五六三六号と同じである。

第一九二六号 昭和五十一年三月二十六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六ノ一

三ホワイトビル内東京都保育所労

働組合内 山口隆子外二千四百七

十名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一九二七号 昭和五十一年三月二十六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 大阪市城東区古市一ノ一四ノ六

四〇三 野田利弘外五百名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一九二八号 昭和五十一年三月二十六日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 大阪府和泉市上町六二二ノ一〇七

西村吉郎外四百四十名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一九二九号 昭和五十一年四月一日受理  
国民の社会福祉改善等に関する請願

請願者 大阪府和泉市上町六二二ノ一〇七

西村吉郎外四百四十名

紹介議員 藤原 房雄君

この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

第一九三〇号 昭和五十一年三月二十七日受理  
大脛四頭筋短縮症対策に関する請願

請願者 山梨県大月市御太刀二ノ九ノ一八

桑田順之助外二千六百八十六名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第一五六八号と同じである。

保育事業振興に関する請願  
請願者 埼玉県三郷市幸房七〇二 昼間か

ね外七百六十五名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一〇号と同じである。

第一九三一号 昭和五十一年三月二十九日受理  
身体障害者雇用促進法改正に関する請願

請願者 東京都港区白金一ノ一七ノ八 吉

本哲夫外五十五名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二七二六号と同じである。

第一九三二号 昭和五十一年三月二十九日受理  
「身体障害者雇用促進法」の改正にあたっては、障

害者が希望をもつて生活することができるよう

に、最低次の事項を盛り込まれた。

職業病回復者など、すべての障害者を雇用の対

象とすること。

二、雇用率を二ペーセントに引き上げ、雇用を義

務化すること。

三、雇用率未達成企業は公表し、雇用納付金は常

用労働者の平均賃金とすること。

四、障害者が働きやすいように施設・設備の改善

を図ること。

五、雇用率以上の障害者を雇用している中小企業

に対しては、雇用奨励金制度を充実して適用す

ること。

六、各種職業訓練所を早急に増設し、希望する障

害者が入所できるようによること。

七、障害者雇用にあたつては、国及び企業の責を

明らかとすること。

八、緊急対策について

1 今春障害児学校、障学児学級卒業予定者

で、働くことを希望する者を早急に調査す

実態に沿つて仕事を保障すること。

2 職業のあせんは、雇用率未達成企業を重

3 障害者雇用を進めるために、企業の障害者  
雇用担当者と障害者団体と中央・地方で話し  
合えるようにすること。

第一九三三号 昭和五十一年三月三十一日受理  
身体障害者雇用促進法改正に関する請願

請願者 東京都板橋区宮本町五八ノ一ノ一  
〇三 下重秋男外二十二名

紹介議員 横谷 道一君

この請願の趣旨は、第二七二六号と同じである。

第一九三四号 昭和五十一年三月三十一日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 東京都千代田区霞ヶ関一ノ一ノ二  
全司法東京地裁支部内 横山洋子

外九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九三五号 昭和五十一年三月三十一日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 東京都東久留米市滝山六ノ一ノ二  
四ノ五〇九 相沢一枝外八百三十九

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九三六号 昭和五十一年三月三十日受理  
大脛四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 愛知県岡崎市伝馬通一ノ三八  
木隆宣外五百七十名

紹介議員 相沢 武彦君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九三七号 昭和五十一年三月三十日受理  
大脛四頭筋短縮症患者の救済に関する請願

請願者 愛知県岡崎市伝馬通一ノ三八  
八

紹介議員 峯山 昭範君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第一九三八号 昭和五十一年三月二十九日受理  
大脛四頭筋短縮症患者を生みだしてきた我が國

の医療制度の抜本的改革を要求するとともに、当

面、早急に国の責任において、次の事項の措置を講ぜられたい。

一、原因を究明し責任の所在を明らかにするこ

と。

二、治療方法を早期に開発すること。

三、治療費を全額公費負担とすること。

四、潜在患者の発見と予防対策を講ずること。

五、子どもたちの生涯にわたる補償制度を確立すること。

六、医療被害者を多発させた日本の医療制度の改革を実行すること。

#### 理由

今日、我々全国「親の会」では、はあくしているこの医療に原因する作られた被害者の数は、すでに六千名を超えており、今後、調査が進むにつれて、その数は恐らく數十万名に達することが予想される。また、注射による被害は大腿部だけにとどまらず、三頭筋、三角筋はもちろん、日本の医学界では安全と言われている臀筋にさえも及んでいた。

第二八四六号 昭和五十一年三月三十日受理  
大腿四頭筋縮症患者の救済に関する請願  
請願者 愛知県岡崎市福岡町中西野七一  
紹介議員 桑名 義治君  
第二七八六号 昭和五十一年三月三十日受理  
雇用及失業対策緊急措置法案の審議促進等に関する請願  
請願者 北海道斜里郡小清水町共和二 西  
紹介議員 小笠原貞子君  
第二八四二号 昭和五十一年三月三十日受理  
雇用及失業対策緊急措置法案の審議促進等に関する請願  
請願者 村英男外八十一名

深刻化する雇用・失業問題を緊急に打開するため、「雇用及失業対策緊急措置法案」の審議を急ぎ、その成立を図られたい。

第一八四五号 昭和五十一年三月三十一日受理  
建設国民健康保険組合に対する国庫負担の増額・法制化に関する請願

請願者 埼玉県富士見市針ヶ谷二〇一 横山功

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二一四九号と同じである。

第二八四六号 昭和五十一年三月三十日受理  
雇用保険法による季節労働者等の失業給付に関する請願

請願者 北海道斜里郡小清水町五区 丸笠直人外九十七名

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第二八四九号 昭和五十一年三月三十一日受理  
公務員、公共企業体等労働者にストライキ権付与反対に関する請願

請願者 東京都北区桐ヶ丘二ノ一八ノN一〇ノ六 石橋一三外十九名

この請願の趣旨は、第二七六二号と同じである。

第二八四九号 昭和五十一年三月三十一日受理  
公務員、公共企業体等労働者にストライキ権付与反対に関する請願

請願者 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第二八四九号 昭和五十一年三月三十一日受理  
公務員、公共企業体等労働者にストライキ権付与反対に関する請願

請願者 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三四六号と同じである。

第二八六九号 昭和五十一年三月三十一日受理  
各種障害年金、障害福祉年金の法律改正に関する請願

請願者 千葉県市川市国分五ノ三ノ二七秋吉政雄外四百十三名

この請願の趣旨は、第二七六二号と同じである。

第二八六九号 昭和五十一年三月三十一日受理  
各種障害年金、障害福祉年金の法律改正に関する請願

請願者 柄谷 道一君

この請願の趣旨は、第二七六二号と同じである。

にあることは認めるが、労働者に労働基本権があると同様に国民にも国の公共機関を利用し福祉に浴する権利はある。いずれが優先するかは国民全体の世論がこれを定めるべきであり、ストラトが国民の福祉に優先するという官公労働者の考え方には、あまりにも自らの責任と義務を忘れた自己優先の考え方であり、これを許すことはできない。

私たちはここにおいて東京都北区自治会の各連合会協議の結果、公務員公共企業体労働者にストラト権を付与すべきでないとの結論に達したものである。

公務員の権利は、公務員の権利であり、公務員は、公務員の権利を行使する権利がある。つまり、公務員の権利は、公務員の権利を行使する権利である。

別の障害等級認定基準を年次計画で作ること。

3. 障害等級認定基準作成のための公的な基準

4. 設定委員会を設置すること。

5. 各種慢性病・難病・神経障害・人工肝門など新しい障害・脳性マヒ・筋ジスなど、個人

6. 改正すること。

7. 各種年金の障害等級を、すべての患者と障害者の実情に合わせ改定すること。

8. 国民年金の任意加入者対象者で、未加入ではあるが、現在、寝たきりの患者とか障害者にならかの年金が受けられる措置をとること。

9. 支給停止と現況届を次のように改めること。

10. 支給停止と現況届を現在三年間)を延期して、いつでも、だれでも、どんな年金でも、障害等級に該当する状態になれば、障害年金を再受給できるようになること。

11. 現況届に含まれる再認定用診断書の提出は、原則として、三年に一回に改めること。

12. 現況届に含まれる再認定用診断書の提出は、原則として、三年に一回に改めること。

13. 診断の改善と裁判委員会を設置すること。

14. 診断の改善については、障害が総合的に記入できる簡単なものにし、併せて、各医師が診断する場合に、各障害年金診断の手引きを作成し、容易に診断できるよう便宜を図ること。

15. 各種共済、船員保険について

以上の項目については、各種共済、船員保険など公的年金全体においても、同じように改正すること。

16. 厚生年金の障害年金にも、国民年金と同じよう、事後重症を新設し、疾病認定日以後障害等級に該当するようになったものに、受給の道を開くこと。

17. 患者・障害者は、長期の療養や働くことのできない上に、長びく不況、インフレ、公共料金の相次ぐ値上げの今日、経済の支えのある者だけが生活

できる状態である。患者・障害者に対する年金制度がありながら、諸制限によつて、多くの患者・障害者は、年金保険料を提出しているにもかかわらず、各種障害年金を受けることさえできていない。

第二九〇一號 昭和五十一年四月一日受理  
各種障害年金、障害福祉年金の法律改正に関する  
請願(三通)

この請願の趣旨は、第二八六九号と同じである。

第二九一九号 昭和五十一年四月一日受理  
国立療養所松江病院の施設整備及び拡充に関する

請願者 島根県松江市上乃木町四八三  
序長歳斗千六百二十二名

紹介議員 中村 英男君

一、国立療養所松江病院の脳卒中リハビリテー  
ヨン病棟二箇病棟（百床）と、それに附屬す  
訓練棟の更新策を速やかに施行すること。  
二、国立療養所松江病院の病棟に、エレベータ

三、国立療養所松江病院のサービス棟、特に洗濯棟の整備拡充をすること。

理由

一、現在 当院が使用している脳卒中リハビリ病棟は、昭和十五年に建てられた木造建築であり、非常に老朽化が著しく、雨漏りや大雪により、倒壊の恐れも生じてきており、入院患者には危険を感じさせる状況で国立医療機関としては見過ごすことのできない現況である。

二、当院は、結核病棟及び小児病棟として整備された二階建、八看護単位 四棟の病棟があり、

そのそれぞれにエレベーターが未設置の上に、二階の渡り廊下に屋根の未整備部分があり、しかも傾斜地に建てられているために、患者移動及び診療上致命的な不備と不便さがあり、非能率的運営がなされている。例えば一階部分にX線室があり、二階病棟に収容されている重症患者の断層撮影、又はその他X線上の精密検査を要する患者は担架輸送にたよらざるを得ないし、また、その逆に二階部分に検査棟があるために、臨床検査上でもそのようなケースがしばしばである。その他種々な要件からして、このような状態を速やかに解消するために当面二基のエレベーター設置が急務となつてゐる。

三、当院は、結核の外に重症心身障害児、筋ジストロフィー、脳卒中、小児慢性疾患等の特殊疾患患者を収容する関係上、現在一日平均、おむつ四千枚、タオル四百枚、オシボリ千四百枚、バスタオル百二十枚、はだ着類四百枚、その他多量の洗濯、仕上げを行つてゐるが、中央洗濯場は手狭なため、昭和十五年に建てられた木造旧管理棟事務室を利用して仕上げ整理を行つてゐるが、中央洗濯場から約二百メートルの位置にありしかも老朽化しており、省力化と業務の能率化の見地からも早急に中央洗濯場に隣接して洗濯仕上げ棟を新築の必要がある。

一、国民の社会福祉改善等に関する請願(第一九三五号)(第三五〇八号)(第三五五四号)

三七号)(第三〇一一号)(第三三五二号)

一、社会福祉施設従事者の人材確保対策の早期確立に関する請願(第一九九一号)

一、「遺児家庭の母親の雇用促進法」(仮称)の制定に関する請願(第一九九二号)

一、総合的な婦人政策の早期確立に関する請願(第一九九三号)

一、難病対策の推進に関する請願(第一九九四号)

一、身体障害者雇用促進法改正に関する請願(第三〇一六号)(第三三四八号)

一、増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願(第三〇一三号)(第三〇一四号)

(第三〇一五号)(第三〇一六号)(第三〇一七号)(第三〇一八号)(第三〇一九号)(第三〇三〇号)(第三〇三一一号)(第三〇三二号)(第三〇三三号)(第三〇三四号)(第三〇三五号)(第三〇三六号)(第三〇三七号)(第三〇三八号)(第三〇三九号)(第三〇四〇号)(第三〇四一一号)(第三〇四二号)(第三〇四三号)(第三〇四五号)(第三〇四六号)(第三〇四五号)(第三〇四五号)(第三〇四五号)(第三〇五五号)(第三〇五六号)(第三〇五七号)(第三〇五八号)(第三〇五九号)(第三〇六〇号)(第三〇六一号)(第三〇六二号)(第三〇六三号)(第三〇六四号)(第三〇六五号)(第三〇六六号)(第三〇六七号)(第三〇六八号)(第三〇六九号)(第三〇七〇号)(第三〇七一号)(第三〇七二号)(第三〇七三号)(第三〇七四号)(第三〇七五号)(第三〇七六号)(第三〇七七号)(第三〇七八号)(第三〇七九号)(第三〇八〇号)(第三〇八一号)(第三〇八二号)(第三〇八三号)(第三〇八四号)

一、福祉の拡充に関する請願(第三〇八六号)

(第三〇八七号)(第三三一八四号)  
一、母性給付に関する請願(第三一〇一号)(第一  
三一〇二号)(第三一〇三号)(第三一〇四号)  
(第三一〇五号)(第三一〇六号)(第三一〇七  
号)(第三一〇八号)(第三一〇九号)(第三一  
一〇号)(第三一一号)(第三一一二号)(第三  
一二号)(第三一一七号)(第三一一八号)(第三  
一九号)(第三一一〇号)(第三一一二号)  
(第三一二二号)(第三一二三号)(第三一二四  
号)(第三一二五号)(第三一二六号)(第三一二  
七号)(第三一二八号)(第三一二九号)(第三  
三〇号)(第三一二三号)(第三一二三号)(第三  
一三三号)(第三一二四号)(第三一二五号)(第  
三一二六号)(第三一二七号)(第三一二八号)  
(第三一二九号)(第三一二四〇号)(第三一二  
四号)(第三一二九号)(第三一二四〇号)(第三一二  
四号)(第三一二四五号)(第三一二四六号)(第三  
一二五号)(第三一二四九号)(第三一二六  
号)(第三一二五号)(第三一二五二号)(第三  
一二五三号)(第三一二五四号)(第三一二五五  
号)(第三一二五六号)(第三一二五七号)(第三  
一二五八号)(第三一二五九号)(第三一二六  
号)(第三一二六一号)(第三一二六〇号)(第三  
一二六二号)(第三一二六三号)(第三一二六  
四号)(第三一二六五号)(第三一二六六号)(第三  
一二六七号)(第三一二六八号)(第三一二六  
九号)(第三一二六九号)(第三一二六九号)(第三  
一二七〇号)(第三一二七一号)(第三一二七  
二号)(第三一二七三号)(第三一二七四号)  
一、職安登録民間日雇労働者の雇用・失業対策  
確立に関する請願(第三一二七号)  
一、各種障害年金・障害福祉年金の法律改正に  
関する請願(第三一二九号)  
一、健康保険法の改正案反対・国民医療の改善  
に關する請願(第三一二七三号)  
一、労働基準法の改正とILO条約第百十一  
号・第百三号・第八十九号の批准に關する請  
願(第三一二九号)

願(第三三七四号)(第三三七五号)(第三三七  
六号)(第三三七七号)(第三三九五号)(第三三  
九六号)(第三三九七号)(第三四六五号)(第三  
四九三号)(第三四九四号)(第三四五五号)(第  
三五一一号)  
一、大腿四頭筋短縮症対策に関する請願(第三  
三七八号)  
一、保育所の父母負担軽減に関する請願(第三  
三八二号)  
一、全国一律最低賃金制確立・雇用・失業保障制  
度等の抜本改善に関する請願(第三三八三号)  
一、福祉年金(老齢・障害・母子)の引上げ等  
に関する請願(第三四九七号)  
一、戦時災害援護法制定等に関する請願(第三  
五一〇号)

第二九一〇号 昭和五十一年四月一日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 千葉県山武郡横芝町栗山二、八八  
〇二九 尾田博子外千十名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第二九八九号 昭和五十一年四月一日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 長崎市篠ノ井小森三八三ノ五 島  
田優子外二百六十三名

紹介議員 夏目 忠雄君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三一六九号 昭和五十一年四月五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福島県安達郡本宮町高木字滝ノ入  
一二 渡辺加世子外百十九名

紹介議員 下村 泰君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三一七〇号 昭和五十一年四月五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願(百三十二通)

請願者 新潟県小千谷市城内町 折田正子  
外千三百十八名

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三一七一號

昭和五十一年四月五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願(八十通)

請願者 佐賀市多布施一ノ六ノ三八 小松  
和代外八百七名

紹介議員 福岡日出磨君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三一七二號

昭和五十一年四月五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願(十通)

請願者 新潟県中頸城郡柿崎町五区 山田  
和子外九百九十九名

紹介議員 亘 四郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 岡山市古京町一ノ一ノ一七岡山県  
部会岡山県支部内 森崎敏子外千  
名

紹介議員 木村 陸男君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

准看護婦制度廃止等に関する請願(九通)

請願者 宮崎県延岡市新小路二丁目 渡辺  
晴子外四千名

紹介議員 林田 悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 新潟県中頸城郡柿崎町五区 山田  
和子外九百九十九名

紹介議員 亘 四郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

准看護婦制度廃止等に関する請願(十三通)

請願者 新潟県中頸城郡柿崎町五区 山田  
和子外九百九十九名

紹介議員 亘 四郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三一七三号 昭和五十一年四月五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(十九通)  
請願者 京都市北区紫野下築山町五三 垣口道枝外百九十五名  
紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一七五号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 千葉市花園町一、四一五ノ一 森とく外百九十九十名  
紹介議員 市川房枝君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一七八号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 千葉市造首字沢田一九四 田口玲子外二百九十九名  
紹介議員 岩間正男君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一七八八号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岡山市鹿田町二ノ五ノ一 小西博子外二百九十九名  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一七八九号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 滋賀県守山市下ノ郷町六〇六ノ一五 堀河良子外二百九十九名  
紹介議員 須藤五郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八〇号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 千葉県印旛郡四街道町鹿渡九五一池田しげ子外百九十九名  
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八一号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 滋賀県大津市中央四ノ六ノ三井上信雄外二百九十九名  
紹介議員 河田賢治君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八二号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 千葉県印旛郡四街道町鹿渡九五一池田しげ子外百九十九名  
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八三号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 千葉県印旛郡四街道町鹿渡九五一池田しげ子外百九十九名  
紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八四号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 滋賀県大津市中央四ノ六ノ三井上信雄外二百九十九名  
紹介議員 河田賢治君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八五号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 新潟県長岡市城内町一ノ一ノ一二宮沢茂子外二百九十九名  
紹介議員 塚田大願君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八六号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 東京都世田谷区太子堂三ノ三五ノ一内田百合子外二百九十九名  
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八七号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 和歌山市北野五〇 西岡由記外二百九十九名  
紹介議員 内藤功君

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 愛知県尾張旭市平子町北六一 堀すへ子外二百九十九名  
紹介議員 加藤進君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八二号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 横浜市港北区大曾根町六九九 嶋スミ外二百九十九名  
紹介議員 春日正一君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八三号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 石川県鳳至郡門前町字道下二四甲二三 肥佐多典子外二百九十九名  
紹介議員 近藤忠孝君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八四号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岡山市鹿田町二ノ五ノ一 小西博子外二百九十九名  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八五号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 滋賀県守山市下ノ郷町六〇六ノ一五 堀河良子外二百九十九名  
紹介議員 須藤五郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八六号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岡山市鹿田町二ノ五ノ一 小西博子外二百九十九名  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八七号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岡山市鹿田町二ノ五ノ一 小西博子外二百九十九名  
紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八八号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 滋賀県守山市下ノ郷町六〇六ノ一五 堀河良子外二百九十九名  
紹介議員 須藤五郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一八九号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岡山市鹿田町二ノ五ノ一 小西博子外二百九十九名  
紹介議員 立木洋君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一九〇号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 新潟県長岡市笠岡四、〇七八平谷久子外二百九十九名  
紹介議員 立木洋君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一九一号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 新潟県長岡市笠岡四、〇七八平谷久子外二百九十九名  
紹介議員 立木洋君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一九二号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 川崎市川崎区鋼管通二ノ一ノ一斎藤ミサ外二百九十九名  
紹介議員 野坂参三君

紹介議員 小巻敏雄君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三一九三号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 瑞玉県羽生市大字発戸四四八須藤ときい外二百九十九名  
紹介議員 橋本教君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一九四号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市入船町二ノ四 井上稻美外二百九十九名  
紹介議員 橋本教君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一九五号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 島根県松江市浜乃木町一、〇七八ノ一門脇トシコ外二百九十九名  
紹介議員 星野力君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一九六号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 安武洋子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一九七号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 山中郁子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一九八号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 吉原ヒサ外二百九十九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三一九九号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県下館市玉戸一、五三三ノ七

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇〇号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇一号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇二号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇三号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇四号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇五号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三二九二号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 川崎市川崎区鋼管通二ノ一ノ一斎藤ミサ外二百九十九名  
紹介議員 野坂参三君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二九三号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市入船町二ノ四 井上稻美外二百九十九名  
紹介議員 橋本教君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二九四号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 島根県松江市浜乃木町一、〇七八ノ一門脇トシコ外二百九十九名  
紹介議員 星野力君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二九五号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 安武洋子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二九六号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 吉原ヒサ外二百九十九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二九七号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県下館市玉戸一、五三三ノ七

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二九八号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二九九号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇〇号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇一号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇二号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇三号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三二〇四号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 一野坪和子

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 熊本市島崎一ノ一三ノ三 中島富子外二百九十九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
紹介議員 渡辺 武君

第三三四六号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)  
請願者 岡山県笠岡市笠岡五、六二八ノ一  
二 中山寿子外四千一名

紹介議員 下村 泰君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三三〇二号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 千葉市村田町四三一 北智恵子外百名

紹介議員 高橋 菅富君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三〇三号 昭和五十一年四月六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(五通)  
請願者 東京都世田谷区砧四ノ八ノ一六  
寺岡直子外五十名

紹介議員 原 文兵衛君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三七九号 昭和五十一年四月七日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)  
請願者 茨城県日立市城南町二ノ一ノ一  
金子よね外二千一名

紹介議員 原田 立君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三八〇号 昭和五十一年四月七日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 愛知県刈谷市銀座二ノ五一 伊奈

紹介議員 原田 立君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三八一号 昭和五十一年四月七日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)  
請願者 岡山県笠岡市笠岡五、六二八ノ一  
二 中山寿子外四千一名

紹介議員 下村 泰君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三八二号 昭和五十一年四月七日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 千葉市村田町四三一 北智恵子外百名

紹介議員 高橋 菅富君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三八三号 昭和五十一年四月七日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 東京都世田谷区砧四ノ八ノ一六  
寺岀直子外五十名

紹介議員 原 文兵衛君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 矢追 秀彦君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三八一号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 川崎市多摩区高石二三一ノ九五  
塩練ミサヲ外九百八十名

紹介議員 市川 房枝君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三八二号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 京都市左京区聖護院中町二 木村  
満子外百三十八名

紹介議員 林田悠紀夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三八三号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市中昭和町二ノ四三ノ二 古  
郷優外九名

紹介議員 青木 新次君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三九号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂字石川一、四  
九〇ノ五 宮下多美子外千名

紹介議員 市川 房枝君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三九一号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 京都市左京区聖護院中町二 木村  
満子外百三十八名

紹介議員 林田悠紀夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三九二号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市北常三島町二ノ三四 川上英  
子外十名

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三九三号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市中吉野町四ノ四〇ノ五 荒  
井京子外十名

紹介議員 薩ヶ久保重光君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三九四号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 小島三恵子外十名

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三三九五号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 京都市中京区壬生東高田町一ノ二  
京都市立病院内 柴田和子外百

紹介議員 林田悠紀夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五七号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市東吉野町一ノ三七ノ八 近  
藤秀子外十名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二三号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市津田本町三ノ三ノ一五 里  
見ナツ子外十名

紹介議員 上田 哲君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五一八号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市中昭和町二ノ四三ノ二 古  
郷優外九名

紹介議員 青木 新次君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五一九号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市北常三島町二ノ三四 村上  
英子外十名

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五一九一号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市中吉野町四ノ四〇ノ五 荒  
井京子外十名

紹介議員 薩ヶ久保重光君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五一九二号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 小島三恵子外十名

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五一九三号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市中吉野町四ノ四〇ノ五 荒  
井京子外十名

紹介議員 薩ヶ久保重光君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五一九四号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 小島三恵子外十名

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五一九五号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市板野郡藍住町東中須字奥野  
九 川内トシ子外十名

紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五一九六号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市川内町鈴江西四一ノ一 岩  
田智恵美外十名

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市八万町柿谷一二五ノ三 広  
田宣子外十名

紹介議員 案納 勝君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二三号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市津田本町三ノ三ノ一五 里  
見ナツ子外十名

紹介議員 上田 哲君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二四号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市北常三島町二ノ三四 村上  
英子外十名

紹介議員 小野 明君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二五号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市住吉一ノ三ノ五〇 杉本万  
佐代外十名

紹介議員 大塚 翁君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二六号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島原板野郡藍住町中村字東開三  
九 川内トシ子外十名

紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二七号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市川内町鈴江西四一ノ一 岩  
田智恵美外十名

紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二八号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市川内町鈴江西四一ノ一 岩  
田智恵美外十名

紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二九号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市川内町鈴江西四一ノ一 岩  
田智恵美外十名

紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二九一号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市川内町鈴江西四一ノ一 岩  
田智恵美外十名

紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二九二号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 德島市川内町鈴江西四一ノ一 岩  
田智恵美外十名

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十一年五月十一日【参議院】

紹介議員 細谷 照美君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二八号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市住吉一ノ二ノ二六 岡部一  
美外十名

紹介議員 片岡 勝治君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五二九号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市応神町古川 多川茂子外十  
名

紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三〇号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市応神町古川 多川茂子外十  
名

紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三一號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市北矢三町四ノ二ノ一ノ八  
名

紹介議員 神沢 清君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三二號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市北矢三町四ノ二ノ一ノ八  
名

紹介議員 神沢 清君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三三號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市住吉一丁目 西本夫美子外十  
名

紹介議員 久保 亘君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三四號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市佐古一番町一九ノ四 鶴飼  
十名

第三五三三號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 弘子外十名  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三四號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島県板野郡北島町中村字東中須  
一ノ三七 福島登美子外十名  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三五號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 栗原 俊夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三六號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 小谷 守君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三七號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 子外十名  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三八號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五三九號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四〇號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 泽田 政治君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四一號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 杉山善太郎君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四二號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 鈴木美枝子君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四三號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 鳥居英行君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四四號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 滝下豊子  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四五號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四六號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 山本博子  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四七號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 林マツ子外十名  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四八號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 山口敏枝  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四九號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四九號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市佐古一番町一九ノ四 鶴飼  
十名  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四九號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市佐古一番町一九ノ四 鶴飼  
十名  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五四九號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 鶴飼  
十名  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 徳島県板野郡藍住町東中富 浜崎 悅子外十名  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 辻 一彦君

第三五五〇号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 徳島市二軒屋町一ノ一八 岡田万千子外十名  
紹介議員 鶴園 哲夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五一号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 徳島市庄町四ノ九ノ六 古庄淳子 外十名  
紹介議員 寺田 熊雄君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五二号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 徳島市下助任二ノ四六 西岡茂子 外十名  
紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五三号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県多賀郡十王町本郷六六六 橋本不三枝外十名  
紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五四号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県日立市城南町一ノ一ノ一 締引恵美子外十名  
紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五五号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県日立市助川町三九八 稲野 辻 一彦君  
紹介議員 中村 波男君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五六号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷御厩町久世原 一六 根本はるみ外十名  
紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五六号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 福島県水戸市三の丸三ノ一二ノ四 八 沼尾マサ外十名  
紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五六号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷御厩町久世原 六 沼尾マサ外十名  
紹介議員 中村 英男君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五六号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市江里町七ノ九一 松本クミ 外十名  
紹介議員 野口 忠夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五七号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市江里町七ノ九一 松本クミ 外十名  
紹介議員 野口 忠夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五八号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 福島県いわき市内郷御厩町久世原 一六七ノ二 金成久美子外十名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五五九号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市江里町七ノ二三 石橋良子 外十名  
紹介議員 野々山 三二君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五六〇号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市市沼町八八七ノ三 横田八千代外九名  
紹介議員 藤田 進君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五六一号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市文京二ノ四 須藤政一六 根本はるみ外十名  
紹介議員 前川 且君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五六二号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市市沼町八八七ノ三 横田八千代外九名  
紹介議員 松永 忠一君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五六三号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市三の丸二ノ三ノ二八 森島喜代外九名  
紹介議員 福間 知之君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五六四号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市城東一ノ一〇ノ二九 大部けい子外九名  
紹介議員 村田 秀二君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五六五号 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県笠間市本戸三、四八五 佐藤富吉枝外九名  
紹介議員 目黒今朝次郎君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五七一號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県東茨城郡内原町鶴潤二、○

○一 山田京子外九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五七二號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県日立市助川町五ノ五ノ一ノ

三〇五 滝童内達子外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五七三號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市元台町一、四九〇

室伏文子外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五七四號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市三の丸三ノ一二ノ四

八 柴田教子外九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五七五號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市吉沢町四五ノ二〇

東谷林子外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五七六號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市吉沢町四五ノ二〇

東谷林子外九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 茨城県水戸市金町三ノ二ノ五〇

紹介議員 山崎 畏君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五七七號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 茨城県水戸市吉沢町六七六 安由 美子外九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五七八號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 茨城県水戸市渡里町三、三三三一

四 西野テル子外九名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五九號 昭和五十一年四月一日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪市東区森之宮東之町四五八

中田進外二百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五九二號 昭和五十一年四月一日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪市東区森之宮東之町四五八

中田進外二百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五九三號 昭和五十一年四月一日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪市東区森之宮東之町四五八

中田進外二百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

報酬を確立し、老人無料医療改悪をやめること。

二、全国一律最低賃金（労働四団体統一要求、野党共同法案）の法制化を図ること。

1 全国一律の法定金額を月額七万円、日額一千八百円、時給三百五十円とすること。

2 最低賃金額は、生計費、賃金事情を基準とすること。

3 最低賃金の決定権限を持つ最低賃金委員会を、労・使・公の三者構成で中央・地方に設置すること。

4 失業に反対し、雇用保障制度（労働四団体統一要求・野党共同法案）の改善を図ること。

1 失業給付を延長し、失業者の生活を保障すること。

2 解雇を規制し、雇用安定の施策を充実強化すること。

3 未払い労働債権を国と資本家の負担で立替払いを制度化すること。

4 雇用拡大のため、週四十時間・週休一日制を法制化すること。

5 日雇、出かせぎ労働者などの不安定雇用労働者の就労を保障すること。

6 生活基盤優先の公共事業、失対事業を拡大し、失業者の就労を確保すること。

7 中小企業政策を抜本的に改善し、融資と仕事を拡大すること。

四、ストrikeに反対し、ストライキ権をはじめとする労働基本権の確立を図ること。

1 ストライキ権及び団体交渉権など、憲法で保障された労働基本権を保障すること。

2 これまでのストライキを理由にしたすべての刑事罰を取り消し処分を撤回すること。

3 処分によつて被つた損害をすべて回復する措置をとること。

第五通

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第三五九四號 昭和五十一年四月二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪市東区森之宮東之町四五八

中田進外二百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五九五號 昭和五十一年四月八日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪市東区森之宮東之町四五八

中田進外二百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三五九六號 昭和五十一年四月二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪市東区森之宮東之町四五八

中田進外二百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

中で昨年春闘における賃上げ抑制に加えて、今労働者に対する首切り、配転、休業等の「雇用合理化」が強行されている。また、今国会に提出され

ている五十一年度予算案は、インフレを更に促進するだけでなく、福祉を切り捨て、既に危機に見舞われている労働者と国民の生活を更に悪化させ

るものである。

第二九六七號 昭和五十一年四月二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪市城東区今福南四ノ一ノ一、一〇一 伊東千恵子外百九

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第三五九七號 昭和五十一年四月二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪府高槻市牧田町富田園地四七 九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第三五九八號 昭和五十一年四月二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪市高槻市牧田町富田園地四七 九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第三五九九號 昭和五十一年四月二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪府高槻市柱本一ノ一六ノ三 九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第三六〇〇號 昭和五十一年四月三日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪府高槻市柱本一ノ一六ノ三 九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第三六〇一號 昭和五十一年四月三日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪府高槻市柱本一ノ一六ノ三 九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第三六〇二號 昭和五十一年四月三日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪府高槻市柱本一ノ一六ノ三 九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第三六〇三號 昭和五十一年四月三日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 大阪府高槻市柱本一ノ一六ノ三 九名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

請願者 大阪市都島区大東町三ノ三ノ一九 五味時司外二百九十九名	第三〇〇九号 昭和五十一年四月三日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪府藤井寺市大井五ノ二一ノ一 古川圭子外百九十九名	紹介議員 塚田 大顧君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
請願者 大阪市都島区大東町三ノ三ノ一九 近藤 忠孝君	第三〇一五号 昭和五十一年四月三日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪府高槻市牧田町一、三一九ノ 九〇ノ五〇四 大井重寿外二百九 十九名	紹介議員 近藤 忠孝君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
紹介議員 河田 賢治君 第三〇八八号 昭和五十一年四月五日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪府高槻市社本新町八ノA一ノ 四〇二 津田功魁外百九十九名	第三〇一五号 昭和五十一年四月三日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪府高槻市社本新町八ノA一ノ 四〇二 津田功魁外百九十九名	紹介議員 河田 賢治君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
紹介議員 内藤 功君 第三〇八九号 昭和五十一年四月五日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪府高槻市社本新町一ノB二ノ 五〇三 野村智代外百九十九名	第三〇一五号 昭和五十一年四月三日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪府高槻市社本新町一ノB二ノ 五〇三 野村智代外百九十九名	紹介議員 内藤 功君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
紹介議員 沢脱タケ子君 第三〇九〇号 昭和五十一年四月五日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪府高槻市社本新町一ノB二ノ 五〇三 野村智代外百九十九名	第三〇一五号 昭和五十一年四月三日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪府岸和田市市土生町一、六〇〇 ノ四ノ八〇六 長尾英治外二百九 十九名	紹介議員 沢脱タケ子君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第三〇九六号 昭和五十一年四月五日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪府岸和田市市土生町一、六〇〇 ノ四ノ八〇六 長尾英治外二百九 十九名	第三一二四二号 昭和五十一年四月六日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 京都府向日市鶴井町上古一ノ六三 高木初江外三千二百八十五名	紹介議員 野坂 参三君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第三二九五号 昭和五十一年四月六日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪市城東区今福東三ノ四ノ一〇 ノ三〇一 高橋文子外一百九十九名	第三二九五号 昭和五十一年四月六日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 大阪市城東区今福東三ノ四ノ一〇 ノ三〇一 高橋文子外一百九十九名	紹介議員 神谷信之助君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第三二九七号 昭和五十一年四月一日受理 雇用・失業緊急対策確立に関する請願 請願者 岐阜県高山市七日町一 中田八郎 外百五十四名	第三二九七号 昭和五十一年四月一日受理 雇用・失業緊急対策確立に関する請願 請願者 加藤 進君	紹介議員 岩間 正男君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第三二九三六号 昭和五十一年四月二日受理 医療保険の大改悪反対、医療制度の改善に関する 請願 請願者 山梨県中巨摩郡檜原町桃園三四〇 五百五十名	第三二九三六号 昭和五十一年四月二日受理 医療保険の大改悪反対、医療制度の改善に関する 請願 請願者 北村石逸外七百十九名	紹介議員 浜本 万三君 この請願の趣旨は、第一四八四号と同じである。
第三二九三七号 昭和五十一年四月二日受理 国民の社会福祉改善等に関する請願 請願者 大阪府羽曳野市菅田一ノ一ノ一二 北村石逸外七百十九名	第三二九三七号 昭和五十一年四月二日受理 国民の社会福祉改善等に関する請願 請願者 岩山 昭範君	紹介議員 浜本 万三君 この請願の趣旨は、第一四八四号と同じである。
第三二九四一号 昭和五十一年四月三日受理 国民の社会福祉改善等に関する請願 請願者 東京都新宿区中落合三ノ一六ノ一 三ホワイトビル内東京都保育所労 働組合内 藤井博子外二千四十名	第三二九四一号 昭和五十一年四月三日受理 国民の社会福祉改善等に関する請願 請願者 小平 芳平君	紹介議員 岩山 昭範君 この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第三二九五二号 昭和五十一年四月六日受理 国民の社会福祉改善等に関する請願(二通) 請願者 埼玉県上福岡市霞ヶ丘三ノ一ノ四 七〇八 内田茂夫外一千七十四	第三二九五二号 昭和五十一年四月六日受理 国民の社会福祉改善等に関する請願(二通) 請願者 埼玉県岩槻市西町一ノ七角栄荘内 大高幸子外二千四百二名	紹介議員 星野 力君 この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。
第三二九九一号 昭和五十一年四月二日受理 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。	第三二九九一号 昭和五十一年四月二日受理 この請願の趣旨は、第一四八四号と同じである。	紹介議員 星野 力君 この請願の趣旨は、第四二四号と同じである。

社会福祉施設従事者の人材確保対策の早期確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇一岩手県

紹介議員 岩動 道行君

議会議長 藤原哲夫

社会福祉施設従事者がその社会的使命にふさわしいだけの経済的、社会的待遇を受けられ、安心して、その職務に専念できるよう、「社会福祉施設従事者の待遇及び職場環境の整備に関する法律」(仮称)を早急に制定し、人材の確保を期されたい。

第一九九四号 昭和五十一年四月一日受理  
難病対策の推進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇一岩手県

紹介議員 岩動 道行君

議会議長 藤原哲夫

「難病者等に関する特別措置法」(仮称)の制定により早期に難病対策を確立せられたい。

理由

近年における社会の発展、生活の変化及び複雑化に伴い健康障害要因が増加しつつあり、特に原因不明で、治療方法が未確立な難病の発生を増発させており、かかる難病にかかる場合は、心身に慢性的障害を残すか、長期療養の末、死亡するかのいずれかであり、いずれにしても、その治療にばく大切な経費を要すること等とともに悲惨な状況を余儀なくされている。

第三〇二四号 昭和五十一年四月三日受理  
身体障害者雇用促進法の制定に関する請願

請願者 横浜市南区中村町四ノ二七四ノ一

紹介議員 青木 薦次君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇二九号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市林三ノ四三四ノ一八

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三〇号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市津久井一〇二

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三一号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区岡村町一八一 大野

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三二号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三三号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区岡村町一八一 大野

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三四号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三五号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区岡村町一八一 大野

紹介議員 大塚 喬君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三六号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三七号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三八号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三九号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四〇号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四一号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四二号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四三号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四四号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四五号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四六号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四七号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四八号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四九号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇五〇号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 横浜市磯子区洋光台五ノ五ノ二

紹介議員 二〇一 桜井たに外百十九名

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇五一号 昭和五十一年四月三日受理  
増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 東京都町田市木曾町八三 佐藤恵  
三外九十名

紹介議員 阿具根 登君  
案納 勝君  
村口一外八十九名

請願者 神奈川県横須賀市田浦町三ノ五八  
勝君

請願者 佐藤重光君  
勝君

請願者 小林義弘外六十六名  
青木 薦次君  
神奈川県横須賀市林三ノ四三四ノ一八  
青木トシ外百三十九名

請願者 上田 哲君  
哲君

請願者 神奈川県横須賀市津久井一〇二  
高梨ワカ外百三名

請願者 小野 明君  
明君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

え子外九十名

第三〇三三号 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

第三〇三四号 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願

請願者 神奈川県平塚市袖ヶ浜一六ノ二四

高倉信典外百十五名

紹介議員 小柳 勇君

宮城県伊具郡丸森町字後屋敷八

宍戸かつ子外六十二名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三八号 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 川崎市幸区小倉九七五 福田とく

外百三十八名

紹介議員 久保 亘君

青森市大字大矢沢字里見 竹内良

子外七十九名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇三九号 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 川崎市多摩区菅一、五〇八 及川

きく子外百二十九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四〇号 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 青森市港町二ノ二五ノ一六 飛山

すみ子外七十七名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四五号 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 青森県むつ市海老川町一ノ一〇

吉田信也外七十五名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇四五号 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 宮城県泉市将監一ノ一ノ八三 山

田隆夫外七十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇五〇号 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 宮城県氣仙沼市字波路上後原一八

島山正一郎外七十七名

紹介議員 潟谷 英行君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇五一号 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 宮城県白石市福岡長袋中河原五〇

山田武雄外七十七名

紹介議員 志吉 裕君

この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇一二号 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 川崎市中原区新城一八四 小池ち

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十一年五月十一日 【參議院】

九七



この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇七一號 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 札幌市中央区宮の森八八六〇四〇  
紹介議員 前川 旦君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇七六號 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 北海道滝川市明神町四ノ五 大和  
紹介議員 目黒今朝次郎君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇七七號 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 札幌市豊平区平岸四条七丁目 長  
紹介議員 谷川勉外七十四名  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇七八號 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 北海道函館市昭和町二二六〇二五  
紹介議員 深田雄三外六十九名  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇七八號 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 北海道室蘭市水元町一二〇九 中  
紹介議員 田真知子外百九名  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇七九號 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 北海道函館市昭和町二八一ノ四三  
紹介議員 伊藤寛外百九名  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇八〇號 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 札幌市北区篠路町篠路四〇ノ七〇  
紹介議員 田中 静夫君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇八一號 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 北海道滝川市川端町一条七丁目  
紹介議員 五十嵐清外百九名  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇八二號 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 北海道江別市大麻宮町四 村井昌  
紹介議員 治外百五十一名  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇八三號 昭和五十一年四月三日受理

増員をはじめとする労働行政体制の確立に関する請願

請願者 山崎 昇君  
紹介議員 吉田忠三郎君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二二号と同じである。

第三〇八四號 昭和五十一年四月七日受理

福社の拡充に関する請願

請願者 東京都北区堀船三ノ二一ノ六 村  
紹介議員 田治光外五百三十九名  
この請願の趣旨は、第三〇八六号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第三〇八六号と同じである。

第三〇八五號 昭和五十一年四月三日受理

福社の拡充に関する請願

請願者 東京都北区豊島一ノ二一ノ一二  
紹介議員 成志外五百三十九名  
この請願の趣旨は、第三〇八六号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第三〇八六号と同じである。

第三〇八六號 昭和五十一年四月五日受理

母性給付に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤が岡二ノ二ノ一  
紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第三〇八六号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第三〇八六号と同じである。

第三〇八七號 昭和五十一年四月三日受理

母性給付に関する請願

請願者 六ノ二〇三 坂口節子外百七十二  
紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第三〇八六号と同じである。

○ 前田重昭外百十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第三〇八六号と同じである。



紹介議員 佐々木静子君  
この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二二三号 昭和五十一年四月五日受理

母性給付に関する請願  
請願者 横浜市保土ヶ谷区上菅田町五一二

上村明外七十九名  
紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二二四号 昭和五十一年四月五日受理

母性給付に関する請願  
請願者 横浜市保土ヶ谷区峰岡町一ノ一三

○ 有泉久外九十九名  
紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二二五号 昭和五十一年四月五日受理

母性給付に関する請願  
請願者 神奈川県横須賀市秋谷四、四五〇

岩沢信高外六十二名  
紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二二六号 昭和五十一年四月五日受理

母性給付に関する請願  
請願者 横浜市西区伊勢町三ノ一四七 田

丸敏博外四十四名  
紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二二七号 昭和五十一年四月五日受理

母性給付に関する請願  
請願者 横浜市磯子区森六ノ一八ノ三 野

坂仁志外六十一名  
紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二二八号 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市磯子区森六ノ一八ノ三 飯

塚研一外八十一名  
紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二二九号 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市保土ヶ谷区峰岡町一ノ一二

ノ一 鈴木富美子外九十六名  
紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三〇号 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市保土ヶ谷区峰岡町一ノ一二

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三一號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 柳沢隆外六十六名  
紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三二號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市港南区狩場町四一二一

柳沢隆外六十六名  
紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三三號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 本昌江外九十六名  
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三四號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市港南区日野四、二八八 松

本昌江外九十六名  
紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三五號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市高津区下作延六一九 渡辺

柳沢隆外六十六名  
紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三四號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市旭区東希望ヶ丘二二五ノ八  
紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三五號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 川崎市高津区下作延六一九 渡辺

柳沢隆外六十六名  
紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三六號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 川崎市中原区木月住吉一、七七一  
木村順一外百四十名  
紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三七號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市瀬谷区瀬谷町四、九〇四  
戸沢誠孝外百八十四名  
紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三八號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市港南区野庭町一、二二四  
水上孝雄外九十七名  
紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二三九號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 東京都世田谷区下馬三ノ一ノ一  
二 浅川正行外二百三名  
紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。  
紹介議員 德永由美子外百五十八名

第三二一三九號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市緑区長津田町四、一六五  
林千恵子外百二十二名  
紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二一四〇號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市旭区東希望ヶ丘二二五ノ八  
高橋重和外百四名  
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二一四一號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市保土ヶ谷区仏向町一、八八  
三 渡辺治生外八十六名  
紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二一四二號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 神奈川県鎌倉市材木座三ノ三  
七 三留崇臣外九十五名  
紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二一四三號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市港南区野庭町一、二二四  
水上孝雄外九十七名  
紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第三二一四四號 昭和五十一年四月五日受理  
母性給付に関する請願  
請願者 横浜市港南区野庭町一、二二四  
水上孝雄外九十七名  
紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第三二〇一号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十一年五月十一日 【参議院】



この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二二四号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 北海道帯広市西一八条南四ノ三八

田口恵治外千五十名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二二五号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 静岡県清水市三保三二八ノ四 村

井妙子外千九百九十九名

紹介議員 加藤 進君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二二六号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 三重県阿山郡大山村平田 中森

迪雄外千五名

紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二二七号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 三重県伊勢市辻久留一ノ一四ノ一

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二二八号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 岐阜県郡上郡八幡町旭一、〇四〇

ノ一〇 一柳さつき外一千二百九十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二二九号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 三重県津市高茶屋小森上野町七〇五

瀬尾みはる外千二百七十六名

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二三〇号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

○ 大木真由美外百二十二名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二三一号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 富山県永見市窪 堀江市子外千三百八十名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二三二号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 三重県四日市市前田町一〇ノ四

稻垣昌子外九百四十五名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二三三号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 埼玉県川口市並木町一ノ六ノ二一

五 小俣留美子外一百十六名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

四六八 古屋久子外六百十二名

紹介議員 塚田 大願君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二三四号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 静岡県藤枝市新南新屋一九ノ一七

松浦とみ子外千九百九十八名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二三五号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

○ 太田勝子外八百九十三名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二三六号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 三重原伊勢市神社港 中村清外百九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二三七号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 三重原員弁郡藤原町長尾 宮木ゆり子外千四十四名

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二三八号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 熊本県宇土郡三角町大字中村一五

片岡編江外三百二十六名

紹介議員 星野 力君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二三九号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 兵庫県芦屋市西山町一〇九 桶野 容子外五百三十六名

紹介議員 伊藤孝一外百九十五名

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二四〇号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 川崎市高津区宮前平三ノ八ノ七

橋本好子外千五十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二四一号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 広島県府中市阿字町六五八ノ一

太田勝子外八百九十三名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二四二号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 静岡県沼津市志下六七五ノ四 笹

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二四三号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市上町三ノ一小林喜美子外百九十七名

紹介議員 沢井 力君

この請願の趣旨は、第三一〇一号と同じである。

第三二四四号 昭和五十一年四月六日受理

母性給付に関する請願

請願者 秋田県大館市豊町三ノ一市立総合病院内

紹介議員 伊藤孝一外百九十五名

この請願の趣旨は、第二八六九号と同じである。

第三三七三号

昭和五十一年四月七日受理

健康保険法の改正案反対、国民医療の改善に関する請願

請願者 横浜市中区本牧三九 高梨健次郎

外十四名

紹介議員 星野 力君

生命と健康を守り、安心して医療を受けられる真の医療保障制度を確立するため、次の事項を早急に実現されたい。

一、保険料の引上げ、初診時・入院時一部負担金の引上げと、高額療養費自己負担限度額の引上げなど、国民の負担を増やし、受診抑制をもたらす「健康保険法一部改正案」を廃案にするこ

二、患者の早期受診を容易にし、保健医が患者の経済事情を考慮しなくてすむようにするため、国と大企業の負担で健保本人の完全十割給付を確保し、家族の給付率を当面八割以上に引き上げること。

三、健康保険の赤字は、全額国の責任で補てんし、国庫負担を定率で三割以上にすること。

四、国民が安心して医療を受けられるよう国責任で、医師、看護婦など医療従事者を大幅に増やし、またその待遇を改善し、休日・夜間・救急・辺地の医療体制を確立すること。

五、患者、被保険者負担なしに国庫負担で、すべての医療機関がまともな医療を行えるよう診療報酬を大幅に引き上げること。また、物価、人件費に見合った診療報酬のスライド制を確立すること。

第三三七四号 昭和五十一年四月七日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県清水市八坂町二、〇九六〇

六 大村由貴子外九百九十九名

紹介議員 神谷信之助君

政府は、男女平等の促進及び母性保障の拡充に向けて、ILO条約第百十一号、第二百三号の批准と労働基準法の改正を行われたい。

一、ILO第六十回総会で採択した活動計画・宣言

理由

言は雇用と職業における機会と待遇の均等を図るため条約第百十一号と第二百三号の批准を明確にしている。また、母性保護の領域を拡大しその基準を高めることを強調している。つまり条約

第一百三号の批准をのぞんでいる。

二、わが国では、法的平等は保障されてはいるが、実際には雇用・賃金の差別が公然化し、男女平等論は空論に等しく、技術革新、合理化進行は、労働密度を高め、婦人労働者の健康を害し、母性破壊を増やしている。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町一ノ一四

五 若林恵美子外九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県伊東市新井二ノ一七ノ二七

三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 大野アヤ子外千九百九十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第三三七五号 昭和五十一年四月七日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町一ノ一四

五 若林恵美子外九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県伊東市和田一ノ一〇ノ一六

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県伊東市和田二二一

紹介議員 片平美智子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 大宮雅子外九百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県伊東市玖須美元和田二二一

紹介議員 片平美智子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 岡田幸子外九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 大野アヤ子外千九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第三三七六号 昭和五十一年四月七日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都練馬区石神井町一ノ一四

五 若林恵美子外九百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 スミエ外百九十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 平井陽子外九百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県松江市西川津町一、一九〇

紹介議員 平井陽子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県熱海市上宿町四ノ三〇

紹介議員 小林年子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 岡田幸子外九百九十九名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県伊東市和田一ノ一〇ノ一六

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県伊東市和田二二一

紹介議員 片平美智子外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三、労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 岡田幸子外九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

104

ノ一〇保育センター内全国保育要  
求統一行動実行委員会内 秋保修  
紹介議員 星野 力君  
市外千十三名

第三三八三号 昭和五十一年四月七日受理  
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等  
の抜本改善に関する請願

第三四九七号 昭和五十一年四月八日受理  
福祉年金(老齢、障害、母子)の引上げ等に関する  
請願

請願者 鹿児島県名瀬市小宿町一、二三  
久保しま外六千二百五十九名  
紹介議員 沢田ケ子君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第三五〇二号 昭和五十一年四月八日受理  
戦時災害援護法制定等に関する請願  
請願者 宮城県氣仙沼市字松崎柳沢二六六

ノ五 山本昌夫外一千七百九十名  
紹介議員 森下 昭司君  
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

四月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

八〇号)(第三六〇四号)(第三六〇五号)(第三六〇六号)(第三六〇七号)(第三六〇八号)(第三六〇九号)(第三六一〇号)(第三六一一号)(第三六一二号)(第三六一三号)(第三六一四号)(第三六一五号)(第三六一六号)(第三六一七号)(第三六一八号)(第三六一九号)(第三六二〇号)(第三六二一号)(第三六二二号)(第三六二三号)

三六一〔六号〕〔第三六一七号〕〔第三六一八号〕  
〔第三六一九号〕〔第三六二〇号〕〔第三六三  
六四〇号〕〔第三六四一号〕〔第三六四二号〕〔第  
三六三四号〕〔第三六四五号〕〔第三六四五号〕  
〔第三六四六号〕〔第三六四七号〕〔第三六四八  
号〕〔第三六四九号〕〔第三六五〇号〕〔第三六五  
一号〕〔第三六五一号〕〔第三六五三号〕〔第三  
五四号〕〔第三六五五号〕〔第三六五六号〕〔第三  
六五七号〕〔第三六五八号〕〔第三六五九号〕〔第  
三六六〇号〕〔第三六六一号〕〔第三六六二号〕  
〔第三六六三号〕〔第三六六四号〕〔第三六六五  
号〕〔第三六六六号〕〔第三七〇九号〕〔第三七  
一号〕〔第三七四一号〕〔第三七四二号〕〔第三  
四三号〕〔第三七四四号〕〔第三七四五号〕〔第  
七四六号〕〔第三七四七号〕〔第三七四八号〕〔第  
三七四九号〕〔第三七五〇号〕〔第三七五一号〕  
〔第三七五一号〕〔第三七五三号〕〔第三七五四  
号〕〔第三七五五号〕〔第三七五六号〕〔第三七五  
七号〕〔第三七五八号〕〔第三七五九号〕〔第三  
六〇号〕〔第三七六一号〕〔第三七六二号〕〔第三  
七六三号〕〔第三七六四号〕〔第三七五六号〕〔第  
三七六六号〕〔第三七六七号〕〔第三七六八号〕  
〔第三七六九号〕〔第三七七〇号〕〔第三七七  
六〇号〕〔第三七七一号〕〔第三七七三号〕〔第三  
七六三号〕〔第三七六四号〕〔第三七五六号〕〔第  
三七六六号〕〔第三七七五号〕〔第三七七六号〕〔第  
三七七七号〕〔第三七七八号〕〔第三七七九号〕〔第  
三七七八号〕〔第三七七八一号〕〔第三七七八二  
号〕〔第三七九一号〕〔第三七九三号〕〔第三  
七九四号〕〔第三七九五号〕〔第三七九六号〕〔第  
三七九七号〕〔第三七九八号〕〔第三七九九号〕〔第  
一号〕〔第三七九一号〕〔第三七八一号〕〔第三  
三七八三号〕〔第三七八四号〕〔第三七八五号〕  
〔第三七八六号〕〔第三七八七号〕〔第三七八八  
号〕〔第三七八九号〕〔第三七八九〇号〕〔第三  
七八〇号〕〔第三七八一〇号〕〔第三七八一〇一  
号〕〔第三七八一〇二号〕〔第三七八一〇三号〕



紹介議員 工藤 良平君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二一号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県大村市中里郷一〇六 田中 生系外十名

紹介議員 栗原 俊夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二二号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県諫早市山川町三七ノ二 前 田中智子外十名

紹介議員 小谷 守君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二三号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県諫早市山川町三七ノ二 前 田中智子外十名

紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二四号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市江里町七ノ二三 石橋良子 外十名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市江里町七ノ二三 石橋良子 外十名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二六号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市江里町七ノ二三 石橋良子 外十名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二七号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市江里町七ノ二三 石橋良子 外十名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二八号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市江里町七ノ二三 石橋良子 外十名

紹介議員 小山 一平君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二六号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 ○八ノ二 栗田のり子外十名

紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二七号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市葉山町一〇九ノ三六 中川 ヤヨ外九名

紹介議員 志吉 裕君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二八号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市葉山町一〇九ノ三六 中川 ヤヨ外九名

紹介議員 志吉 裕君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二九号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市金堀町一四三ノ一四 内野 マサエ外十名

紹介議員 杉山善太郎君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二一〇号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市水戸市見川五ノ三七ノ一七 仲田澄江外十名

紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二一一号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市見川五ノ三七ノ一七 仲田澄江外十名

紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二一二号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市見川五ノ三七ノ一七 仲田澄江外十名

紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六二一二号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 茨城県水戸市見川五ノ三七ノ一七 仲田澄江外十名

紹介議員 小柳 勇君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六三二号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 田中寿美子君 外九名

紹介議員 田中寿美子君 外九名

第三六三七号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市立山町三四一 皆越アサエ

紹介議員 鶴園 哲夫君 外九名

准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市横尾町一、三七四ノ七六

三島秋美江外九名  
紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六四三号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市古川町七ノ九 徳永百合子

紹介議員 中村 外十名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六四四号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市戸町三ノ一二 浦田イツ

紹介議員 中村 英男君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六四五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市長崎市戸町三ノ一二

山中ちづ子外九名  
紹介議員 野口 忠夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六四五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市西北町九六

山中ちづ子外九名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六四六号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市伊良林町二ノ四四五

重松 紹介議員 野々山 二三君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六四六号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市千々町二二六

池田としえ 紹介議員 野々山 二三君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三四六七号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市千々町二二六

池田としえ 紹介議員 野々山 二三君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三四六七号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市千々町二二六

池田としえ 紹介議員 野々山 二三君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六四八号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市大島町五四五 岩元孝子外十名

紹介議員 秦 豊君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六四九号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市扇町一九ノ四 村田多恵子

紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市扇町一九ノ四

村田多恵子 外九名  
紹介議員 浜本 万三君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市扇町一九ノ四

村田多恵子 子外九名  
紹介議員 野口 忠夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市長崎市戸町三ノ一二

山中ちづ子外九名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市長崎市戸町三ノ一二

山中ちづ子外九名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市長崎市戸町三ノ一二

山中ちづ子外九名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市長崎市戸町三ノ一二

山中ちづ子外九名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五三号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県南高来郡吾妻町古城名二〇

紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五四号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市下川尻町七、八九五

紹介議員 佐々木美枝子外十名  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市下川尻町七、八九五

紹介議員 松本 英一君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市下川尻町七、八九五

紹介議員 佐々木美枝子外十名  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市下川尻町七、八九五

紹介議員 宮之原貞光君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市下川尻町七、八九五

紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市下川尻町七、八九五

紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市下川尻町七、八九五

紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市下川尻町七、八九五

紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六五九号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市弁天町七、四一六

紹介議員 森下 昭司君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六六〇号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市上町八六八 松田京子外十名

紹介議員 森中 守義君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六六一号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎県島原市上町八六八 松田京子外十名

紹介議員 矢田部 理君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六六二号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市上田町一ノ一〇 竹下千恵美外十名

紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六六二号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市白鳥町七ノ二九 赤水哉子外九名

紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六六三号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市油木町三七ノ一二 番本芳子外九名

紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六六三号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市島原市八幡町八、二九三

紹介議員 山崎 翻君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三六六四号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市沢町二〇ノ五 松尾貞子外  
紹介議員 吉田忠三郎君  
九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三六六五号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 長崎市入船町三九一 若松貞子外  
紹介議員 和田 静夫君  
九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三六六六号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(十五通)  
請願者 京都市東山区白川三条下ル梅宮町  
紹介議員 林田悠紀夫君  
四七四 中嶋澄枝外百五十六名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七〇九号 昭和五十一年四月十日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 新潟県上越市佐内町二ノ三 笠原  
紹介議員 壬生外九百九十九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七四五号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県小野市市場町一四七ノ三  
紹介議員 赤桐 操君  
昭子外十名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七五〇号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県小野市西本町四七一 深原  
紹介議員 大塚 篤君  
生内ナツ子外九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七四三号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡雫石町一〇地割字寺  
名の下一〇二ノ六 高橋トシ子外九  
紹介議員 青木 新次君  
第三七四四号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 伊藤静枝外十名  
紹介議員 赤桐 操君  
昭子外十名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七四五号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県小野市中町五 北垣文子外  
紹介議員 上田 哲君  
九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七五五号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡雫石町八封三四ノ三  
紹介議員 川村 清一君  
生内ナツ子外九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七五六号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡雫石町南畠七ノ五八  
高橋君子外九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七五七号 昭和五十一年四月十二日受理

請願者 兵庫県小野市中町三三三 佐伯美  
幸外十名

紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七四七号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県小野市黒川町四七一ノ七  
斧幸枝外九名

紹介議員 案納 勝君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七五三号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 福島県いわき市平字堂根町一竹林  
病院内 植田イネ外十名

紹介議員 片岡 勝治君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七五四号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡雫石町第三地割字八  
卦七一 四ヶ家和枝外九名

紹介議員 片山 基市君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七五五号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡雫石町八封三四ノ三  
生内ナツ子外九名

紹介議員 川村 清一君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。  
第三七五六号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡雫石町南畠七ノ五八  
高橋君子外九名

紹介議員 神沢 浄君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町七ツ森九四ノ二〇 広瀬明美外九名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七五八号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町万田波 中村 朝子外九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七五九号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町万田渡七四ノ一 中村悦子外九名

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七六〇号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町大字長山四一 地割字晴山 千葉厚子外九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七六一号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町大字上野春木 朝子外九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七六二号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町西安庭字桃平 七九ノ二 根沢タミエ外九名

紹介議員 鈴木 美枝子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七六三号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町九地割字仲町 七ノ二 柴田一枝外九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七六四号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町三六ノ字柿木 九一ノ四 前田マサ子外九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七六五号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町西安庭一六地割五ーノ九 佐々木ハッセ外九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七六六号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町八ノ一二 中島好雄 朝子外九名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七六七号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町大字上野春木 朝子外九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七六八号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町二三ノ一六 門田宏 朝子外九名

紹介議員 鈴木 美枝子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七六九号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県赤穂市高野四一八ノ二 後藤順子外十名

紹介議員 濱谷 英行君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七〇号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県赤穂市加里屋三八ノ一 義則津也子外十名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七一号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岡山県和気郡日生町大字寒河四、二四二ノ一二 青山美恵外十名 朝子外九名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七二号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県赤穂市南野中六ノ一一 木松本一郎外十名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七三号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県赤穂市木生谷一二三 宗本 戸叶 武君 朝子外十名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七四号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県赤穂市尾崎三〇六 団佐和子外十名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七五号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県赤穂市木生谷一二四 宗本 敏子外十名

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七六号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県赤穂市尾崎三、一二九ノ三 四 益田すみ子外十名

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七七号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県赤穂市加里屋一、〇五一 松本一郎外十名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七八号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 兵庫県赤穂市中広七九〇ノ一三 大島つたえ外十名

紹介議員 戸叶 武君

みゆき外十名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七七九号 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 兵庫県赤穂市尾崎西町 日木ソノ  
外十名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八〇号 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 兵庫県赤穂市坂越一、三五一ノ六  
山田昇外十名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八一號 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町大字長山第一  
五地割字孤森一三 岡森みえ子外  
紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八二號 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 ○ノ五 岩館ヒデ子外九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八三號 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡滝沢村大釜二二ノ三  
野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八四號 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 岩手県岩手郡零石町仲町一一ノ一  
平野正明外九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八五號 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願  
請願者 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八四号 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市北島田町一丁目 谷輝子外  
二名

紹介議員 野々山一二君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七八五号 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 ナルミ外十名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七九一號 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 米子外十名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七九二號 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 横山

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七九三號 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 松永 忠二君

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七九四號 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 九 麻植典子外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七九五號 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 一 外九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七九六號 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 ノ一 本庄剛外九名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七九七號 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 九 麻植典子外九名

紹介議員 森下 昭司君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七九八號 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 九 麻植典子外九名

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三七九九號 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 二 竹内義雄外九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八〇〇號 昭和五十一年四月十二日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島県勝浦郡上勝町福原 前川高

恵外九名

紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八〇一号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島県鳴門市撫養町斎田字岩崎一  
ノ一 勝浦久夫外十名

紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八〇二号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島県鳴門市撫養町翁喜台一五六  
ノ八 後藤田安男外九名

紹介議員 吉田忠三郎君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八〇三号 昭和五十一年四月十二日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市南佐古四番町四ノ二〇 村  
田泰外十名

紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八〇四号 昭和五十一年四月十三日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡佐々町小浦免八一  
六 松本都外九百七十名

紹介議員 市川 房枝君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八〇七号 昭和五十一年四月十三日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 長崎県北松浦郡佐々町小浦免八一  
六 松本都外九百七十名

紹介議員 市川 房枝君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八〇八号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市南佐古四番町四ノ二〇 村  
田泰外十名

紹介議員 市川 房枝君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八〇九号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市南佐古四番町四ノ二〇 村  
田泰外十名

紹介議員 市川 房枝君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第三八〇一〇号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市大田原市中央二ノ一六ノ二  
〇 青木新一外六百五十九名

紹介議員 矢野 登君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四二九五号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島県板野郡藍住町勝瑞東六 小  
島和子外三十名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四二九六号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島県名西郡石井町石井七三ノ六  
土佐由貴子外二十四名

紹介議員 青木 薦次君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四二九七号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島県鳴門市大麻町池谷字柳の本  
八二 増家ニタカ外三十名

紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四二九八号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市南蔵本町三ノ一四 猪下光  
外三十名

紹介議員 茂木 伸君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四二九九号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市南蔵本町三ノ一四 猪下光  
外三十名

紹介議員 茂木 伸君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇〇号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市中洲町二ノ一七 美馬敏子  
外三十名

紹介議員 大塚 番君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇一号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市中洲町二ノ一七 美馬敏子  
外三十名

紹介議員 大塚 番君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇二号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市中洲町二ノ一七 美馬敏子  
外三十名

紹介議員 大塚 番君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市南昭和町六ノ三〇ノ四 津  
田シカエ外三十名

紹介議員 案納 勝君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇一号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市北沖ノ洲一ノ七ノ三一 西  
本末子外三十名

紹介議員 上田 哲君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇二号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島県美馬郡穴吹町 佐藤康子外  
三十名

紹介議員 小野 明君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇三号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市中洲町二ノ一七 美馬敏子  
外三十名

紹介議員 大塚 番君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇四号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市中洲町二ノ一七 美馬敏子  
外三十名

紹介議員 大塚 番君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇五号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市中洲町二ノ一七 美馬敏子  
外三十名

紹介議員 大塚 番君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇六号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市中洲町二ノ一七 美馬敏子  
外三十名

紹介議員 大塚 番君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇七号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市中洲町二ノ一七 美馬敏子  
外三十名

紹介議員 大塚 番君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

准看護婦制度廃止等に関する請願

紹介議員 稲谷 照美君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇八号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

紹介議員 片岡 勝治君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三〇九号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

紹介議員 片山 甚市君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三一〇号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

紹介議員 德島県阿波郡阿波町字五明七三  
石川静江外二十九名

紹介議員 片山 甚市君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三一〇号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

紹介議員 德島県阿波郡阿波町字五明七三  
石川静江外二十九名

紹介議員 片山 甚市君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三一〇号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

紹介議員 川村 清一君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三一〇号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

紹介議員 川村 清一君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三一〇号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三二一號 昭和五十一年四月十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 兵庫県赤穂市新田六五四ノ一 小林玲子外三十名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 工藤 良平君

ノ一 鈴木カホル外三十名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三二二號 昭和五十一年四月十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 愛知県岡崎市本宿町柿崎一七 箕浦伝子外三十名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 粿原 俊夫君

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 徳島市南蔵本町二ノ九ノ五 加藤香代子外二十九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三二三號 昭和五十一年四月十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市不動東町四ノ一、六八〇

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三二四號 昭和五十一年四月十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市八万町法花八 島田弘子外二十七名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三二五號 昭和五十一年四月十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島県名東郡佐那河内村下字中辺六三ノ三 森本ヒデミ外二十九名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三二六號 昭和五十一年四月十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 佐賀市鬼丸町一二ノ一一 佐保豊子外三十名

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三二七號 昭和五十一年四月十五日受理

准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 岩手県釜石市鵜住居町一六ノ四二一

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十一年五月十一日【参議院】	第一三三
第四三二一號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 佐々木静子君 請願者 徳島市南蔵本町二ノ九ノ五 加藤香代子外二十九名
第四三二二號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 佐々木静子君 請願者 德島市不動東町四ノ一、六八〇
第四三二三號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 沢田 政治君 請願者 德島市蔵本町二ノ五〇徳島大学医学部附属病院看護婦宿舎内 藤原和枝外二十九名
第四三二四號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 田中美寿美子君 請願者 德島市蔵本町二ノ五〇 菊池幸外三十名
第四三二五號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 寺田 哲夫君 請願者 徳島県小松島市坂野町字柴蘭塙一三 林幸子外三十名
第四三二六號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 寺田 哲夫君 請願者 徳島県北松浦郡吉井町立石免一五五ノ八 富永照子外二十九名
第四三二七號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 寺田 哲夫君 請願者 徳島県北松浦郡吉井町立石免一五五ノ八 富永照子外二十九名
第四三二八號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 鶴園 哲夫君 請願者 徳島市蔵本町二ノ五〇 菊池幸外三十名
第四三二九號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 鶴園 哲夫君 請願者 徳島市蔵本町二ノ五〇 菊池幸外三十名
第四三三〇號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 寺田 哲夫君 請願者 徳島市蔵本町二ノ五〇 中川よし
第四三三一號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 寺田 哲夫君 請願者 徳島市蔵本町二ノ五〇 中川よし
第四三三二號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 戸叶 武君 請願者 徳島市蔵本町二ノ五〇 中川よし
第四三三三號 昭和五十一年四月十五日受理	准看護婦制度廃止等に関する請願 紹介議員 戸叶 武君 請願者 徳島市蔵本町二ノ五〇 中川よし



第四三五四号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 福島県いわき市平字堂根町一竹林  
病院内 植田イネ外三十名

紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三五五号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島県板野郡板野町大寺岡ノ宮  
森本民子外三十名

紹介議員 吉田忠三郎君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三五六号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 德島市国府町芝原字木分二六 広  
瀬享子外三十名

紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三六七号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市追浜東町三ノ六  
二 後藤日出子外九百九十二名

紹介議員 石本 茂君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三六八号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 奈良市法蓮佐保田町一、八五五ノ  
五 石質美佐子外四百三十九名

紹介議員 岩上 妙子君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三六九号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 佐賀県唐津市二タ子一ノ六ノ六三  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

広嶋教子外四百三十九名  
紹介議員 片山 正英君

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三七〇号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 埼玉県浦和市岸町三ノ二ノ一 後  
閑とく外五十名

紹介議員 土屋 義彦君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三七一号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市田浦四ノ二四  
掛札精子外四百三十九名

紹介議員 戸塚 進也君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三七二号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 長野市三輪九ノ二四ノ二三 丸山  
春枝外二百五十五名

紹介議員 夏目 忠雄君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三七三号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(六十六通)

請願者 大阪市南区東駒町二三 小野郁子  
外六百五十九名

紹介議員 中山 太郎君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三七四号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(四十通)

請願者 東京都町田市玉川学園一ノ三ノ六  
中井秀夫外三千六十九名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第四三七五号 昭和五十一年四月十五日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)

請願者 山形市桜町七ノ四四 原田京子外  
四百三十九名

紹介議員 藤川 一秋君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

この請願の趣旨は、第一五三六号と同じである。

第四三七六号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(二通)

請願者 京都府右京区山田平尾町一七 宮  
下留利子外八百七十九名

紹介議員 望月 邦夫君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四三七七号 昭和五十一年四月九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 神奈川県清水市三光町二ノ八 中山  
永松重男外十五名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四三七八号 昭和五十一年四月九日受理  
療術の制度化に関する請願(十六通)

請願者 東京都小平市大沼町一ノ一八二  
トキエ外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四三七九号 昭和五十一年四月九日受理  
療術行為は、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう及び柔道整復とは異なる簡易療法として発達したもので、国民の健康増進に寄与するところが多く、広く愛好されているものであるから、今後は、学校教育と地方試験により、資質の向上を計り、カイロ・プラクチック師、電気光線師、器技師の三種の免許制によつて規制し、それぞれの業務を適正に行わせることが必要である。

第四三八〇号 昭和五十一年四月十一日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県清水市三光町二ノ八 中山  
トキエ外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四三八一號 昭和五十一年四月九日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都小平市大沼町一ノ一八二  
永松重男外十五名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四三八二號 昭和五十一年四月九日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県清水市八千代町一〇ノ一二  
白鳥しづえ外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四三八三號 昭和五十一年四月九日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県清水市八千代町一〇ノ一二  
白鳥しづえ外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第三五八三号 昭和五十一年四月九日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 馬場一裕外百九十九名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第三五九七号 昭和五十一年四月九日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県清水市三光町二ノ八 中山  
トキエ外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第三六〇〇号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県清水市八千代町一〇ノ一二  
白鳥しづえ外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第三六〇一號 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都田無市向台町四ノ二一ノ五  
村田正身外七名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第三六〇二號 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都田無市向台町四ノ二一ノ五  
阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第三六〇三號 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県猿島郡三和町東山田四、四  
二八 鈴木保博外十名

紹介議員 青木 新次君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

第三六〇四號 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県猿島郡三和町東山田四、四  
二八 鈴木保博外十名

紹介議員 青木 新次君  
この請願の趣旨は、第一四五五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇一二号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都墨田区押上三ノ二〇ノ一〇 菅野寧寧外十四名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇一二号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都練馬区西大泉町一、〇三八 ノ二七 寺山均外十九名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇一二号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都新谷甲一、三八二一ノ四五 比留木和夫外六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇一二号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県今治市新谷甲一、三八二一ノ四五 比留木和夫外六名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇一二号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県日高郡龍神村東五五一

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇一九号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 山本正巳外十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇一九号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県稻敷郡新利根村中山一、四

紹介議員 四九 助川孝子外八名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 嘉子外十九名 上田 哲君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市高城二二九 五頭 重子外九名 小野 明君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市高城二二九 五頭 重子外九名 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市高城二二九 山下 道子外七名 大塚 番君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市高城二二九 山下 道子外七名 片山 基市君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市日土町八ノ五 菊 地年子外九名 大塚 番君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市台宿二ノ二六ノ三二 菊地芳江外十一名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 柏谷 照美君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 桐原 久保外十九名 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 神奈川県相模原市千代田四ノ七一 小坂京子外十六名

第四〇二四号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区宮田町三ノ二五 久保 直君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県西宇和郡三瓶町一区 山本

ヒフミ外九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇二九号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市楓尾一、四三三ノ一五 池田保外八名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三〇号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡聖籠村次第浜 渡辺ミツイ外十九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三一号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県南蒲原郡中之島村中之島一  
諸願者 新潟市五十嵐二の町八、三五九

紹介議員 鈴木 美枝子君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三二号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県小豆郡内海町草壁本町 黒島忠剛外九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三三号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 香川県小豆郡内海町草壁本町 黒島忠剛外九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三四号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市楓尾一、四三三ノ一五 池田保外八名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町上庄四一二  
長谷川澄男外六名

紹介議員 杉山善太郎君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三四号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 香川県仲多度郡琴平町四〇二ノ五  
三宅聯外七名

紹介議員 鈴木美枝子君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三五号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市五十嵐二の町八、三五九  
小林岩男外十九名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三六号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県真壁郡協和町蓬田五四四  
深谷幸男外十二名

紹介議員 須賀 英行君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三七号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山市清水町一ノ三九 栗島保一  
外十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三八号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市柏崎市松美二ノ一ノ四〇  
桑野テル

紹介議員 鶴屋 哲夫君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇三九号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 柴山しげ外十四名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四〇号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 名古屋市中川区法華西町一〇四  
脇信子外九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四一号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛知県岡崎市福岡町新町二八 山本常次外十名

紹介議員 対馬 孝旦君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四二号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市白根市魚町三、三一四 阿部忠夫外十六名

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四三号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市内野三、五五三 橋田ひろみ外四名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四四号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市内野三、五五三 橋田ひろみ外四名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四五号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市内野三、五五三 橋田ひろみ外四名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四六号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山市高岡市内免四ノ二ノ七 窪谷征外十九名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四七号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県上越市南本町二ノ二五五  
新潟市南本町二ノ二五五

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四三号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市柏崎市松美二ノ一ノ四〇  
桑野テル

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四四号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市柏崎市松美二ノ一ノ四〇  
富田富栄外三名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四五号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市柏崎市松美二ノ一ノ四〇  
寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四五号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市柏崎市松美二ノ一ノ四〇  
田 英夫君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四五号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市柏崎市松美二ノ一ノ四〇  
山本和子外一名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四五号 昭和五十一年四月十四日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟市柏崎市松美二ノ一ノ四〇  
戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 中村 波男君 竹田ヨリ子外十九名  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇四八号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 新潟県見附市堀溝町一、二八六長谷川清外十九名

紹介議員 中村 英男君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇四九号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県木曾郡開田村大字末川三、

紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇五号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県木曾郡開田村大字末川三、

紹介議員 佐々木健次外九名 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇五一号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県小県郡和田村一、八〇三

紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇五二号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 佐々木健次外九名

紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇五三号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県木曾郡富士見町富士見九、

紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇五四号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県木曾郡三岳村三四五、中村勝利外九名

紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇五五号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 島敏江外九名

紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇五六号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 福間 知之君

紹介議員 野口 忠夫君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇五六号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 北林賛外十九名

紹介議員 宮原貞光君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇六一号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 平野澄子外十九名

紹介議員 森中 守義君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
第四〇六六号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 神奈川県相模原市田名五、四五〇

三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 兵庫県川西市大和東一ノ一〇ノ一

紹介議員 羽生 三七君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長谷川清外十九名

第四〇五七号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 静岡県島田市大津通八、五七八

紹介議員 前川 旦君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 山梨県南都留郡河口湖町大石二、

紹介議員 前川 旦君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 静岡県島田市大津通八、五七八

紹介議員 目黒今朝次郎君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 梶原光男外十七名

第四〇五六号 昭和五十一年四月十四日受理 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 大阪府高槻市牧田町一、三一九ノ二四二ノ二〇七 川田稔外十五名

紹介議員 松永 忠君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 山梨県甲府市高畑一ノ五ノ二三

紹介議員 淡路リツ外八名 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 山梨県北巨摩郡双葉町大塩一〇〇

紹介議員 森 勝治君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 森下 昭司君

紹介議員 ノ一二八 中沢栄子外十九名 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 山梨県北巨摩郡双葉町大塩一〇〇

紹介議員 松本 英一君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 坂森兼代外十九名

紹介議員 松本 英一君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 富山県新湊市八幡町一ノ八ノ一三

紹介議員 松本 英一君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 富山県新湊市八幡町一ノ八ノ一三

紹介議員 松本 英一君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 富山県高岡市瑞穂町二二ノ二四

紹介議員 宮原貞光君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 平野澄子外十九名

紹介議員 森中 守義君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 富山県高岡市東野町一六五ノ二

紹介議員 宮原貞光君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 平野澄子外十九名

紹介議員 森中 守義君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 神奈川県相模原市田名五、四五〇

紹介議員 二一 梶田匡史外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇六七号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 安永 英雄君  
請願者 東京都町田市原町田五ノ二ノ二三  
飯沢吉蔵外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇六八号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 松木正英外九名  
請願者 愛媛県新居浜市萩生一、二二九

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇六九号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 山崎 昇君  
請願者 松木正英外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇七〇号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 吉田忠三郎君  
請願者 山梨県都留市井倉四二五 村田秀  
子外十四名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四〇七一号 昭和五十一年四月十四日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 和田 静夫君  
請願者 富山県魚津市川縁三〇四 山崎和  
子外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一四〇号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 赤桐 操君  
請願者 五七 河原崎敏外四名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第七部 社会労働委員会会議録第三号 昭和五十一年五月十一日 【參議院】

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県浜松市幸三ノ二五ノ一 鈴木哲也外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一四九号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 安武 洋子君  
請願者 岐阜県瑞浪市土岐町水ノ木四七九

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二三三号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 立木 洋君  
請願者 谷口君代美外九百九十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二三七号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 阿木根 登君  
請願者 東京都中野区本町三ノ二二ノ三  
目時満外十一名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二三四号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 青木 薫次君  
請願者 七 劍持明外十名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二三五号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 上田 哲君  
請願者 陽子外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二四〇号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 小野 明君  
請願者 外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二三六号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 関口一朗外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二三七号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 秋山 長造君  
請願者 六九ノ一 清水忠信外八名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二三八号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 案納 勝君  
請願者 和歌山県御坊市名田町 尾崎実外  
十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二三九号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 仲田 伸田  
請願者 茨城県石岡市若松町四〇四 仲田  
陽子外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二四〇号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 片岡 勝治君  
請願者 横田紀子外八名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二四一號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 片岡 勝治君  
請願者 茨城県水戸市五軒町二ノ二ノ二八

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二四二號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 大塚 番君  
請願者 外七名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二四三號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 加瀬 完君  
請願者 小西八重子外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二四四號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 粕谷 照美君  
請願者 茨城県常陸太田市稻木町四九九ノ二  
渡辺八重子外十四名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二四五號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 片岡 勝治君  
請願者 茨城県竜ヶ崎市塙戸町二、一五〇

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四一二四五號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 片岡 勝治君  
請願者 茨城県水戸市五軒町二ノ二ノ二八

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。



村崎武夫外十九名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二六五号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡岩間町下郷四、四

紹介議員 辻 一彦君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二六六号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県柏崎市大久保一ノ二ノ二〇

紹介議員 鶴園 哲夫君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二六七号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県柏崎市栄町一五ノ四 武藤

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二六八号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛知県一宮市丹陽町九日市場九ノ

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二六九号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 水谷友信外九名

紹介議員 田 英夫君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七〇号 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡岩間町下郷四、四

紹介議員 鈴木敏行

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県柏崎市春日二ノ一ノ一四

大山順子外八名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七一號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡吉田町西太田 山

田シズ子外三名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七二號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山県新湊市新湊三ノ一〇 酒谷

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七三號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県燕市南一ノ一三ノ二二 田

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七四號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県柏崎市大字七貴

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七五號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七六號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野県須坂市立町一、三四四 山

本頼子外七名

紹介議員 野々山 一三君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七七號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 神戸市垂水区五色山四ノ二〇 依

藤悦和外九名

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七八號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野市三輪九ノ一四ノ二〇 西沢

紹介議員 秦 豊君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七九號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡明科町大字七貴

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二八〇號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二八一號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 岐一〇三 広瀬和子外七名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二八二號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県藤枝市高柳七六七ノ一 石

田醜次外十九名

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二八三號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 大阪府羽曳野市伊賀三ノ四ノ二

阿尾晴枝外一名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四二七八號 昭和五十一年四月十五日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山県高岡市清水町三ノ四ノ三三

三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山県高岡市清水町三ノ四ノ三三

三号、第八十九号の批准に関する請願





この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

紹介議員 安武 洋子君 ○ 三浦恭子外九千九百九十九名

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 高知市比島町三ノ九ノ五 川村雅子外九千九百九十九名

この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

紹介議員 山中 郁子君

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 神戸市生田区相生町五ノ六七ノ一 日井三男外九千九百九十九名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

紹介議員 渡辺 武君 第四四〇〇号 昭和五十一年四月十五日受理

雇用確保に関する請願

請願者 熊本市水前寺六ノ一八ノ一 熊本県 講会議長 浦田勝

紹介議員 寺本 広作君

適切な景気対策とともに、雇用の安定について、一層の配慮をするよう要望する。

理由

最近の各種景気指標の動向からようやく景気は足踏み状態を脱する兆しが強め、また完全失業や求人倍率等の動向にうかがわれるところ、雇用面においてもまだかな回復の兆しが見られるものの、現下の雇用情勢は、なお例年になく厳しいのが実情である。更に、雇用情勢の好転を図るために、國をはじめ地方自治体の施策が必要である。

ILO港湾労働条約第百三十七号の批准に関する  
第三八七五号 昭和五十一年四月十三日受理

請願

請願者 東京都港区海岸通三ノ四ノ五全国港湾労働組合協議会内 吉岡徳次

紹介議員 戸叶 武君 田中寿美子君 第四一四五号 昭和五十一年四月十五日受理

医療保険改悪反対に関する請願

請願者 兵庫県西宮市大屋町二七ノ五 松尾義行外三名

紹介議員 中沢伊登子君

健康保険料や、初診時、入院時の患者負担の引き上げなど、健康保険制度の改悪を行わないこと。

理由

昨年も物価上昇率が十パーセントを越え、ますます深刻化する不況の中で先の暮らしのめどが全く

たたない苦しい状況に追い込まれており、健康保

険料の引き上げは、消費者の暮らしを根底から覆

し、破壊するものである。

理由

厚生、国民年金制度の改善に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二 新潟県議会議長 長谷川吉雄

紹介議員 佐藤 隆君

国民生活の安定を図るため、年金額、年金財政方

式等をはじめとする厚生、国民年金制度全般につ

いて、積極的な改善を行うよう強く要望する。

理由

雇用安定の促進等に関する請願

請願者 新潟市学校町通一番町六〇二 新潟県議会議長 長谷川吉雄

紹介議員 佐藤 隆君

不況対策については、種々施策が講ぜられている

が、早急な景気回復が期待できないまま、労働者

は、労働条件の低下あるいは失業の長期化などを

余儀なくされている実態にあるから、更に、積極

的な不況対策を講じて、雇用の安定、労働条件の

向上を図るとともに、高年齢失業者、身障者など

雇用安定についてもろもろの保障を行い、港湾

の正常な労使関係を確立している。

速やかに改善措置を講ずるよう強く要望する。

第四三七九号 昭和五十一年四月十五日受理

保育所の父母負担軽減に関する請願

請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六〇〇保育センター内 伊藤道子外四千六百八十四名

紹介議員 炮谷 道一君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

紹介議員 寺田 熊雄君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

紹介議員 稲葉 喜一郎君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

紹介議員 知子外千百九十一名

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

紹介議員 佐藤 隆君

この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第四四〇二号 昭和五十一年四月十六日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願  
　請願者 横浜市中区打越二二 久保惠美子  
　紹介議員 片山 甚市君  
　外千二十三名

第四四五三一号 昭和五十一年四月十六日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願  
　請願者 川崎市多摩区生田五、六六四 箕輪悦子外三十九名

第四四五三七号 昭和五十一年四月十六日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願  
　請願者 福島県郡山市大槻町東中野一三ノ二 遠藤伸子外八百八十六名

紹介議員 粕谷 照美君  
この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第四五六一号 昭和五十一年四月十六日受理  
保育所の父母負担軽減に関する請願  
　請願者 東京都杉並区阿佐谷北三ノ三六ノ二〇保育センター内全国保育要求統一行動実行委員会内 三輪政太郎外千十二名

紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第一六一九号と同じである。

第四四六五号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第二百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 千葉県流山市松ヶ丘三ノ二九〇  
北村秀一外九名  
紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四六六号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 埼玉県北足立郡伊奈町小室一〇、  
三三三 阿部伸治外十三名  
紹介議員 青木 新次君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四六七号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 埼玉県大宮市土呂町一ノ四一ノ二  
板坂良秀外十八名  
紹介議員 赤桐 操君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四六八号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 愛媛県温泉郡川内町河之内甲三、  
○五六 中川藤子外九名  
紹介議員 茜ヶ久保重光君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四六九号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百  
三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 和歌山県日高郡由良町畠五九六  
山口清市外十九名  
紹介議員 秋山 長造君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四七〇号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県海草郡美里町真国宮一八四

赤阪公昭外十九名

紹介議員 案納 勝君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四七一号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡藤代町新川一、二

名 六七ノ一四六 久保田美世外十三

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四七二号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県松山市古川六〇二二ノ九 河野寿外八名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四七三号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 大阪府和泉市伯太町一ノ八ノ三六

紹介議員 和田修外十七名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四七四号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市内田町三、二六

名 川崎芳弘外十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四七五号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県土浦市桜町四ノ六ノ三〇

名 飯野五十吉外四名

紹介議員 紅谷 照美君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四七六号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県新治郡八郷町大字大塚一、二

名 九〇一 柴山しげ外十四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四七七号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 大阪府貝塚市半田六七五桜塚一三

名 三 早野照子外七名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四七八号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県北相馬郡守谷町大字高野

名 一、七七九ノ三 岩田喜美夫外十

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四七八九号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市内田町三、二六

名 三 川崎芳弘外十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八〇号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県土浦市見和三ノ一、三五

名 里川日出人外八名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八一号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 埼玉県戸田市本町三ノ一ノ八 里川日出人外八名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八二号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県東茨城郡茨城町小幡一、三〇五 萩谷恵里子外九名

紹介議員 工藤 良平君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八三号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都江東区扇橋三ノ一〇ノ一七

紹介議員 栗原 俊夫君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八四号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 青森県上北郡野辺地町四ノ一四

名 松尾豊子外十九名

紹介議員 小谷 守君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八五号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県常陸太田市内田町三、二六

名 三 川崎芳弘外十九名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八六号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 大阪府堺市浜寺元町一ノ二二〇

名 米田好之外十二名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八七号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町鱒五五 提俊雄外十九名

紹介議員 佐々木静子君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八八号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県長岡市永田町七七 和田一雄外十九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八九号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町鱒三一九

名 早川ヨシエ外四名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八四号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県海草郡美里町真国宮一八八

名 九 森谷育世外九名

紹介議員 神沢 浩君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八五号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県水戸市見和三ノ一、三五

名 ノ二〇 白石栄子外十二名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八六号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県長岡市永田町七七 和田一雄外十九名

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八七号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町鱒三一九

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八八号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町鱒三一九

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四八九号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山市湊二、一三 有井邦義  
紹介議員 杉山善太郎君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

外十一名

第四四九〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山市吐前三三六 中谷潤外十  
三名  
紹介議員 鈴木美枝子君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四九一号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県那賀郡岩出町高瀬一六  
紹介議員 荊木昭男外十八名  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四九二号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県猿島郡猿島町生子一、五三  
紹介議員 鈴木 力君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四九三号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県猿島郡猿島町生子一、五三  
紹介議員 瀬谷 英行君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四九四号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山県下新川郡朝日町平柳七三  
紹介議員 辻 一彦君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四九四号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山県黒部市三日市一、一六八  
岩井明美外十九名  
紹介議員 竹田 現照君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四九五号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 名古屋市緑区鳴海町坊主山七〇  
六〇 戸田一一外五名  
紹介議員 竹田 四郎君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛知県江南市木賀一七二ノ一 兼  
岩正広外二名  
紹介議員 対馬 孝且君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛知県東海市加木屋町泡池二ノ一  
六 鬼頭邦子外二名  
紹介議員 田 英夫君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県燕市小中川六九七 有波静  
一郎外十九名  
紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県燕市小中川六九七 有波静  
一郎外十九名  
紹介議員 戸叶 武君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五七号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山市今福七ノ一 向井貴美子  
外九名  
紹介議員 辻 一彦君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五八号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山県高岡市佐野綠町一、五〇〇  
ノ五二 古井忠正外十九名  
紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五九号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 平林万代外九名  
紹介議員 野々山一三君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県上越市南城町一ノ一二ノ二  
尾地正義外七名  
紹介議員 中村 波男君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県見附市昭和町一ノ九ノ一〇  
高野幸子外十九名  
紹介議員 中村 英男君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡中之口村字六分  
日高昌春外十九名  
紹介議員 野口 忠夫君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野市津野四〇四 若槻雅子外十  
九名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野市津野四〇四 若槻雅子外十  
九名  
紹介議員 野田 哲君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野市佐野綠町一、五〇〇  
ノ五二 古井忠正外十九名  
紹介議員 戸田 菊雄君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野県北安曇郡松川村一、五三八  
平林万代外九名  
紹介議員 野々山一三君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理  
労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野県北安曇郡松川村一、五三八  
平林万代外九名  
紹介議員 野々山一三君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 三林雅子外一名  
藤田 進君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
千恵子外十九名

第四五〇八号 昭和五十一年四月十六日受理

請願者 長野県茅野市湖東一、一二五 清水志げ子外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 羽生 三七君

第四五〇九号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県佐久市大字常和一、九五一島崎節夫外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 秦 豊君

第四五一〇号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県北佐久郡望月町望月一二四ノ一 大草昇一外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 浜本 万三君

第四五一一号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県北佐久郡望月町望月一二四

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 秦 豊君

第四五一二号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県東筑摩郡山形村三、三八四

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 小林圭子外九名

第四五一三号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県東筑摩郡山形村三、三八四

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 福間 知之君

第四五一四号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 静岡県浜松市北島町五〇五 平塚敏男外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 松永 忠一君

第四五一五号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 大阪府寝屋川市太秦四四三ノ八 小嶋勲外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 松本 英一君

第四五一六号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 長野県東筑摩郡山形村三、三八四

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 宮之原貞光君

第四五一七号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 富山県高岡市金屋町一〇一ノ一七 村田文子外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 森下 昭司君

第四五一八号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 名古屋市中区上前津二ノ二三ノ二

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 福間 知之君

第四五一九号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 富山県西礪波郡福光町栄町九四九

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 森中 守義君

第四五二〇号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 二ノ四 渡辺久子外六名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 和田 静夫君

第四五二二号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 神奈川県津久井郡城山町葉山九五

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 中里幸江外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 千代子外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 二 久賀章生外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 梅岡英美子外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 第四五二五号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 梅岡英美子外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 第四五二六号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 二ノ四 渡辺久子外六名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 第四五二七号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 二ノ四 渡辺久子外六名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 第四五二八号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 二ノ四 渡辺久子外六名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 第四五二九号 昭和五十一年四月十六日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 二ノ四 渡辺久子外六名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七五五号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 千葉県柏市旭町六ノ二電電寮内 成田修外十一名

紹介議員 阿具根 登君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七五六号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都立川市柴崎町一ノ一七ノ二 並木利雄外五名

紹介議員 青木 薫次君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七五六号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都立川市柴崎町一ノ一七ノ二 並木利雄外五名

紹介議員 青木 薫次君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七五七号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都足立区西新井一ノ二三ノ四 小林郁夫外十二名

紹介議員 赤桐 操君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七五八号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都練馬区中村北三ノ一九ノ二 原裕子外十九名

紹介議員 茜ヶ久保重光君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七五九号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県東予市吉田四八六 鈴鹿良

紹介議員 子外 一名 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六〇号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 和歌山県日高郡竜神村湯ノ又五九 中沢ナミエ外十九名

紹介議員 案納 勝君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六一号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県新治郡千代田村中志筑一 六九〇 横井愛子外十九名

紹介議員 上田 哲君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六二号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市高城二二九 本多 まゆみ外六名

紹介議員 小野 明君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六三号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都練馬区中村北三ノ一九ノ二 原裕子外九名

紹介議員 大塚 喬君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六四号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市高城二二九 矢野 月子外九名

紹介議員 大塚 喬君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六五号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県東予市吉田四八六 鈴鹿良

三号、第八十九号の批准に関する請願 請願者 愛媛県八幡浜市日土町一ノ四二二

紹介議員 加瀬 完君 堀美智子外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六五号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県猿島郡五霞村元栗橋一 四五 神谷保外十七名

紹介議員 稲谷 照美君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六六号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県筑波郡谷田部町三、一五六 二 橫田悦子外十名

紹介議員 片岡 勝治君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六七号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県笠間市笠間四、三一九ノ三 九ノ三 坂本実外十九名

紹介議員 片山 基市君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六八号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県取手市二ノ二三ノ二一 大 高時子外十名

紹介議員 川村 清一君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七六九号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市河原令治外十二名 岸広外十九名

紹介議員 小谷 守君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七七〇号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 東京都保谷市北町二ノ一ノ二〇 鈴木茂外十一名

紹介議員 久保 亘君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七七一号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県西茨城郡岩瀬町西飯岡五三 九ノ三 坂本実外十九名

紹介議員 工藤 良平君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七七二号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 茨城県河原令治外十二名 河原令治外十二名

紹介議員 栗原 俊夫君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七七三号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 千葉県柏市ひばりヶ丘二〇ノ一四 一四 河原令治外十二名

紹介議員 栗原 俊夫君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七七四号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 宮城原柴田郡大河原町一〇一八 島広外十九名

紹介議員 小谷 守君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七七五号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 愛媛県八幡浜市河原令治外十二名 岸広外十九名

紹介議員 小谷 守君 この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。



この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七九三号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡吉田町旭町二区

紹介議員 中村ヒロ子外四名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七九四号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡吉田町旭町四金

紹介議員 中村英男君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七九五号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野県東筑摩郡明科町大字七貴

紹介議員 野口忠夫君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七九六号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 三重県四日市市平町一五ノ一〇

紹介議員 小林悦子外四名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七九七号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野県須坂市東横町一、二八六ノ

紹介議員 野田哲君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇二号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野県昭和村中根満子外十六名

紹介議員 野々山一三君

五 小泉昭子外六名  
紹介議員 野々山一三君  
請願者 大阪府堺市樋元町三ノ四ノ一七

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七九八号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 林万為子外七名

紹介議員 羽生三七君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四七九九号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野県北佐久郡御代田町大字草越

紹介議員 秦豊君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇〇号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 清水勇三郎外九名

紹介議員 子村英男君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇一号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 長野県北安曇郡池田町大字池田

紹介議員 二、一三四小林加洋子外九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇二号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 岸田志づ子外九名

紹介議員 福間知之君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

三号、第八十九号の批准に関する請願  
請願者 名古屋市西区上小田井一ノ二五三

紹介議員 藤田進君  
請願者 中根満子外十六名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇三号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 静岡県島田市湯日二、〇〇〇ノ二

紹介議員 富永熙子外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇四号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 前川旦君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇五号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 子外八名

紹介議員 松永忠二君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇六号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 板谷宗一外十九名

紹介議員 松本英一君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇七号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山県高岡市清水町三ノ四ノ三三

紹介議員 松本英一君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇七号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 神奈川県相模原市西大沼三ノ六ノ二  
紹介議員 村田秀三君  
請願者 小鹿洋子外十名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇八号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山県高岡市南幸町五六ノ一山

紹介議員 本義昭外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八〇九号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 山梨県中巨摩郡白根町下今諏訪一

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八一〇号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 望月紀彦外二名

紹介議員 森勝治君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八一一号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 秋山勇外十九名

紹介議員 森下昭司君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八一二号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 絹井美津子外十九名

紹介議員 端静子外十九名

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

紹介議員 森中守義君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八一二号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 神奈川県愛甲郡愛川町平原一、九三九 加藤豊外十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八一三号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 神奈川県相模原市二本松一ノ一四一六 浅原憲央外十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八一四号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 大野茂子外九名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八一五号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 神奈川県座間市立野台四二〇 佐藤満男外九名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四八一六号 昭和五十一年四月十九日受理

労働基準法の改正とILO条約第百十一号、第百三号、第八十九号の批准に関する請願

請願者 富山県下新川郡朝日町泊四六五

紹介議員 東崎ヨシ子外四名

紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第三三七四号と同じである。

第四五二九号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 富山市千歳町一ノ三一〇教育館

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第四四五五号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 川春美外千百九十九名

紹介議員 小巻 敏雄君  
この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第四四五九号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 福井県小浜市駅前町一三〇芝浦労連内 橋本正男外七百九十九

紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第四四五〇号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 上香代子外七百九十九名

紹介議員 加藤 進君  
この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第四四五六号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 九五三ノ一 庄司静子外九百九十九名

紹介議員 上田耕一郎君  
この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第四四五七号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 大阪市北区梅田八西阪神ビル内三菱電機労働組合大阪支部内 杉哲男外七百九十九名

紹介議員 立木 洋君  
この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第四五五二号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 内富山県教職員組合内 長谷秀一外九百九十九名

紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

請願者 富山県婦負郡婦中町友坂 宮崎すみ子外九百九十九名

紹介議員 内藤 功君  
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第四五五三号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 富山市千歳町一ノ三一〇教育館外九百九十九名

紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第四五四九号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 福井県水見市栄町七ノ三 岩上俊雄外九百八十九名

紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第四四五四号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 東京都港区赤坂四ノ一四ノ一四日広外七百九十九名

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第四四五五号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 本コロンビア労働組合内 本田末

紹介議員 橋本 敦君  
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第四四五六号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 九百九十九名

紹介議員 星野 力君  
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第四四五七号 昭和五十一年四月十六日受理

インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 六一 篠田美津夫外九百九十九名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第四五五七号 昭和五十一年四月十六日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 富山市榮町二ノ六ノ五 久保ユキ	紹介議員 山中 郁子君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四五五八号 昭和五十一年四月十六日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 福島県郡山市島二ノ一六ノ一九 吉田ミチ子外七百九十九名	紹介議員 渡辺 武君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二〇号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 東京都台東区東上野五ノ一ノ一二 中島幸雄外四千九百九十九名	紹介議員 岩間 正男君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二一号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 岐阜県安八郡神戸町西保三一二ノ 一九名	紹介議員 上田耕一郎君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二二号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 宇都木春男外四千九百九十一 外四千九百九十九名	紹介議員 神谷信之助君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二三号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 山形県鶴岡市陽光町七ノ一〇 阿 部みや江外四千九百九十九名	紹介議員 河田 賢治君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二四号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 次男外四千九百九十九名	紹介議員 春日 正一君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二五号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 福島市飯坂町湯野毛字九 小山豊 外四千九百九十九名	紹介議員 神谷信之助君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二六号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 山形県鶴岡市大西町一七ノ六 木 村菊勢外四千九百九十九名	紹介議員 河田 賢治君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二七号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 長野県更埴市打沢二五 湯原明雄 外四千九百九十九名	紹介議員 立木 洋君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二八号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 東京都豊島区北大塚三ノ八ノ五 山下ます江外四千九百九十九名	紹介議員 加藤 進君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二九号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 岐阜県揖斐郡池田町池野二七四 寺井金蔵外四千九百九十九名	紹介議員 近藤 忠孝君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二〇号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 山形県鶴岡市大西町一七ノ六 木 須藤 五郎君	紹介議員 須藤 五郎君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二一号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 知子外四千九百九十九名	紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二二号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 愛知県半田市妙見町三〇 大崎美 十一名	紹介議員 橋本 敦君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。
第四八二三号 昭和五十一年四月十九日受理 インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的 諸制度改善による国民生活の安定に関する請願 請願者 栃木県小山市宮本町三ノ七ノ四 田中一雄外四千九百九十九名	紹介議員 星野 力君 この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第四八三七号 昭和五十一年四月十九日受理  
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的  
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 茨城県下市西方四九 橋本正男  
外四千九百九十九名

紹介議員 安武 洋子君  
この請願の趣旨は、第一九二六号と同じである。

第四八三八号 昭和五十一年四月十九日受理  
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的  
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 長野県飯田市北方三、三八九ノ三  
四 林重夫外四千九百九十九名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第四八三九号 昭和五十一年四月十九日受理  
インフレ・国民総負担増と失業に反対し、社会的  
諸制度改善による国民生活の安定に関する請願

請願者 山形県新庄市下田町一ノ五 和田  
博外四千九百九十九名

紹介議員 渡辺 武一君  
この請願の趣旨は、第二九二六号と同じである。

第四八三九号 昭和五十一年四月十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 石川県石川郡鶴来町今町一四五  
北村陽子外四百三十九名

紹介議員 初村滝一郎君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四五三三号 昭和五十一年四月十六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 青森県八戸市白銀町南ヶ丘一 上  
野貞子外八百七十九名

紹介議員 斎藤 十朗君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四五三四号 昭和五十一年四月十六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願(十二通)

請願者 長野県松本市島内二四七 高山芳  
江外五千五百五十四名

紹介議員 石本 茂君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四五三五号 昭和五十一年四月十六日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 奈良市法蓮中町 中西幸子外四百  
三十九名

紹介議員 橋本 繁蔵君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四六三〇号 昭和五十一年四月十九日受理  
准看護婦制度廃止等に関する請願

請願者 ○ 吉田静雄外二千三百十名  
紹介議員 黒柳 明君  
この請願の趣旨は、第二五三六号と同じである。

第四六三〇号 昭和五十一年四月十九日受理  
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等  
の抜本改善に関する請願

請願者 福岡県豊前市大字鳥越 松井清巳  
外七百九十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第四五四二号 昭和五十一年四月十六日受理  
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等  
の抜本改善に関する請願

請願者 福岡県豊前市大字鳥越 松井清巳  
外七百九十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第四五六三号 昭和五十一年四月十六日受理  
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等  
の抜本改善に関する請願

請願者 千葉県君津市八重原八重原社宅A  
一〇〇三一 吉武志郎外七百九十九名

紹介議員 神谷信之助君  
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第四五六四号 昭和五十一年四月十六日受理  
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等  
の抜本改善に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市西高洲町三一大谷  
工業労働組合尼崎支部内 姉尾勝  
外七百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君  
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第四五六五号 昭和五十一年四月十六日受理  
戦時災害援護法制定等に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市稻生町四、一五五  
渥美男外二千七百二十九名

紹介議員 森下 昭司君  
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第四五六六号 昭和五十一年四月十六日受理  
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等  
の抜本改善に関する請願

請願者 千葉県木更津市烟沢九一〇ノ二火  
岐阜県高山市山田町一、五九四  
野貞子外七百九十九名

紹介議員 森下 昭司君  
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第四五四一号 昭和五十一年四月十六日受理  
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等  
の抜本改善に関する請願

請願者 静岡県清水市三保一、一二六 杉  
山透外七百九十九名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第四五六二号 昭和五十一年四月十九日受理  
全国一律最低賃金制確立、雇用・失業保障制度等  
の抜本改善に関する請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢三ノ一ノ二五  
田遠道夫外十一名

紹介議員 小谷 守君  
この請願の趣旨は、第四四五号と同じである。

第四五六三号 昭和五十一年四月十九日受理  
スライドキ权をはじめ労働基本権の確立に関する  
請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢三ノ一ノ二五  
田遠道夫外十一名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第四四五号と同じである。

第四五六四号 昭和五十一年四月十九日受理  
スライドキ权をはじめ労働基本権の確立に関する  
請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢三ノ一ノ二五  
田遠道夫外十一名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第四四五号と同じである。

第四五六五号 昭和五十一年四月十九日受理  
スライドキ权をはじめ労働基本権の確立に関する  
請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢三ノ一ノ二五  
田遠道夫外十一名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第四四五号と同じである。

第四五六六号 昭和五十一年四月十九日受理  
スライドキ权をはじめ労働基本権の確立に関する  
請願

請願者 神奈川県藤沢市藤沢三ノ一ノ二五  
田遠道夫外十一名

紹介議員 阿具根 登君  
この請願の趣旨は、第四四五号と同じである。

紹介議員 森下 昭司君  
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

第四五六七号 昭和五十一年四月十七日受理  
医療保険改悪反対に関する請願

請願者 神戸市灘区六甲台一〇ノ五ノ一〇  
三 湯浅夏子外三千八百九十八名

紹介議員 小谷 守君  
この請願の趣旨は、第一二九号と同じである。

請願者 静岡県御殿場市深沢六九四ノ一 紹介議員 上田 哲君	第四六三三号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市大岡二八八ノ一 紹介議員 赤桐 操君	第四六三四号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 新井邦夫外十一名 紹介議員 脇勝邦外十一名	第四六三八号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 茂ヶ久保重光君	第四六三九号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 西ケ久保重光君	第四六四三号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 脇勝邦外十一名	第四六四八号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 秋山 長造君	第四六四四号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 四 小林美知代外十一名	第四六四五号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 加瀬 完君	第四六四九号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 条長次外十一名	第四六五〇号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 神沢 浄君	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 加瀬 完君	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 進外十一名	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 案納 勝君	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 紅谷 照美君	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 片岡 勝治君	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 工藤 良平君	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 片岡 勝治君	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 府川義雄外十一名	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 司外十一名	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 片岡 勝治君	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 神奈川県秦野市柳川一、三四〇	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願
請願者 静岡県伊東市川奈西五〇ノ四 紹介議員 久保 亘君	第四六五六号 昭和五十一年四月十九日受理 ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する 請願

請願者 増田吾市外十名 紹介議員 小山 一平君	この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県熱海市福道町六ノ一五 濑戸厚夫外十名 紹介議員 佐々木静子君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市松原六・三一 小室泰鉢外十一名 紹介議員 鈴木美枝子君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県沼津市原七八一ノ一 藤田稔外十一名 紹介議員 鈴木 力君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市川奈六九二ノ一 杉山英之外十名 紹介議員 沢田 政治君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市宇佐美三三〇 田京雅光外十一名 紹介議員 志苦 裕君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市宇佐美三三〇 田京雅光外十一名 紹介議員 志苦 裕君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市山田勉外十一名 紹介議員 瀬谷 英行君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市宇佐美一三六ノ一六 紹介議員 山田勉外十一名	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県熱海市熱海一、八一二 小田恵美子外十一名 紹介議員 対馬 孝且君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県小田原市中里一九二 前原信子外十一名 紹介議員 辻 一彦君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 神奈川県足柄上郡開成町中之名七 紹介議員 戸田 菊雄君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県駿東郡小山町小山西一四 紹介議員 広瀬喜八郎外十一名	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県南足柄市沼田三四一 加 紹介議員 竹田 現照君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市川奈六九九 杉本直樹外十一名 紹介議員 杉山善太郎君	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県沼津市西沢田一、〇四四〇 紹介議員 一〇 佐藤好春外十一名	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県駿東郡長泉町下土狩一、二 紹介議員 七七 渡辺長一郎外十一名	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市昭和五一年四月十九日受理 紹介議員 第四六五二号	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市昭和五一年四月十九日受理 紹介議員 第四六五三号	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市昭和五一年四月十九日受理 紹介議員 第四六五四号	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市昭和五一年四月十九日受理 紹介議員 第四六五五号	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。
請願者 静岡県伊東市昭和五一年四月十九日受理 紹介議員 第四六五六号	ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関するこの請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

藤美代子外十一名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

第四六七号 昭和五十一年四月十九日受理

ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

第四六七号 昭和五十一年四月十九日受理

ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

紹介議員 石田明外十一名

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

第四六七号 昭和五十一年四月十九日受理

ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

紹介議員 野口 忠夫君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

第四六七号 昭和五十一年四月十九日受理

ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

第四六七号 昭和五十一年四月十九日受理

ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

紹介議員 栗原晴夫外十一名

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

第四六七号 昭和五十一年四月十九日受理

ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

紹介議員 鈴木馨外十一名

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

第四六七号 昭和五十一年四月十九日受理

ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

請願

請願者 静岡県沼津市原三七〇 柿沢茂治

ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

請願

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 七ノ一 杉崎公二外十一名

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 長倉正光外十一名

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 福間 知之君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 渡辺真由美外五名

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 安秋外五名

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 三遠謙儀一外五名

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 日黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 一 柴田孝子外五名

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 平塚市山下一、〇七九ノ一

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 小山町竹の下一、四

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

請願

紹介議員 第四六八九号

昭和五十一年四月十九日受理

ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

紹介議員 第四六八九号

昭和五十一年四月十九日受理

ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

紹介議員 安永 英雄君  
この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

第四六九〇号 昭和五十一年四月十九日受理  
ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市内山一、二九四

吉沢繁子外五名

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

第四六九一号 昭和五十一年四月十九日受理  
ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

請願者 静岡県熱海市和田浜南町一ノ一三

平沢嘉一外五名

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

第四六九二号 昭和五十一年四月十九日受理  
ストライキ権をはじめ労働基本権の確立に関する請願

請願者 神奈川県足柄上郡山北町岸一、六

四二 津田久雄外五名

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第四六三一号と同じである。

五月六日本委員会に左の案件を付託された。  
一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案  
一、身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物

処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)の一部改正する法律  
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）の一部を改正する法律

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「二十四条の二」に改める。

第五条第六項中「環境衛生上」を「生活環境の保全上」に改める。

第七条第二項を次のように改める。

2 市町村長は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集、運搬及び処分が困難であること。

二 その申請の内容が前条第一項の規定により定められた計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 申請者が法人であるときは、その業務を行なう役員を含む。第九条第二項第一号及び第十四条第一項第一号において同じ。

五 第一条の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しなくてはならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

六 第一項の許可を受けた者は、その一般廃棄物の処理について厚生省令で定める事項を記載しなければならない。

七 前項の帳簿は、厚生省令で定めるところにより、保存しなければならない。

八 第一項の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しなくてはならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

九 第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

10 第一項の許可を受けた者は、その一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他厚生省令で定める事項を変更したときは、厚生省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

十一 第一条の規定による届出（し尿浄化槽）についての届出を除く。)をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、その届出に係る一般廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしてはならない。ただし、その届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。

12 第八条第一項中「し尿処理施設又はごみ処理施設」を設置しよとする者」を「一般廃棄物処理施設」(ごみ処理施設)とし、「し尿処理施設」を除く。以下同じ。

13 第八条第一項中「し尿処理施設又はごみ処理施設」(ごみ処理施設)を設置しよとする者」を「一般廃棄物の最終処分場」については、総理府令、厚生省令で定める技術上の基準に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

14 第九条の見出しを「(し尿浄化槽)」に改め、同条第一項中「(し尿浄化槽)」を「し尿浄化

をするおそれがあると認めるに足りる相当事由がある者」に改め、「そ

び」を「第十一條第一項及び第三項並びに」に、「当該し尿処理施設」を「当該一般廃棄物処理施設」に、「し尿浄化槽」を「し尿浄化槽」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出

(し尿浄化槽)についての届出を除く。)があつた場合において、その届出に係る一般廃棄物

処理施設が厚生省令(一般廃棄物の最終処分場)について、総理府令、厚生省令)で定める

技術上の基準に適合していないと認めるとき

は、その届出を受理した日から三十日(一般廃棄物の最終処分場については、六十日)以

内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることが

できる。

3 第一項の規定による届出（し尿浄化槽）につ

いての届出を除く。)をした者は、前項の期間を経過した後でなければ、その届出に係る一

般廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしてはならない。ただ

し、その届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた後においては、この限りでない。

4 一般廃棄物処理施設の管理者は、厚生省令

(一般廃棄物の最終処分場)については、総理

府令、厚生省令)で定める技術上の基準に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

5 第九条の見出しを「(し尿浄化槽)」に改め、同条第一項中「(し尿浄化槽)」を「し尿浄化

槽」に、「行なおう」を「行おう」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 市町村長は前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項

の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第二項第四号イからハまでいすれにも該当しないこと。

三 第九条第四項中「及び第七項」を「、第七項及び第十項から第十二項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「基準」を「技術上の基準」に、「し尿淨化槽」を「し尿淨化槽」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に第一次を加える。

3 第一項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができ

る。

第十二条第一項を削り、同条第一項中「行なう」を「第十条第一項又は第三項の規定によ

り市町村又は都道府県がその事務として行う」に、「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十四条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第二項第四号イからハまでいすれにも該当しないこと。

三 第十四条第二項前段中「及び第七項」を「、第十項及び第十一項まで」に改め、同

項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

4 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限り

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めた物質の収集、運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限り

める物質を含む政令で定める産業廃棄物を生ずる施設で政令で定めるものが設置されている事業場

二 その事業活動に伴つて生ずる産業廃棄物を処理するために産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）が設置されている事業場

（政令で定める事業者を除く。）について準用する。この場合において、同条第六項中「一般廃棄物」とあるのは、「その産業廃棄物」と読み替えるものとする。

第十三条第一項中「都道府県及び市町村が行なう」を「第十条第一項又は第三項の規定により市町村又は都道府県がその事務として行う」に、「前条第一項」を「前条第一項」に改める。

第十四条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力が厚生省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 申請者が第七条第二項第四号イからハまでいすれにも該当しないこと。

三 第十四条第二項前段中「及び第七項」を「、第十項及び第十一項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

4 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

5 次の各号のいずれかに該当する事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、当該事業場に係る産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、産業廃棄物処理責任者を置かなければならない。ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限り

6 第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

7 第一項の許可を受けた者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を他人に委託してはならない。ただし、事業者から委託を受けた産業廃棄物の運搬を政令で定める基準に従つて委託する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

第十四条第三項中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第一項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができ

る。

第十五条第一項中「廃プラスチック類処理施設その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるもの（以下「産業廃棄物処理施設」という。）を設置しようとする者」を「産業廃棄物処理施設その他の産業廃棄物の最終処分場に係る施設で政令で定めるもの（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）を設置しようとする者」に改め、「その旨を都道府県知事」に改め、同条第二項を削り、「前条第一項」を「前条第一項」に改め、「その工事に着手する者」とする者」に改め、「その工事に着手する前に」を削り、「都道府県知事」を「その旨を都道府県知事」に改め、同条第二項を次のように改める。

4 何人も、みだりに廢油、第十二条第五項第二号中「産業廃棄物」の下に「（前項に規定する産業廃棄物を除く。）」を加え、同条第三号中「産業廃棄物」の下に「（前項に規定する産業廃棄物を除く。）」を加え、同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

5 第八条第三項の規定は、第一項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは、「第十五条第二項」と読み替えるものとする。

6 第十六条第一号中「廃棄物」の下に「（前項に規定する産業廃棄物を除く。）」を加え、同条第三号中「産業廃棄物」の下に「（前項に規定する産業廃棄物を除く。）」を加え、同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

7 第十八条中「管理者」を「設置者若しくは管理者」に、「し尿淨化槽」を「し尿淨化槽」に、「維持管理」を「構造若しくは維持管理」に改める。

8 第十九条第一項中「の産業廃棄物の保管若しくは処分の場所」を削り、「し尿淨化槽」を「し尿淨化槽」に、「維持管理」を「構造若しくは維持管理」に改め、同条の次に次の二項を加える。

9 第十九条の二 次の各号に掲げる場合において、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、

当該各号に定める者は、必要な限度において、当該処分を行つた者（第六条第二項の規定により当該処分を行つた市町村及び第十条

第二項又は第二項の規定によりその事務とし当該処分を行つた市町村又は都道府県を除くものとし、第十二条第四項又は第十四条第

七項の規定に違反する委託により当該処分が

される。

3 産業廃棄物処理施設の管理者は、厚生省令（産業廃棄物の最終処分場について）では、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に従つて、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

4 第十五条第三項中「維持管理」を「構造又は維持管理」に、「前項の厚生省令で定める基準」を「前項に規定する技術上の基準」に、「管理者」を「設置者又は管理者」に改め、同項を同

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る産業廃棄物処理施設が厚生省令（産業廃棄物の最終処分場について）では、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に適合していないと認めるとときは、その届出を受理した日から三十日（産業廃棄物の最終処分場について）では、六十日）以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができる。

（措置命令）

第十九条の二 次の各号に掲げる場合において、生活環境の保全上重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、

当該各号に定める者は、必要な限度において、当該処分を行つた者（第六条第二項の規定により当該処分を行つた市町村及び第十条

第二項又は第二項の規定によりその事務とし当該処分を行つた市町村又は都道府県を除くものとし、第十二条第四項又は第十四条第

行われたときは、当該処分を委託した者を含む)に対し、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講すべきことを命ずることができる。

一 第六条第三項の政令で定める基準に適合しない一般廃棄物の処分が行われた場合

二 市町村長

二 第十二条第一項の政令で定める基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われた場合

二 都道府県知事

二 都道府県知事は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該命令を受けるべき者にその理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。ただし、生活環境の保全上緊急の必要がある場合は、この限りでない。

第十二条第一項中「前条第一項」を「第十九条第一項」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第二十一条第一項中「屎尿処理施設」の下に「及び一般廃棄物の最終処分場」を加え、「産業廃棄物処理施設の管理者」を「産業廃棄物処理施設(政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く)の管理者」に改める。

第二十二条第一項若しくは第五項、第十二条第三項又は第十五条第一項若しくは第四項の規定による命令に違反した者

第二十六条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
一 第八条第二項若しくは第五項、第十二条第三項又は第十五条第一項若しくは第四項の規定による命令に違反した者

二 第十二条第四項、第十四条第七項又は第十六条第一項の規定に違反した者

二 第二十七条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項又は第十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十六条第二項の規定に違反した者

二 第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十円以下以下の罰金に処する。

二 第七条第六項(第九条第五項、第十二条第六項及び第十四条第八項において準用する場合を含む)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の

る。

(経過措置)

第二十四条の一 この法律の規定に基づき、命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第二十五条から第二十八条までを次のように改める。

第二十五条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第一項若しくは第八項、第九条第五項第二十五条第一項若しくは第五項の規定に違反した者

二 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第十九条の二第一項の規定による命令に違反した者

三 第十八条第一項の規定による報告をせず、又は第二十一条第一項の規定による報告をせず、又は

四 第十九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第七条第十項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十六条第一項を「第七条第十項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「五千円」を「五万円」に改める。

六 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十七条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「五千円」を「五万円」に改める。

七 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十八条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

八 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十九条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

九 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

十 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十一条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

十一 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十二条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

十二 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十三条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

十三 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十四条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

十四 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十五条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

十五 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十六条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

十六 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十七条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

十七 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十八条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

十八 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十九条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

十九 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

二十 第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)又は第二十一条第一項を「第七条第十一項(第九条第五項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)」に、「行なう」を「行う」に改める。

記載をし、又は第七条第七項(第九条第五項、第十二条第六項及び第十四条第八項において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

三 第八条第三項(第十五条第五項において準用する場合を含む。)又は第十二条第五項又は第十五条第五項の規定による報告をせず、又は

四 第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

五 第五号の一部を次のように改正する。

六 第五号の一部を次のように改正する。

七 第五号の一部を次のように改正する。

八 第五号の一部を次のように改正する。

九 第五号の一部を次のように改正する。

十 第五号の一部を次のように改正する。

十一 第五号の一部を次のように改正する。

十二 第五号の一部を次のように改正する。

十三 第五号の一部を次のように改正する。

十四 第五号の一部を次のように改正する。

十五 第五号の一部を次のように改正する。

十六 第五号の一部を次のように改正する。

十七 第五号の一部を次のように改正する。

十八 第五号の一部を次のように改正する。

十九 第五号の一部を次のように改正する。

二十 第五号の一部を次のように改正する。

二十一 第五号の一部を次のように改正する。

二十二 第五号の一部を次のように改正する。

二十三 第五号の一部を次のように改正する。

二十四 第五号の一部を次のように改正する。

適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

四 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

五 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

六 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

七 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

八 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

九 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

十 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

十一 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

十二 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

十三 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

十四 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

十五 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

十六 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

十七 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

十八 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

十九 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

二十 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

二十一 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

二十二 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

二十三 第五百八十六号第二項第二号へ及び附則第十四条第四号中「第十五条第一項」を「第十二条第五項第二号」に改める。

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

目次中「・第一条」を「一第二条の四」に、「第四章 雇用（第十一条～第十五条）」に改める。

〔第四章 雇用（第十一条～第十五条）〕  
第一節 身体障害者雇用義務等（第十六条～第十九条）  
第二節 身体障害者雇用調整金の支給等及び身体障害者雇用納付金の徴収（第二十条～第二十五条）  
第三節 身体障害者雇用促進協会（第二十六条～第二十九条）  
第八章 雜則（第二十一条～第二十八条）  
第九章 討則（第二十九条～第八十四条）

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、身体障害者の雇用に関する事業主の責務を定め、身体障害者雇用納付金制度により身体障害者の雇用に伴う経済的負担の調整等を図るとともに、身体障害者がその能力に適合する職業に就くことを促進するための措置を講じ、もつてその職業の安定を図ることを目的とする。

第二条第一項「身体上の欠陥」を「身体障害」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項から第五項まで削る。

2 この法律において「重度障害者」とは、身体障害者のうち身体障害の程度が重い者であつて、労働省令で定めるものをいう。

第一章中第一条の次に次の三条を加える。

（事業主の責務）

第二条の二 すべて事業主は、身体障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適切な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者の雇入れに努めるとともに、その有する能力を正当に評価し、適正な雇用の管理を行うように努めなければならない。

（職業指導等）

第三条の三 公共職業安定所は、身体障害者がその能力に適合する職業に就くことができるようにするため、適性検査を実施し、雇用情報を探し、身体障害者に適応した職業指導

る法律

（身体障害者雇用促進法の一部改正）

第六章 第五章（第百二十三号）の一部を次のように改める。

第一条 身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第百二十三号）の一部を次のように改める。

第二条中第三条の二の前に次の二条を加える。

〔第四章 雇用（第十一条～第十五条）〕  
第一節 身体障害者雇用審議会（第十六条～第十九条）  
第二節 身体障害者雇用促進協会（第二十条～第二十九条）  
第三節 身体障害者雇用納付金の徴収（第二十一条～第二十八条）

第四章を次のように改める。

（職業人としての自立の努力）

第二条の三 身体障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するよう努めなければならぬ。

第三条を次のように改める。

（職業人としての自立の努力）

第二条の四 国及び地方公共団体は、身体障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるために必要な措置及び事業主、身体障害者その他の関係者に対する援助の措置を講じ、身体障害者の身体的条件に配慮した職業紹介及び職業訓練を実施する等身体障害者の雇用の促進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

第三条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（職業指導等）

第三条の三 公共職業安定所は、身体障害者がその能力に適合する職業に就くことができるようになるため、適性検査を実施し、雇用情報を探し、身体障害者に適応した職業指導

を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第二章中第三条の二の前に次の二条を加える。

〔第四章 雇用（第十一条～第十五条）〕  
第一節 身体障害者雇用審議会（第十六条～第十九条）  
第二節 身体障害者雇用促進協会（第二十条～第二十九条）  
第三節 身体障害者雇用納付金の徴収（第二十一条～第二十八条）

第四章を次のように改める。

（職業の研究等）

第三条 労働大臣は、身体障害者の能力に適合する職業、その就業上必要な作業設備及び作業補助具その他身体障害者の職業の安定に関する必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

第五条の見出し中「雇用主」を「事業主」に改める。

〔第四章 雇用（第十一条～第十五条）〕  
第一節 身体障害者雇用審議会（第十六条～第十九条）  
第二節 身体障害者雇用促進協会（第二十条～第二十九条）  
第三節 身体障害者雇用納付金の徴収（第二十一条～第二十八条）

第四章を次のように改める。

（任命権者等）

第一条中「行なう者を除く」を「行う者を除く」に改め、「職員」の下に「当該機関（当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者）に常時勤務する職員」以下この章において同じ。に常時勤務する職員を含む。以下この章において同じ。に常時勤務する職員であつて、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第二条第三項第一号から第十号までに掲げる職員、警察官、船員である職員その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下この章において同じ。」を加え、「当該任命権者の委任を受けて任命権を行なう者に係る機関を含む。以下同じ。」を削り、「政令で定める身体障害者雇用率」を第十四条第二項に規定する身体障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものに、「一人未満の端数は」を「その数に一人未満の端数があるときは、その端数は」に、「その身体障害者雇用率」を「その率」に改め、同条の二項を加える。

2 前項の身体障害者である職員の数の算定に当たつては、重度障害者である職員は、その一人をもつて、政令で定める数の身体障害者である職員に相当するものとみなす。

第三条第三項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第三条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（職業指導等）

第三条の三 公共職業安定所は、身体障害者がその能力に適合する職業に就くことができるようになるため、適性検査を実施し、雇用情報を探し、身体障害者に適応した職業指導

を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第二章中第三条の二の前に次の二条を加える。

〔第四章 雇用（第十一条～第十五条）〕  
第一節 身体障害者雇用審議会（第十六条～第十九条）  
第二節 身体障害者雇用促進協会（第二十条～第二十九条）  
第三節 身体障害者雇用納付金の徴収（第二十一条～第二十八条）

第四章を次のように改める。

（任免に関する状況の通報）

第三条 労働大臣は、毎年一回、政令で定めたところにより、当該機関における身体障害者である職員の任免に関する状況を労働大臣に通報しなければならない。

第六章を削る。

〔第四章 雇用（第十一条～第十五条）〕  
第一節 身体障害者雇用審議会（第十六条～第十九条）  
第二節 身体障害者雇用促進協会（第二十条～第二十九条）  
第三節 身体障害者雇用納付金の徴収（第二十一条～第二十八条）

第五章を第七章とし、同章の次に次の二章を加える。

（身体障害者職業生活相談員）

第一条を第七十七条とし、第二十条を第七十七条とし、第十九条第一項中「雇用主」を「事業主」に改め、同条を第七十五条とし、第十六条

から第十八条までを五十六条ずつ繰り下げる。

〔第八章 雜則〕

第三条を第七十七条とし、第二十条を第七十七条とし、第十九条第一項中「雇用主」を「事業

主」に改め、同条を第七十五条とし、第十六条

から第十八条までを五十六条ずつ繰り下げる。



第十四条に次の二項を加える。

5 労働大臣は、特に必要があると認めるとき、第一項の計画を作成した事業主に対し、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

第十四条を第十五条とし、同条の次に次の二項を加える。

(一般事業主についての公表)

第十六条 労働大臣は、前条第一項の計画を作成した事業主が、正当な理由がなく、同条第四項又は第五項の勧告に従わないとときは、その旨を公表することができる。

第十三条の次に次の二項を加える。

(一般事業主の雇用義務等)

第十四条 事業主(労働者)常時雇用する労働者に限る。以下同じ。)を雇用する事業主をい

い、第十二条第一項の規定の適用を受けるもの(以下「国等」という。)を除く。以下同じ。)は、労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数(除外率設定業種(身体障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者)が相当の割合を占める業種として労働省令で定める業種をいう。以下同じ。)に属する事業を行なう事業所の事業主にあつては、その雇用する労働者の数から、当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率(除外率設定業種に係る労働者のうち当該職種の労働者が通常占める割合)を考慮して除外率設定業種ごとに労働省令で定める率をいう。以下同じ。)を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、切り捨てる。第四項において同じ。)に身体障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。次条第一項において「法定雇用身体障害者数」という。)以上であるようにしな

ければならない。

2 前項の身体障害者雇用率は、労働者(労働定した職業に就くことができない状態にある者を含む。第二十七条第三項において同じ。)の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する身体障害者である労働者(労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、安定した職業に就くことができない状態にある身体障害者を含む。第二十七条第三項において同じ。)の総数が当該割合を基準として設定するものとし、少なくとも五年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

3 第一条の身体障害者である労働者の数及び前項の身体障害者である労働者の数(以下「重度障害者である労働者」)を除く。以下同じ。)は、一人をもつて、政令で定める数の身体障害者である労働者に相当するものとみなす。

4 事業主(その雇用する労働者の数が常時労働省令で定める数以上である事業主に限る。)は、毎年一回、労働省令で定めるところにより、身体障害者の雇用に関する状況を労働大臣に報告しなければならない。

第四章の次に次の二項を加える。

第五章 身体障害者雇用調整金の支給等  
第一節 身体障害者雇用調整金の支給  
等  
(身体障害者雇用納付金の徵収  
及び身体障害者雇用納付金の徵収  
促進事業団の業務)

第十八条 雇用促進事業団(以下「事業団」といふ。)は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六号)第十九条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 事業主(特別の法律により特別の設立行

為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国等からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を國若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得てている法人であつて、政令で定めるものを除く。以下この章において同じ。)で次条第一項の規定に該当するものに対して、同項の身体障害者雇用調整金を支給すること。

二 身体障害者雇用するための施設若しくは設備の設置若しくは整備又は身体障害者の適正な雇用管理のための措置を要する費用に充てるための助成金を支給すること。

三 重度障害者である労働者を多数雇用する事業所の事業主に対して、当該事業所の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

四 事業主の団体で、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行うものに対して、当該団体が行う身体障害者の雇用に関する技術的事項についての研究、調査又は講習の事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

五 第二十六条第一項に規定する身体障害者雇用納付金の徵収を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて、前項各号に掲げる業務(以下「納付金関係業務」という。)の一部を、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人に委託することができること。

(身体障害者雇用調整金の支給)

2 前項の調整金(以下「調整金」といふ。)は、各年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)ごとに、第二十七条第二項に規定する調整基礎額に当該年度に属する各月(当該年度の中途に事業を開始し、又は廃止した事業主にあつては、当該事業を開始した日の属する月の翌月以後の各月又は当該事業を廃止した日の属する月の前月以前の各月に限る。以下同じ。)ごとの初日におけるその雇用する身体障害者である労働者の数の合計数を乗じて得た額が同条第一項の規定により算定した額を超える事業主に対して、その差額に相当する額を当該調整基礎額で除して得た数を単位調整額に乗じて得た額に相当する金額を、当該年度分の身体障害者雇用調整金(以下「調整金」という。)として支給する。

3 第二項の単位調整額は、事業主がその雇用する労働者の数に第二十七条第三項に規定する基準雇用率を乗じて得た数を超えて新たに身体障害者を雇用するものとした場合に当該身体障害者一人につき通常追加的に必要とされる一月当たりの同条第二項に規定する特別費用の額の平均額を基準として、政令で定める金額とする。

4 前項に定めるもののはか、法人である事業主が合併した場合又は個人である事業主について相続(包括遺贈を含む。第三十九条において同じ。)があつた場合における調整金の額の算定の特例その他調整金に関し必要な事項は、政令で定める。

(助成金の支給)

2 第二十条 第十八条第一項第二号から第四号までの助成金の支給要件、支給額その他の支給の基準については、労働省令で定める。

2 前項の助成金の支給については、国及び地方公共団体が講ずる措置と相まって、身体障害者雇用調整金の支給

害者の雇用が最も効果的かつ効率的に促進されるよう配慮されなければならない。

## (区分経理)

第二十一条 事業団は、納付金関係業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならぬ。

## (資料の提出命令等)

第二十二条 事業団は、第十八条第一項第五号に掲げる業務に関して必要な限度において、事業主に対し、身体障害者である労働者の雇用の状況その他の事項についての文書その他物件の提出を求めることができる。

2 事業団は、納付金関係業務に関し必要があると認めるときは、事業主に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

## (監督)

第二十三条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、納付金関係業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

## (適用)

第二十四条 雇用促進事業団法第十九条の二、第二十条及び第三十七条第一項(同法第十九条の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。)の規定は、納付金関係業務について準用する。

## (雇用促進事業団法の特例等)

第二十五条 雇用促進事業団法第二十二条第二項及び第二十四条第三項の規定は、納付金関係業務については、適用しない。

## 2 前条において準用する雇用促進事業団法第

十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については同法第十九条の二第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関と、第十八条第一項の規定及び前条において準用する同法第十九条の二第一項又は第二十条第一項の規定は、同法第四十条第

一号の規定の適用については同法の規定と、納付金関係業務は、同法第四十条第三号の規定の適用については同法第十九条に規定する業務と、第二十三条の規定による労働大臣の命令は、同法第四十条第五号の規定の適用については同法第三十二条第二項の規定による

労働大臣の命令とみなす。

## (身体障害者雇用納付金の徴収)

第二十六条 事業団は、第十八条第一項第一号の調整金及び同項第二号から第四号までの助成金の支給に要する費用並びに納付金関係業務に係る事業団の事務の処理に要する費用に充てるため、この節に定めるところにより、事業主から、毎年度、身体障害者雇用納付金(以下「納付金」という。)を徴収する。

2 事業主は、納付金を納付する義務を負う。

## (納付金の額等)

第二十七条 事業主が納付すべき納付金の額は、各年度につき、調整基礎額に、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数に基づき、調整基礎額に当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)の合計数を乗じて得た額とする。

2 前項の調整基礎額は、事業主がその雇用する労働者の数に基づき雇用するもの

## (納付金の額等)

とした場合に当該身体障害者一人につき通常必要とされる一月当たりの特別費用(身体障害者を雇用する場合に必要な施設又は設備の設置又は整備に通常要する費用、身体障害者に必要とされる費用をいう。)の額の平均額を基準として、政令で定める額とする。

## 3 前項の基準雇用率は、労働者の総数を対

する身体障害者である労働者の総数の割合を基準として設定するものとし、少なくとも五

年ごとに、当該割合の推移を勘案して政令で定める。

4 第十五条第二項の規定は、前項の身体障害者である労働者の総数の算定について準用する。

## (事業主の申告書の提出)

5 前項の規定による納入の告知を受けた事業主は、第一項の申告書を提出していないときは、納付すべき納付金の額がない旨の記載をした申告書を提出しているときを含む。)は前項の規定により事業団が決定した額の納付金の全額を、第一項の申告に係る納付金の額が前項の規定により事業団が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に事業団に納付しなければならない。

## (納付金の延納)

6 事業主が納付した納付金の額が、第四項の規定により事業団が決定した納付金の額を超える場合には、事業団は、その超える額について、未納の納付金その他のこの節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の納付金その他のこの節の規定による徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

3 第十五条第二項の規定は、前二項の身体障害者である労働者の数の算定について準用する。

## (納付金の納付等)

第二十九条 事業主は、各年度ごとに、当該年度に係る納付金の額その他の労働省令で定める事項を記載した申告書を翌年度の初日(当該年度の中途に事業を廃止した事業主については、当該事業を廃止した日)から四十五日以内に事業団に提出しなければならない。

## 2 事業主は、前項の申告に係る額の納付金を、同項の申告書の提出期限までに納付しなければならない。

3 第二項の申告書には、当該年度に属する各

の数及び身体障害者である労働者の数その他の労働省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

4 事業団は、事業主が第一項の申告書の提出期限までに同項の申告書を提出しないとき、又は同項の申告書の記載に誤りがあると認められたときは、納付金の額を決定し、事業主に納入の告知をする。

## (事業主の申告書の提出)

5 前項の規定による納入の告知を受けた事業主は、第一項の申告書を提出していないときは、納付すべき納付金の額がない旨の記載をした申告書を提出しているときを含む。)は前項の規定により事業団が決定した額の納付金の全額を、第一項の申告に係る納付金の額が前項の規定により事業団が決定した納付金の額に足りないときはその不足額を、その通知を受けた日から十五日以内に事業団に納付しなければならない。

## (納付金の延納)

6 事業主が納付した納付金の額が、第四項の規定により事業団が決定した納付金の額を超える場合には、事業団は、その超える額について、未納の納付金その他のこの節の規定による徴収金があるときはこれに充当し、なお残余があれば還付し、未納の納付金その他のこの節の規定による徴収金がないときはこれを還付しなければならない。

3 第三十一条 事業団は、労働省令で定めるところにより、事業主の申請に基づき、当該事業主の納付すべき納付金を延納させることができるものと定めなければならない。

## (追徴金)

第三十二条 事業団は、事業主が第二十九条第五項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由

により、同項の規定による納付金の全額又はその不足額を納付しなければならなくなつた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかるらず、同項に規定する

納付金の全額又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金は、徴収しない。

3 事業団は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合には、労働省令で定めるところにより、事業主に対して、期限を指定して、その納付すべき追徴金の額を通知しなければならない。

(徴収金の督促及び滞納処分)

第三十二条 納付金その他この節の規定による徴収金を納付しない者があるときは、事業団は、期限を指定して督促しなければならない。

2 前項の規定により督促するときは、事業団は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに納付金その他この節の規定による徴収金を完納しないときは、納付義務者の住所地又はその財産の所在地の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対して、その徴収を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による徴収の請求を受けたときは、地方税の滞納処分の例により、滞納処分をることができる。この場合においては、事業団は、徴収金額の百分の四、又は三月以内にこれを結了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、国

5 市町村が第三項の規定による徴収の請求を受けた日から一月以内に滞納処分に着手せず、又は三月以内にこれを結了しないときは、事業団は、労働大臣の認可を受けて、國

税滞納処分の例により、滞納処分をすることができる。

(延滞金)

第三十三条 前条第一項の規定により納付金の納付を督促したときは、事業団は、その督促に係る納付金の額につき年十四・五ペーセントの割合で、納付期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、督促に係る納付金の額が千円未満であるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、納付金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以降の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる納付金の額は、その納付のあつた納付金の額を控除した額とする。

3 延滞金の計算において、前二項の納付金の額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

4 前三项の規定によつて計算した延滞金の額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、徴収しない。ただし、第四号の場合には、その執行を停止し、又は猶予した期間に対応する部分の金額に限る。

一 督促状に指定した期限までに納付金を完納したとき。

(不服申立てと訴訟との関係)

第三十八条 納付金その他この節の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働大臣の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

二 納付義務者の住所又は居所がわからぬため、公示送達の方法によつて督促したとき。

三 延滞金の額が百円未満であるとき。

四 納付金について滞納処分の執行を停止し、又は猶予したとき。

五 納付金を納付しないことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

(先取特権の順位)

第三十四条 納付金その他この節の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税

に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続等)

第三十五条 納付金その他この節の規定による徴収金は、この節に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(時効)

第三十六条 納付金その他この節の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(登記)

第三十七条 紳付金その他この節の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分について不服がある者は、労働大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第二百六十号）による審査請求をすることができる。

(登記)

第三十九条 協会は、政令で定めるところによつて、登記しなければならない。

(登記)

第四十条 協会は、設立するには、その会員にならうとする第五十条第一項第一号に掲げる

事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(登記)

第四十一条 協会は、設立するには、その会員にならうとする第五十条第一項第一号に掲げる

事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(登記)

第四十二条 協会は、その名称中に身体障害者

(登記)

第四十三条 協会は、雇用促進協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第四十四条 協会を設立するには、その会員にならうとする第五十条第一項第一号に掲げる

事項は、登記の後でなければ、これをもつて

(登記)

第四十五条 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、これらの概要を会議の日時及び場所とともにその会議の開催日の少なくとも一週間前までに公告して、創立総会を開かなければならない。

(創立総会)

第四十六条 発起人は、定款及び事業計画書の要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

(設立の認可の申請)

第四十七条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、申請書に定款及び事業計画書並びに労働省令で定める事項を記載した書面を添付して、労働大臣に設立の認可を申請しなければ

第411条 協会は、一を限り、設立されるものとする。

第42条 協会は、その名称中に身体障害者雇用促進協会という文字を用いてはならない。

第43条 協会は、雇用促進協会といふ文字を用いてはならない。

第44条 協会は、設立するには、その会員にならうとする第五十条第一項第一号に掲げる

事項は、登記の後でなければ、これをもつて

第三者に対抗することができない。

第45条 協会を設立するには、その会員にならうとする第五十条第一項第一号に掲げる

事項は、登記の後でなければ、これをもつて

第三者に対抗することができない。

第46条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、申請書に定款及び事業計画書並びに労働省令で定める事項を記載した書面を添付して、労働大臣に設立の認可を申請しなければ

ならない。

(設立の認可)

第四十七条 労働大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、身体障害者の雇用の促進及びその職業の安定に資することが確実であると認められること。

(事業の引継ぎ)

第四十八条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第四十九条 協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(会員の資格等)

第五十条 協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

一 事業主の団体で、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行うもの

二 前号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

2 協会は、前項各号に掲げるものが協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不當な条件を付けてはならない。

(会費)

第五十一条 協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴収することができる。

(定款)

第五十二条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 会員に関する事項

五 会費に関する事項

六 役員に関する事項

七 会議に関する事項

八 業務

九 会計に関する事項

十 事業年度

十一 解散に関する事項

十二 定款の変更に関する事項

十三 公告の方法

十四 理事会の定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第五十三条 協会に、役員として、会長一人、

2 協会に、役員として、前項の理事及び監事のほか、定款で定めるところにより、非常勤の理事及び監事を置くことができる。

3 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

4 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、協会の業務及び経理の状況を監査する。

(役員の任免及び任期)

第五十四条 役員は、定款で定めるところにより、総会において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において

選任する。

2 前項の規定による役員の選任は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立総会で定める期間とする。

(監事の兼職の禁止)

第五十五条 監事は、会長、理事又は協会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第五十六条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。

この場合には、定款で定めるところにより、監事が協会を代表する。

(職員の任命)

第五十七条 協会の職員は、会長が任命する。

(総会)

第五十八条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回、通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

3 次の事項は、総会の議決を経なければならぬ。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。

する業務を行うほか、次の業務を行う。  
一 国からの委託を受けて、労働省令で定める身体障害者職業訓練校の運営を行なうこと。  
二 会員及び事業主に對して、身体障害者の雇入れ、雇用環境の整備その他身体障害者の雇用に関する技術的事項について指導及び援助を行うこと。  
三 事業主その他の者に對して身体障害者の雇用管理に関する研修を行なうこと。

4 身体障害者の技能に関する競技大会を開催すること。

5 身体障害者の雇用に関する調査、研究及び広報を行うこと。

6 第二号から前号までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

7 前各号に掲げるもののほか、身体障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関し必要な業務を行うこと。

8 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

9 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

10 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

11 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

12 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

13 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

14 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

15 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

16 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

17 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

18 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

19 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

20 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

21 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

22 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

23 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

24 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

25 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

26 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

27 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

28 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

29 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

30 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

31 協会は、前項第七号に掲げる業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならぬ。

ならない。

(設立の認可)

第四十七条 労働大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確實に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、身体障害者の雇用の促進及びその職業の安定に資することが確実であると認められること。

(事業の引継ぎ)

第四十八条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務を役員に引き継がなければならない。

(成立の時期)

第四十九条 協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(会員の資格等)

第五十条 協会の会員の資格を有するものは、次のものとする。

一 事業主の団体で、身体障害者の雇用の促進に係る事業を行うもの

二 前号に掲げるもののほか、定款で定めるもの

2 協会は、前項各号に掲げるものが協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不當な条件を付けてはならない。

3 協会は、前項各号に掲げるものが協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不當な条件を付けてはならない。

4 協会は、前項各号に掲げるものが協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入について不當な条件を付けてはならない。

2 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常総会に提出し、その承認を求めるなければならない。

第六十三条 協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、前条第一項に規定する書類を労働大臣に提出しなければならない。

第六十四条 協会は、第五十九条第一項第一号に掲げる業務に係る経理については、その他他の業務に係る経理と区分し、特別の会計を設けて行わなければならない。

(解散) 第六十五条 協会は、次の理由によつて解散する。

2 前項第一号に掲げる理由による解散は、労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算人) 第六十六条 清算人は、前条第一項第一号に掲げる理由による解散の場合には総会において選任し、同項第二号に掲げる理由による解散の場合は労働大臣が選任する。

第六十七条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て労働大臣の認可を受けなければならない。ただし、総会が議決をしないとき、又はすることができるときは、総会の議決を経ることを要しない。

2 前項の規定により清算人が財産処分の方法を定める場合には、残余財産は、協会と類似の身体障害者の雇用の促進に係る事業を行う団体に帰属させるものとしなければならない。

3 前項に規定する団体がない場合には、当該残余財産は、国に帰属する。

(監督命令) 第六十八条 労働大臣は、この法律を施行す

るため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び立入検査) 第六十九条 労働大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(設立の認可の取消し) 第七十一条 労働大臣は、協会の運営が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認められる場合において、その改善を期待することができないときは、その設立の認可を取り消すことができる。

(準用)

第七十二条 民法第四十四条、第五十条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は協会の設立、管理及び運営について、同法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く)及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(解散に係る部分を除く)、第三十六条、第三十七号ノ一、第三十五条ノ一十五号第二項及び第三項、第一百三十六号、第一百三十七号並びに第一百三十八条の規定は協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「身体障害者雇用促進法(昭和三十五年法律第百二十号)第六十六条」と読み替えるものとする。

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を削り、附則に次の三条を加える。

(三百人以下の労働者を雇用する事業主に係る納付金及び報奨金等に関する暫定措置)

第二条 常時三百人以下の労働者を雇用する事業主(第十八条第一項の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。)については、当分の間、第十八条第一項第一号、第十九条及び第五章第二節の規定は、適用しない。

2 事業団は、当分の間、第十八条第一項及び雇用促進事業團法第十九条に規定する業務のほか、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主に対して次項の報奨金を支給する業務を行なうことができる。

3 事業団は、当分の間、労働省令で定めるところにより、各年度ごとに、常時三百人以下の労働者を雇用する事業主のうち、当該年度に属する各月ごとの初日におけるその雇用する身体障害者である労働者の数の合計数が、当該年度に属する各月ごとにその初日におけるその雇用する労働者の数の合計数が、定められる。

(準用)

第七十三条 第十九条、第二十七条及び前条の規定の適用については、当分の間、第十九条第二項、第二十七条第一項及び第二項並びに前条第三項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数(除外率設定業種に属する事業を行なう事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数)」と、第十九条第二項及び前条第三項中「第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、第二十七条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」とある。

4 第十五条第一項の規定は前項の身体障害者

は、当分の間、第十八条第一項中「前項各号に掲げる業務」とあるのは「前項各号に掲げる業務及び附則第二条第一項に規定する業務」である。附則第二条第一項の報奨金の支給に要する費用並びに」とする。

(除外率設定業種に係る納付金の算定等に関する暫定措置)

第三条 第十九条、第二十七条及び前条の規定の適用については、当分の間、第十九条第二項、第二十七条第一項及び第二項並びに前条第三項中「その雇用する労働者の数」とあるのは「その雇用する労働者の数(除外率設定業種に属する事業を行なう事業所の事業主にあつては、その日におけるその雇用する労働者の数から、その日における当該事業所に係る除外率設定業種ごとの労働者の数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)を合計した数を控除した数)」と、第十九条第二項及び前条第三項中「第二十七条第三項に規定する基準雇用率」とあるのは「附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第三項に規定する基準雇用率」と、第二十七条第三項中「労働者の総数に対する」とあるのは「労働者の総数から除外率設定業種ごとの労働者の総数に当該除外率設定業種に係る除外率を乗じて得た数の合計数を控除した数に対する」とある。

2 前項の措置は、身体障害者である労働者と他の労働者の交替、身体障害者の職業訓練の充実、身体障害者の就業上必要な作業設備及び作業補助具の改善整備の状況等に照らして、除外率設定業種に属する事業を行なう事業主について、同項の規定を適用しなくてはならない。

3 その他の労働者との交替、身体障害者の職業訓練の充実、身体障害者の就業上必要な作業設備及び作業補助具の改善整備の状況等に照らして、除外率設定業種に属する事業を行なう事業主について、同項の規定を適用しなくてはならない。

4 第十五条第一項の規定は前項の身体障害者である労働者の数の算定について、第十九条第四項の規定は前項の報奨金について準用する。

5 第五章第一節、第二十六条、第八十五条第一項第一号(第二十二条第二項に係る部分に

速やかに廃止するものとする。

(精神薄弱者の雇用の促進に関する検討等)  
第四条 精神薄弱者の雇用の促進については、

その職能的諸条件に配慮して適職に関する調査

査研究を推進するとともに、その雇用について事業主その他国民一般の理解を高めること

に努めるものとし、その結果に基づいて、必

2 要な措置を講ずるものとする。

は、第三条、第三条の二から第八条まで及び  
第二条の規定は精神障害者二つ、第六、第八

第十条の規定は精神薄弱者について 第八十一条の規定は労働省令で定める精神薄弱者であ

る労働者について準用する。

第一項に規定する措置が講じられるまでの間は、前項の労働省令で定める精神薄弱者で

ある労働者は、身体障害者である労働者とみて、第二十八条第一項及び第二二項、第一

十九条第三項並びに第七十九条の規定を適用

第一頁に規定する措置が講じられたままである。

第一項は規定<sup>1</sup>の指標が満たされないと、事業団は、第二項の労働省令で定める

精神薄弱者に關しても、第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務に相當する業

が、第四号の規定に依る事務を行ふことができる。この場合において、

当該業務は、第五章第一節、第二十六条、第八十五条第一項第一号（第二十二条第二項）

係る部分に限る。) 及び第八十六条の規定の

適用については、第十八条第一項第一号から第四号までに掲げる業務とみなす。

5 第一項に規定する措置が講じられるまでの間、名主は、精神障害者二回以上、第

間は、協会は、精神薄弱者に關しても、第五十九条第一項第二号、第三号及び第五号に規定

げる業務に相当する業務を行うことができ  
る。二の場合二つ、当該業務は、第一、二

る。この場合において、当該業務は、第七条第四号の規定の適用については、第五十

九条第一項に規定する業務とみなす。

別表中「別表 身体」の「外障の範囲」を一旦

同表第一号口中「〇・〇七以下」を「〇・〇1

以下、他眼の視力が〇・六以下に改め、同表第二号ロ中「八〇デシベル以上」の下に、「他の聴力損失が四〇デシベル以上」を加え、同表第三号を次のように改める。

三 次に掲げる音声機能又は言語機能の障害

イ 音声機能又は言語機能の喪失  
ロ 音声機能又は言語機能の著しい障害で、永続するもの

別表第四号ロ中「、ひとさし指を含めて」を「又はひとさし指を含めて」に改め、「又は【上肢】のひとさし指を指中手骨関節で欠くもの」を削り、同号ハを次のように改める。

ハ 一下肢をリストラン関節以上で欠くもの別表第四号ホを次のように改める。

ホ 両下肢のすべての指を欠くもの

別表第四号ホの次に次のように加える。  
ヘ イからホまでに掲げるものはか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

別表第五号を次のように改める。

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

(中高齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正)

目次中「第十一條」を「第十一條の五」に改める。

第二条 中高齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

2 この法律において「高齢者」とは、中高齢者のうち労働省令で定める年齢以上の者をいう。

第七条を次のように改める。

(選定職種に係る求人の条件等)

第七条 公共職業安定所は、雇用対策法(昭和四十一年法律第二百三十二号)第二十条の規定

により労働大臣が中高年齢者の能力に適合するとして認めて選定した職種（以下第九条までにおいて「選定職種」という。）について、正当な理由がないにもかかわらず中高年齢者でないことを条件とする求人の申込みがあつた場合には、これを受理しないことができる。

2 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、事業主又はその団体に対して、中高年齢者を選定職種の労働者として雇い入れることを促進するため必要な指導を行うことができる。

第八条及び第九条を削る。

第十条中「第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種」を「選定職種」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第八条とする。

第十一条中「行なうにあたつては」を「行なうに当たつては」に、「第七条第一項の規定により雇用率が設定された職種」を「選定職種」に改め、同条を第九条とし、第二章中同条の次に次の六条を加える。

(高年齢者雇用率の設定等)

第十一条 労働大臣は、政令で定めるところにより、高年齢者の雇用率（以下「高年齢者雇用率」という。）を設定することができる。

2 事業主は、労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その常時雇用する高年齢者である労働者の数が、その常時雇用する労働者の総数に前項の高年齢者雇用率を乗じて得た数（その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）以上であるよう努めなければならない。

(求人の申込みの受理に関する特例)

第十二条 公共職業安定所は、その常時雇用する高年齢者である労働者の数が前条第二項の規定により算定した数未満である事業主の事業所に係る求人の申込みであつて、正当な理由がないにもかかわらず高年齢者でないことを条件とするものを受理しないことができ

(高年齢者雇用率の達成に関する計画)

第十一條の二一 労働大臣は、高年齢者の雇用の安定を図るため必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を雇用する事業主であつて、その常時雇用する高年齢者である労働者の数が第十条第二項の規定により算定した数未満であるものに對して、高年齢者である労働者の数がその算定した数以上となるようにするため、労働省令で定めるところにより、高年齢者雇用率の達成に関する計画の作成を命ずることができる。

2 事業主は、前項の計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、これを労働大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 労働大臣は、第一項の計画が著しく不適当であると認めるときは、当該計画を作成した事業主に対し、その変更を勧告することができる。

4 労働大臣は、特に必要があると認めるときには、第一項の計画を作成した事業主に対して、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

(届入れ等の要請)

第十一條の三 前条に規定するもののほか、労働大臣は、高年齢者の雇用の安定を図るために特に必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を雇用する事業主であつて、その常時雇用する高年齢者である労働者の数が第十条第二項の規定により算定した数未満であるものに対して、高年齢者の雇用の安定に関する必要な措置をとることを要請することができる。

(報告)

第十一條の四 労働大臣は、必要があると認めるとときは、事業主に対し、高年齢者の雇用状況について必要な事項の報告を求めることができる。

(権限の委任)

第十一條の五 第十一條の二から前条までに定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を公共職業安定所長に委任することができる。

附則第三条を次のように改める。

(国、地方公共団体等における中高年齢者の雇用に関する暫定措置)

第三条 国、地方公共団体並びに日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社(以下「国等」という。)その他特別の法律により特別の設立行為をもつて設立され、又は特別の法律により地方公共団体が設立者となつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国等からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を國若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によつて得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)が行う中高年齢者の雇用については、当分の間、第十条から第十三条の五までの規定にかわらず、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第一号)第二条の規定による改正前の第七条から第九条までの規定の例による。

附則第四条から第九条までを削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

(身体障害者雇用調整金に関する規定の適用等)

第二条 第一条の規定による改正後の身体障害者雇用促進法(以下「新身障法」という。)第十九条の規定は、昭和五十一年度以後の年度分の同条第一項に規定する身体障害者雇用調整金について適用する。

昭和五十一年度分の新身障法第十九条第一項に規定する身体障害者雇用調整金に関する同項の規定については、同項中「当該年度に

属する各月(当該年度)とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月(当該期間)と、「同条第一項の規定により算定した額」とあるのは「身体障害者雇用促進法及び中

高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第一号)附則第三条第一項の規定により読み替えて適用される第二十七条第一項の規定により算定した額」とする。

(身体障害者雇用納付金に関する規定の適用等)

第三条 新身障法第五章第二节の規定は、昭和五十年度以後の年度分の新身障法第二十六条第一項に規定する身体障害者雇用納付金について適用する。

2 昭和五十一年度分の新身障法第二十六条第一項に規定する身体障害者雇用納付金に関する新

身障法第五章第二节の規定の適用については、

第二十七条第一項、第二十八条第一項及び第二

項並びに第二十九条第三項中「当該年度に属する各月」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの各月」と、第二十八条第一項及び第二項中「当該年度において」とあるのは「昭和五十一年十月から昭和五十二年三月までの期間内において」と、第二十九条第一項中「翌年度の初日(当該年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日)」とあるのは「昭和五十一年十月一日」と

止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日」とあるのは「昭和五十一年十月一日」と

第五条 この法律の施行の際現にその名称中に身体障害者雇用促進協会という文字を用いている者については、新身障法第四十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七十二条の五第一項第一号中「並びに中央技術検定協会」を「、中央技能検定協会」に改め、「都道府県技能検定協会」の下に「並びに

身体障害者雇用促進協会」を加える。

一日に終わるものとする。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「並びに中央

技能検定協会」を「、中央技能検定協会」に改め、「都道府県技能検定協会」の下に「並びに

身体障害者雇用促進協会」を加える。

一日に終わるものとする。

## 十一の五 身体障害者雇用促進協会の監督に

に関すること。

第十条第一項中第三号の三を第三号の四と

し、第三号の二を第

に次の一号を加える。  
三の二、高年齢者雇用率の達成に関する計画  
に関すること。

五月七日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は一月十六日)  
一、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改  
三、(略)

五月十日本委員会に左の案件を付託された。

戰時災害援護法案  
戰時災害援護法

第一条

第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかかるたる者で当該戦時災害にかかるたるもの、当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に関しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第二百六十八号）以下「特別援護法」といいう。）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号）以下「遺族援護法」という。（公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分（第

**第三条 第二条第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令（行政措置を含む。）による給付（遺族に対する年金たる給付を含む。）でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合においては、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わないことがで**

第六条第一項中「(同条第二項の規定に該当する者)あつては、同条同項。以下この条において同じ。」を削る。

傷病者・戦没者・遺族等援護法の下に「戦時災害援護法」によりその例によるものとされる場合を含む。」を加える。

る勅令（昭和二十一年勅令第五百四号）による改正前のものを「第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第一項とし、同条第四項中「又は第一項」を削り、「第一項第一号」を「同項第一号」に改め、同

第十四条の三第四号の六の次に次の二号を加える。

**第二条 特別援護法の一部を次のように改正する。**

同じ。」に改める。  
第五条第六十三号の六の次に次の一号を加え  
る。

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

第五条第六十三号の三中「第一百六十八号」を  
「第一百六十八号。戦時災害援護法（昭和五十一

(政令委任)  
第四条 遺族援護法に規定する日又は月の読み替えその他特別援護法及び遺族援護法の例によることが困難と認められる場合における特例に関することは、この法律による援護の趣旨に照らして合理的に必要と判断される範囲内で、政令で必要な規定を設ることができる。

第一号)によりその例によるものとされる場合を含む。以下この項において同じ。」に改める。

第十三條第一項中「第一百六十八号」を「第六十八号。戦時災害援護法（昭和五十一年法律大典）」

第七条 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十  
三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災害援護法（昭和五十一年法律第一号）によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

（地方税法の一部改正）

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災害援護法（昭和五十一年法律第一号）によりその例によるものとされる場合を含む。以下第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

（結核予防法の一部改正）

第九条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災害援護法（昭和五十一年法律第一号）によりその例によるものとされる場合を含む。次条第一項において同じ。」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条 租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災害援護法（昭和五十一年法律第一号）によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

（国民年金法の一部改正）

第十一條 国民年金法（昭和三十四年法律第二百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第五号の次に「五百二十号」を加える。

五の二 戰時災害援護法（昭和五十一年法律第一号）に基づく年金たる給付

第七条第二項第四号中「第五号」を「第五号一百八十一号」の一部を次のように改正する。

（通算年金通則法の一部改正）

第十二條 通算年金通則法（昭和三十六年法律第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「第一百二十七号」の下に「若しくは戦時災害援護法（昭和五十一年法律第一号）」を加える。

（児童扶養手当法の一部改正）

第十三条 児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 戰時災害援護法（昭和五十一年法律第一号）に基づく年金たる給付

この法律施行に要する経費

円の見込みである。  
この法律施行に要する経費は、平年度約四十億

昭和五十一年五月二十九日印刷

昭和五十一年五月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局